

ADACHI  
BASIC  
PLAN  
2025 — 2032

足立区基本計画

令和7年2月

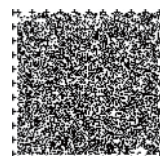
やりたいことが叶うまち



知ると分かる。  
すると変わる。  
SDGs MODEL ADACHI



足立区



# チャレンジの中にこそ、 新たな価値の創造が

足立区の「今」と、令和14年度に迎える区制100周年をつなぐ新たな「足立区基本計画」を策定しました。策定の過程で貴重なご意見をお寄せくださるなど、策定にご協力いただいた全ての区民や関係者の皆さまに、心より感謝申し上げます。

今回の計画では、区が抱える課題に向き合いながらも、未来の可能性を広げていくことを目指しています。4つのボトルネック的課題である「治安」「学力」「健康」「貧困の連鎖」をはじめ、少子・超高齢社会の進行、気候変動への対応、多様化する価値観や生活様式、そしてテクノロジーの急速な発展など、区が直面する課題は多岐にわたります。しかし、これらの課題の克服にチャレンジする中にこそ、区の魅力をさらに高める新たな価値を創造するチャンスがあると確信しています。

そのチャンスを掴み、足立区が進化し続けるための原動力として、区民の皆さま一人ひとりの「やりたいことが叶うまち」をテーマに掲げました。

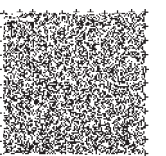
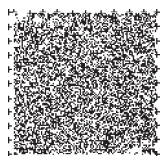
令和5年度に立ち上げた「あやセンター ぐるぐる」では、設立から1年足らずで区民の皆さまの「やりたいこと」を100件以上実現するなど、新たな「活力」が生まれていますが、その中心はこれまで区との接点の少なかった方々です。今後の区の発展には、こうした新たな力の広がりが欠かせません。

皆さまの「安心」をさらに高め、やりたいことが叶う中で新たな「活力」が生まれていく。この相乗効果によって、個人にとどまらず、社会的にも満たされた状態である「ウェルビーイング」を広げていくことも本計画の重要な理念です。

しかし、どの様に崇高な理念でも、掲げるだけでは画餅に帰すことになります。計画に定める各成果指標により計画の進捗を管理することはもちろん、計画策定後も区民の皆さまの声を丁寧に向かい、困りごとやニーズを正確に把握することも肝要です。特に、今回は、小・中学生からも「まちの将来像」などについてたくさんの意見をいただきました。一つひとつのお声を真摯に受け止め、目指す未来を共に創っていく仕組みづくりにも注力してまいります。

足立区には、支え合い、挑戦し、進化し続ける力があります。次世代が誇れる足立区の実現に向けて、これからも変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

令和7年2月  
足立区長 近藤やよい





# 変わりゆくまち、 進化するあだち。



変化

平成24年4月に開設された東京電機大学 東京千住キャンパス。

## 100年に一度の 変化のときが訪れる。

まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などを区内外に広く発信し、足立区のイメージアップや、地域活性化を図る新しいまちづくりの手法「エリアデザイン」。

今、足立区は、この「エリアデザイン」によって、100年に一度の大きな変化のときを迎えています。

大学が開設した千住・花畑エリア、大学病院を核とした「健康」がテーマの江北エリアなど、地域の個性や魅力を引き出す都市空間づくりが進んでいます。

## 人々の中にも 新たなうねりが生まれる。

歴史と伝統が息づく場所でありながら、近年では新しい住民や若い世代の流入により、多様な人々が行き交い、色とりどりのコミュニティが生まれる場所。

伝統や文化などを大切にしつつも、新しい価値観やライフスタイルを積極的に取り入れ、誰もが自分らしくいられる「足立区ならではの」空間が育ちつつあります。

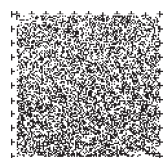
そこでは、人々の様々な想いや活動が混ざり合い、新たなうねりが生まれ始めています。



まちでは多様な人が  
行き交う。

多様性・  
融合

様々な文化が混ざり、  
新たなつながりが生まれている。



近年、足立区は大きな変化を遂げています。再開発によって新しい商業施設やマンションの建設が進み、風景が徐々に変わりつつあります。

それでもなお、古き良き面影が残り、歴史や伝統を感じることができる場所が存在します。地域の伝統や文化と新しい活力が混ざり合う、そんな今の足立区にふさわしい新しい「足立区基本計画」が出来上がりました。

## ひとの魅力と想いが あだちのまちを彩る。

まちは単なる生活の場にとどまらず、一人ひとりの想いや夢を実現するための舞台へと進化しています。

そこでの活躍は、夢の実現のためだったり、人々の笑顔のためだったり、社会のためだったり。自分らしさへの一歩は、自分の興味や関心＝「やりたいこと」から始まります。

今、多くの人の「やりたいこと」が足立区を鮮やかに色づけています。



モノづくりの現場でも個性豊かな人々が活躍している。

想い

## 今、やりたいことが 叶うまちへ。

多様な人々の想い——これは、まちを発展させ、魅力を創り出す原動力。

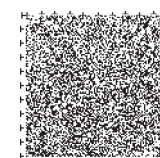
まちは、単なる建物や道路だけで形成されるものではなく、そこに住む人々の願いや情熱、努力が重なり合って、初めて真に生き生きとした場所となっていく。

区制100周年までのロードマップを描く「足立区基本計画」は、「やりたいこと」にチャレンジし、成長していく区民一人ひとりの姿を想像しながら策定しました。足立区は、「やりたいことが叶うまち」の実現に向け、今、走り始めました。



「やりたい」の拠点「あやセンター ぐるぐる」と「アヤセ未来会議」メンバー。

やりたいことが  
叶う





# 目 次

第1部では、計画策定の前提となる「足立区基本構想」や計画の位置付けなどについて記載しています。

第2部では、区の現状や社会情勢の変化など、計画策定にあたり考慮すべき背景について記載しています。

第3部の第1章から第7章に掲げる7つの理念は、区のあらゆる施策に共通し、かつ、あらゆる施策を通じて推し進める基本的な理念です。第6部に記載する各施策を進める際には、これらの理念を十分に踏まえた上で実施していきます。

第4部では、重点的に取り組むプロジェクトを定める「重点プロジェクト」やPDCAマネジメントサイクルを確立させるための「行政評価制度」、分野横断的な視点をもたらす「SDGs」について記載しています。

第5部では、戦略的な区政運営を推進するため、全ての施策を体系的に整理した「施策体系」について記載しています。

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1部 計画の策定にあたって          | 1  |
| 第1章 策定の趣旨               | 3  |
| 第2章 計画の期間               | 4  |
| 第3章 足立区の基本構想            | 5  |
| 第4章 計画の位置付け             | 7  |
| 第5章 前計画の取組の評価           | 9  |
| 第2部 策定の背景               | 11 |
| 第1章 足立区ってこんなところ         | 13 |
| 第2章 日本の社会状況の変化          | 29 |
| 第3章 財政収支の見通し            | 45 |
| 第4章 公共施設の老朽化            | 47 |
| 第3部 基本計画の理念             | 49 |
| 第1章 協創の再構築              | 51 |
| 第2章 やりたいことが叶う           | 55 |
| 第3章 ウェルビーイングの向上とSDGsの推進 | 59 |
| 第4章 人権・多様性の尊重と地域共生社会の実現 | 63 |
| 第5章 子ども・若者と進めるまちづくり     | 65 |
| 第6章 地域特性・地域資源を踏まえた施策の展開 | 67 |
| 第7章 持続可能な区政運営の推進        | 68 |
| 第4部 計画推進の仕組み            | 71 |
| 第1章 重点プロジェクト            | 73 |
| 第2章 行政評価制度              | 75 |
| 第3章 基本計画を通じたSDGsの推進     | 77 |
| 第5部 戦略的な施策体系            | 79 |
| 第1章 将来像の実現に向けた4つの視点     | 81 |
| 第2章 基本計画における7つの柱立て      | 82 |
| 第3章 施策体系                | 83 |

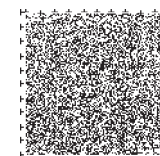
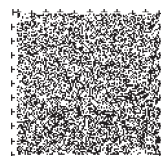
第6部では、第5部に記載した施策体系に基づき、各施策の取組などについて記載しています。

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 第6部 各施策の内容                           | 87  |
| 第6部 施策ページの見方                         | 89  |
| 施策群① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む           | 91  |
| 施策群② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える            | 103 |
| 施策群③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる | 111 |
| 施策群④ 人権と多様な個性を認め合う社会を実現する            | 119 |
| 施策群⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する          | 129 |
| 施策群⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する                | 141 |
| 施策群⑦ 地域でつながり、支え合う地域共生社会を実現する         | 147 |
| 施策群⑧ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する       | 153 |
| 施策群⑨ 健康寿命の延伸を実現する                    | 163 |
| 施策群⑩ 災害に強いまちをつくる                     | 171 |
| 施策群⑪ 便利で快適な道路・交通網をつくる                | 179 |
| 施策群⑫ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める             | 185 |
| 施策群⑬ 地域経済の活性化を進める                    | 195 |
| 施策群⑭ 戦略的かつ効果的な行財政運営を行う               | 201 |
| 施策群⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる             | 213 |

資料編には、各施策とSDGsゴールの関係性や新たな計画策定のため設置した「足立区基本計画審議会」などについて記載しています。

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 資料編                      | 219 |
| 1 各施策とSDGs 17のゴールとの関係    | 221 |
| 2 分野別計画等一覧               | 225 |
| 3 策定体制                   | 230 |
| 4 足立区基本計画審議会             | 231 |
| 5 基本計画ライブミーティング          | 233 |
| 6 子どもの意見聴取（きかせて！みんなのいけん） | 235 |

|                |     |
|----------------|-----|
| 足立区地域ビジョン・総合戦略 | 241 |
| 足立区国土強靱化地域計画   | 245 |



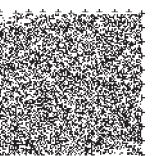
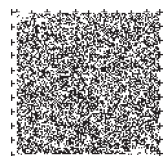


## 第1部

# 計画の策定にあたって

第1部では、計画策定の前提となる

「足立区基本構想」や計画の位置付けなどについて記載しています。



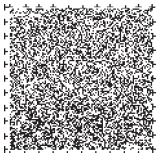
# 第1章 策定の趣旨

区の人口は、直近20年間で約49,000人増加し、令和6年1月1日現在、693,223人となりました。しかし、令和19年には人口減少に転じていくことが予測され、これまでのような人口増加は見込めない状況に直面していきます。また、平成6年には特別区中22位（10.89%）であった高齢化率（区内総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和2年には特別区中1位（24.79%）となるとともに、外国籍の住民比率も上昇を続けており、人口構造に大きな変化が起きています。

前計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症により、日常生活が一変する困難を経験し、また、頻発する大規模な台風などの自然災害や近年の物価高騰、首都直下型地震への不安は区民生活を脅かしています。加えて、所得格差の拡大や地域コミュニティの希薄化、地域社会と関わりを持たない壮年期単身者の増加によって、その社会的孤立と地域コミュニティの崩壊が懸念されています。さらに、社会インフラの老朽化による財政負担の増加など、現在から将来にわたって区を取り巻く状況は厳しさを増しています。

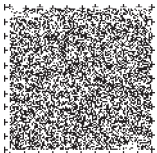
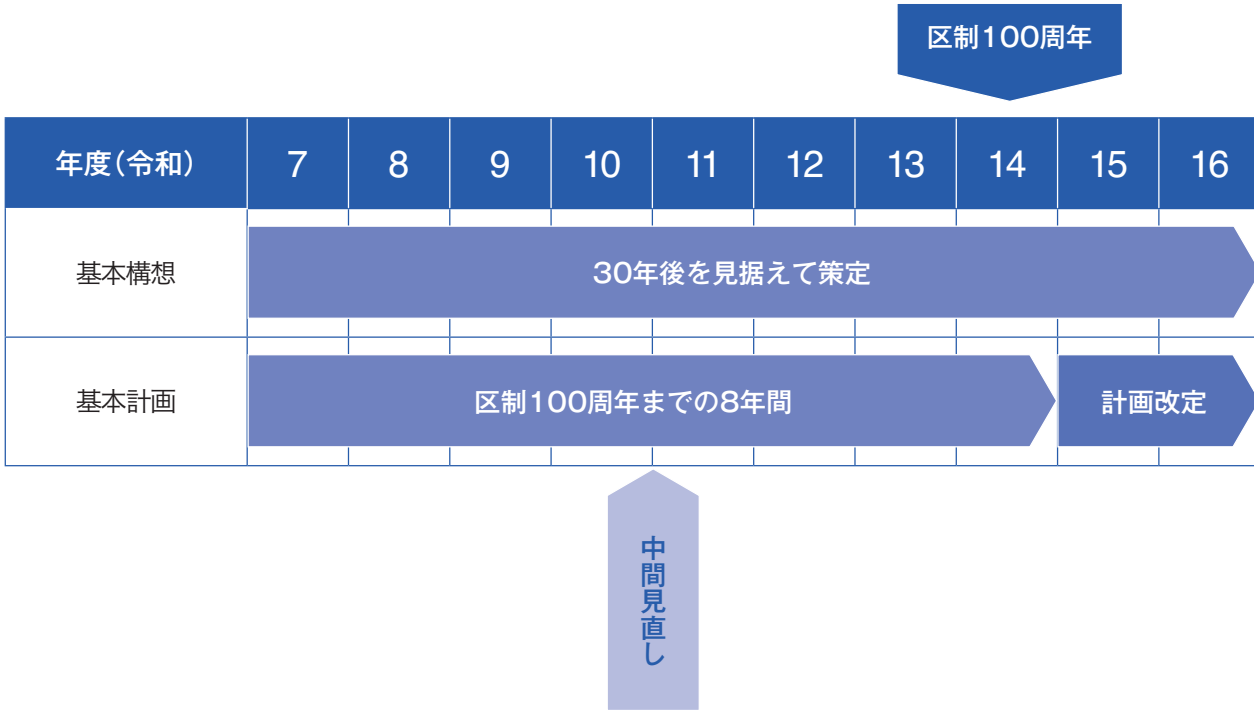
このような状況の中、持続可能な未来を見据えていくには、現状と課題を踏まえた効果的な政策を推進することに加え、多様な主体と共に区の魅力や個性を高めることで、区内外を問わず人々をまちへ惹きつけ、行政と地域が共に課題を乗り越えていくことが必要です。

社会情勢等の変化を踏まえ、足立区基本構想（以下「基本構想」という。）に掲げる将来像の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するべく、令和7年度を計画の初年度として、区制100周年にあたる令和14年度までの8年間を見据えた基本方針を示す、新たな「足立区基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。



# 第2章 計画の期間

基本計画の計画期間は、令和7年度から区制100周年を迎える令和14年度までの8年間とします。計画の4年目にあたる令和10年度には中間検証を行い、必要に応じて施策体系等の見直しを行います。





## 第3章 足立区の基本構想

区では、平成28年10月に、30年後を見据えた区民と行政の共通の目標となる基本構想を策定し、目標とする将来像として「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を掲げました。

策定にあたっては、公募区民委員や学識経験者などからなる足立区基本構想審議会を設置するとともに、これまで区政に関わる機会が少なかった世代も含めた幅広い方々による座談会を実施し、区の現状や課題、30年後の将来像について語り合っていました。

座談会で得られた様々なご意見・ご提案は、基本構想を検討するための基礎資料として活用し、足立区基本構想審議会からの答申を受けて、基本構想を策定しました。

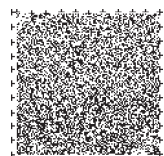
### 「協創とは」

時代の変化から生じる課題を克服するとともに、新たなまちの魅力を創出していくためには、まず、子どもから高齢者、障がいのある人等、多様な個が夢や希望に向かってチャレンジし、社会と関わる中で、自ら誇りや生きがいを感じられることが重要です。その上で、互いの個性や価値観を認め合い、ゆるやかにつながり支えあえば、より一層力を発揮することができます。この仕組みを「協創」と呼び、持続可能なまちを築き上げる根本と位置付けます。

### 「協創力とは」

区民・地域・事業者・団体・行政等、それぞれの想いや力が重なり合い、互いの役割を果たすことで生まれる地域課題を解決していく「力」、共にまちや魅力を創り出していく「力」、これがすなわち「協創力」です。

「協創力」は、未来に踏み出す一步となるとともに、区を取り巻く社会状況の変化に柔軟に対応するために必要なエンジンとなります。



### 「活力」とは

持続可能な社会を支えるための力であるとともに、進化のエネルギーでもあります。

「活力」には、区民一人ひとりの活力、まちの活力、行政の活力、つながりや新しい動きから生まれる活力など、様々な形があります。「活力」は、多様な人々や団体などがゆるやかにつながることで生み出される「協創力」によって一層増大します。まちに「活力」があふれることで人やモノが自然と集積し、つながり、新しいうねりが巻き起こります。それが、まち全体の活力として区を動かし、「進化」へとつながるエネルギーとなります。

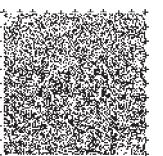
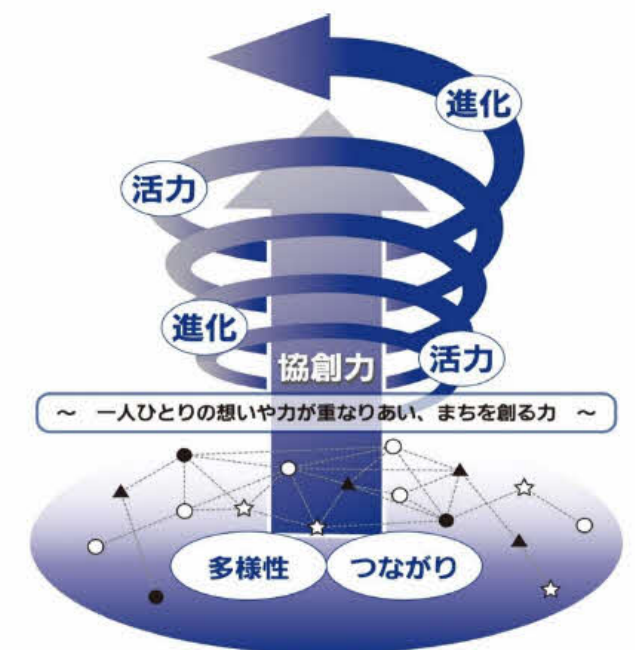
### 「進化」とは

今後起こり得る様々な変化に柔軟に対応し、課題を克服し、危機的状況を乗り越えていくことです。「進化」には、一人ひとりの成長、人と人とのつながりの深まり、まちの発展、行財政の改革など、様々な形があります。「活力」によって、人やまち、行政が進化し、より幅広い多様性の受容が進み、刻々と変化する状況への対応力が高まります。

「協創力」によって呼び起こされた新たな「活力」が、さらなる「進化」を生み出す、というプラスのスパイラルにより、「進化」はより深まります。

### 区の将来像

協創力でつくる  
活力にあふれ  
進化し続ける  
ひと・まち 足立



## 第4章 計画の位置付け

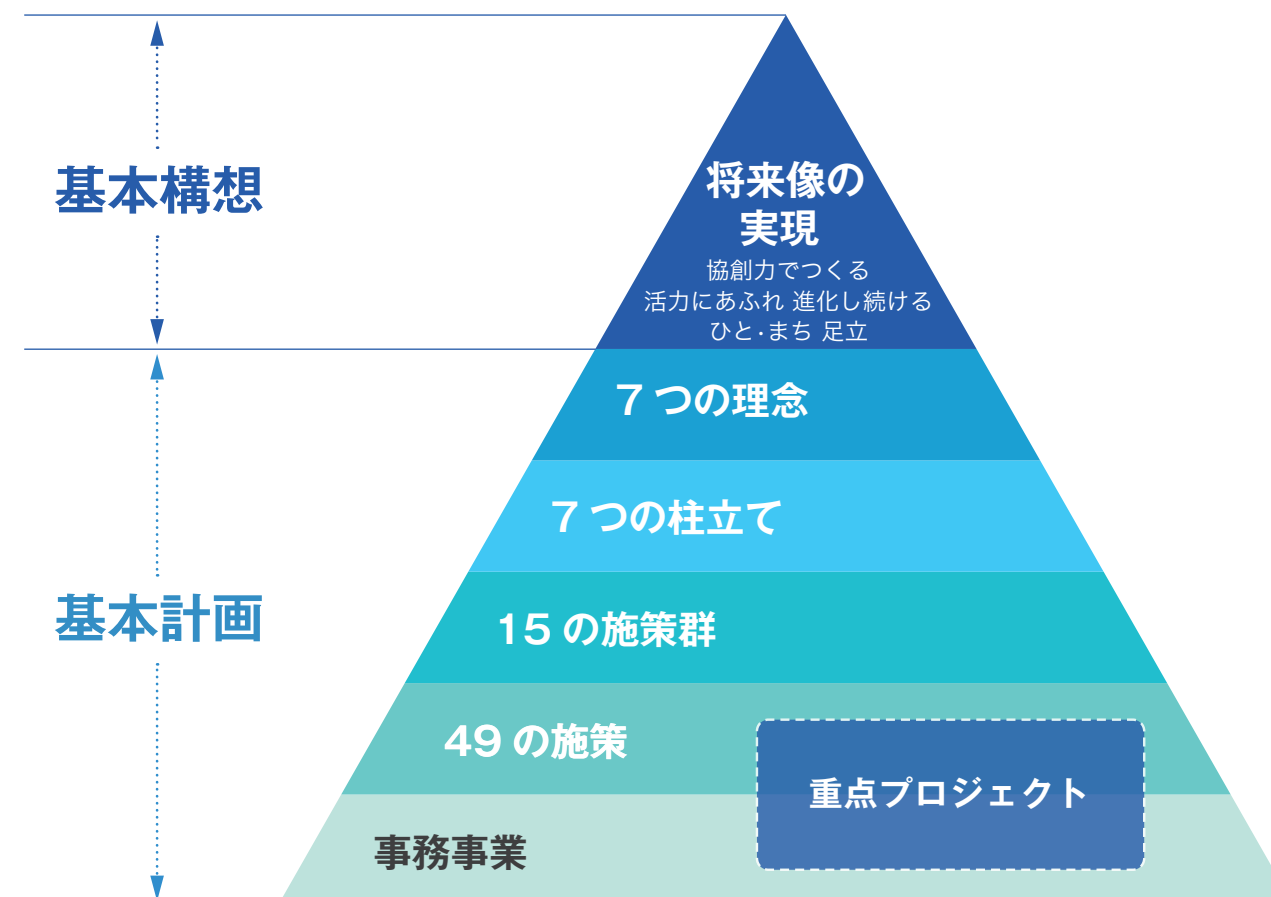
### 1 計画の構成

基本計画は、基本構想で示した将来像「協創力で作る 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向けて、区政全体の目標や基本的な考え方、具体的な施策を「ひと」「くらし」「まち」「行財政」の4つの視点、7つの理念、7つの柱立て、15の施策群に体系的に整理して定めています。

### 2 区政運営の指針となる計画

基本計画は、区の将来像の実現に向けて各施策を体系的に整理した区政運営の指針であるとともに、分野別計画の基本となるものです。分野別計画は、基本計画を補完する計画と位置付け、整合性を図りながら策定します。

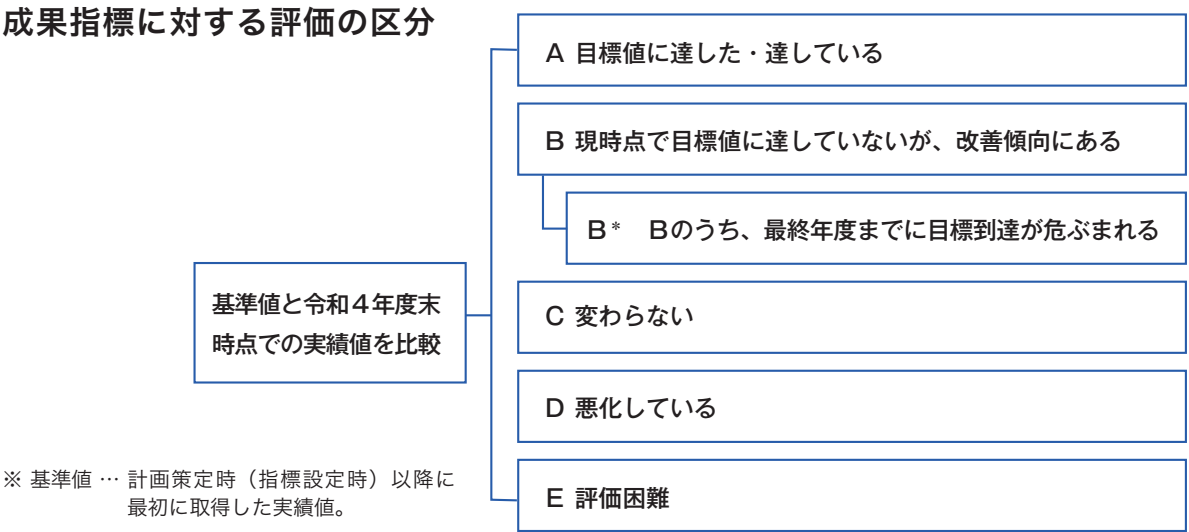
基本構想と基本計画の関係



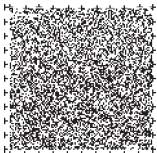
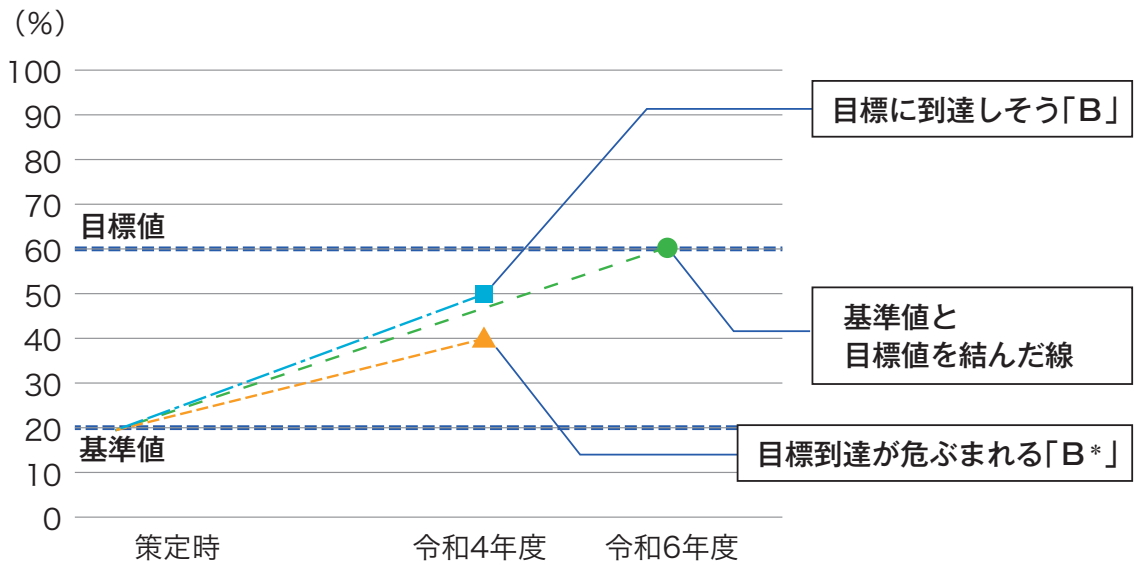
第5章  
前計画の取組の評価

1 前計画の総括評価の実施

足立区基本計画審議会へ新たな基本計画に関する諮問を行うにあたって、前計画の評価を実施し、足立区基本計画総括評価書（令和4年度末時点）を作成しました。評価にあたっては、成果指標の達成度の評価、現状分析、次期計画策定に向けての課題整理を行いました。なお、成果指標の達成度については、下記区分により判定しました。



BとB\*の区分



2 前計画の総括評価の結果

「区政全体に対する区民の満足度」及び各施策に定める成果指標の評価状況は下記のとおりです。成果指標の中には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていると考えられる数値や全国的に悪化傾向となっている数値もあることから、他自治体等との比較が可能な成果指標については、分析結果等も記載しています。足立区基本計画総括評価書（令和4年度末時点）及び最新の施策評価の状況は区ホームページに掲載しています。

「区政全体に対する区民の満足度」に対する評価結果

| 成果指標           | 評価 | 基準値   | 評価時   | 目標値   |
|----------------|----|-------|-------|-------|
| 区政全体に対する区民の満足度 | A  | 62.1% | 68.1% | 67.0% |

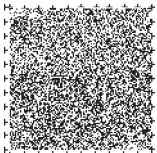
各施策に定める成果指標に対する評価結果の一覧

| 基準値と評価時(令和4年度末)を比較        | 項目数          |
|---------------------------|--------------|
| A 目標値に達した・達している           | 20 (17.0%)   |
| B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある | 40 (33.9%)   |
| B* Bのうち、最終年度までに目標到達が危ぶまれる | うち25 (21.2%) |
| C 変わらない                   | 36 (30.5%)   |
| D 悪化している                  | 21 (17.8%)   |
| E 評価困難                    | 1 ( 0.8%)    |
| 合計                        | 118(100.0%)  |

※ 項目数には、「区政全体に対する区民の満足度」及び再掲となっている指標の数を含まない。

基本計画の評価の状況について

| 評価内容                   | 区ホームページ<br>(二次元コード) |
|------------------------|---------------------|
| 足立区基本計画総括評価書(令和4年度末時点) |                     |
| 最新の施策評価の状況             |                     |

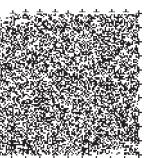
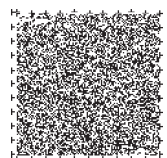




## 第2部

# 策定の背景

第2部では、区の現状や社会情勢の変化など、  
計画策定にあたり考慮すべき背景について記載しています。



## 第1章

# 足立区ってこんなところ

区の現状や特徴です。計画策定にあたって改めて「今」を見つめ直しました。

## 1 足立区は、東京23区の最北端に位置しています。

- ① 東は中川をはさんで葛飾区、西は隅田川をはさんで北区、荒川区、北は埼玉県川口市、草加市、八潮市、南は葛飾区、墨田区、荒川区に接しています。
- ② 区内の総面積は53.25km<sup>2</sup>で東京23区の約9%にあたり、大田区、世田谷区について第3位の広さです。この広さは、旧東京市（15区時代）の市域とほぼ同じで、面積は隣接の区、市との境界変更による変動を経て、現在に至っています。
- ③ 四方を川に囲まれた広大な区内には水辺スポットや憩いの公園が点在しており、水と緑、豊かな景観に恵まれています。

## 2 都心部へアクセスしやすい方、 地域交通に関する課題が顕在化しています。

- ① JR常磐線、東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）・東武大師線、京成本線、東京メトロ日比谷線・千代田線、つくばエクスプレス、日暮里・舎人ライナーの8路線が区内を通り、都心部へアクセスしやすい環境が整っています。
- ② 国道4号、東京都道318号環状七号線のほか、首都高速道路中央環状線・川口線・三郷線が区内を通っています。また、都営バスや東武バス、国際興業バス、コミュニティバス「はるかぜ」等が区内を運行しています。
- ③ バス運転士不足等の影響により、バスの一部路線・一部区間の運行終了や減便等がありました。これに伴い、高齢者をはじめとした移動制約者の移動手段の確保などを求める声が区に届き、喫緊の課題となっていることから、公共交通を補完するような多様な交通手段の導入に向けた取組を積極的に進めています。

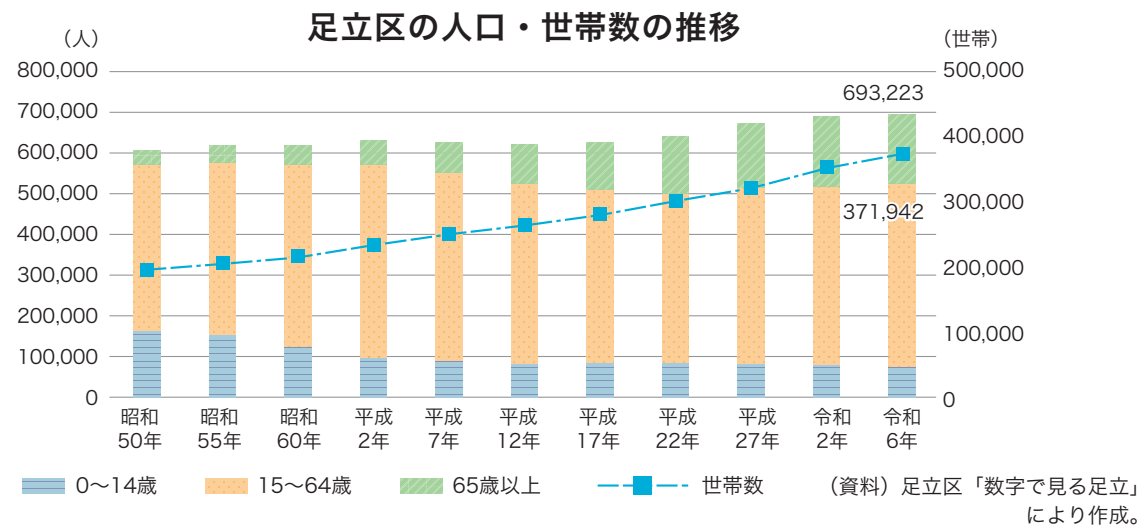
足立区 総面積

53.25km<sup>2</sup>



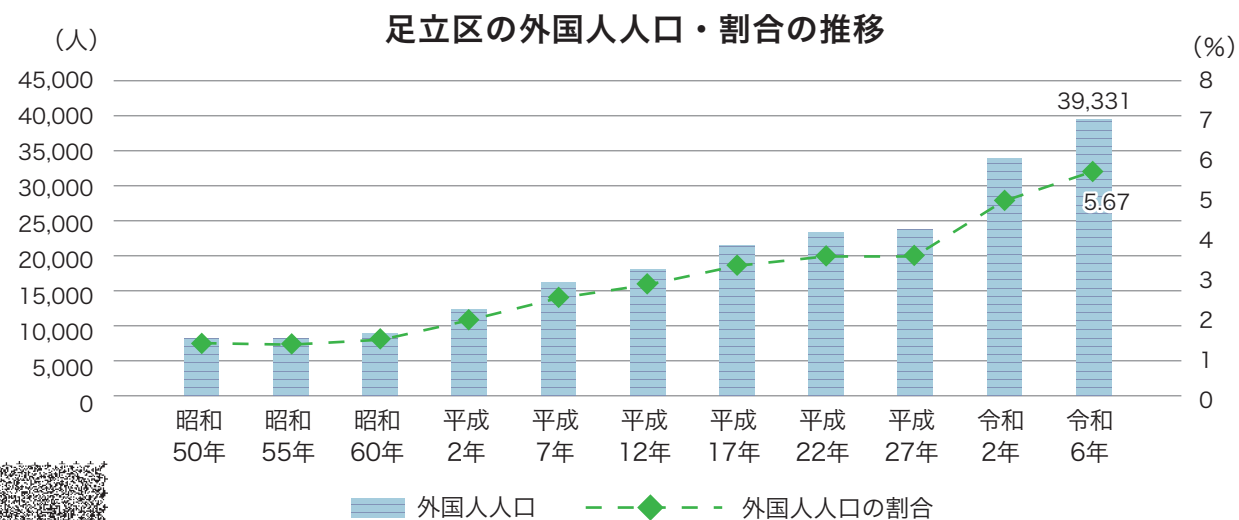
### 3 単身世帯や65歳以上人口が増加しています。

- ① 令和6年1月時点の総人口は約69.3万人であり、直近20年間で約1.08倍となっています。
- ② 令和6年1月時点の世帯数は約37.2万世帯であり、直近20年間で約1.34倍と総人口を上回るペースで増加していることから、単身世帯の増加が著しいことが分かります。
- ③ 令和6年1月時点の65歳以上人口は約16.9万人と、直近20年間で約1.50倍に増加し、特別区で最も高齢化率（区内総人口に占める65歳以上人口の割合）が高くなっています。



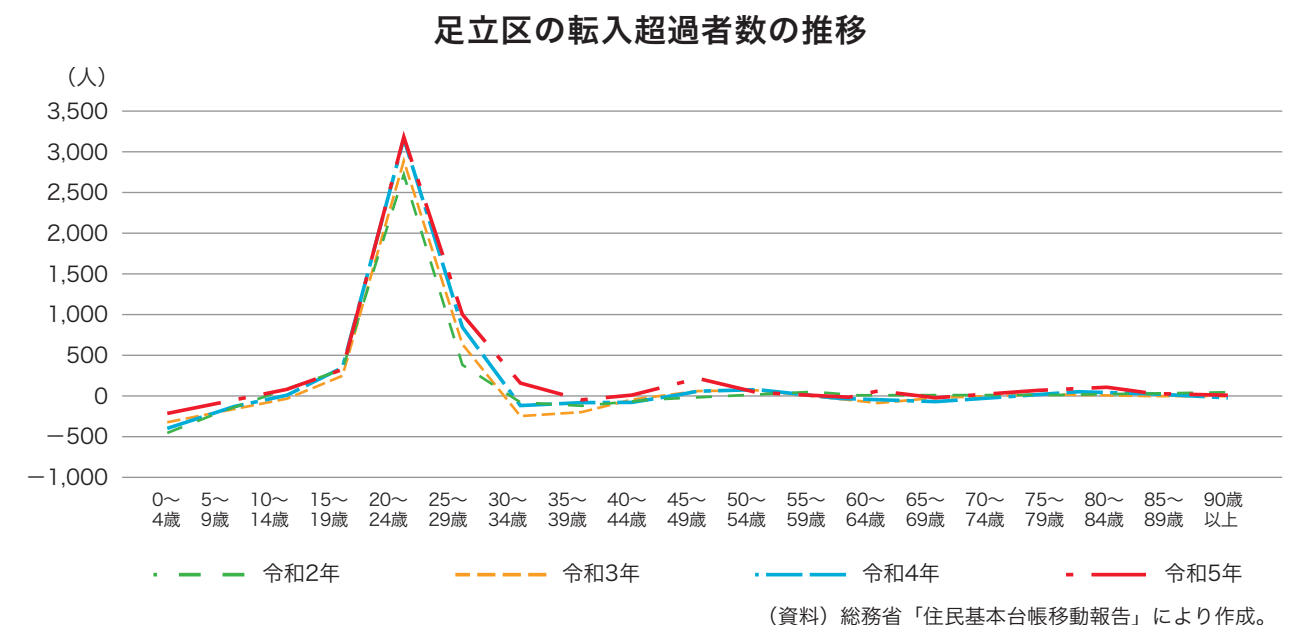
### 4 外国籍の住民の割合が上昇しています。

- ① 令和6年1月時点の外国人人口は39,331人、外国人人口の割合は5.67%と、直近20年間で人口は約1.84倍、外国人人口の割合は2.35ポイント増加しています。
- ② 令和6年1月時点の外国人人口を国籍別に見ると、中国、韓国、フィリピンの順に多くなっています。



### 5 進学・就職を理由に、若い世代が継続的に転入しています。

- ① 20代の転入超過者数が突出していますが、30代以降では転出超過に転じる年代もあります。また、10歳未満では転出超過となっています。
- ② 区の調査によると、20代は進学・就職を機に転入し、子育て世代は住宅購入を機に転出することが多いことが分かっています。



### 6 近隣自治体との間の転出入が多くなっています。

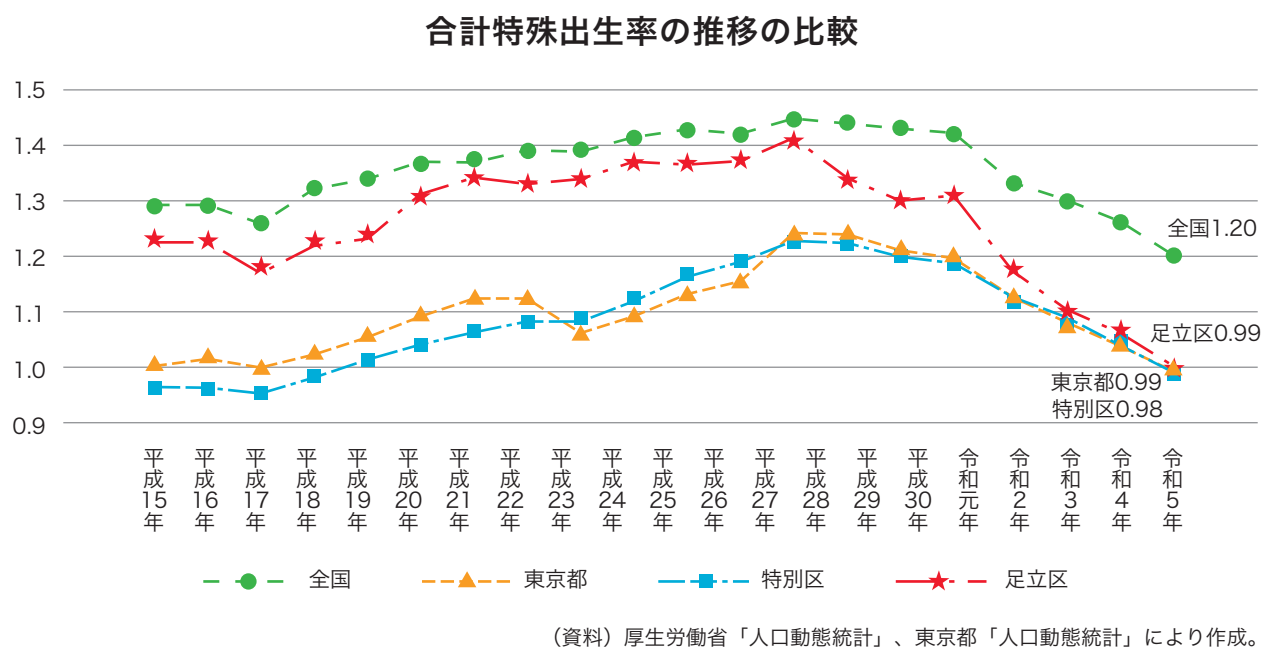
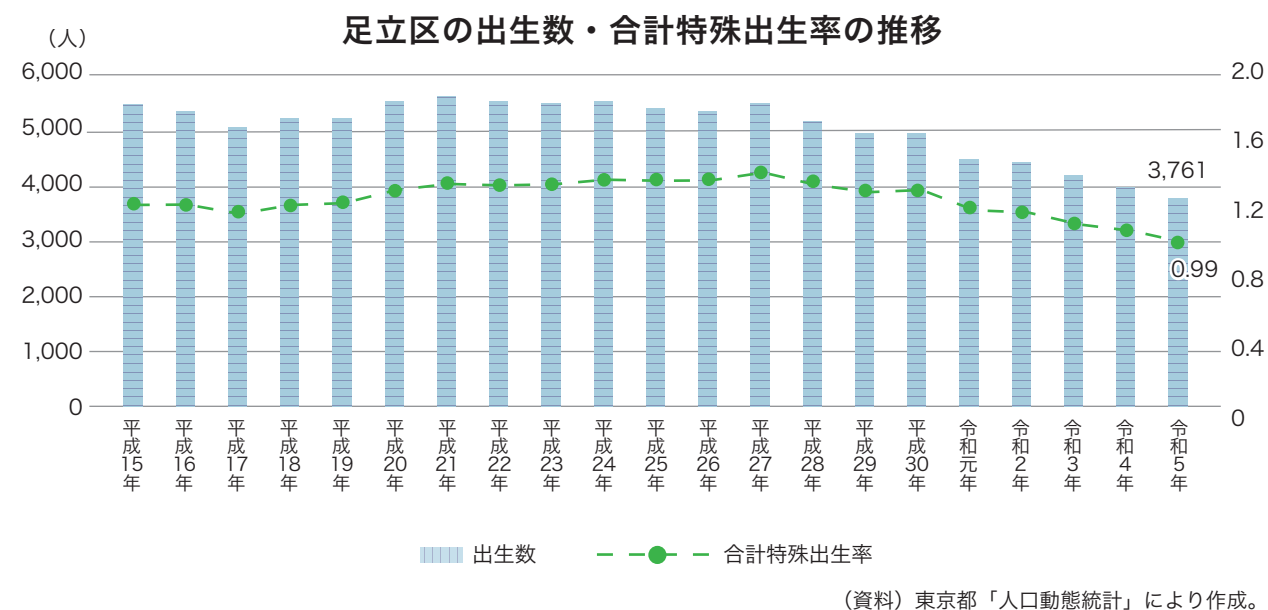
- ① 転入者数・転出者数ともに葛飾区が最も多く、次いで荒川区となっています。
- ② 転入元自治体上位10位のうち、東京都外の自治体は横浜市、草加市のみでしたが、転出先自治体では川口市、松戸市、さいたま市も上位10位に入っています。





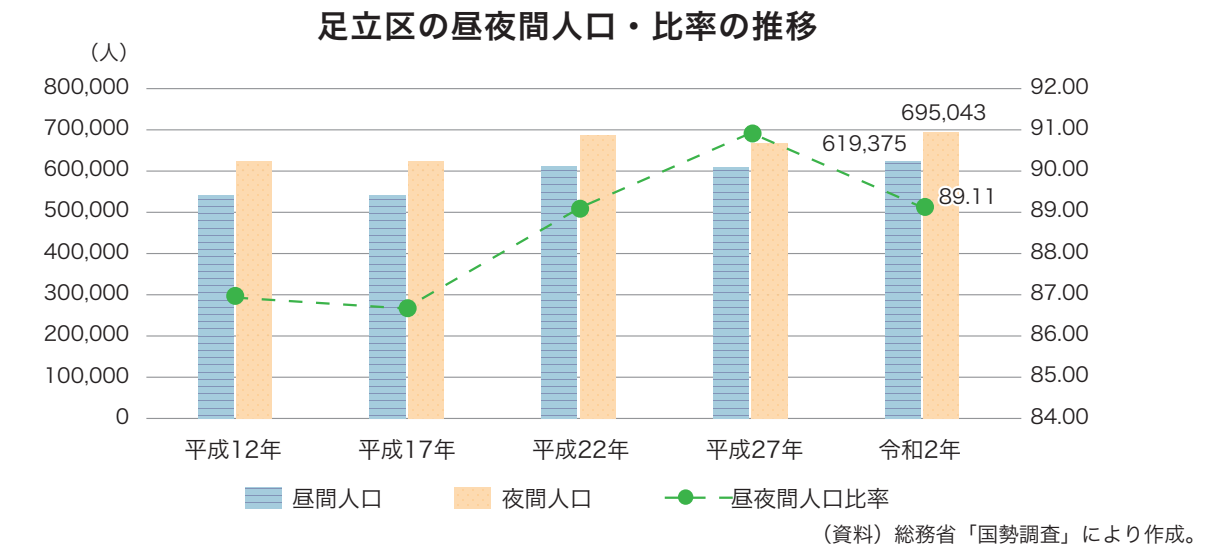
## 7 出生数と合計特殊出生率は減少しています。

- ① 平成28年までは5,000人以上の出生数を維持していたものの、平成29年には4,000人台に、令和4年には3,000人台まで減少しています。
- ② 合計特殊出生率は平成27年の1.41をピークに、令和5年には0.99まで減少しています。
- ③ 足立区の合計特殊出生率は、特別区全体を0.01ポイント上回っていますが、全国より0.21ポイント低い値となっています。



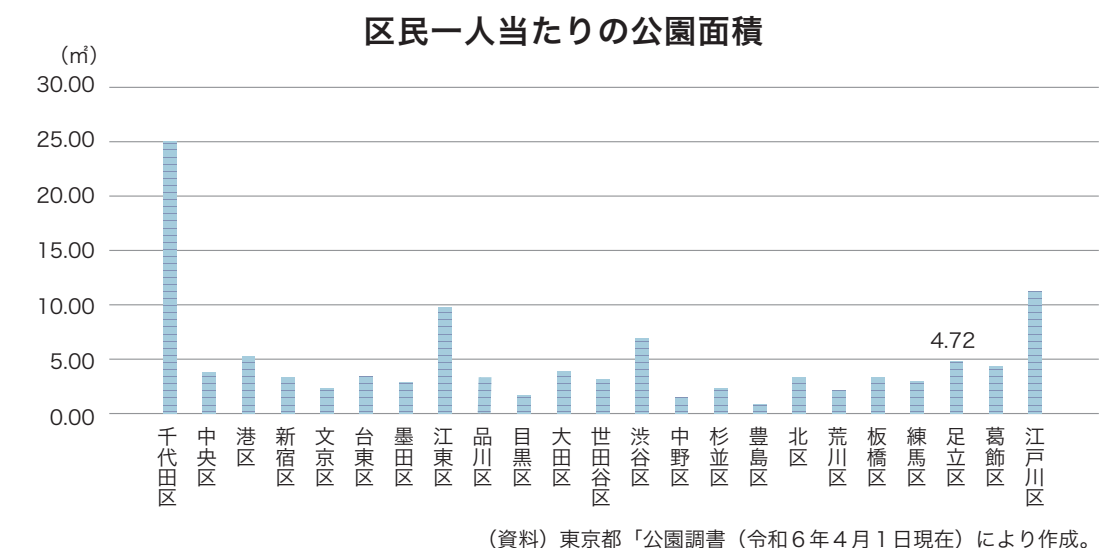
## 8 区外に通勤・通学する住民の割合が高くなっています。

- ① 平成12年には86.89だった昼夜間人口比率が令和2年には89.11と、2.22ポイント増加しています。
- ② 夜間人口が昼間人口を上回る傾向は継続しており、特別区平均と比較して区外に通勤・通学する割合が高くなっています。



## 9 身近に自然を感じることができる環境があります。

- ① 区立の都市公園面積は特別区で2番目に広いことに加え、広々とした荒川河川敷や特別区内の都立公園で3番目に広い舎人公園、自然とふれあうことができる都市農業公園なども存在し、水と緑に親しむことができるスポットが身近にあります。
- ② 区民一人当たりの公園面積では、葛西海浜公園（海上公園）がある江戸川区や皇居外苑（国民公園）がある千代田区が上位となっており、足立区は6番目となっています。

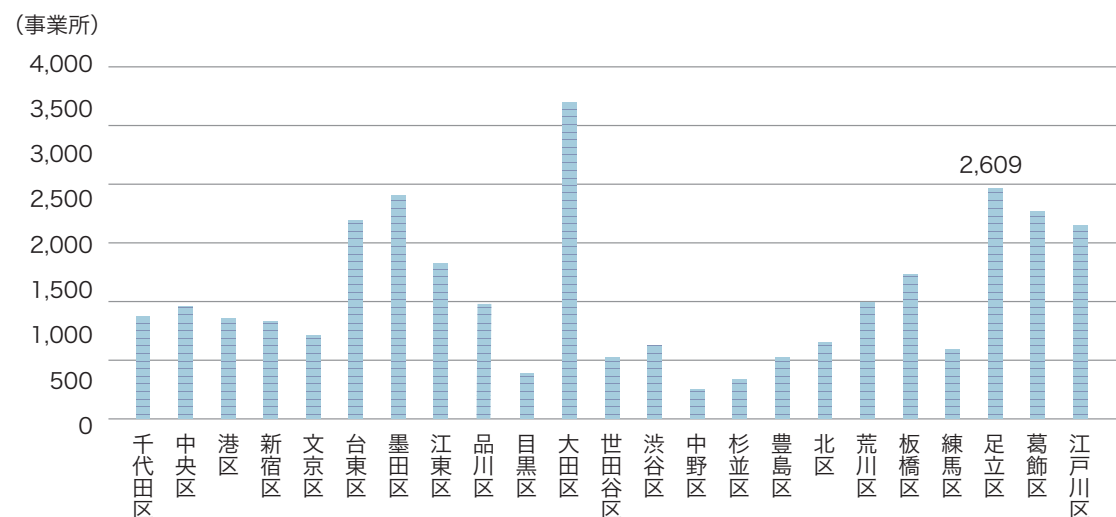


## 10 区内産業の優れた製品・技術を

### 「足立ブランド」として発信しています。

- ① 川に囲まれて水運の便が良く、江戸時代から多くの職人が移り住み、工業製品が盛んにつくられました。現在では、製造業が特別区で2番目に多く、高い技術力を持つ製造事業者や加工事業者が集積し、ものづくりの現場と製品を使用する生活者の距離が近いことが産業の特徴となっています。

製造事業所数

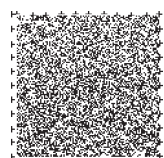


(資料) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」により作成。

- ② 「足立ブランド」は、区内産業の優れた製品・技術を認定し、その素晴らしさを全国に広く発信することで、区内産業のより一層の発展と区のイメージアップを図ることを目的に、平成19年度にスタートした事業です。令和7年1月1日現在、64企業が認定されています。



機械要素技術展（東京ビッグサイト）に出展



## 11 歴史の跡を伝える文化財が数多く残されています。

- ① 区内には、寺社や史跡など、地域の歴史を物語る貴重な文化財が点在しています。区は、昭和41年から文化財の調査活動を開始し、昭和56年には文化財保護条例を制定、翌年度から文化財の指定・登録を進め、区民共有の財産として保護と活用を進めています。令和6年4月1日現在、足立区指定・登録文化財件数は629件、区内の東京都指定文化財件数は8件となっています。
- ② 平成24年に迎えた区制80周年を機に「足立区文化遺産調査」が本格化し、千住地区を中心に非常に貴重な文化財の発見が続きました。調査の成果は主に令和7年度にリニューアルオープンを迎える郷土博物館などで広く公開していきます。
- ③ 寛永2年（1625年）に誕生した千住宿は、令和7年（2025年）に開宿400年という大きな節目を迎えます。千住宿の魅力がさらに多くの人々に知られ、その価値が後世に伝えられていくための取組を進めていきます。

足立区文化遺産調査で発見された文化財の一つ

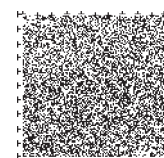


のぎきしんいち しきそうか ずびょうふ  
野崎真一 四季草花図屏風

慶応元年（1865年）に橋本貞秀（歌川貞秀）が描いた千住の風景



はしもとさだひで うたがわさだひで にっこうかいどうせんじゅくにつぼんむるいくすのきはしぐいのふうけいはんがんじぎょうしょうのず  
橋本貞秀（歌川貞秀） 日光御街道千住宿日本無類橋杭之風景本願寺行粧之図





## 12 エリアデザインで

### 100年に一度の変化のときを迎えています。

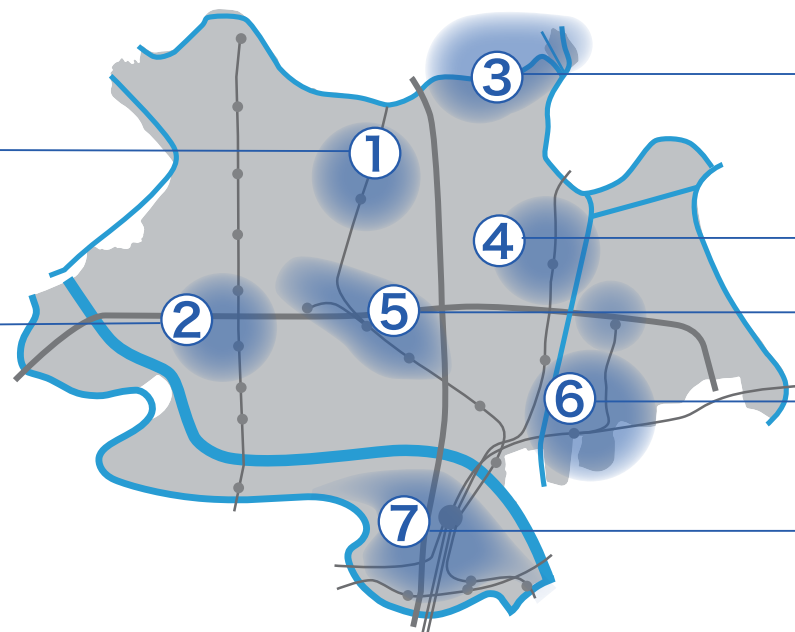
- ① 「エリアデザイン」とは、まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などを区内外に広く発信することで、区のイメージアップや地域の活性化を図る新しいまちづくりの取組です。これまで、「綾瀬・北綾瀬」「花畑」「六町」「江北」「西新井・梅島」「竹の塚」「千住」の7エリアのうち、「千住」「竹の塚」以外の5か所で計画を策定し、まちづくりを進めています。



人が主役のまちづくり、  
まずは「まちの顔づくり」として  
駅前交通広場など基盤整備に向けて進行中

駅東口のUR団地のストック再生などまちづくりの進捗にあわせて、周辺区有地などを活用したにぎわい創出により、駅東西が一体となるウォーカブルなまちづくりを目指します。

#### ① 竹の塚エリア

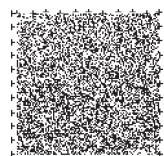


#### ② 江北エリア



住んでいるだけで自ずとところもからだも健康になるまちへ！令和4年1月、東京女子医科大学附属足立医療センターが開院

大学病院を核としながら、統合による小・中学校跡地、上沼田東公園・創出用地などに、新たな魅力や活力を創出する施設を誘導し、区の新たな拠点となるまちづくりを展開します。



#### ③ 花畑エリア



令和3年4月、文教大学が開学  
河川、公園などの周辺環境の再整備も進行中

昭和39年の東京オリンピック時に花畑団地が誕生、令和3年のオリンピック・パラリンピックとともに花畑エリアが生まれ変わりました。

#### ④ 六町エリア



六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」を開設  
駅前区有地ににぎわい拠点を整備  
隣接する駅前交通広場、公園と一体的活用を目指す

都心へのアクセスが便利なTX六町駅前にまちに活力を与える民間施設を誘導し、区内外からの来街者の増加を図り、六町エリアのさらなるまちの活性化を進めます。

#### ⑤ 西新井・梅島エリア



西新井駅西口の駅前交通広場整備に着手  
西新井公園周辺のまちづくりが始動

駅や周辺施設の再整備の動向を注視しつつ、梅田八丁目複合施設の整備、未整備の西新井公園計画の再構築、都市計画道路の整備、東武線をくぐる南北線構想の実現など、まちづくりの機運を高めます。

#### ⑥ 綾瀬・北綾瀬エリア



綾瀬・北綾瀬の駅前交通広場を整備  
旧こども家庭支援センター等跡地活用を検討

都心へのアクセス性が高い綾瀬のまちの特徴を活かし、「選ばれ続け・住み続けたい綾瀬に」の実現に向けた取組を進めます。

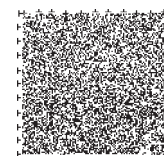
千代田線直通による北綾瀬のさらなる魅力の向上に向けたまちづくりを展開します。

#### ⑦ 千住エリア



西口駅前の再開発や5つの大学誘致でまちの魅力が向上  
働く女性が住みたいまちランキングも上位

区のシンボルとして、さらなる大学連携を進めるとともに、エリア全体の賑わいの創出や魅力的資源の有効活用により、区のイメージアップに努めます。

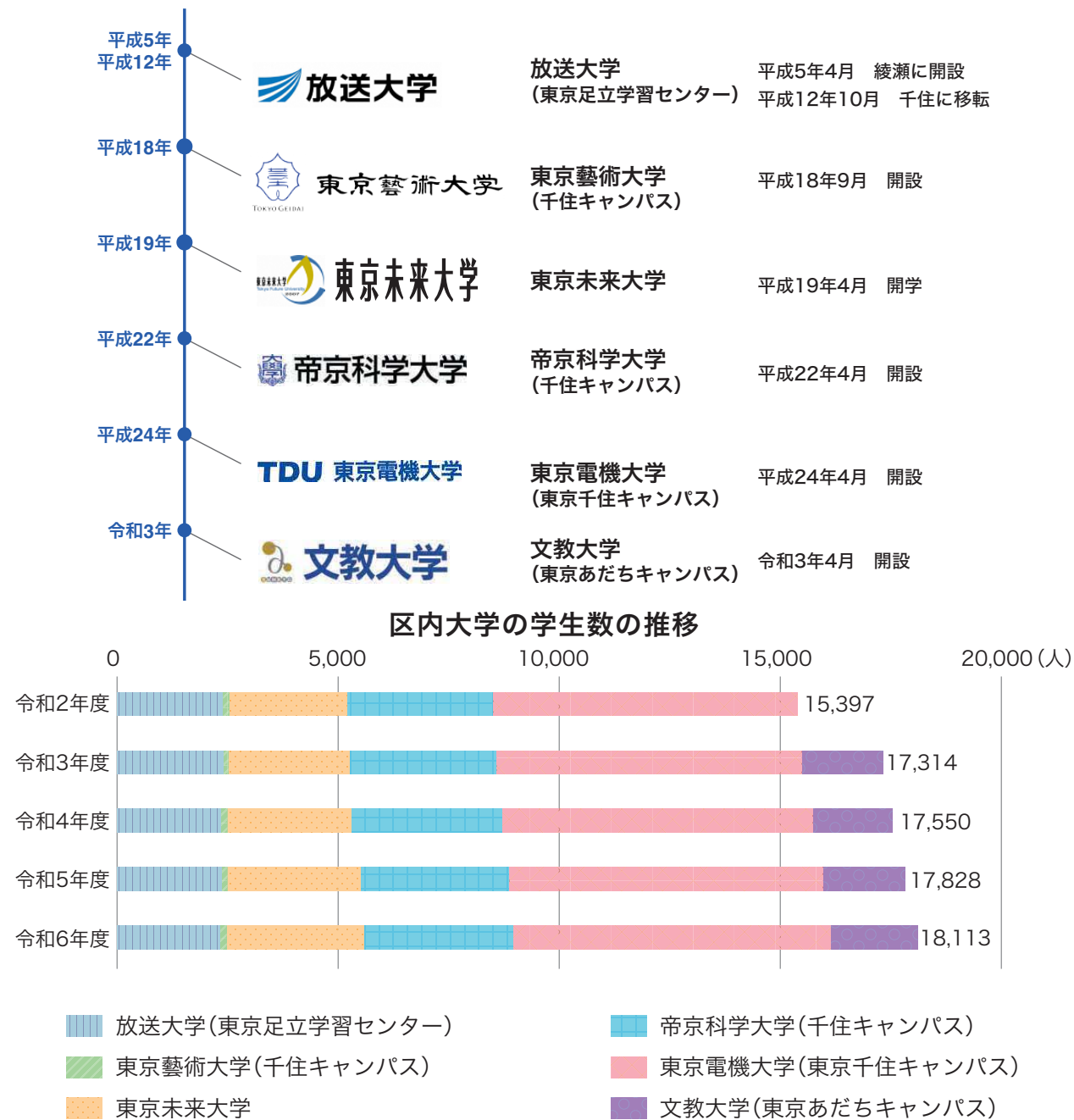




## 13 区内 6 大学の学生数は、

令和 6 年度に 18,000 人を超えました。

- ① 令和3年4月に文教大学 東京あだちキャンパスが開設し、区内の大学が6校となったことで、大学生が増加しています。
- ② 各大学は専門分野がそれぞれ異なっており、区ではその特色を生かした様々な連携を進めています。



文教大学



放送大学





## 14 SDGs 未来都市に選定されました。

- ① 令和4年5月20日、内閣府より「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されました。再開発で大きく変わる好機を迎えている綾瀬エリアをモデル地域とし、駅前広場の整備等のハード事業とともに、チャレンジ性と包摂性を引き出す三側面（経済・社会・環境）で取組を進めています。

足立区SDGsモデル事業の取組



### 人と人の 「つながり」を大切に

気軽に訪れることができる場所やイベントの機会を積極的に設けていきます。人と人のつながりに満たされた、温かいまちを目指します。

### 「やってみたい」に チャレンジできる

「面白そう」「やってみたい」から始まるアイデアを、みんなで実現できるまちに。アイデアを生み出す場、つなぐ場、実践する場づくりを包括的にサポートします。

### プロジェクトを連動させて 「賑わい」を

それぞれの取組の可視化やアイデアを募集するプラットフォームの整備を進めます。個々の強みを連携させ、「チーム」一丸となり、まちを盛り上げていきます。

- ② 地域住民の活動場所やロールモデルと出会う機会を生み出すことで、子どもたちが社会とつながり、逆境を乗り越える力を培い、安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指しています。



あやセンター ぐるぐる 1周年感謝祭

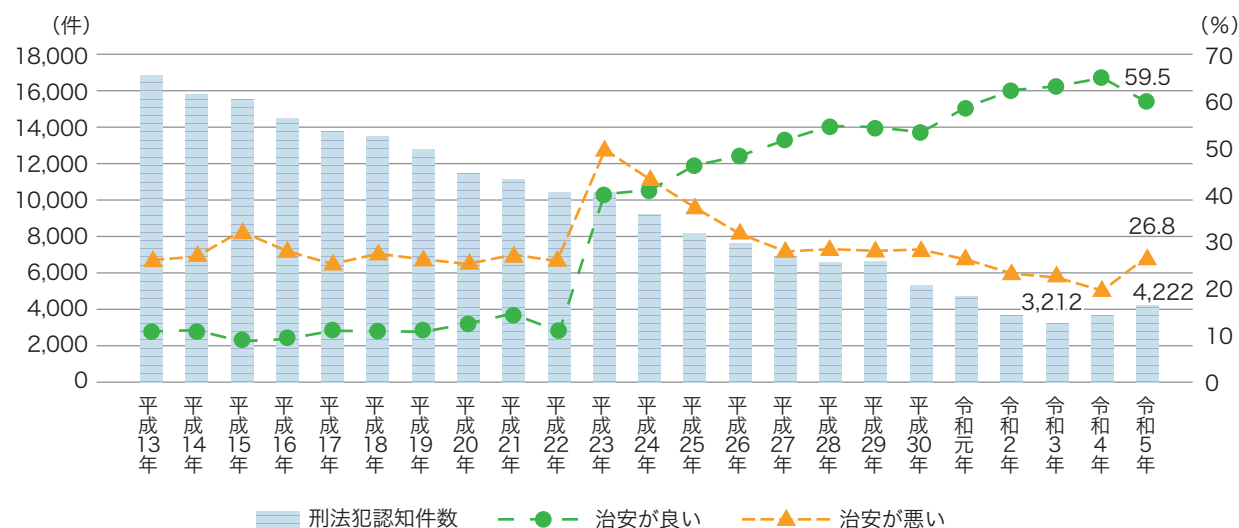


## 15 刑法犯認知件数は

最大でピーク時の約8割減となりました。

- ① 「美しいまち」を印象付けることで犯罪を抑止しようという区独自の運動「ビューティフル・ウィンドウズ運動」を区内全域で展開しています。
- ② 平成13年には16,843件だった区内刑法犯認知件数は、令和3年にはピーク時から約8割減少し、3,212件となりました。
- ③ 区内刑法犯認知件数の減少に合わせ、区民の体感治安も大きく改善しています。

区内刑法犯認知件数と体感治安の推移



※ 体感治安については、平成23年から調査方法を変更している。  
 (資料) 警察庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」、足立区「区政に関する世論調査」により作成。



ソロクリーン活動



花いっぱいコンクール

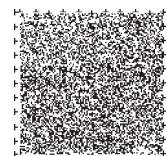


上：「がっちりロック」大作戦

左下：青色防犯パトロール

右下：ビューティフル・ウィンドウズ運動

キャラクター：ビュー坊



## 16 足立区が選ばれ、愛される「ワケ」を

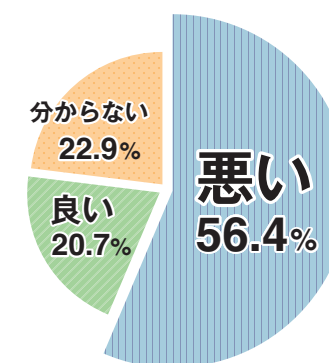
区外に発信しています。

- ① 平成22年度に特別区で初めてイメージアップの専管組織を立ち上げ、全庁をあげてボトルネック的課題（治安・学力・健康・貧困の連鎖）の解決、魅力の創出に取り組んできました。
- ② ビューティフル・ウィンドウズ運動による治安の改善をはじめとした取組の成果や大学誘致などにより、区内からの評価は高まっているものの、未だ区外からのマイナスイメージは払拭に至らず、しかも悪いイメージを持った理由は「なんとなく」や「メディア等の情報」が約7割を占めています。
- ③ そこで、令和6年度からマイナスイメージを逆手に取った「ワケあり区、足立区。」のコピーのもと、大きく変わった足立区の「今」と、多くの人選ばれ、愛される「ワケ」を広く区外に発信する取組を始めました。

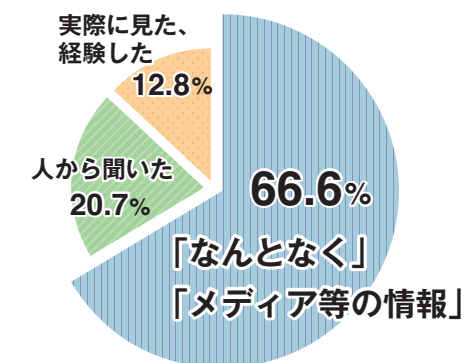


区外在住者の足立区に対するイメージ

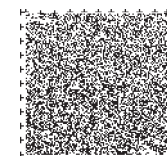
区外在住者の  
「足立区に対する総合的イメージ」



区外在住者が  
「足立区に悪いイメージを持つ理由」



※ 表示単位未満の端数調整をしていないため、合計が100%にならない場合がある。  
 (資料) 足立区「令和5年度 足立区に対するイメージ調査」により作成。





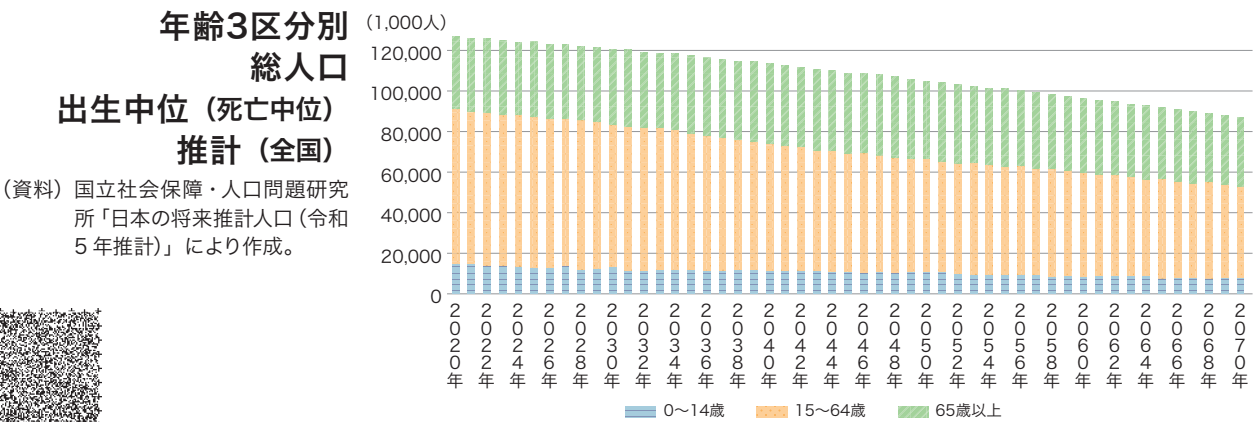
## 第2章 日本社会状況の変化

現在または将来直面する課題を見据えて策定を進めました。

### 1 人口は減少し、超高齢社会がさらに進行していきます。

#### (1) 日本の将来人口推計

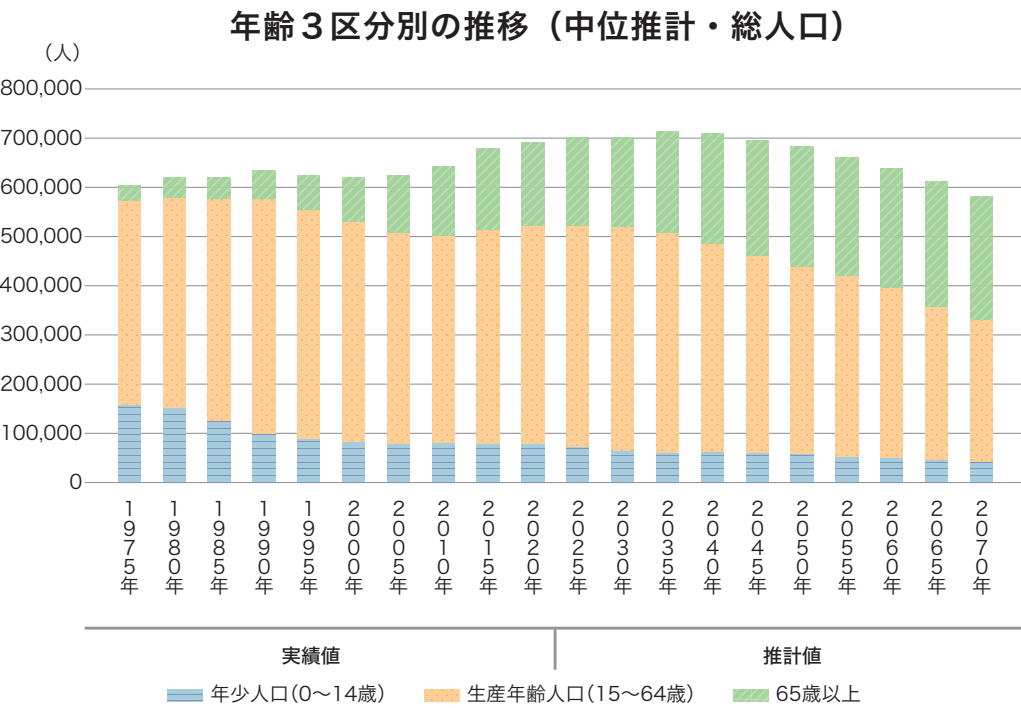
- ① 日本の人口減少と高齢化の進行は、経済、社会保障、地域社会の持続可能性など、社会全体に深刻な影響を与える重要な課題であり、その影響の度合いは今後ますます拡大することが予想されています。
- ② 総務省「人口推計（2023年（令和5年）10月1日現在）」によると、総人口は1億2,435万2千人で、前年に比べ59万5千人（-0.48%）の減少となり、13年連続で減少しています。日本人人口は1億2,119万3千人で、前年に比べ83万7千人（-0.69%）の減少となり、12年連続で減少幅が拡大しています。
- ③ 国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」では、総人口は、令和2年国勢調査による約1億2,615万人が令和52年（2070年）には約8,700万人に減少すると推計（出生中位・死亡中位推計）しています。また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和2年（2020年）の28.6%から令和52年（2070年）には38.7%へと上昇する見込みです。
- ④ 令和6年（2024年）4月には、民間の有識者グループ「人口戦略会議」が全体の約4割にあたる744の自治体で、令和32年（2050年）までに20代から30代の女性が半減し、「最終的には消滅する可能性がある」とした分析を公表しました。また、出生率が低く、他の地域からの人口流入に依存している自治体を、あらゆるものを吸い込むブラックホールになぞらえて「ブラックホール型自治体」と指摘しました。特別区では16自治体が「ブラックホール型自治体」に当てはまるとされ、足立区は該当しなかったものの、「自然減対策が必要な自治体」に分類されました。



#### (2) 足立区の将来人口推計

- ① 区では、令和6年（2024年）2月に、住民基本台帳や国立社会保障・人口問題研究所の公表資料等を用いて、足立区の将来人口を高位・中位・低位の3段階で推計しました。
- ② 総人口は、令和52年（2070年）には、中位推計では約58万人、高位推計では約65万3千人、低位推計では約49万2千人となります。
- ③ 中位推計の結果では、令和18年（2036年）まで総人口は増加していくものの、その後は減少局面に移行し、令和52年（2070年）には58万人を割り込みます。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少していきますが、65歳以上人口は大きく増加する見込みです。

| 推計結果の概要 |    | (人)             |                  |                  |                  |
|---------|----|-----------------|------------------|------------------|------------------|
|         |    | 令和5年<br>(2023年) | 令和17年<br>(2035年) | 令和32年<br>(2050年) | 令和52年<br>(2070年) |
| 日本人     | 高位 | 654,800         | 648,013          | 615,019          | 537,036          |
|         | 中位 |                 | 636,729          | 587,594          | 480,702          |
|         | 低位 |                 | 617,735          | 543,532          | 404,462          |
| 外国人     | 高位 | 36,572          | 80,564           | 102,442          | 116,019          |
|         | 中位 |                 | 73,680           | 90,660           | 98,910           |
|         | 低位 |                 | 65,508           | 80,354           | 87,776           |
| 合計      | 高位 | 691,372         | 728,577          | 717,460          | 653,055          |
|         | 中位 |                 | 710,409          | 678,254          | 579,612          |
|         | 低位 |                 | 683,242          | 623,887          | 492,238          |

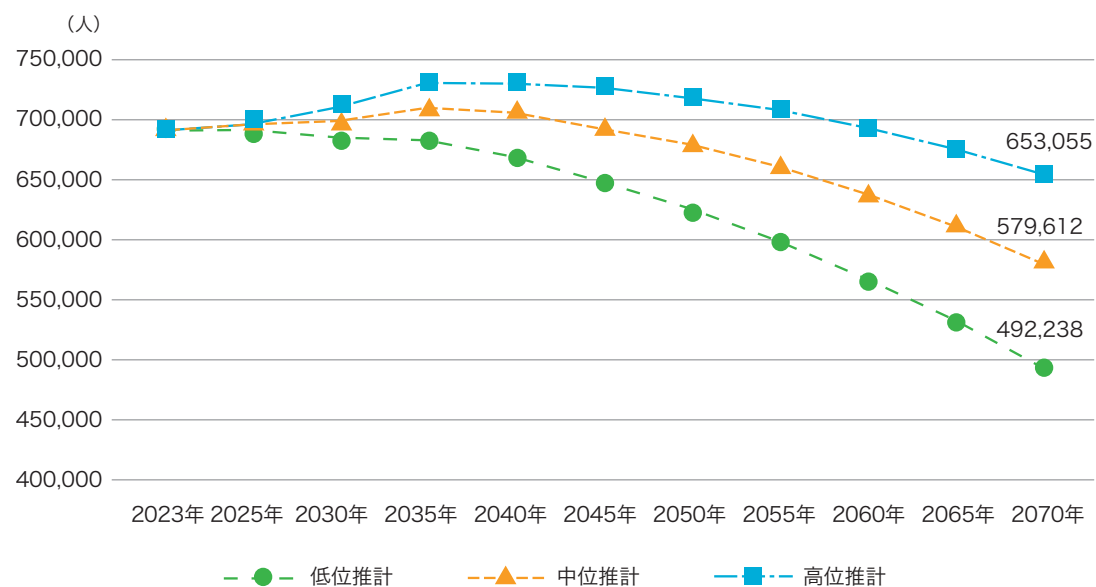


※ 法改正により、2012年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となったため、2012年以前については日本人のみの数値となっている。

### 【総人口の推計】

- ① 中位推計・高位推計では、令和18年（2036年）～令和19年（2037年）にピークを迎える見込みですが、低位推計では令和7年（2025年）にピークを迎えると推計しています。
- ② 令和4年の区内合計特殊出生率は1.06と人口置換水準（合計特殊出生率がおおむね2.07）を下回り、今後の人口増加は区外からの転入が要因となります。なお、高位推計では各種施策の効果などによって、合計特殊出生率が1.3まで向上すると推計しています。

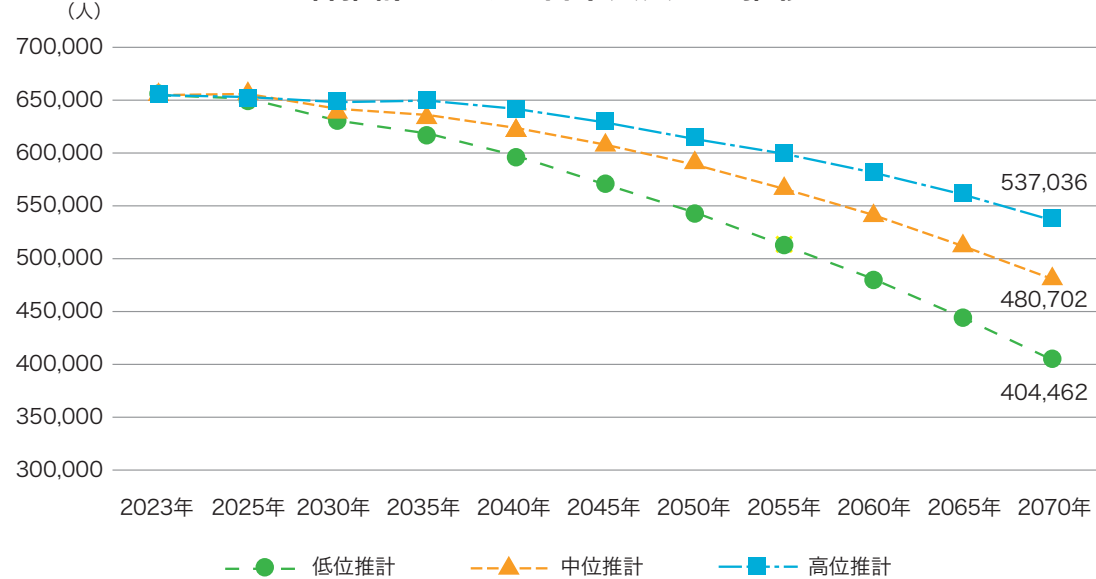
各推計における総人口の推移



### 【日本人人口の推計】

- ① いずれの推計でも推計開始時点である令和5年（2023年）が日本人人口のピークとなっており、今後は日本人人口の減少が進んでいく見込みとなっています。

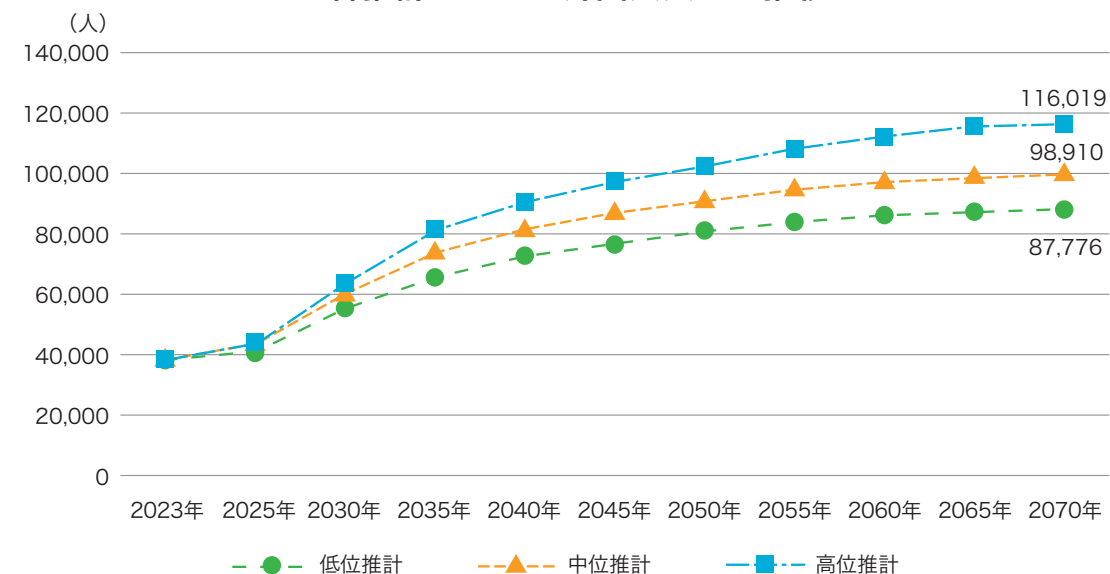
各推計における日本人人口の推移



### 【外国人人口の推計】

- ① 国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」と同様に、いずれの推計でも外国人人口は一貫して増加を続ける見込みとなっています。

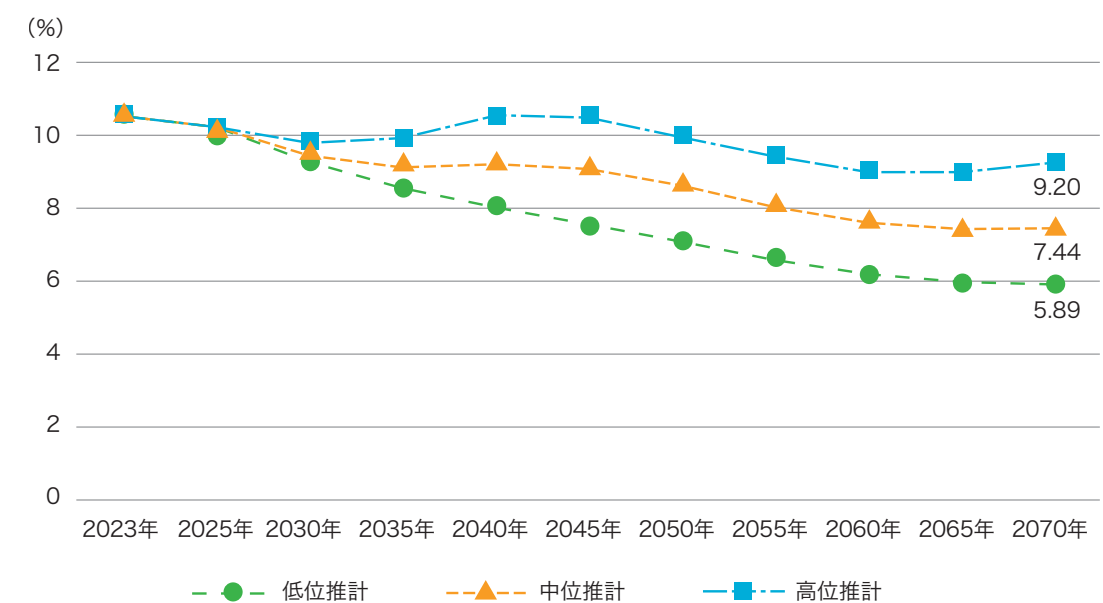
各推計における外国人人口の推移



### 【年少人口（0～14歳）割合】

- ① いずれの推計でも推計開始時点である令和5年（2023年）の年少人口（0～14歳）割合をピークとして減少に向かいますが、高位推計では出生率の増加と若年層の転入によって令和17年（2035年）～令和22年（2040年）付近で一度増加に転じた後、再度減少に転じると推計しています。中位・低位推計では、緩やかに減少していく見込みです。

各推計における年少人口（0～14歳）割合の推移

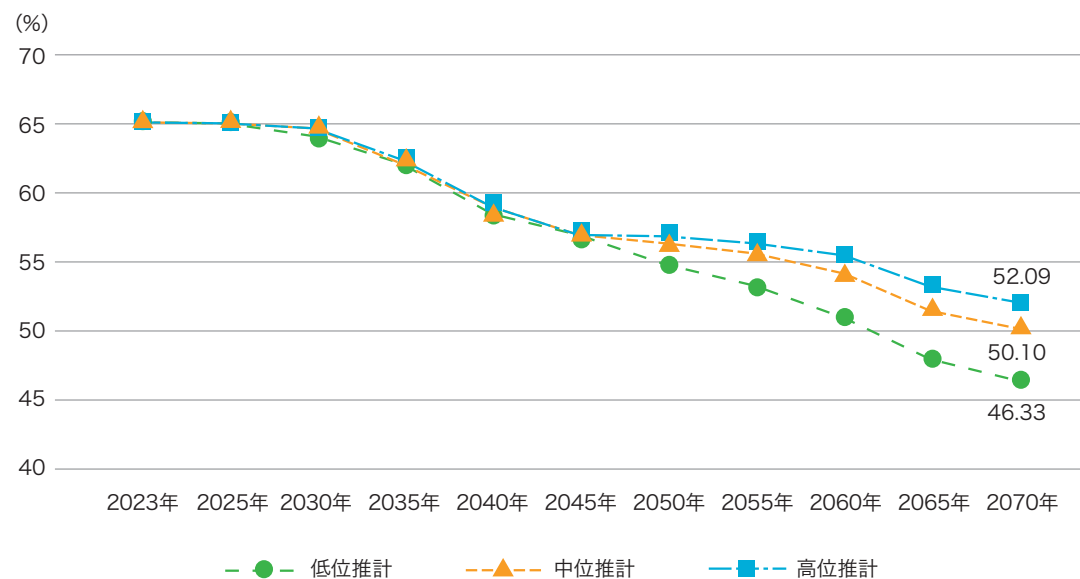




### 【生産年齢人口（15～64歳）割合】

- ① いずれの推計でも令和12年（2030年）以前にピークを迎え、令和27年（2045年）付近までは各推計間にあまり差を生じずに減少していきますが、その後、各推計間の差が開いていきます。

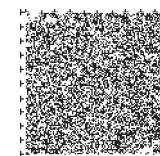
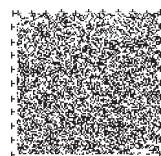
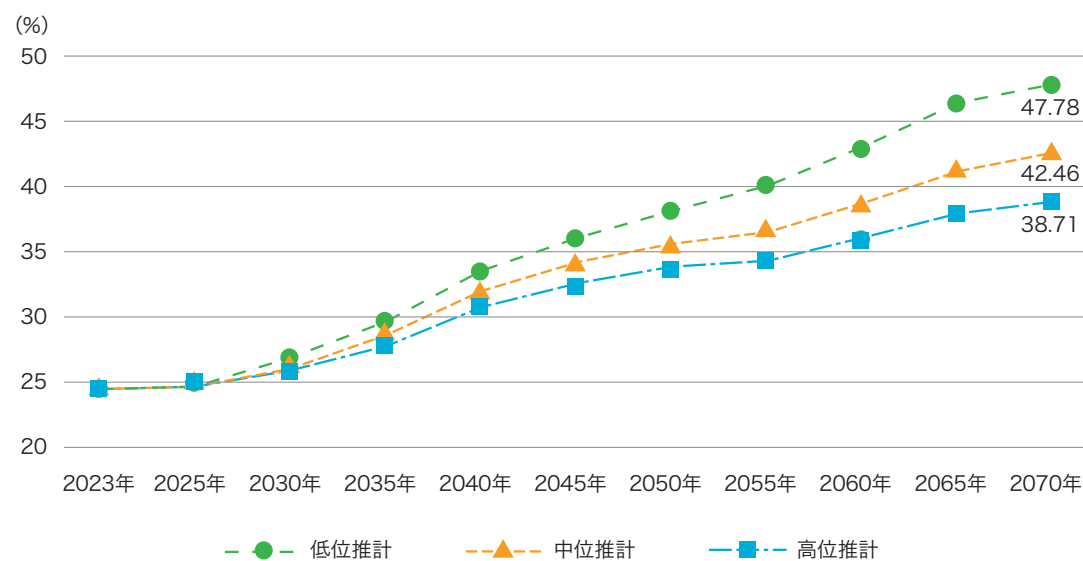
各推計における生産年齢人口（15～64歳）割合の推移



### 【65歳以上人口割合】

- ① 令和52年（2070年）の高齢化率（区内総人口に占める65歳以上人口の割合）はさらに増加し、高位推計では38.71%、中位推計では42.46%、低位推計では47.78%となる見込みです。

各推計における65歳以上人口割合の推移

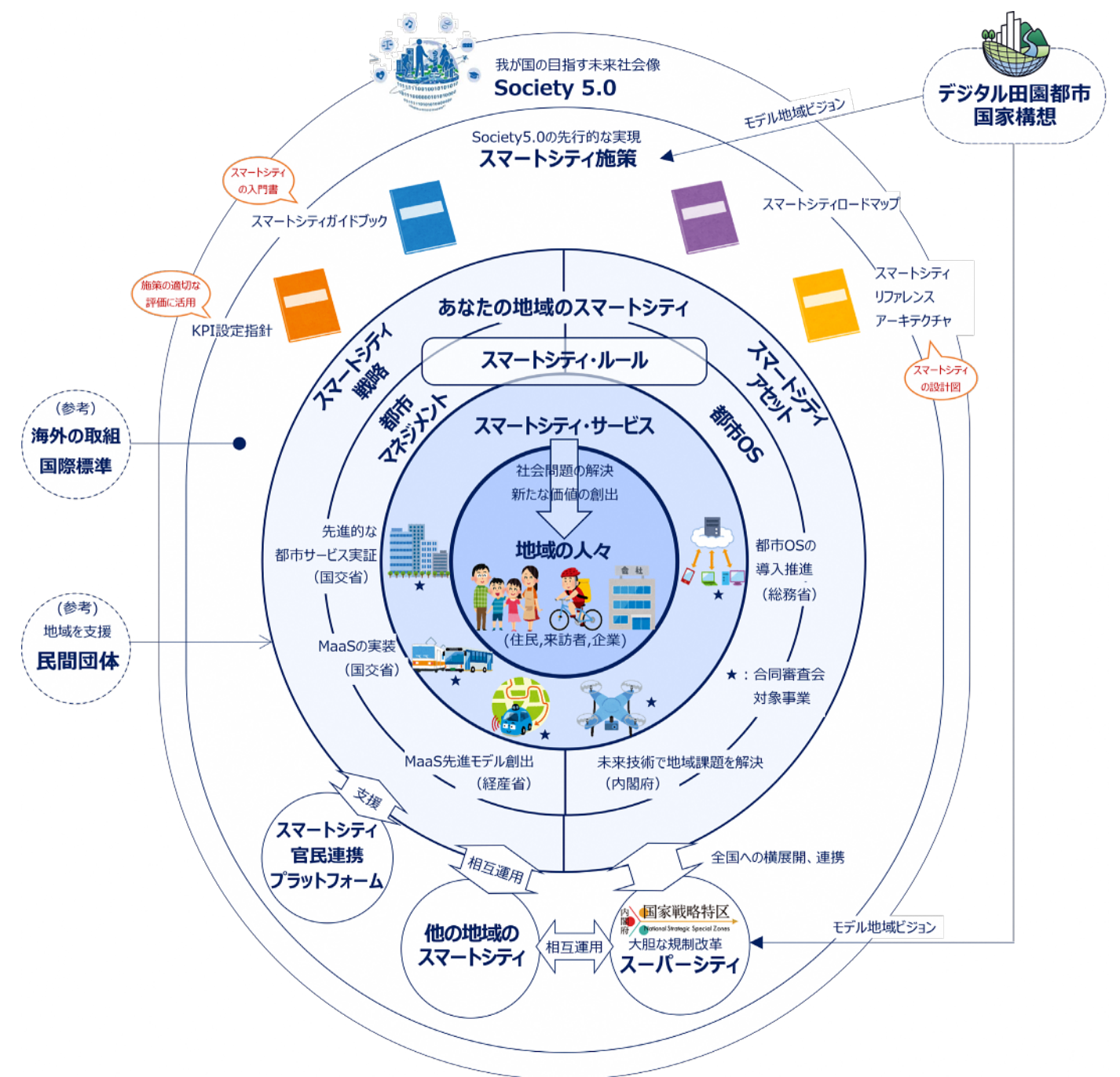


## 2 テクノロジーの急速な発展により

### 社会のデジタル化が進展しています。

- ① テクノロジーの発展は目覚ましく、現代社会に大きな変革をもたらしています。インターネットやスマートフォンの普及により、情報の収集や遠隔地とのコミュニケーションが瞬時に行えるようになり、日常生活からビジネス、教育、医療に至るまで、あらゆる分野で効率化と革新が進んでいます。
- ② IoT（Internet of Things／モノのインターネット）の進展により、あらゆるデバイスがインターネットに接続され、データ収集や分析がリアルタイムで行われるようになりました。これによって、スマートシティやスマートホームといった新しい日常生活が実現しつつあります。
- ③ 国は、第5期科学技術基本計画の中で「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」としてSociety5.0を提唱しました。第6期科学技術・イノベーション基本計画では、我が国が目指すべきSociety5.0の未来社会像として「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現できる社会」を掲げています。
- ④ 国は、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域を「スマートシティ」として定義し、Society5.0の先行的な実現の場としています。また、最初から都市の全面的な領域・分野にデジタル技術を導入し、大胆な規制改革を併せて行い、複数の都市でのデータ連携もビルトインした「スーパーシティ」構想も掲げています。

### スマートシティの構成要素と様々な取組

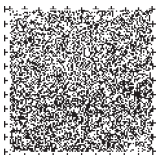


(資料) 内閣府ホームページ ([https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/smartcity/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html))

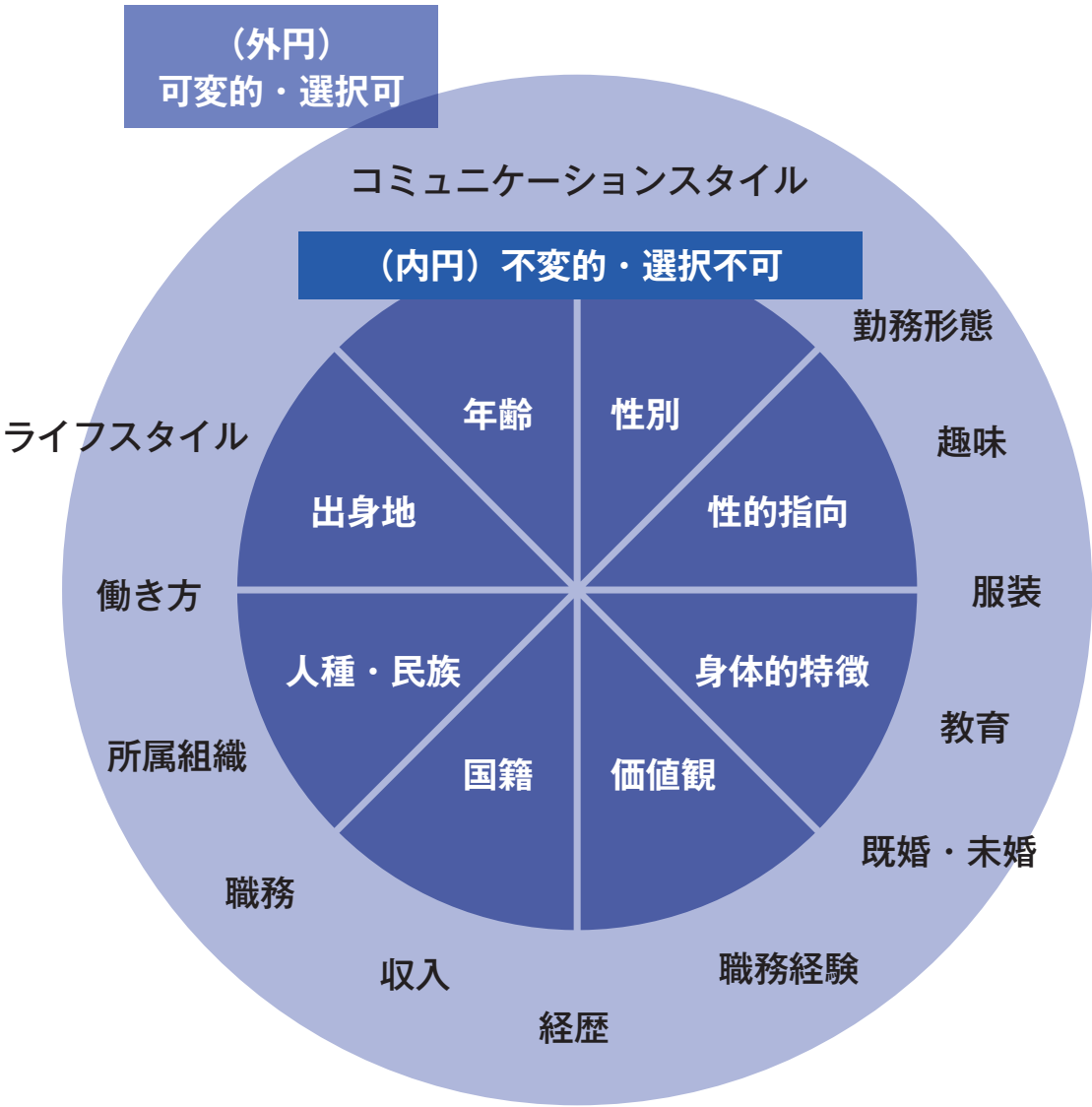


### 3 多様性を受容し、誰もが活躍できる社会を 形成する必要があります。

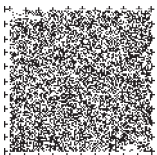
- ① テクノロジーの進化や情報のグローバルな流通によって、世界はかつてないほどつながりを深め、多様な文化、価値観、背景を持つ人々が共に生活し、働く機会が増えています。
- ② 令和6年の訪日外客数は約3,687万人と過去最高となり、区内の外国人人口は令和6年1月に約3万9千人、外国人人口の割合は5.67%となりました。また、出入国管理及び難民認定法の改正により、一定の専門性・技能を有した外国人人材を受け入れる新しい在留資格が創設され、外国人住民のさらなる増加が見込まれます。
- ③ ライフスタイルや価値観の多様化、グローバル化が進展する現代社会で、国籍や文化、年代、障がい、性別、性自認・性的指向にかかわらず、多様な個性を持つ人々が活躍し、ウェルビーイングを高めていくには、多様性を受容することで、安心して暮らせる地域社会を構築していく必要があります。
- ④ 多様性の理解は、子どもたちにとっても重要で、多様な背景や個性を持つクラスメートと共に学ぶことで、自分とは異なる経験や視点を持つ人々に対する理解を深め、偏見やステレオタイプにとらわれず、他者を尊重し協力する姿勢を身につけることにつながります。また、全ての子どもたちが、障がいの有無、文化の違い、経済的状況など、その背景や個性に関係なく、平等に学び、成長できるインクルーシブ教育の視点も求められています。



ダイバーシティの分類



(資料) 中村豊「ダイバーシティ&インクルージョンの基本概念・歴史の変遷および意義」  
(2017) 高千穂論叢 p.63 の図を基に作成。

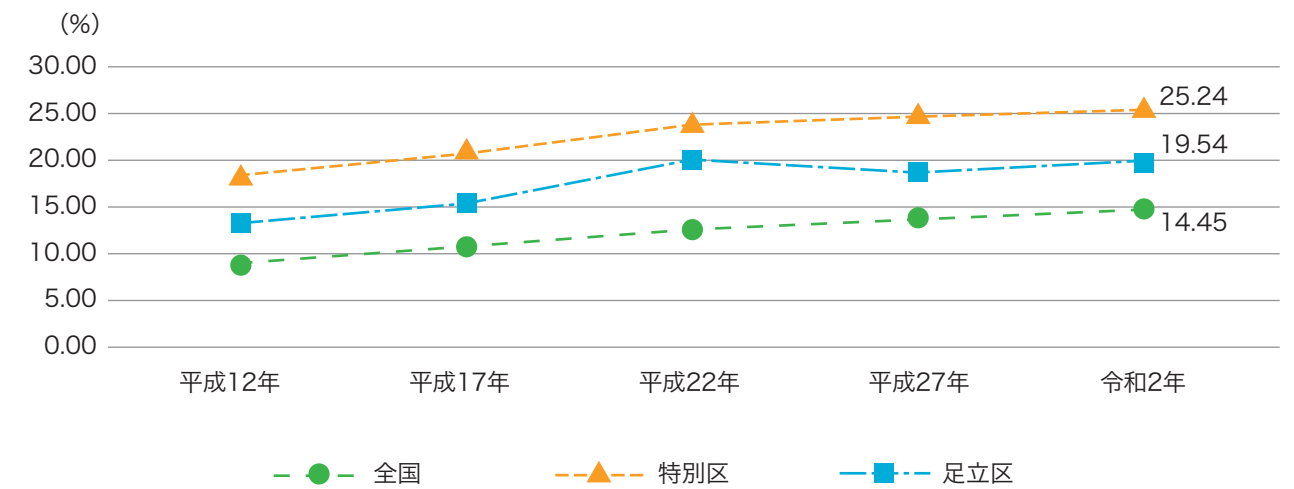


## 4 地域コミュニティのあり方や

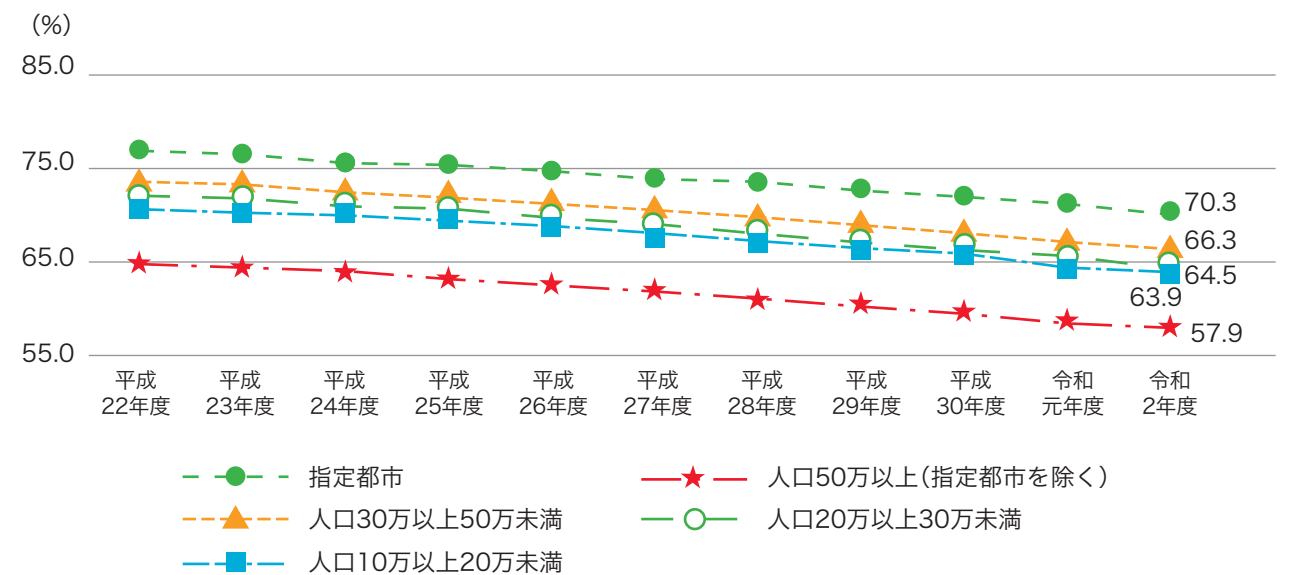
### 人々のつながりが変化しています。

- ① 地域コミュニティは様々な変化を遂げ、都市化や過疎化の進行により、地域ごとに異なる課題が浮き彫りになっています。都市部では人口の集中と高層住宅の増加により、従来の近所づきあいやコミュニティ意識が希薄化する一方、過疎化が進む地方では、人口減少や高齢化が深刻な問題となっており、地域の活力を維持するための取組が求められています。
- ② 警察庁（令和6年上半期（1～6月）暫定値）によると、令和6年1～6月に通報や医師からの届出で警察が取り扱った一人暮らしの遺体（自殺も含む）のうち、自宅で亡くなった3万7,227人の76.1%（2万8,330人）を65歳以上の高齢者が占めており、高齢者の社会的孤立が大きな問題となっています。
- ③ 特別区は、全国に比べて壮年期（35～64歳）に占める単身者の割合が非常に高くなっています。壮年期単身者は、地縁によるつながりが少なく、地域コミュニティの希薄化に影響を与えていることに加え、将来的な孤立・孤独のリスクを抱えていることが指摘されています。
- ④ 町会・自治会などの地縁団体の加入率は減少傾向が続いており、たとえ加入していても、実際に活動に参加する人は減少し、活動の空洞化が指摘されています。
- ⑤ 一方で、特定の関心事など目的のはっきりした活動に参加する人は増加し、目的・関心でつながったコミュニティ活動やNPO活動などは活発になっています。また、インターネット社会の進展により、オンライン上でのコミュニティ活動は増加しています。

壮年期（35～64歳）における単身者の割合



町会・自治会平均加入率の推移



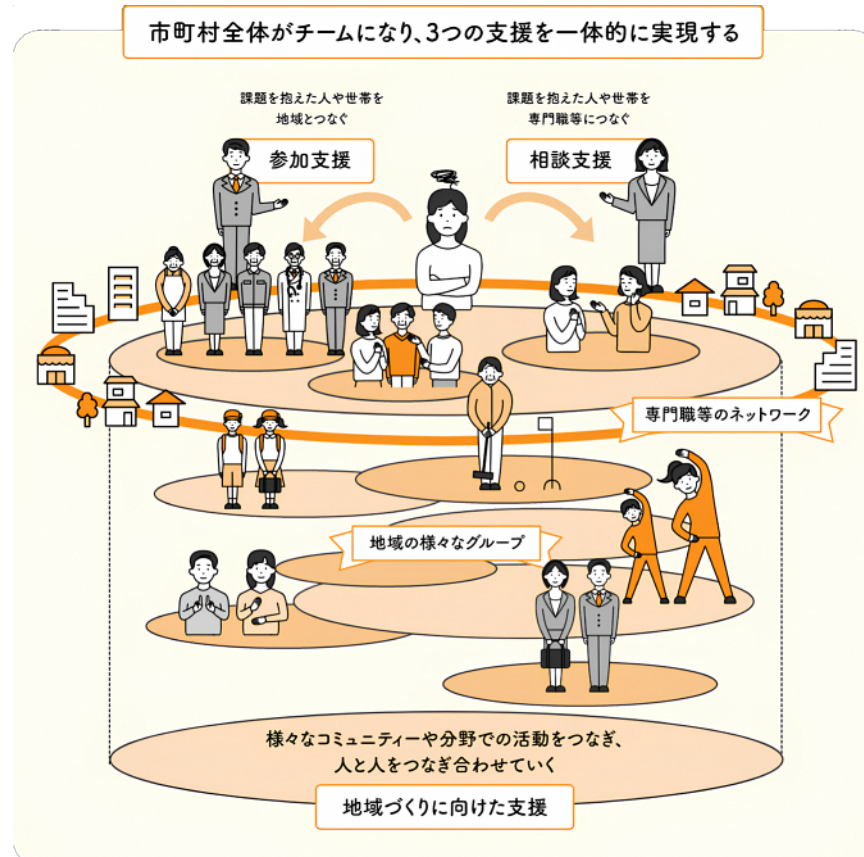
## 5 地域共生社会の実現に向けて

### 重層的支援体制整備事業が始まりました。

- ① 地域のつながりの希薄化に加え、貧困や虐待、家庭内暴力、ひきこもり、さらには高齢の親と無職の子どもの同居世帯（いわゆる「8050問題」）や、介護と子育ての時期を同時に迎える世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、複雑化・多様化した課題を抱え、多方面で包括的な支援を必要とする人が増加しています。
- ② このような背景を受け、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現が求められています。
- ③ 国は、地域共生社会の実現に向けて、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、様々な取組を開始しました。また、社会福祉法を改正し、平成30年4月には地域福祉推進の理念、令和3年4月には地域共生社会の実現に向けた具体的な手法である「重層的支援体制整備事業」が規定された法律が施行されました。

#### 重層的支援体制整備事業について

（資料）厚生労働省ホームページ  
（<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>）



## 6 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で

### 後押ししています。

- ① 令和4年6月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱（令和5年12月策定）や子ども等の意見の反映などについて定めています。
- ② 令和5年4月に、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども家庭庁が創設されました。
- ③ 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子ども一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指す「GIGAスクール構想」や、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくためのSTEAM（Science：科学、Technology：技術、Engineering：工学、Art：芸術・教養、Mathematics：数学）教育等の教科等横断的な学習の推進など、教育面でも変化のときを迎えています。

#### こどもまんなかマーク



（資料）こども家庭庁「こどもまんなかマーク」



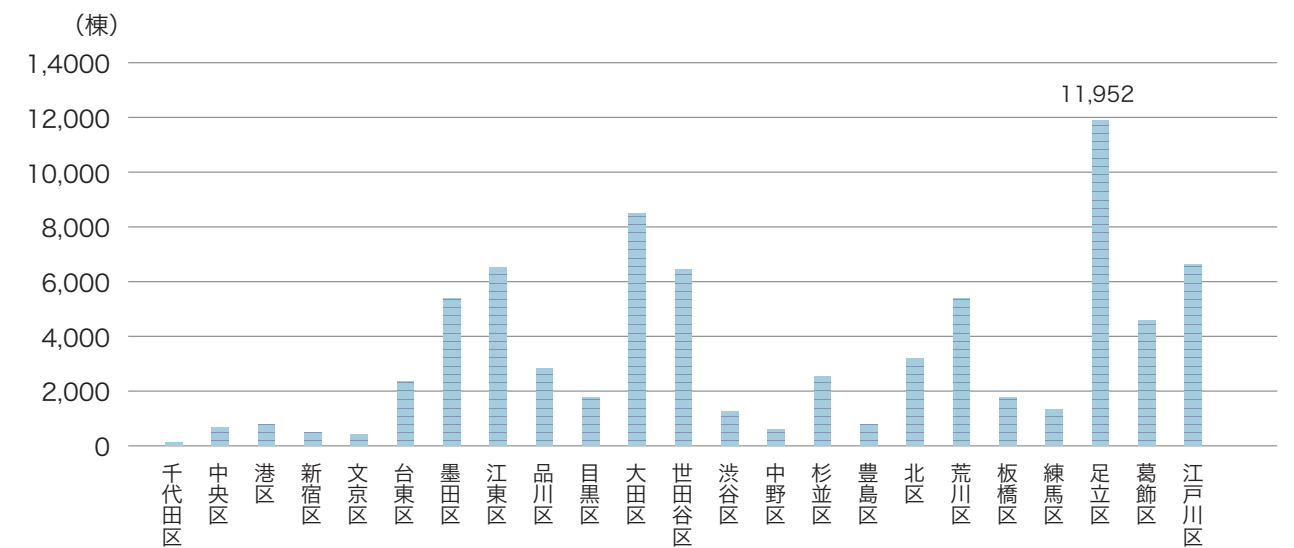
## 7 環境保全に取り組み、

### 自然災害に備える必要があります。

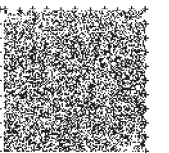
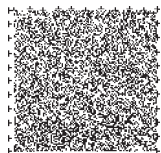
- ① 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとする温室効果ガスの排出が主な原因となり、地球温暖化を引き起こしています。これにより、極端な気象現象の頻発、海面上昇、氷河の融解などが進行し、自然環境や人々の生活に深刻な影響を与えています。多くの国々が令和2年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」に基づいて温室効果ガスの削減目標を掲げていますが、現時点ではその達成が危ぶまれており、さらなる努力が求められています。また、大気汚染や海洋汚染、森林破壊、生態系の破壊、資源の枯渇などの問題も深刻化しています。
- ② 日本は梅雨や台風シーズンに大量の降雨が集中する傾向があり、特に近年は「線状降水帯」と呼ばれる現象が発生し、局地的な豪雨が多発しています。平成30年の西日本豪雨では、記録的な大雨により広範囲で洪水や土砂災害が発生し、200人以上の命が失われました。また、令和2年には熊本県を中心に発生した豪雨災害で、河川の氾濫や土砂崩れが多発し、多くの住民が被害を受けました。
- ③ 令和元年の台風第19号（令和元年東日本台風）により、極めて広範囲にわたり、河川の氾濫やがけ崩れ等が発生し、甚大な被害が生じました。この台風では、広範囲で停電や交通網の寸断が発生したほか、区内でも荒川氾濫の可能性が高まり、区として初めて全ての区立小・中学校（新田学園（第二校舎）を除く）を避難所として開設し、対応しました。
- ④ 令和6年1月に石川県能登地方で発生した地震は、同地方を中心に、多くの人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらすとともに、被害の範囲は新潟県や富山県などにも広く及び、現在（令和6年4月1日時点）も多くの被災者の方々が避難所生活を強いられています。また、令和6年8月に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、気象庁は南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震が発生する可能性が相対的に高まっているとして「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表しました。

- ⑤ 令和4年5月に東京都が公表した都心南部直下型地震の被害想定では、建物全壊棟数、人的被害（死者・負傷者数）ともに、足立区は特別区で最多となっています。

都心南部直下型地震の被害想定（建物全壊棟数）



※ 冬・夕方、風速8m/s 想定。  
（資料）東京都「首都直下地震等による東京都の被害想定（令和4年5月22日公表）」により作成。



# 第3章 財政収支の見通し

課題を乗り越えるためには将来の財政状況を考える必要があります。

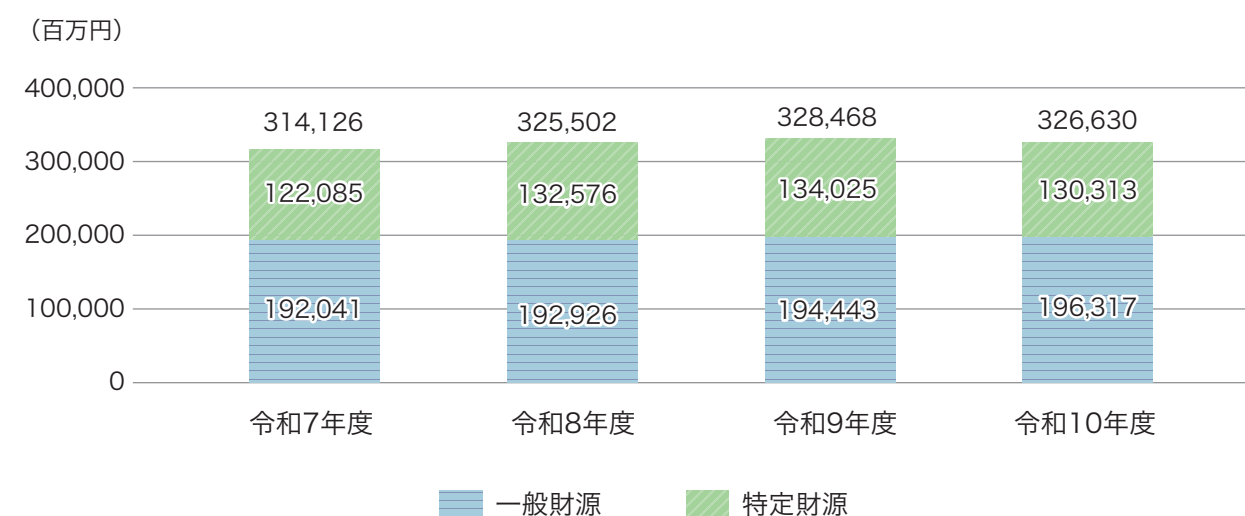
## 1 財政状況

- ① 特別区税は増加傾向にあるものの、令和5年度決算の歳入総額に占める割合は16.5%と特別区平均より低く、都区財政調整交付金（34.0%）に依存している状況は変わりません。いずれの歳入も景気動向に左右されやすく、今後も楽観視できない状況です。
- ② 社会保障費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰、労務単価上昇などにより、令和2年度以降は3,000億円を超える決算額となり、増加傾向が続いています。
- ③ 近年の義務的経費（人件費、扶助費、公債費からなる支出が義務付けられた経費）は、令和2年度（42.5%）を除き、歳出全体の50%以上で推移しています。
- ④ 税制改正による都区財政調整交付金の大幅な減収により、令和2年度の経常収支比率は適正水準を超える83.2%となりましたが、平成26年度から本計画策定時（令和5年度決算）までは適正水準とされる80%以下を維持しています。

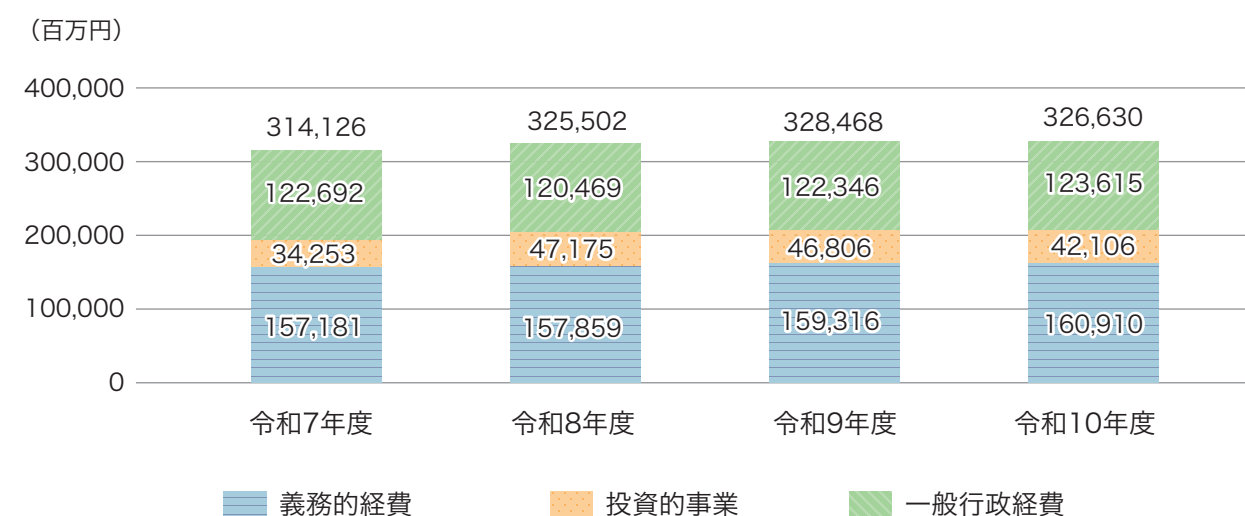
## 2 財政収支の試算

- ① 特別区税は、GDP成長率による地方税収予測などに基づき、増収を見込んでいます。また、同様に、都区財政調整交付金や地方消費税交付金の増額を想定しています。
- ② 近年の障がい者自立支援給付費等の増加傾向を踏まえ、扶助費全体では増加していくことを見込んでいます。
- ③ 近年、特別区税や都区財政調整交付金等の歳入が景気動向等により増収となったことで、借入額を最小限に抑えることができたため、公債費（返済額）と特別区債現在高は減少していくことを見込んでいます。

中期財政計画総フレーム（一般会計・歳入）



中期財政計画総フレーム（一般会計・歳出）



※ 表示単位未満の端数調整をしていないため、総額と内訳の合計は一致しない場合がある。  
（資料）足立区「足立区中期財政計画」により作成。

# 第4章 公共施設の老朽化

公共施設の老朽化は、区の財政に大きな影響を与える要素です。

## 1 施設の保有量

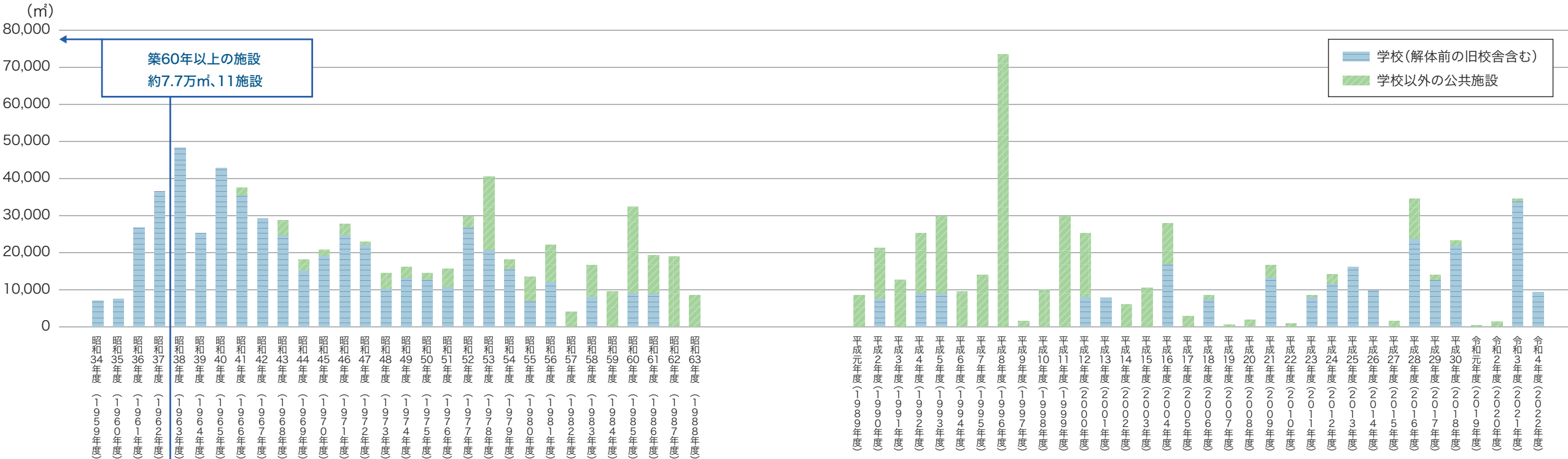
- ① 区が所有または借用している公共施設の延べ床面積は、足立区公共施設等総合管理計画策定時（平成29年4月）の約121.2万㎡から令和4年度末時点で約121.1万㎡と数値上は横ばいで推移しており、これは、小・中学校の建替えに伴う面積の増が、施設の廃止による面積の減で相殺されたためです。
- ② 現在、学校の面積は建替え時に増加するケースが多く、今後老朽化した学校が順次建替えとなることで、施設保有量はさらに増加していく可能性があります。

施設保有量の推移

|      |      | 計画策定時（平成 29 年 4 月） |        | 令和 4 年度末時点 |        |      |
|------|------|--------------------|--------|------------|--------|------|
|      |      | 建物数                | 面積（万㎡） | 建物数        | 面積（万㎡） |      |
| 所有施設 | 学校   | —                  | 71.2   | 107        | 74.0   | +2.8 |
|      | 学校以外 | —                  | 47.3   | 535        | 44.0   | △3.3 |
| 借用施設 |      | —                  | 2.7    | 50         | 3.1    | +0.4 |
| 合計   |      | —                  | 121.2  | 692        | 121.1  | △0.1 |

※ 足立区公共施設等総合管理計画策定時は、建物数を掲載していなかったため「—」とする。  
※ 令和4年度末時点は、固定資産台帳（令和4年度末）を元に建物数を算出（複数の棟がある施設は、1つの建物としてカウント）。  
※ 建物数及び面積には、解体前の施設を含む。（資料）足立区「固定資産台帳（令和4年度末時点）」により作成。

建築年度別整備状況



（資料）足立区「固定資産台帳（令和4年度末時点）」により作成。

## 2 老朽化の状況

- ① 区が所有している公共施設の建築年度別整備状況を見ると、令和4年度末時点では、築60年以上の公共施設が約7.7万㎡（11施設）出現しており、その全てが学校です（解体前の学校1校を含む）。
- ② 区の有形固定資産減価償却率※は、平成28年度末時点の58.0%から8ポイント増加し、令和4年度末時点では66.0%となっています。また、特別区の間で比較ができる令和3年度末時点の有形固定資産減価償却率は60.2%と、8番目に高くなっています。

※ 公共施設や道路などの有形固定資産（土地や工事中の建物等を除く）が、耐用年数に対してどの程度経過しているかを示しており、この数値が大きくなるほど、施設等の老朽化が進んでいることを意味する。

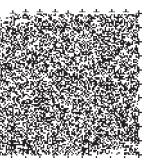
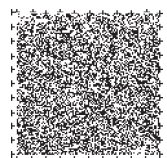


## 第3部

# 基本計画の理念

第3部の第1章から第7章に掲げる7つの理念は、区のあらゆる施策に共通し、かつ、あらゆる施策を通じて推し進める基本的な理念です。

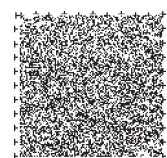
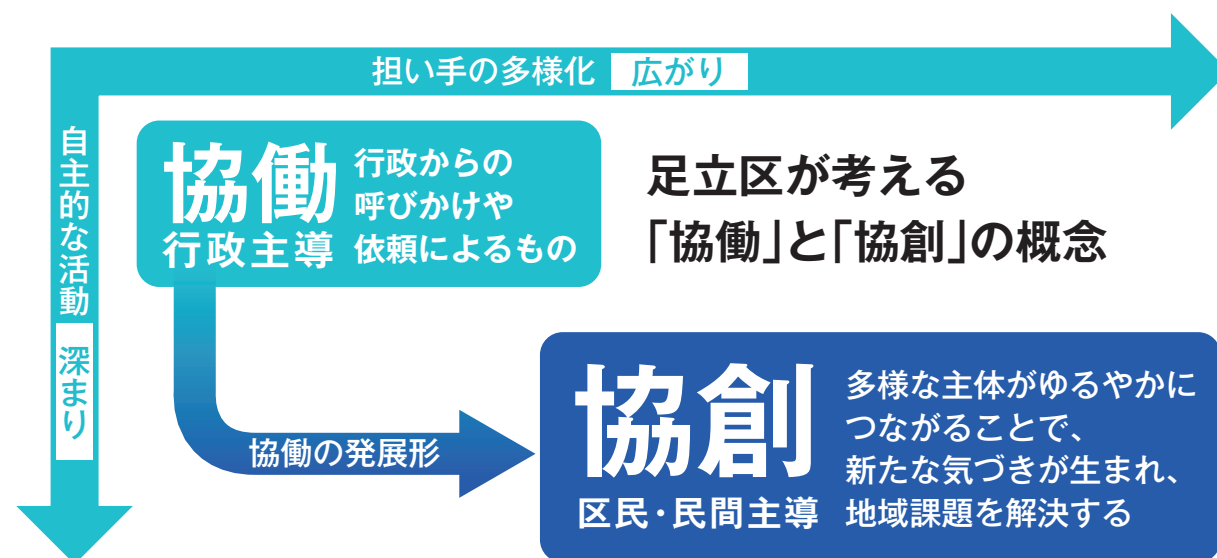
第6部に記載する各施策を進める際には、これらの理念を十分に踏まえた上で実施していきます。



# 第1章 協創の再構築 協創を再構築し、 持続可能なまちを実現する

## 1 協創のはじまり

平成16年に策定した前基本構想では、「協働で築く力強い足立区の実現」を基本理念に掲げ、様々な分野の区民との「協働」により、将来像の実現に向けて取組を進めてきました。平成28年には、区を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、「協働」をさらに発展させた「協創」を新たな経営理念と位置付け、「協創」を「互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあえば、より一層力を発揮することができる仕組み」と定義しました。

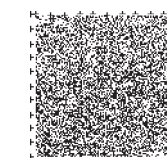


## 2 協創のこれまでの取組

平成29年度には、分野横断的に「協創」を推進するための専管組織として、協働・協創推進担当課を設置しました。平成30年度には、職員だけでなく、より多くの人が「協創」を理解し、自主的な活動を深め、広げていくため、「協働・協創推進の手引き」を作成し、「協創」を広げていくための土台を築きました。

「協創」の理念が浸透していくにつれて、「治安」「学力」「健康」「貧困の連鎖」という区の4つのボトルネック的課題をはじめ、様々な地域課題の解決や地域の魅力創出に向け、住民や団体、企業などの多様な主体との「協創」が広がっていきましました。区では、さらに活動が自走していけるように、様々な活動のコーディネートに取り組み、子どもの居場所や食の支援をはじめとした団体の自主的・自発的な活動が深まっています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の際には、区と包括連携協定を締結した企業がワクチン接種予約のサポートを開始するなど、地域課題の解決に向けた民間企業との「協創」も進んでいます。

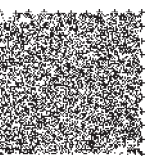
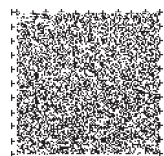
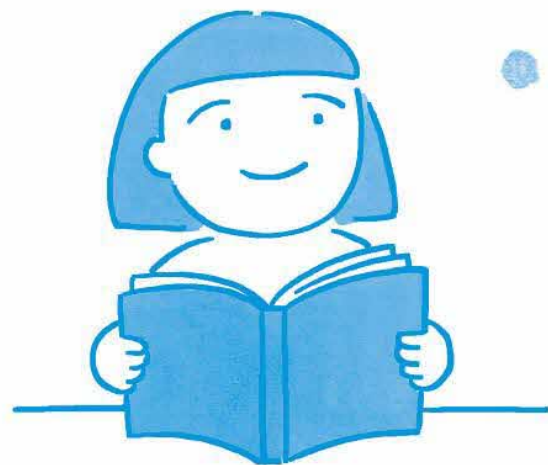


### 3 協創をさらに広げ、深める

現在、人口減少や少子・超高齢社会の進行、外国人人口の増加など、日本は今、人口構造の大きな変化の真っただ中にあります。加えて、価値観の多様化が進み、ライフスタイルや従来からのコミュニティの在り方に変化が生じています。地域社会の担い手不足が進む中、地域課題もますます複雑化・困難化しています。

このような中、地域課題を解決し、まちの魅力や個性を高めていくには、行政の力だけではなく、地域に関わる多様な主体を後押しし、「協創」をさらに深めていくことが不可欠です。一方で、新たな基本計画策定にあたって設置した足立区基本計画審議会での議論では、「区と多様な主体との関係は未だ「協働」にとどまっている部分が多い」との指摘もありました。

このため、区民をはじめとする多様な主体を施策の対象として捉えるだけでなく、まちづくりの主役であり、「協創」のパートナーと再認識し、多様な人々がアイデアを出し合い、まちづくりを進めていける仕組みの構築を図る必要があります。区は、多様な主体の自主的な活動を尊重し、発展の後押しをするコーディネーターとサポーターの役割を担うことで、「協創」をより確固たるものにして、これまで以上に担い手の多様化による「広がり」と、自主的な活動の「深まり」を実現していきます。





## 第2章 やりたいことが叶う

# やりたいことの実現がまちを彩り、 魅力を生み出す

### 1 多様な人々の想いがまちをつくる

足立区には継続的に多くの若年者が流入する一方、高齢化が進み、令和2年以降は特別区で最も高齢化率（区内総人口に占める65歳以上人口の割合）が高い区となっています。その結果、長く区内に住む住民と新たに住民となった人々が共に暮らす地域となりました。外国籍の住民が年々増加していることに加え、区内に6つの大学が誕生したことによって近年は区内の大学に通学する学生が増加し、多様なバックグラウンドを持つ人々が行き交っています。

伝統的な町工場では熟練の職人が優れた製品を生み出し、ベンチャー企業には新たなアイデアで果敢にチャレンジするクリエイターもいます。地域に目を向ければ「やってみたい」気持ちを原動力に様々な活動を生み出す「ローカルプレイヤー」が活躍し、新たな交流や新たな価値を生み出しています。

このように、足立区に住み・訪れる、異なる世代・価値観・文化・バックグラウンドなどを持つ人々がそれぞれの「やってみたい」を表現し、実現していくことで、まちが彩られ、それが地域の魅力や個性となっていくのです。

### 2 「やってみたい」を後押しする

子ども・若者から高齢者、障がい者、外国人など、区に関わる全ての人々が地域社会の一員であり、まちづくりの主役です。一人ひとりが自分の中の「やってみたい」に気づき、実現に向かっていくことは、自らの価値を再発見することに加え、ウェルビーイングを向上させていきます。また、これは同時に、まちの魅力や個性を生み出し、地域を活性化する原動力となります。

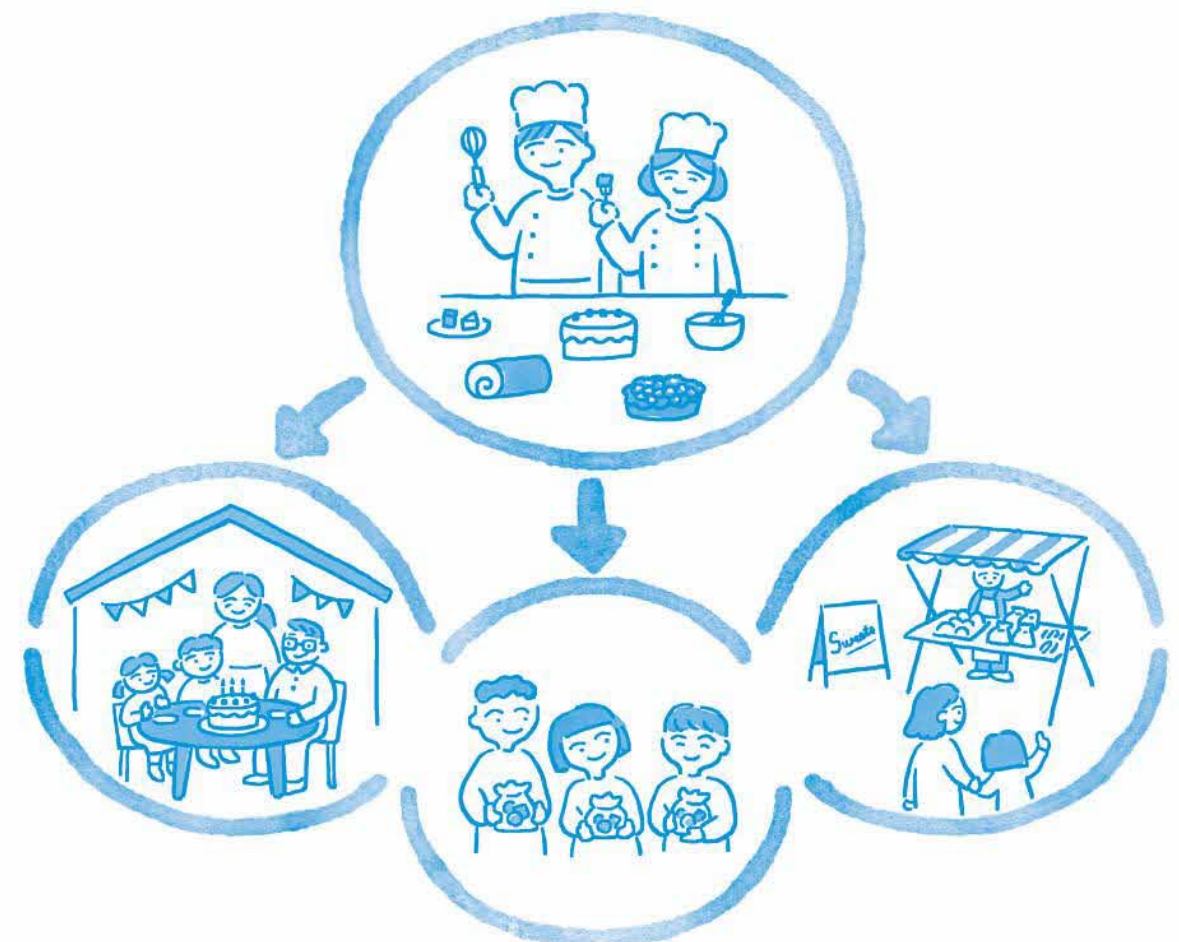
区では、これらを踏まえ、区に関わる一人ひとりの「やってみたい」に伴走し、支援していくことで、一人ひとりの想いがまちの魅力や個性、活力を創出する地域づくりを進めていきます。

### 3 「やってみたい」でつながる

価値観やライフスタイルの多様化などによって、地縁をはじめとした密なつながりである「強い絆（ストロングタイ）」は希薄化しつつある一方で、趣味や関心をはじめとした緩やかなつながりである「弱い絆（ウィークタイ）」の重要性は増し、これからの地域コミュニティの維持には欠かせないものとなります。

一人ひとりの「やってみたい」が顕在化し、実現していくことは、周囲の人々の中にある「やってみたい」への気づきを促すとともに、「弱い絆（ウィークタイ）」によるつながりを生み出していきます。このつながりによって形成される新たなコミュニティは、色とりどりのサードプレイスとして人々の居場所となるとともに、まちの活力を押し上げる力となります。

区では、「やってみたい」で生まれるつながりを増やしていくため、つながりが生まれるパブリックスペースの創出とコーディネートを進めていきます。

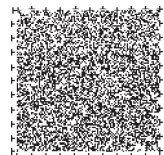




## 4 「やってみたい」が広がる

足立区には、継続的に多くの若年者が流入する一方、進学や就労、出産・子育てなど、ライフステージの変化を機に区外へ転出していく人々もいますが、「やってみたい」がつながり、足立区がその活躍のフィールドとなることで、足立区から離れてしまった人や足立区に関わりのなかった人ともつながりが生まれ、これまで以上に大きな活力を生み出すことができます。また、区外に足立区の魅力を知る人が増えていくことによって、区のイメージアップに加え、流入・定住人口や関係人口の増加といった好循環を生み出していきます。

区では、区民一人ひとりの「やってみたい」が生み出す足立区の魅力を、区内外に伝えていく取組を進めていきます。



### あやセンター ぐるぐる

施設のコンセプトである「やってみたいを、やってみる」ため、何かを始めたい人、応援し合える人が集まる場を提供します。

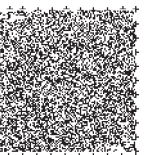
様々な人や活動がこの場で交わり、協力しあって、やってみたいことを実現していくコミュニティの循環（＝ぐるぐる）を生み出していきます。



令和5年10月に綾瀬駅西口高架下間にオープン



あやセンター ぐるぐる オープニングイベント（上、左下）、あやセンター ぐるぐる店内（右下）





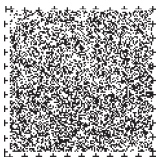
# 第3章 ウェルビーイングの向上と SDGs の推進 個人の幸福と 社会の幸福の双方を高める

## 1 SDGs の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

持続可能でよりよい世界を目指す SDGs は、自治体の施策やその達成度を測る成果指標とスケールこそ違うものの、目指す方向や理念は同じです。足立区 SDGs 未来都市計画では、2030年のあるべき姿として「誰もが一步踏み出せるレジリエンス（逆境を乗り越える力）の高いまち」を掲げ、持続可能なまちづくりや QOL（生活の質）の向上を目指しています。

また、令和4年度には、内閣府から「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」にダブル選定され、さらに取組を加速させるとともに、令和6年度からは SDGs17のゴールのうち、区のボトルネック的課題の解決に資するゴール（1・3・4・11・17）に関する事業の進捗管理を行い、全庁の SDGs を一層推進していくこととしています。

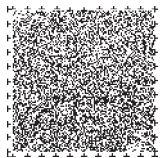
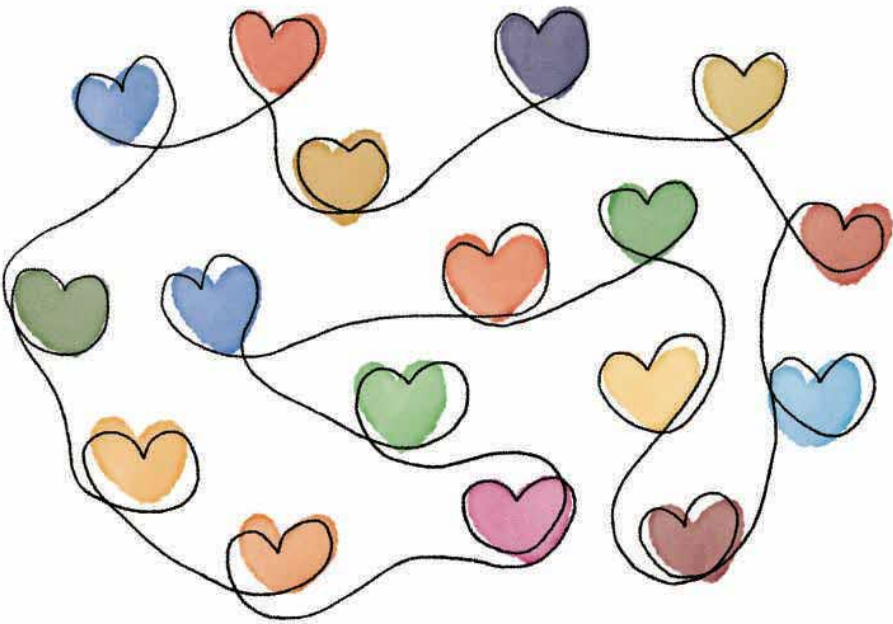


## 2 ウェルビーイングとは

全ての人が暮らしやすく、満足した生活を送ることができるまちづくりを進めていくためには、「ウェルビーイング」の視点を持ち、各施策を推進していくことが必要です。

「ウェルビーイング」は、「幸福感」や「よい状態」などと訳されることがありますが、1946年に世界保健機関（WHO）憲章の中で、健康の定義として「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあること※」と定義されたことで、言葉としてのウェルビーイングが世界に広まりました。また、2015年に国連総会で採択された SDGs 宣言文の「目指すべき世界像」の中でも、「身体的、精神的、社会的福祉（ウェルビーイング）が保障される世界」として記述され、教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）では「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」と定義した上で、ウェルビーイングの向上を掲げました。このように、現在でも注目が高まっている概念であることから、SDGs の次のグローバル・アジェンダとして期待されています。

※ Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity. (世界保健機関憲章前文から原文を抜粋)





### 3 ウェルビーイング・SDGs を一体的に推進

「ウェルビーイング」と「SDGs」は、それぞれが別個に独立したものではなく、密接に結びついており、どちらが欠けても一人ひとりの QOL（生活の質）や満足度、幸福感を上げることができません。

区では、「個人のウェルビーイング」を「個人の幸福感が満たされた状態」、「社会のウェルビーイング」を「よりよく生きるための社会が実現した状態＝SDGs ゴール全てが達成される社会」と定義し、それぞれが相互に高め合う関係であると位置付け、各施策を進める際には、個人・社会のウェルビーイングの双方を向上させるとともに、相乗効果を最大限発揮できるように取組を進め、人と社会が調和し、持続的に発展していく魅力ある地域社会を実現していきます。

#### 個人の ウェルビーイング

個人の幸福感が満たされた状態



#### 社会の ウェルビーイング

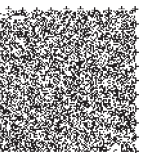
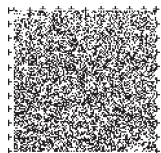
よりよく生きるための社会が実現した状態



#### SDGs ゴール全てが達成される社会



社会のウェルビーイングが達成されていく中で、個人のウェルビーイングが実現していく。

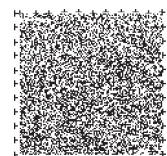


## 第4章 人権・多様性の尊重と地域共生社会の実現 違いを認め合い、 人と人とのつながりを高める

### 1 人権・多様性を尊重した区政運営の推進

グローバル化や価値観の多様化などが進展し、人権や多様性の重要性が一層高まっています。異なる文化や視点を持つ人々が交わり合うことで、新しいアイデアやイノベーションが生まれ、社会全体が豊かになる可能性が広がりますが、こうした社会を構築するためには、全ての人の人権や多様性を互いに尊重し、互いを認め合うことが不可欠です。

区では、性別や年齢、国籍、ルーツ、障がいの有無、価値観、ひとり親世帯など家族の在り方、ライフスタイルなどのあらゆる違いを認識し、区民一人ひとりの個性や多様性を最大限に尊重しながら各取組を進めていきます。

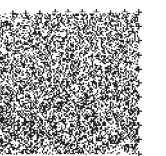


### 2 互いを認め、支え合う地域共生社会を実現する

現代社会は、多様性がかつてないほど進展し、様々な文化、価値観、性別、年齢、ライフスタイルなどを持つ人々が共存し、交流する機会が増えています。多様化が進むことは、社会の柔軟性を高め、新たな価値を生み出す力となる一方、異なる価値観の対立や同調圧力が生じることがあります。区においても、若年者の継続的な流入や外国人人口の増加など、異なる文化や背景、価値観を持つ人々が増加する中、人々の違いから生まれる軋轢を解消し、新たな活力へ転換していくには、互いの違いを受容し、多様な個性を持つ一人ひとりの可能性を引き出していくことが不可欠です。

また、社会情勢の変化に伴い、地域社会や住民が抱える課題は多様化・複雑化し、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるものの、既存の支援制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えるケース、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。このような複合・複雑化する福祉ニーズに対応していくには、地域社会の担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが不可欠です。

区では、各取組を通じて、制度・分野や世代、価値観など様々な違いを超えて、つながり・支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、多様な個性を持つ一人ひとりがウェルビーイングを高め、多様な人々・主体との交流を生み出すことができる活躍の場を創出していきます。





## 第5章 子ども・若者と進めるまちづくり 子ども・若者の権利を守り、 未来へつなぐ社会をつくる

### 1 子ども・若者の区政参画の推進

令和4年6月に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。こども基本法では、第3条第3号、同条第4号で、年齢や発達の程度に応じた子ども（心身の発達の過程にある者をいい、若者を含む）の意見表明機会の確保・子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、子ども施策の策定等にあたって子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対して義務付けました。

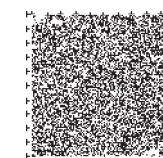
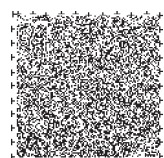
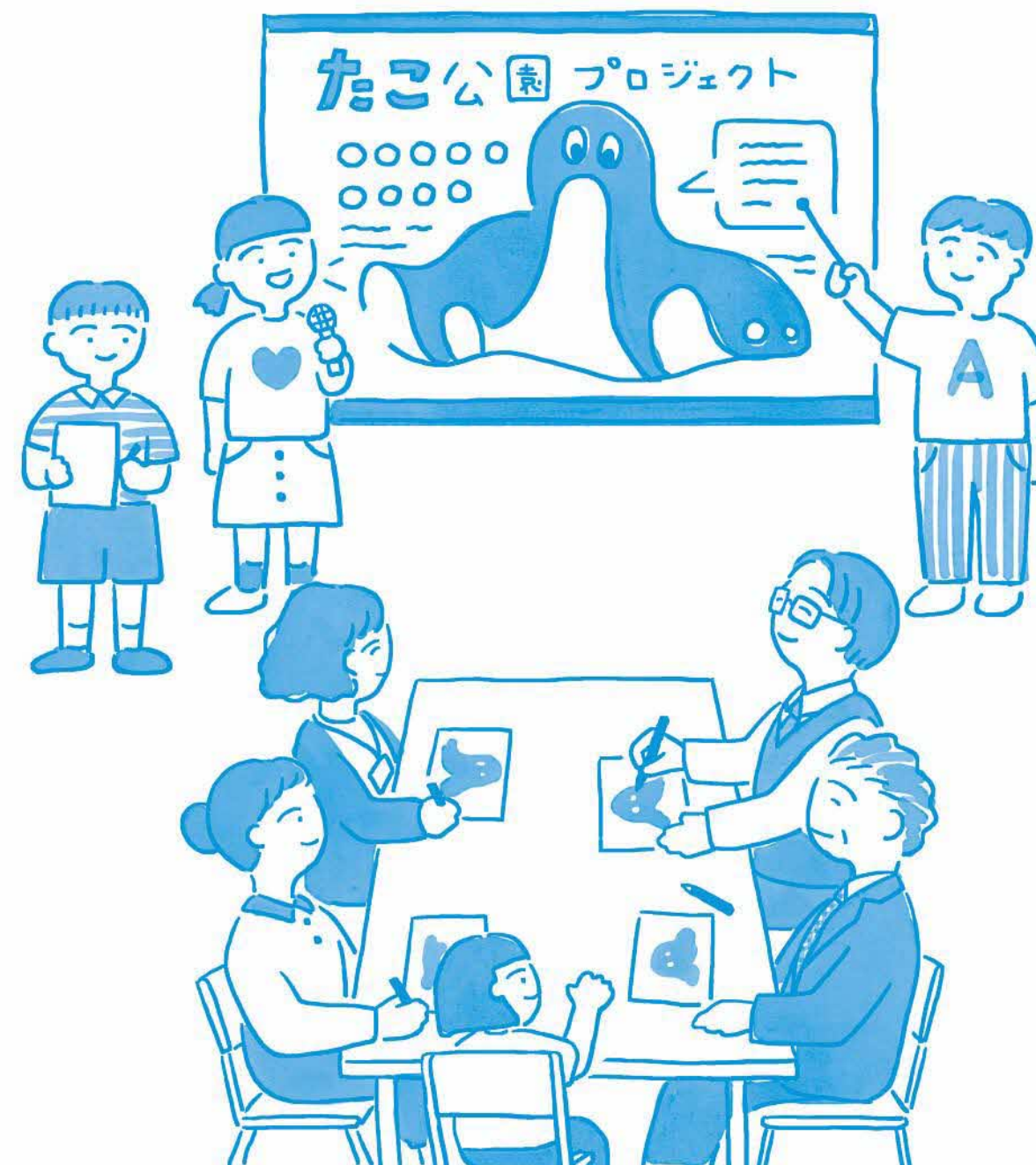
子どもの意見表明と施策への反映は、子ども自身の権利を守り最善の利益を図ることに加え、子どもや若者にとって、自らの意見が十分に尊重され、自らが社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資するものです。区では、子ども・若者も一人ひとりが権利の主体であり、地域社会の一員であることを再認識し、共にまちを創っていくことを基本計画の理念に掲げ、子ども・若者の意見表明をはじめとした区政への参画を促進していきます。

### 2 子ども・若者と多様な人々との交流を生み出す

次世代を担う、子ども・若者が当事者として積極的にまちづくりや地域と関わることは、多様な世代の新たな交流を生み出します。異なる世代が交流することで、それぞれの世代が持つ価値観や経験、ニーズへの理解が深まるとともに、地域内の連帯感が高まり、住民同士が助け合う風土が醸成されます。

また、若い世代が高齢者から知識や伝統文化を学ぶ機会が増える一方で、高齢者も若者から新しい技術や考え方を吸収することができ、地域全体で文化の継承と進化が促進されていきます。このように、多様な世代の交流は、住民同士のつながりをさらに強固にし、まちへの愛着や誇りも高めることにつながっていきます。

区では、各取組を進める中で、多様な世代の交流を促し、まちへの一体感を生み出していきます。

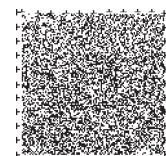




## 第6章 地域特性・地域資源を踏まえた施策の展開 地域特性やニーズを十分に捉える

地域社会の持続可能な発展を実現するためには、それぞれの地域が持つ特性に応じた施策を講じることが不可欠です。同じ区内であっても、高齢化が進行している地域や若年層の流入が多い地域、都市化が進む地域をはじめ、地理的条件や地域資源、人口・世帯の特徴などが大きく異なる様々な地域があります。こうした多様な特性を理解し、地域ごとのニーズや課題に応じた施策を展開することが、地域の活性化やそこに住む区民の生活向上につながります。

区では、区全体を均質化して捉えるのではなく、各地域の特性やニーズを十分に把握することに加え、地域で活躍する多様な主体との「協創」を進め、各取組を実施していきます。



## 第7章 持続可能な区政運営の推進 次世代に豊かな社会を引き継いでいく

これまで、区を取り巻く諸課題を克服するとともに、今後、区が直面していく困難を乗り越えていくため、持続可能な区政運営を進めてきました。

しかしながら、現代は、直面する課題が多様化・複雑化するだけでなく、変化が激しく、将来の予測が困難な不確実性の高い社会状況となっています。このような中、様々な課題に対処し、将来世代にも豊かな社会を引き継いでいくためには、区民ニーズに的確に応えつつも、今後の財政状況を見極めるとともに不断の経営改革を進めていく必要があります。

このため、次のとおり区政運営の基礎となる考えを示すとともに、区が持続可能な自治体であり続けるための取組を推進していきます。

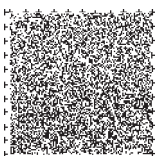
### 1 ボトルネック的課題の解決

区が抱える4つのボトルネック的課題である「治安」「学力」「健康」「貧困の連鎖」の解決に向けた取組を進めてきた結果、着実に成果が現れてきていますが、未だ解決には至っていません。引き続き、積極的かつ戦略的な取組を推進するとともに、根強く残る区に対するマイナスイメージと改善が進む現実とのギャップの解消に取り組むことで、プラスイメージへの転換を確かなものとし、区民一人ひとりが誇りを持てるまちを実現していきます。

### 2 幅広い区民参画の促進

多様化・複雑化する区民ニーズを的確に把握し、効果的な区政運営を推進するため、区民の幅広い区政への参画を促すとともに、これまで区政へ声を届けることが難しかった人々や様々な分野の当事者へ多様な方法でアプローチし、区民が主体的に区政に参画できる環境を整えていきます。

また、聴取した意見は適切に政策に反映し、フィードバックを行うことで、実効性の高い取組を構築するとともに、開かれた区政運営の実現と区政に対する信頼の向上を図っていきます。





### 3 進化するテクノロジーの積極的な活用

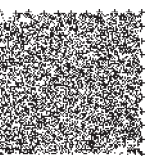
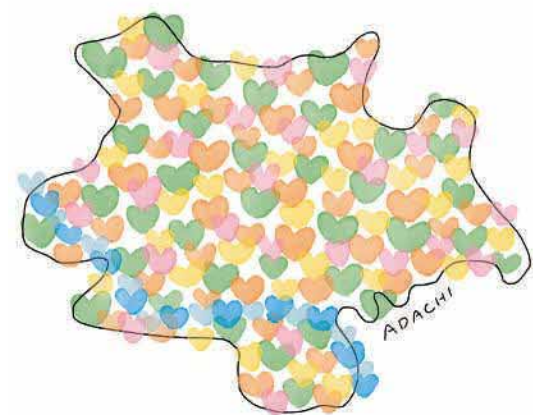
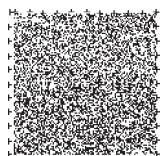
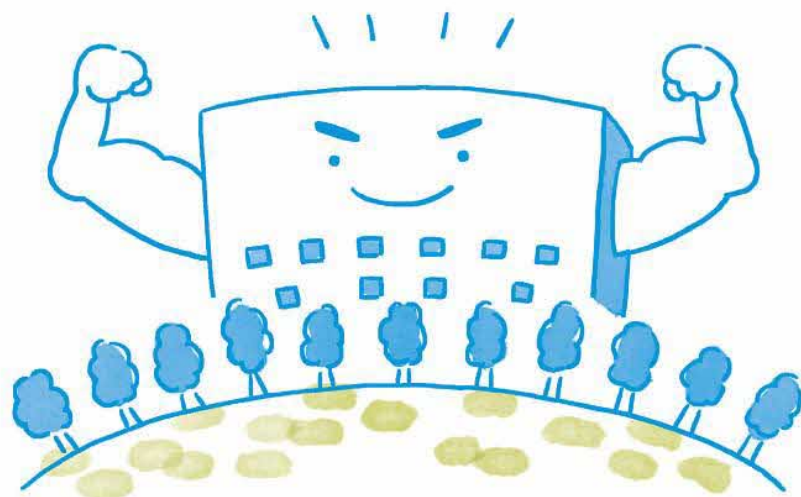
人口減少や超高齢社会のさらなる進行により、将来的な労働力不足は確実な状況となっています。このような中、行政サービスの質を担保しつつ、さらなる区民ニーズに応えていくためには、テクノロジーの積極的な活用が必要です。テクノロジーがもたらす利便性とリスクをバランスよく管理し、業務の効率化だけでなく、区民の誰もがその恩恵を享受できる行政サービスを実現していきます。

### 4 EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進

財源や人的資源に限られる中で、より効率的で効果的な政策を推進していくためには、エビデンスに基づく政策立案や意思決定が不可欠です。質の高いデータの収集と分析、適切なエビデンスの選択によって、戦略的な事業展開と政策形成における透明性の確保を進めるとともに、データを適切に活用できる職員の育成を強化していきます。

### 5 健全な財政運営の推進

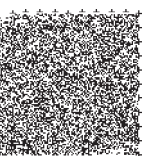
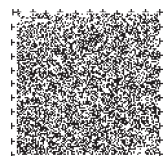
限られた財源の中で、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応していくためには、「事業の選択と集中」が不可欠です。税制の透明性と公平性を保ち、適正な歳入を確保するとともに、無駄な支出を抑え、メリハリのつけた事業展開を行うことで、限られた財源を最大限に活用していきます。また、公的債務の適切な管理を通じて、次世代に過度な財政負担を残さない財政運営を進めていきます。



## 第4部

# 計画推進の仕組み

第4部では、重点的に取り組むプロジェクトを定める「重点プロジェクト」やPDCAマネジメントサイクルを確立させるための「行政評価制度」、分野横断的な視点をもたらす「SDGs」について記載しています。



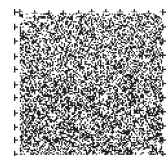


# 第1章 重点プロジェクト

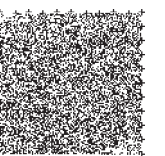
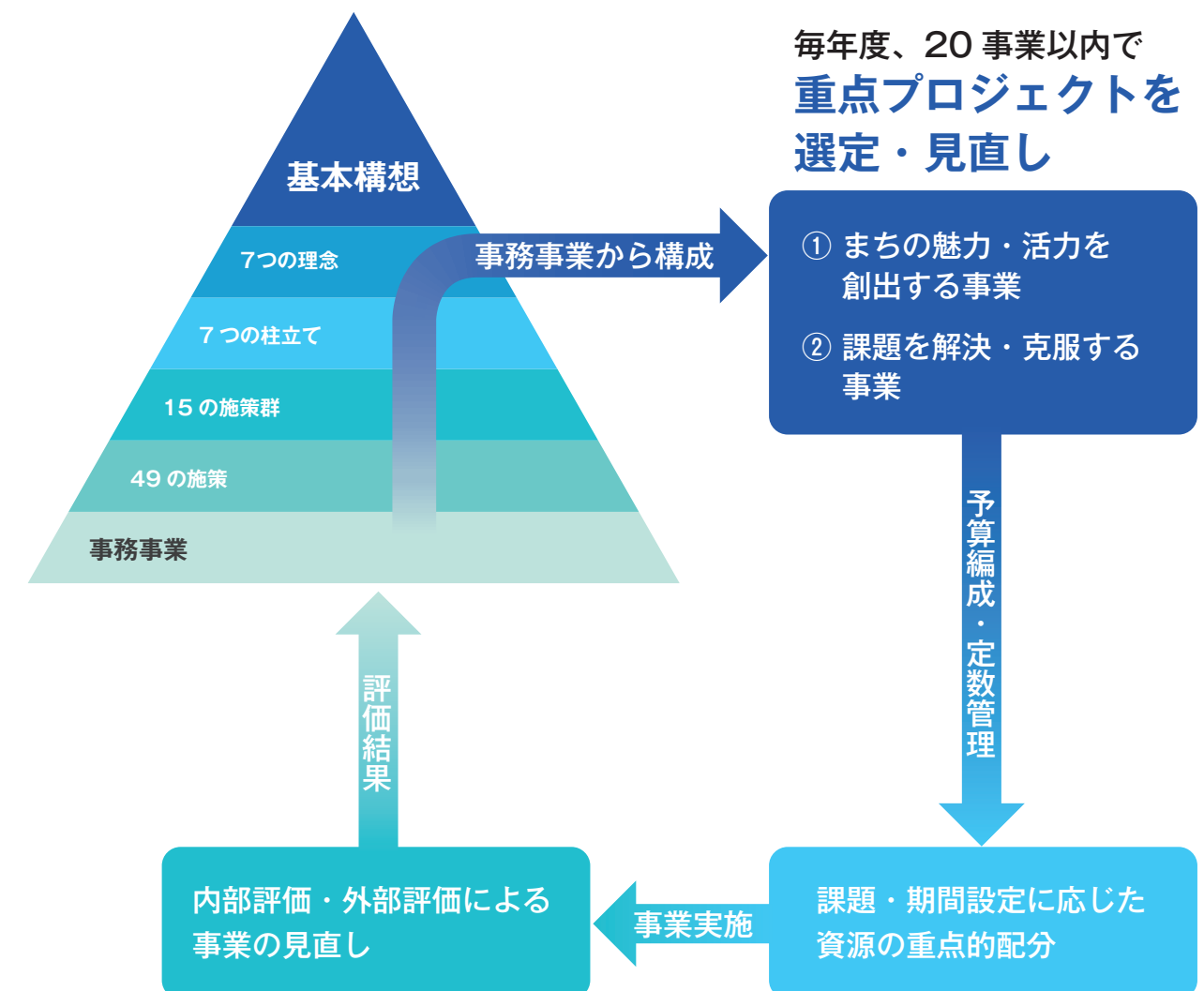
これまで、区は「治安」「学力」「健康」「貧困の連鎖」の4つをボトルネック的課題として位置付け、様々な取組を推進してきました。それぞれの課題に対して着実に成果は現れてきていますが、未だ解決には至っていません。

また、変化が激しく、将来の予測が困難なVUCA（変動性：Volatility、不確実性：Uncertainty、複雑性：Complexity、曖昧性：Ambiguity）と呼ばれる現代では、企業をはじめとする民間部門だけでなく、行政においても変動する状況に迅速に対応するとともに、不確実性に備え、複雑な問題に対処するための柔軟な経営が必要です。また、曖昧さに対しても果敢に挑戦し、適応していく姿勢が求められます。

このような状況の中、限られた資源を効果的に配分し、課題解決を推進するため、特に優先的かつ集中的に推進していく必要がある事業群を「重点プロジェクト」として設定します。重点プロジェクトには、予算や人材を重点的に配分するとともに、庁内評価のほか、足立区区民評価委員会による外部評価を受けることで、多角的な視点による事業の見直しを促進し、戦略的な事業展開を図ります。



## 重点プロジェクト運用イメージ

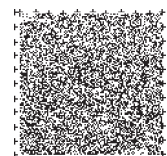


## 第2章 行政評価制度

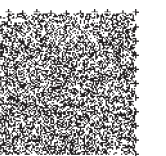
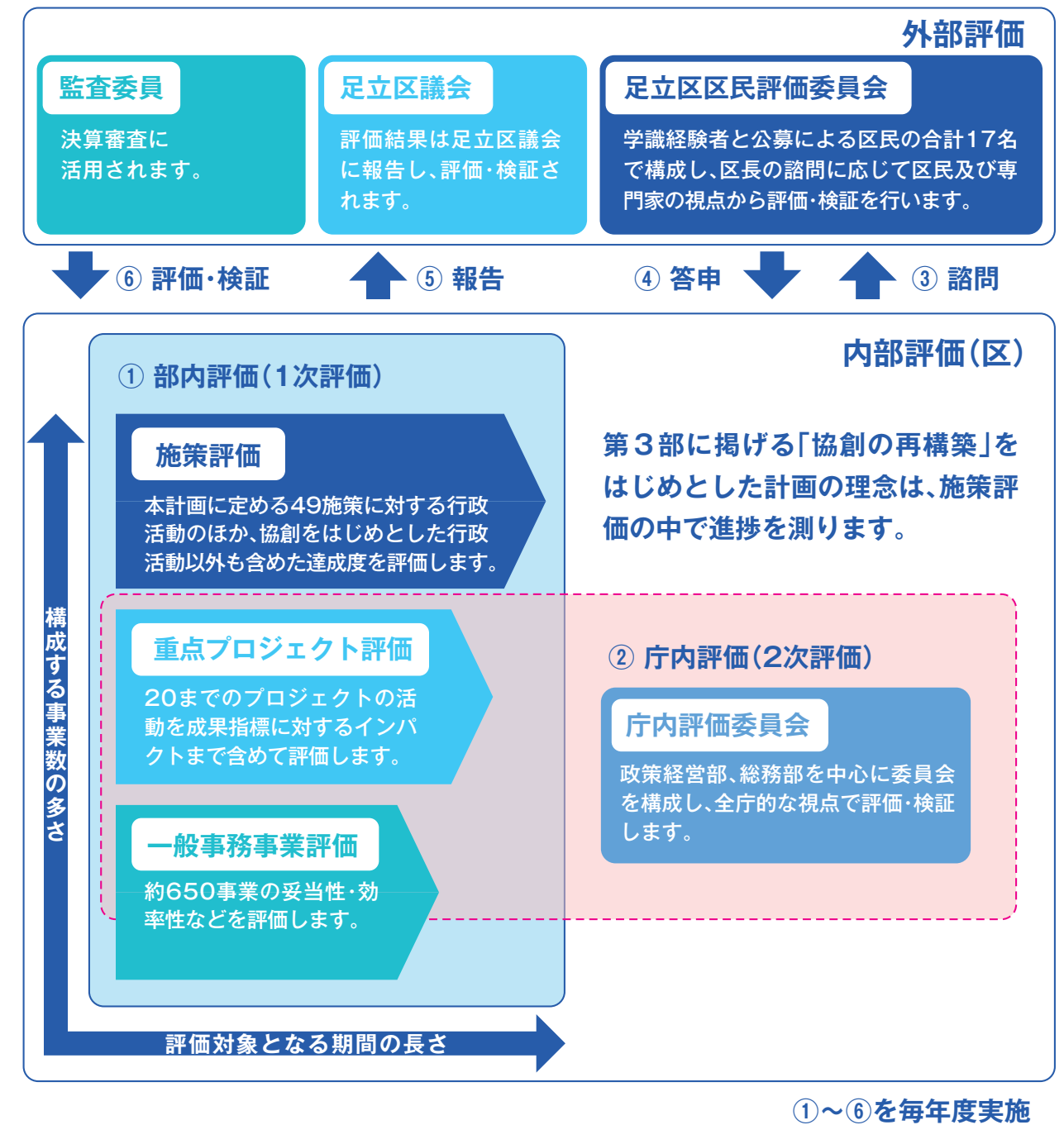
限られた財源や人員を有効に使い、最大の政策効果を実現するには、各事業の不断の見直しと効率的な資源配分が必要です。

また、将来的な人口減少や超高齢社会の進行により、人口減少による税収の減少だけでなく、行政サービスの担い手である職員の不足についても懸念される中では、人口動態を含め、社会変化を見据えた適切な見直し無くしては、行政サービス自体の継続が困難になることが想定されます。

このため、区では、行政活動の効果検証と持続的なPDCAサイクルの確立を目的として、評価の視点に応じた行政評価制度と実施方針を定め、効率的・効果的な区政運営を推進していきます。



### 行政評価運用イメージ





## 第3章

# 基本計画を通じたSDGsの推進

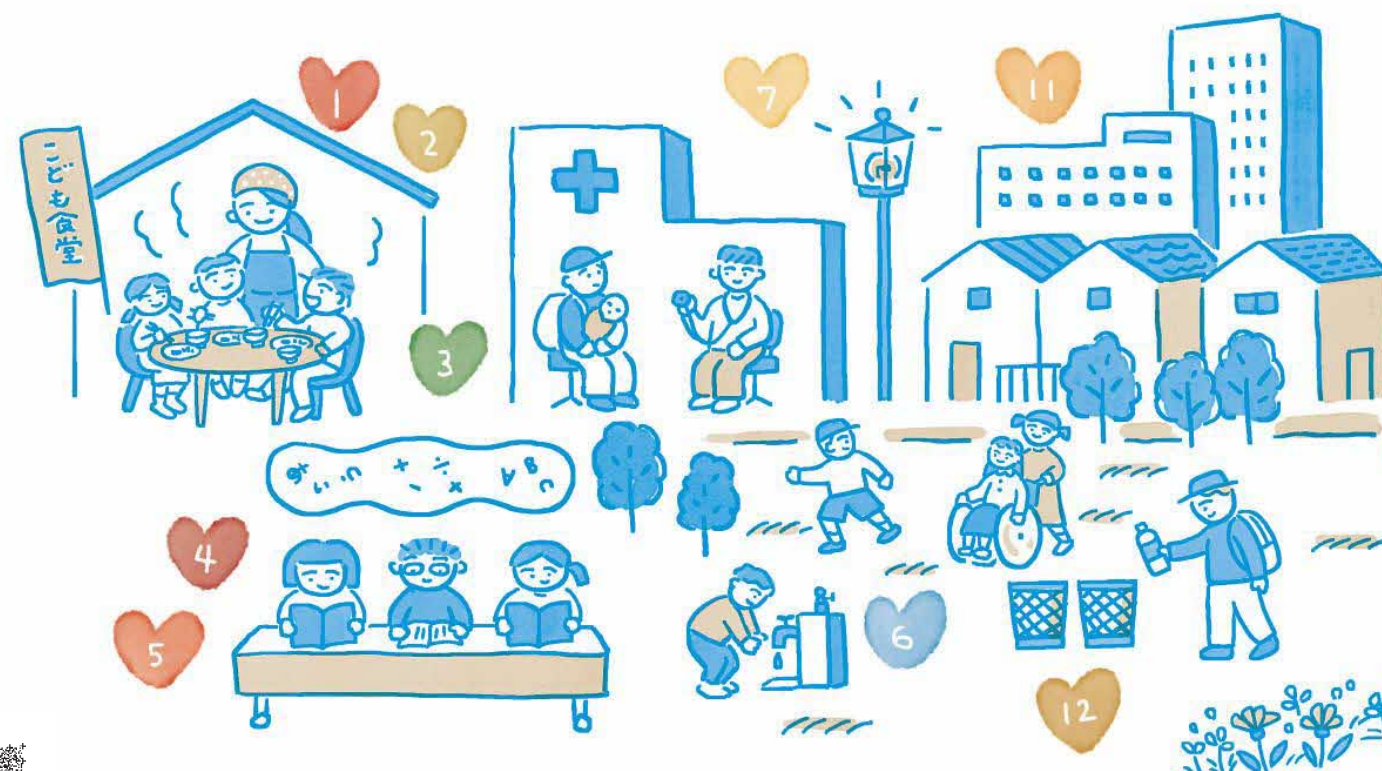
## 1 基本計画とSDGsの関係

SDGs17のゴールは、互いに補完し合うため、一つの目標を達成することで、他の目標の達成にも寄与していきます。

例えば、ゴール1「貧困をなくそう」とゴール2「飢餓をゼロに」は密接に関連しています。貧困を減らすことで、食糧へのアクセスが向上し、飢餓の問題が軽減されます。逆に、飢餓を解消することで、栄養状態が改善され、貧困のサイクルから脱却する手助けとなります。これらのゴールは、貧困層が持続可能な生活を営むための基盤を提供するという共通の目標を持っています。

これらの相互関連性を理解し、包括的かつ統合的なアプローチでSDGsに取り組むことが、持続可能な未来を実現するためには不可欠です。また、基本計画の各施策についても、SDGsのゴールという視点で捉え直すことで、各施策間の相乗効果や分野・領域横断的な関係を見出すことができます。

このため、SDGsの理念と各目標の相互関連性を踏まえ、基本計画に基づく施策を推進していくため、各施策とSDGs17のゴールとの関係を整理します（資料編221ページ参照）。



## 2 足立区SDGs事業の選定と進捗管理

区のSDGsの実効性を確保し、目標達成を確実なものとするため、区の特性や課題を考慮し、約650存在する事務事業（令和6年度時点）のうち、区のボトルネック的課題の解決に資するゴール（1・3・4・11・17）に関する事業を「足立区SDGs事業」として進捗管理の対象として選定しています。

また、令和6年度には、区職員を対象としてSDGsに関するアンケートを実施した結果、SDGsをキーワードとした連携の意識が未だ不十分ということが分かりました。

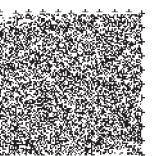
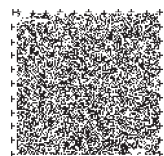
このため、事業の進捗管理のほか、同じSDGsのゴールを目指す事業や相乗効果が見込める事業のマッチングを図り、庁内連携のモデルケースをつくるとともに、SDGsを切り口に、横のつながりをつくり、連携して仕事を前に進める力＝「SDGs・協創マインド」の醸成・浸透を図っていきます。



## 第5部

# 戦略的な施策体系

第5部では、戦略的な区政運営を推進するため、  
全ての施策を体系的に整理した「施策体系」について記載しています。



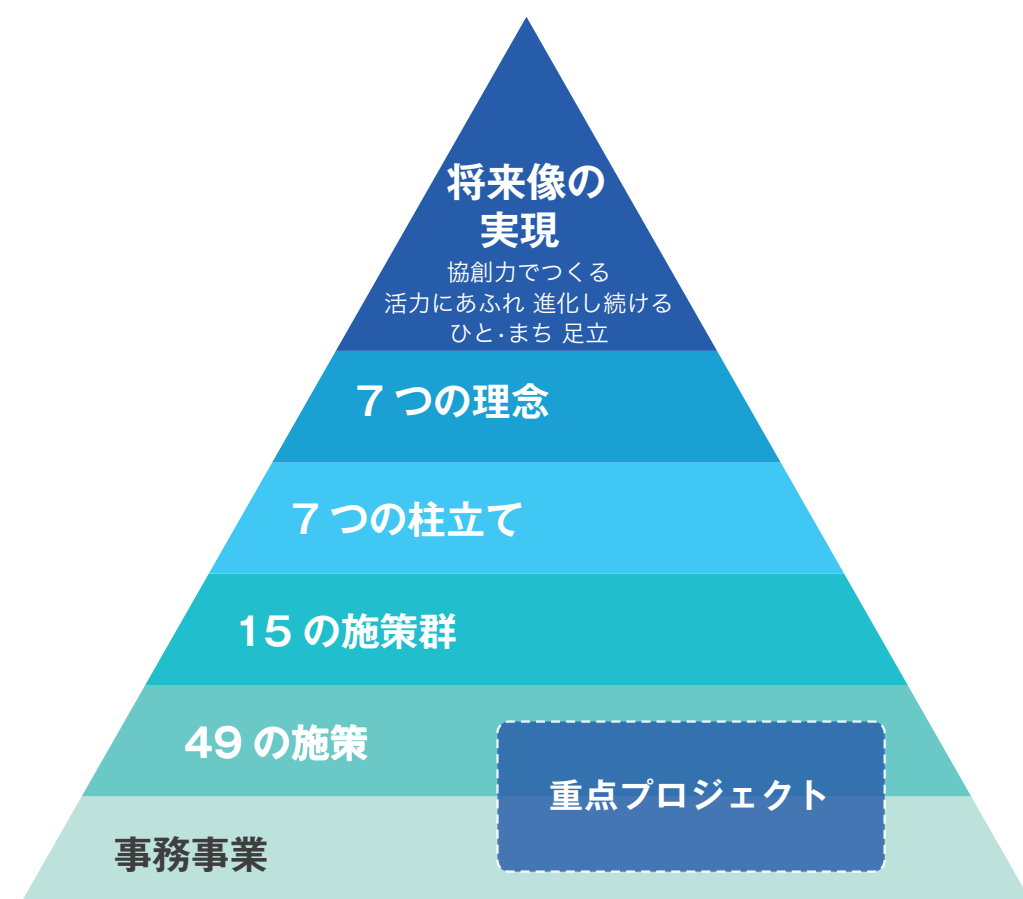


## 第1章 将来像の実現に向けた4つの視点

基本構想では、将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を定めるとともに、その実現に向けた取組を、4つの視点（「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」）で整理しました。

まず、日々の暮らしの主演であり、まちづくりの担い手でもある「ひと」がいて、その人々が営む日々の「暮らし」があり、その暮らしが展開される舞台となる「まち」があります。さらに、「ひと」「暮らし」「まち」を支える「行財政」が必要となります。

|     |     |                       |
|-----|-----|-----------------------|
| 視点1 | ひと  | 多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人   |
| 視点2 | 暮らし | 人と地域がつながる 安全・安心な暮らし   |
| 視点3 | まち  | 真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち  |
| 視点4 | 行財政 | 様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政 |



## 第2章 基本計画における7つの柱立て

前章で示した4つの視点に基づく基本的方向性を踏まえ、区の全ての施策を体系的に整理するための柱となる「7つの柱立て」を設定します。また、各施策は、法令や条例等によって策定する分野別計画と整合をとって体系化します。4つの視点、7つの柱立てに基づき、取り組む各施策の内容は、第6部で詳細を示します。

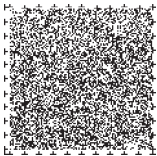
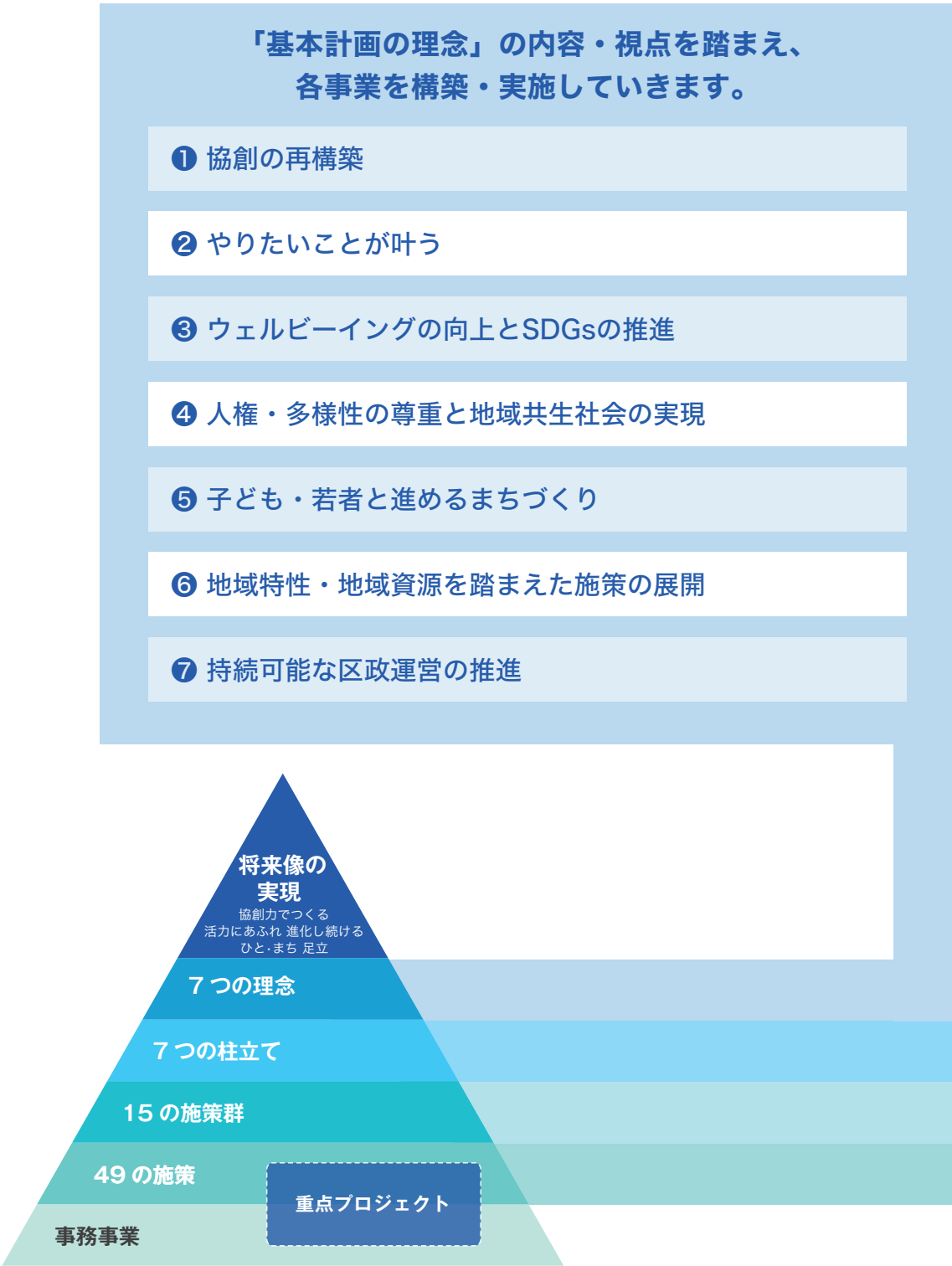
|     |                        |
|-----|------------------------|
| ひと  | 多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人    |
| 柱1  | 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人    |
| 柱2  | 自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人   |
| 暮らし | 人と地域がつながる 安全・安心な暮らし    |
| 柱3  | 地域とともに築く、安全な暮らし        |
| 柱4  | いつまでも住み続けられる安心な暮らし     |
| まち  | 真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち   |
| 柱5  | 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち |
| 柱6  | 活力とにぎわいのあるまち           |
| 行財政 | 様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政  |
| 柱7  | 区民の活躍とまちの活力を支える行財政     |

# 第3章 施策体系

基本構想の4つの視点、基本計画の7つの柱立てに加え、第3部「基本計画の理念」に基づき、区の全ての施策を体系的に整理しています。

第5部

戦略的な施策体系



ひと

7つの理念

自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人

①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

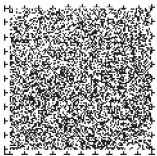
③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる

④人権と多様な個性を認め合う社会を実現する

- 1 児童・生徒の心身の健全な発達支援
- 2 確かな学力の定着に向けた、就学前からの取組
- 3 子どもの状況に応じた学びの充実
- 4 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実
- 5 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援
- 1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実
- 2 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実
- 3 配慮を要する子育て家庭への支援
- 1 生涯学習活動の充実と地域における学びの循環
- 2 文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援
- 3 生涯スポーツ活動の充実と地域還元
- 1 人権尊重社会の推進
- 2 ジェンダー平等社会の推進
- 3 多文化共生社会の実現
- 4 ユニバーサルデザインの推進

第5部

戦略的な施策体系





暮らし

7つの理念

地域とともに築く、安全な暮らし

いつまでも住み続けられる安心な暮らし

地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち

⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する

⑥環境負荷が少ないくらしを実現する

⑦地域でつながり、支え合う地域共生社会を実現する

⑧高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する

⑨健康寿命の延伸を実現する

⑩災害に強いまちをつくる

1 感染症対策の充実

2 良好な生活環境づくりの推進

3 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防ぎ、区民の暮らしを守る

4 ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進

5 反社会的団体等の排除

1 地球温暖化対策の推進と環境学習の充実

2 ごみの減量・資源化の推進

1 重層的支援体制整備と支え合う地域づくりの推進

2 町会・自治会、NPO等の活動支援の推進

1 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実

2 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実

3 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護

4 くらしやしごとで困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実

1 住んでいるだけで自ずと健康になれる仕組みの構築

2 地域における保健・医療体制の充実

3 持続可能な医療保険制度の運営

1 災害に強い都市整備の推進

2 災害に備えた区民意識の向上

3 災害に備えた地域防災力の強化

まち

7つの理念

行財政

地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち

活力とにぎわいのあるまち

区民の活躍とまちの活力を支える行財政

⑪便利で快適な道路・交通網をつくる

⑫地域の特性を活かしたまちづくりを進める

⑬地域経済の活性化を進める

⑭戦略的かつ効果的な行財政運営を行う

⑮区のイメージを高め、選ばれるまちになる

1 スムーズに移動できる交通環境の整備

2 安全に利用できる道路環境の整備

1 良好な景観の形成と快適なまちづくりの推進

2 エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開

3 安心して住み続けられる住宅環境の整備

4 緑のある空間の創出や自然環境の保全

1 区内事業者の持続的な発展と創業者支援の充実

2 就業支援と人材確保支援の充実

1 効果的かつ効率的な区政運営の推進

2 戦略的な人事管理・組織運営の推進

3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

4 適正な賦課と収納対策の推進

5 公有財産の活用と公共施設マネジメントの推進

1 効果的な情報発信と区政情報の透明化

2 魅力の発掘・創出とプラスイメージへの転換

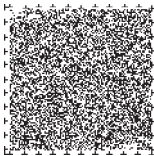
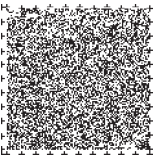
第6部

各施策の内容

第6部では、第5部に記載した施策体系に基づき、  
各施策の取組などについて記載しています。

計画全体を測る成果指標

|                | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|----------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 区政全体に対する区民の満足度 | 75.6%          | 78.9%             | 80.0%             |





第6部 施策ページの見方

第6部では、各施策ごとにページを作成し、課題や施策の方向、実現度を測る成果指標などを掲載しています。各項目の内容は次のとおりです。

**柱**  
全ての施策を体系的に整理するための柱の名称を記載しています。

**施策群**  
目的別に複数の施策をまとめたものです。

**施策**  
将来像を実現するための施策の名称を記載しています。

**施策の目指す姿**  
施策が達成されることによって、どのような状態になっているかを記載しています。

**対応番号**  
成果指標とそれに対応する記述の番号を記載しています。

**SDGs アイコン**  
主にどのSDGsのゴールに関連しているかを示しています。

**施策の実現度を測る成果指標**  
施策の進捗状況を測る成果指標と目標値を設定し、施策の進捗管理を行います。注釈がある場合は、成果指標欄の下に記載しています。

**関連する計画など**  
関連する主な分野別計画などを記載しています。  
※ 原則として、計画名の「足立区」「足立」は省略して掲載しています。

**主な取組**  
施策の方向に関連する主な取組などを記載しています。

**音声コード**  
**Uni-voice(ユニボイス)**  
文章を音声で読み上げるためのコードです。

**現状**  
計画策定時（令和6年度）の施策に対する現状を記載しています。

**主要課題**  
現状から抽出された主要課題を記載しています。

**施策の方向**  
施策を実施する主な方向性を記載しています。

**注釈**  
「現状」「主要課題」「施策の方向」の文中に注釈がある場合に記載しています。

**施策ページ**

柱1 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

施策群① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支える

**施策 1-4**  
安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実

施策の目指す姿

**教育環境が充実している。**

**足立区の現状**

- 学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する一方、学校教育のさらなる充実も求められており、教員の過重労働が大きな問題となっています。
- 過重労働は、教員の心身の健康を低下させるだけでなく、日々の教育活動の質などにも影響を及ぼすため、子どもの学びや成長のためにも改善を進めていく必要があります。
- 昭和40年前後に児童・生徒が急増し、学校建設が集中したことから、築40年を超える学校が全体の約8割を占め、施設の老朽化が進行しています。
- 環境への配慮や施設のバリアフリー化、災害時の避難所機能強化など、学校に求められる要望は多様化しています。
- 子どもの学力向上と人間力の育成においては、各学校の児童・生徒数が適正な規模（適正規模校）※1であることが望ましいにもかかわらず、少子化等の影響で適正規模校の割合は微減傾向にあります。
- 小規模校の一部では、1クラスのみ、かつ30人以下のため、クラス替えもできない状態となっています。

※1 児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものとされている。

主要課題

- 教員の負担軽減
- 学校施設の改築・保全
- 学校の適正規模

施策の方向

**教員の負担を軽減し、教育時間を確保する**

- 校務のデジタル化や学校を支える人員体制の確保、多様な主体との連携などを通じて、教職員の負担軽減と健康的な職場環境を実現し、教員一人ひとりが子どもと向き合う時間とより良い授業を行うための充分な時間を確保していきます。

**安全・快適で良好な教育環境をつくる**

- 増大する学校施設更新費用の平準化を含む学校改築・保全計画に基づき、学校施設の更新と長寿命化を着実に実施します。
- 的確かつ迅速な点検と修繕の実施により学校施設の安全性を確保するとともに、省エネやバリアフリー化などへの対応を進めることで、安全・快適に学べる教育施設の整備を進めていきます。

**学校規模の適正化を進め、良好な教育環境をつくる**

- 学校の適正規模・適正配置は、特定の小規模校だけでなく、周辺校を含めたエリア全体を一体的に考えていく必要があるため、国や東京都の少人数学級の動向を見極めた上で、学区域再編を含めた検討を行い、望ましい教育環境づくりを推進していきます。

主な取組

- 校務のICT化の促進（「C4th Home & School」システムなど）
- 会計年度任用職員の配置（副校長補佐、スクール・サポート・スタッフなど）
- 一斉退校日の設定
- 学校改築・改修工事の実施
- 安全点検・維持補修工事の実施
- 省エネやバリアフリー、避難所機能強化への対応
- 適正規模・適正配置ガイドラインの改定
- 適正規模・適正配置実施計画の策定
- 統合校アンケート調査の実施

音 声  
コードを  
掲載予定

**実現度を測る主な成果指標**

| 対応番号 | 成果指標                                              | 現状値<br>(令和5年度)           | 中間目標値<br>(令和10年度)      | 最終目標値<br>(令和14年度)      |
|------|---------------------------------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|
| 1    | 時間外在校時間等が1か月当たり45時間超の教員(副校長含む)の割合(各年10月)※低減目標     | 43.9%(小学校)<br>50.3%(中学校) | 0%(小学校)※2<br>0%(中学校)※2 | 0%(小学校)※2<br>0%(中学校)※2 |
| 2    | 令和7年度～14年度の改築・全体保全工事予定校26校のうち、改築・全体保全工事が完了した学校の割合 | —                        | 53.8%                  | 100%                   |
| 3    | 全小・中学校に占める「適正規模校」の割合                              | 58.8%                    | 58.9%                  | 59.1%                  |

※2 東京都「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」では、令和9年度に0%とすることを目標としているため、これに合わせている。

＜関連する計画など＞

- 区立学校における教員の働き方改革実施方針
- 学校施設の個別計画（足立区版長寿命型改修計画）
- 区立小・中学校の適正規模・適正配置のガイドライン

音 声  
コードを  
掲載予定

89

90

## 施策群①

# 家庭・地域と連携し、 子どもの学びを支え育む

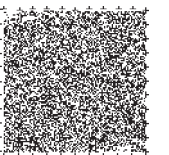
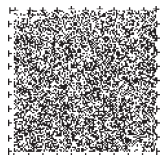
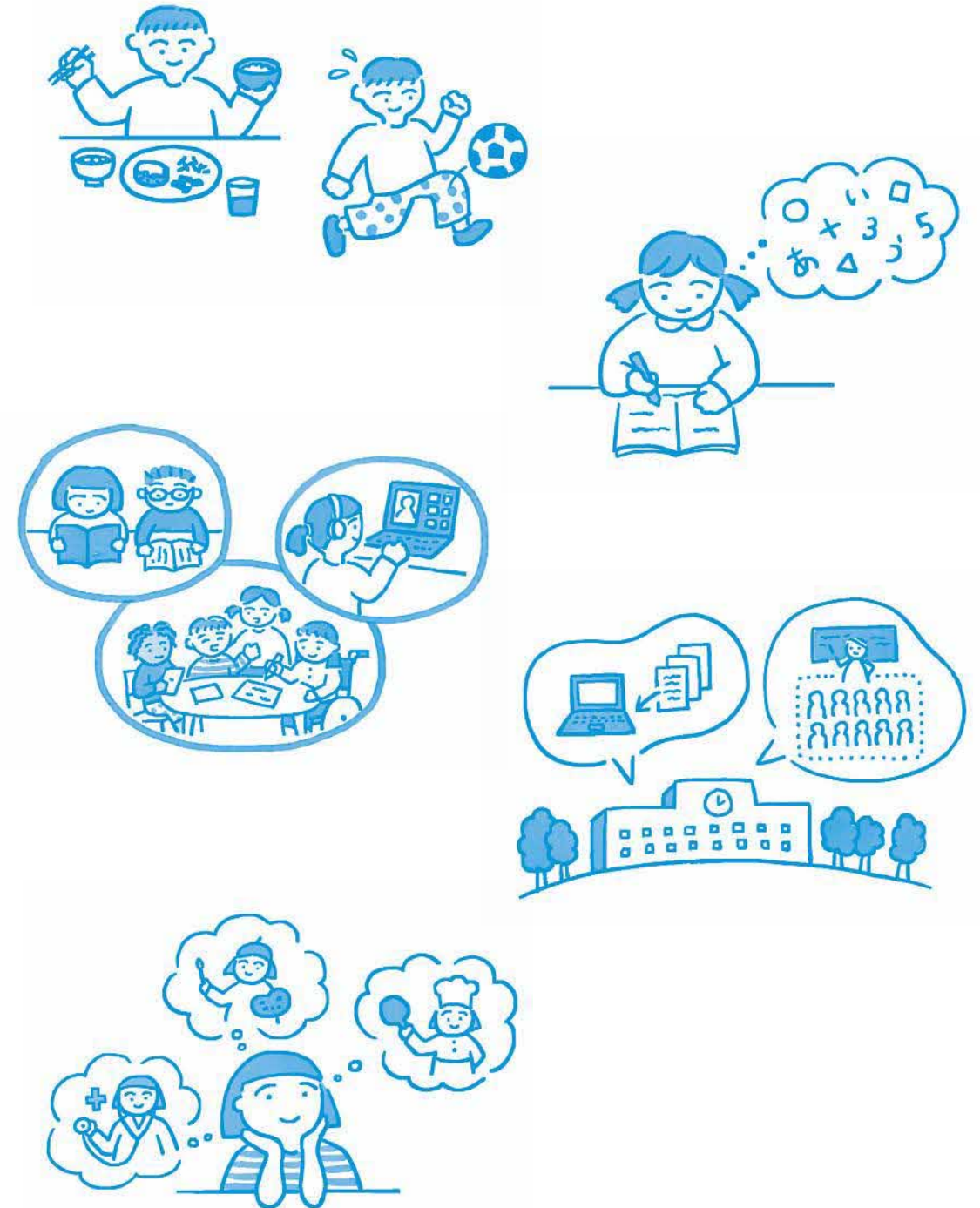
施策1-1 児童・生徒の心身の健全な発達支援

施策1-2 確かな学力の定着に向けた、就学前からの取組

施策1-3 子どもの状況に応じた学びの充実

施策1-4 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実

施策1-5 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援





施策群① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

## 施策 1-1

### 児童・生徒の心身の健全な発達支援

施策の目指す姿

子どもが  
健全に育っている。



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                        | 現状値<br>(令和5年度)           | 中間目標値<br>(令和10年度)        | 最終目標値<br>(令和14年度)        |
|------|---------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1    | 貧血・小児生活習慣病予防健診で「正常」または「管理不要」と判定された生徒の割合     | 75.3%                    | 78.0%                    | 80.0%                    |
| 2    | むし歯のある児童・生徒の割合<br>＊低減目標                     | 33.1%(小学生)<br>28.5%(中学生) | 30.0%(小学生)<br>27.0%(中学生) | 28.0%(小学生)<br>26.0%(中学生) |
| 3    | 「いじめはどんなことがあってもいけないことだ」という肯定的な回答をした小・中学生の割合 | 96.5%(小学生)<br>95.7%(中学生) | 100%(小学生)<br>100%(中学生)   | 100%(小学生)<br>100%(中学生)   |

< 関連する計画など > ■ 教育振興ビジョン ■ 健康あだち 21 行動計画

#### 足立区の現状

1

- 貧血・小児生活習慣病予防健診において「正常」または「管理不要」と判定された割合は、新型コロナウイルス感染症拡大の際に、令和元年度の 77.51%から令和 3 年度の 73.20%へ低下しました。
- 肥満傾向にある児童・生徒の割合が増加し、令和 4 年度には全ての学年で全国・東京都の割合を上回りました。

2

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、飛沫防止の観点から給食後の歯みがき実施校は減少しましたが、むし歯予防の啓発や指導の取組を継続して進めてきた結果、むし歯のある児童・生徒の割合は減少傾向にあります。一方、東京都・特別区平均を上回る状況は継続していることから、さらなる改善が必要です。

3

- 教育活動全体を通じて自尊心や他者尊重、多様性への理解促進、人権意識の育成を進め、令和 5 年度では、いじめはいけないことと認識する児童・生徒の割合は東京都平均を上回っています。
- 「いじめのない学校」を実現するため、さらなる人権意識の向上を目指す必要があります。

#### 主要課題

##### 小児生活習慣病の予防



##### 東京都・特別区平均以上の児童・生徒のむし歯り患率



##### 互いを認め合う心の育成



#### 施策の方向

##### 子どもの未来を支える健康な身体を育む

- 生活習慣病に関する正しい知識の習得や家庭での正しい生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな成長を支えていきます。
- 食育事業の推進によって、子どもが望ましい食習慣を身につけるとともに、自ら栄養バランスの良い食事を選択できる力を育みます。

##### 幼少期から歯と口の健康習慣を定着させる

- 子どもの歯と口の健康や正しい歯みがきに関する知識を高めることで、歯に良い生活習慣づくりや歯と口の健康を守る力の育成を進めていきます。
- 学校だけでなく家庭でも歯みがき習慣の定着を進めることで、むし歯がない子どもの割合を増加させます。

##### 自分も相手も尊重する豊かな心を育成する

- 子どもが人権を考える機会を通じて、多様性や互いを認め合う心を育み、いじめ防止を实践できる環境づくりを推進していきます。
- 各教員が人権研修を通じて「いじめを許さない学校づくり」のマネジメント力を身につけ、いじめの早期発見・防止に取り組めます。

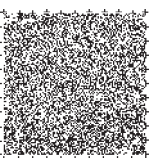
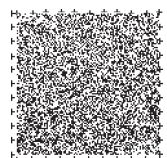
#### 主な取組

- 良好な生活習慣の定着の推進  
(あだちっ子健康教室、貧血・小児生活習慣病予防健診など)

- 食育事業の推進  
(あだち食のスタンダード、おいしい給食など)

- 歯と口の健康習慣づくりの推進  
(6 歳臼歯健康教室、こきざみの技・体験教室、給食後の歯みがき指導など)

- 日常的ないじめの実態把握
- 心の教育の充実を図る教育課程の編成
- 人権教育の推進 (いじめに関する研修会など)







## 施策 1-2

### 確かな学力の定着に向けた、就学前からの取組

#### 施策の目指す姿

子どもが  
確かな学力を  
身につけている。



#### 足立区の現状

#### 主要課題

#### 施策の方向

#### 主な取組

1

- 基本的な生活習慣（挨拶や返事、姿勢保持、話を聞く）は、小学校入学時に身につけていることが望ましく、「学ぶ力」の基礎となります。
- 幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、子どもたちの発達と学びについて就学前から学校と連携した取組を進めていく必要があります。

#### 基本的な生活習慣の定着



2

- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学生は全国の正答率を上回り、中学生は全国の正答率との差が縮まるなど、学力向上に関する取組の成果が着実に出てきています。今後は、さらなる学力の底上げを目指していきます。

#### さらなる学力の底上げ



3

- 令和3年度には児童・生徒に一人一台のタブレット型端末が整備され、授業のねらい達成に向けたツールとして活用されています。
- 学習指導要領で求められている児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現のため、教員のICT活用スキルを向上させていく必要があります。

#### 教員のICT活用スキルの向上



#### 就学前から「基本的な生活習慣」を身につける

- 職員の教育・保育力向上に取り組むとともに、幼児教育から小学校教育への接続を一層強化することで、基本的な生活習慣や他者との関わり方、学びに向かう力などを育みます。
- 幼保小連携活動を通じて、子どもたちの探求心や創造力を育む体験の機会を提供していきます。

#### 確かな学力の定着・底上げに取り組む

- 足立スタンダード※1に基づき、児童・生徒にとって「わかる授業・魅力ある授業」を実践していきます。
- 一人ひとりのつまづきに応じた学習指導を充実させ、学びに向かう力も育みながら、確かな学力の定着・底上げを図ります。

#### ICTを活用して学びを深める

- 教材や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることで、子どもたちの資質・能力を育成していきます。
- 教員のICT活用スキルに応じた研修や好事例の横展開などを実施し、ICT活用に関する教員のスキルや学校の取組状況の格差を解消します。

- 教員・保育者に対する研修の実施（教育・保育力向上研修、接続期教育研修など）

- 幼保小連携活動の推進（学校探検、体験給食など）

- 教員の授業力向上の推進（教科指導専門員、秋田県大仙市への教員派遣など）

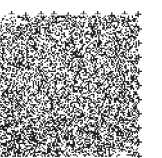
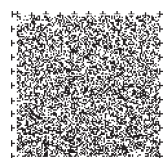
- 個に応じた学習機会の提供（AIドリル、そだち指導など）

- 教員のICT活用スキルに応じた研修の実施

- ICT支援員の派遣

- ICT活用事例の区内展開

※1 「授業におけるめあて」を明確にし、一人ひとりがしっかりと考え、子ども同士で学び合う問題解決を中心とした授業。



## 施策 1-3

### 子どもの状況に応じた学びの充実

#### 施策の目指す姿

多様な学びの場が確保されている。



#### 足立区の現状

1

- 文部科学省の調査<sup>※1</sup>によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた通常学級の小・中学生の割合は、前回調査（6.5%）<sup>※2</sup>から増加して 8.8%となりました。特別支援教育への理解が進み、様々な子どもに目が向けられるようになったことが一因と考えられます。
- 子どもの数は減少が進む一方で、発達に不安を抱える保護者の数は増加し、発達相談件数は増加傾向にあります。

2

- 平成 28 年度から令和 2 年度に、全ての小・中学校に対して、発達特性があり支援を必要とする児童・生徒のための特別支援教室の配置が完了しました。
- 在籍する学校で週 1 ～ 2 回程度、個別（小集団）指導を受けることが可能となったため、特別支援教室の利用を希望する保護者からの就学相談が増加しています。

3

- 不登校発生率は全国的に上昇傾向にあり、足立区も同様の傾向にあります。
- 不登校児童・生徒数の増加に伴い、スクールソーシャルワーカー（SSW）の相談件数が増加しています。また、問題が複雑化しており、不登校の解決・改善に向けた支援が長期化しています。

#### 主要課題

増加する  
発達相談への対応



増加する  
就学相談への対応



増加する  
不登校への支援



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                               | 現状値<br>(令和5年度)             | 中間目標値<br>(令和10年度)          | 最終目標値<br>(令和14年度)          |
|------|------------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1    | こども支援センターげんきにおいて1か月以内に発達相談を受けられた割合 | 8.2%                       | 50.0%                      | 100%                       |
| 2    | 就学相談により、特別な支援が必要な児童・生徒の就学先が決定した割合  | 99.0%                      | 100%                       | 100%                       |
| 3    | 不登校発生率 * 低減目標                      | 1.92% (小学生)<br>7.08% (中学生) | 0.98% (小学生)<br>5.05% (中学生) | 0.74% (小学生)<br>4.33% (中学生) |
| 3    | SSWにより不登校等が解決または改善した割合             | 33.7%                      | 40.0%                      | 45.0%                      |

＜ 関連する計画など ＞

- 教育振興ビジョン
- 子ども・子育て支援事業計画
- 子どもの貧困対策実施計画
- 地域保健福祉計画
- 障がい児福祉計画

#### 施策の方向

##### 早期発見のしくみ・特性に応じた支援体制を充実させる

- 発達相談件数が増加する中でもタイムリーな相談や専門職員派遣が行えるよう、体制の充実を図っていきます。
- 「気づきのしくみ<sup>※3</sup>」や巡回指導などを通じて、子どもの発達特性を把握し、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。

##### 就学相談とインクルーシブ教育を充実させる

- 就学相談全件に対して、個別相談や各種検査、行動観察を確実に実施できる相談体制を確保していきます。
- 就学相談員のスキルアップと関係機関との連携強化によって、一人ひとりのニーズに応じた就学相談を実施することに加え、学校におけるインクルーシブ教育<sup>※4</sup>を推進し、多様性と個々の学びを保障します。

##### 不登校未然防止と不登校児への支援を強化する

- スモール・ステップ・ルーム（SSR）や校内別室の設置拡大とともに、別室登校を行う児童・生徒などへの指導・支援を充実させることで、不登校発生率減少に取り組みます。
- 不登校児童・生徒への支援を強化するため、関係機関と連携して不登校の未然防止や多様な学びの機会の確保を進めるとともに、SSW の増員をはじめとした体制の充実を図っていきます。

#### 主な取組

- 発達相談事業
- 気づきのしくみ<sup>※3</sup>
- 認可保育園等への巡回指導

- 就学相談事業
- インクルーシブ教育の推進（施設整備、就学奨励制度、特別支援教室専門員の配置など）

- SSR の設置拡大
- 不登校児童・生徒への学習・登校支援（チャレンジ学級、あすテップ、登校サポーターなど）
- SSW の体制強化

※1 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和 4 年）」  
 ※2 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成 24 年）」

※3 認可保育園に通う、社会性が芽生える 4 歳児を対象とした事業。保護者アンケートに基づき、こども支援センターげんきの心理士・作業療法士が行動観察を実施し、子どもの状況に応じた細やかな保育が継続的に展開され、スムーズな就学につながるよう、園や保護者を支援する仕組み。  
 ※4 障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が可能な限り共に学ぶ仕組み。



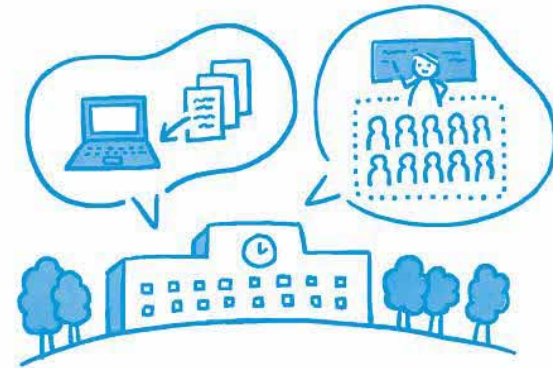


## 施策 1-4

### 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実

施策の目指す姿

教育環境が  
充実している。



#### 足立区の現状

#### 主要課題

#### 施策の方向

#### 主な取組

1

- 学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する一方、学校教育のさらなる充実も求められており、教員の過重労働が大きな問題となっています。
- 過重労働は、教員の心身の健康を低下させるだけでなく、日々の教育活動の質などにも影響を及ぼすため、子どもの学びや成長のためにも改善を進めていく必要があります。

教員の  
負担軽減



2

- 昭和 40 年前後に児童・生徒が急増し、学校建設が集中したことから、築 40 年を超える学校が全体の約 8 割を占め、施設の老朽化が進行しています。
- 環境への配慮や施設のバリアフリー化、災害時の避難所機能強化など、学校に求められる要望は多様化しています。

学校施設の  
改築・保全



3

- 子どもの学力向上と人間力の育成においては、各学校の児童・生徒数が適正な規模（適正規模校）※<sup>1</sup>であることが望ましいにもかかわらず、少子化等の影響で適正規模校の割合は微減傾向にあります。
- 小規模校の一部では、1 クラスのみ、かつ 30 人以下のため、クラス替えもできない状態となっています。

学校の  
適正規模



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                              | 現状値<br>(令和5年度)           | 中間目標値<br>(令和10年度)                                | 最終目標値<br>(令和14年度)                              |
|------|---------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1    | 時間外在校時間等が1 か月当たり 45 時間超の教員(副校長含む)の割合(各年10 月)※低減目標 | 43.9%(小学校)<br>50.3%(中学校) | 0% (小学校)※ <sup>2</sup><br>0% (中学校)※ <sup>2</sup> | 0%(小学校)※ <sup>2</sup><br>0%(中学校)※ <sup>2</sup> |
| 2    | 令和7年度～14年度の改築・全体保全工事予定校26校のうち、改築・全体保全工事が完了した学校の割合 | —                        | 53.8%                                            | 100%                                           |
| 3    | 全小・中学校に占める「適正規模校」の割合                              | 58.8%                    | 58.9%                                            | 59.1%                                          |

※2 東京都「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」では、令和9 年度に 0%とすることを目標としているため、これに合わせている。

< 関連する計画など >

- 区立学校における教員の働き方改革実施方針
- 学校施設の個別計画（足立区版長寿命型改修計画）
- 区立小・中学校の適正規模・適正配置のガイドライン

#### 教員の負担を軽減し、教育時間を確保する

- 校務のデジタル化や学校を支える人員体制の確保、多様な主体との連携などを通じて、教職員の負担軽減と健康的な職場環境を実現し、教員一人ひとりが子どもと向き合う時間とより良い授業を行うための十分な時間を確保していきます。

#### 安全・快適で良好な教育環境をつくる

- 増大する学校施設更新費用の平準化を含む学校改築・保全計画に基づき、学校施設の更新と長寿命化を着実に実施します。
- 的確かつ迅速な点検と修繕の実施により学校施設の安全性を確保するとともに、省エネやバリアフリー化などへの対応を進めることで、安全・快適に学べる教育施設の整備を進めていきます。

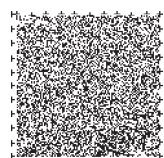
#### 学校規模の適正化を進め、良好な教育環境をつくる

- 学校の適正規模・適正配置は、特定の小規模校だけでなく、周辺校を含めたエリア全体を一体的に考えていく必要があるため、国や東京都の少人数学級の動向を見極めた上で、学区再編を含めた検討を行い、望ましい教育環境づくりを推進していきます。

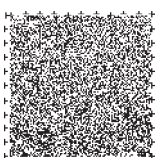
- 校務の ICT 化の促進（「C4th Home & School」システムなど）
- 会計年度任用職員の配置（副校長補佐、スクール・サポート・スタッフなど）
- 一斉退校日の設定

- 学校改築・改修工事の実施
- 安全点検・維持補修工事の実施
- 省エネやバリアフリー、避難所機能強化への対応

- 適正規模・適正配置ガイドラインの改定
- 適正規模・適正配置実施計画の策定
- 統合校アンケート調査の実施



※1 児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものとされている。







## 施策 1-5

### 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援

#### 施策の目指す姿

子どもが  
夢を描きながら  
成長できる。



#### 足立区の現状

#### 主要課題

#### 施策の方向

#### 主な取組

1

- 文部科学省「青少年の体験活動の推進に関する調査研究」では、子どもの頃の自然体験は主に自尊感情や外向性、社会体験は小・中・高校生の時期の学習意欲、文化的体験は様々な意識に良い影響が見られたと報告されています。

#### 子どもの 体験活動の充実



2

- 区内都立高校の中途退学者数は減少傾向にあるものの、依然として多い状況です。不登校や中途退学となった生徒は社会から孤立しがちになることに加え、学力の習得機会を失うことで、進路選択が困難になるなど、深刻な課題を抱える場合があります。
- 生活保護受給世帯の大学等進学率は、全国 42.4%に対して、足立区は 35.5%と低い状況にあります。

#### 中途退学予防と キャリア支援の拡充



3

- 令和2年 国勢調査によると、区内の若年者（15～29歳）の完全失業率は 5.80%（特別区全体 4.55%）と、特別区の中で最も高くなっています。
- 無業である状態は、若者自身の経済的自立を困難にするとともに、社会での活躍の場を失い、社会的孤立のリスクを高めることに加え、社会や地域にとっても大きな損失となります。

#### 若年者の 就労支援の拡充



#### 多様な体験活動・交流機会を提供する

- 自然教室等の集団宿泊体験などに加え、長期休暇中の体験活動の無料化や大学・団体との連携事業など、多様な体験機会の充実と大人や異なる年齢の子どもたちとの交流機会の拡大を通じて、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高めます。

#### 中途退学予防とキャリア支援を強化する

- 中学校や高校、東京都などの関係機関と連携し、高校の中途退学予防と中途退学後の支援を実施します。
- 家庭の事情や経済的な状況をはじめとした、学習環境や修学などに困難を抱える子ども・若者を支援し、誰もが夢に向かってチャレンジできる仕組みづくりに取り組んでいきます。

#### 若年者の悩みに寄り添い、就労を支える

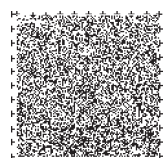
- 高校を卒業したものの無業や不安定就労にある者、学校との関係が希薄となった高校中途退学者、青年期・成人期で課題を抱える若年者に対して学び直しや就労支援を行い、社会的自立を促進します。
- 悩みや困難を抱える若年者に寄り添い支えるセーフティネットの仕組みを整え、一人ひとりの課題解決を支援していきます。

- 体験活動の実施（自然教室、ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプなど）

- 大学と連携した体験機会の創出（大学連携講座など）

- 若年者支援協議会の開催
- 居場所を兼ねた学習支援事業
- 大学進学等の支援の推進（給付型奨学金、大学生等への支援給付など）

- 就労準備支援事業（ジョブサポートあだち）
- 伴走型コミュニケーション支援
- あだち若者サポートテラス（SODA）



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                            | 現状値              | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-------------------------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 足立区学力定着に関する総合調査※1で「自分には良いところがあると思う」に肯定的な回答をした割合 | 75.0%<br>(令和5年度) | 79.5%             | 83.5%             |
| 2    | 生活保護受給世帯の子どもの大学等進学率                             | 35.5%<br>(令和5年度) | 38.7%             | 42.4%             |
| 2・3  | 若年者（15～29歳）の完全失業率※2<br>＊低減目標                    | 5.80%<br>(令和2年度) | 4.97%             | 4.55%             |

※1 小学2～6年生、中学1～3年生が対象。

※2 総務省「国勢調査」

- < 関連する計画など >
- 子どもの貧困対策実施計画
  - 教育振興ビジョン
  - 子ども・子育て支援事業計画



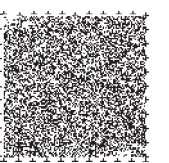
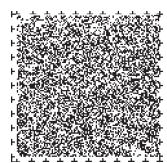
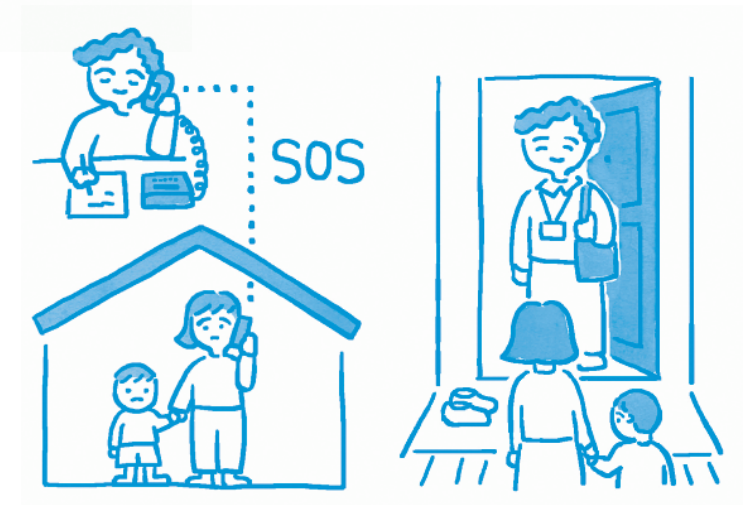
## 施策群②

# 妊娠から出産・子育てまで 切れ目なく支える

施策2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

施策2-2 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実

施策2-3 配慮を要する子育て家庭への支援





施策群② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える



## 施策 2-1

### 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

#### 施策の目指す姿

安心して子どもを産み、育てられる。



#### 足立区の現状

1

- 妊娠届出時に全ての妊婦を対象とした面接を実施しています。
- 妊娠中の身体管理に加え、産後の育児困難・虐待などが懸念される妊婦に対し、一人ひとりの日常生活の状況に応じて、訪問や面接・電話などの寄り添い支援を実施しています。

2

- 様々な課題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい子育て家庭へのアプローチの必要性や重要性が一層高まっています。

3

- 低出生体重児は胎内での低栄養状態により、糖尿病をはじめとした生活習慣病を発症するリスクが高まると指摘されています。
- 区では、低出生体重児の要因の一つである妊婦の「やせ」を予防するため、高校生から「やせ」のリスクを周知しています。また、妊婦に対しては、適切な体重増加の重要性を説明し、妊娠前の体格に合わせた一人ひとりの体重の目安を確認しています。

#### 主要課題

##### 妊娠期からの寄り添い支援の充実



##### 支援が届きにくい子育て家庭へのアプローチ



##### 胎児期からの生活習慣病予防



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                                           | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|----------------------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・3  | 低出生体重児の割合 ＊低減目標                                                | 9.6%           | 9.4%              | 9.2%              |
| 1・2  | 3～4か月児健康診査時のアンケートで「赤ちゃん訪問を受けて安心した」の設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた親の割合 | 96.0%          | 96.5%             | 97.0%             |
| 2    | ポピュレーションアプローチによる子育て家庭訪問事業で、対象世帯の子育てに関する相談に応じた世帯の割合             | —              | 66.0%             | 75.0%             |

＜ 関連する計画など ＞ ■ 健康あだち21行動計画 ■ 子ども・子育て支援事業計画

#### 施策の方向

##### 妊娠から産後までの支援を充実させる

- スマイルママ面接を活用したハイリスク群予測や妊婦一人ひとりに応じたケアプランの作成・支援に加え、早期からの関係機関との連携・協力により、育児困難・虐待などを未然に防止します。
- 産後のサポートを充実させることで、母親のこころとからだの休息や赤ちゃんの適切な発育・発達を支援します。

##### 子育ての不安・悩みに寄り添い、支援を届ける

- こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査の機会を通じて、妊産婦や子どもの状況を把握し、適切な支援につないでいきます。
- 子育て家庭に対するポピュレーションアプローチを展開し、保護者の子育てに関する不安や悩みに寄り添い、支援が届きにくい子育て家庭にも必要な支援を届けていきます。

##### 子育てを通じて家庭の健康づくりを支援する

- ファミリー学級や乳幼児健康診査の機会などを通じて、妊婦の「やせ」予防に取り組むとともに、妊娠期から子育て期を通して生活リズムや野菜摂取の重要性などを啓発することで、より早い時期からの生活習慣病予防と子どもの健やかな発育・発達を支援していきます。

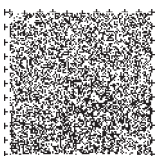
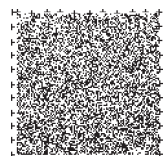
#### 主な取組

- あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト  
(スマイルママ面接、ケアプラン作成など)

- 産後のサポート  
(産前産後家事支援事業、産後ケア)

- こんにちは赤ちゃん訪問
- 乳幼児健康診査  
(3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診など)
- ポピュレーションアプローチによる子育て家庭訪問事業

- ファミリー学級
- 乳幼児健康診査  
(3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診など)
- 乳幼児歯科健診・保健指導



施策群② 妊娠から出産・子育てまで  
切れ目なく支える



## 施策 2-2

### 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実

施策の目指す姿

子育てに必要な  
支援が受けられる。



#### 足立区の現状

1

- 足立区待機児童解消アクション・プランに基づき、平成 27 年度から令和 3 年度までの間に 4,000 人超の保育定員数の拡大を行った結果、令和 2 年度以降は保育施設の待機児童が概ね解消した状態を維持しています。
- 就学前人口の減少が進んだことで、令和 4 年度以降は、保育需要数が前年度と比較して減少しています。

2

- 学童保育室の入室申請者数の増加に伴って、学童保育室の待機児童数も増加しています。
- 児童が安全かつ安心して過ごせる放課後の居場所を確保し、児童の健全な成長の支援を進めていく必要があります。

3

- 就学前教育・保育施設や学童保育室における教育・保育の質の向上は、保護者が安心して子どもを預けるためには欠かすことができない要素であると同時に、子どもが健やかに発達するために重要です。
- 様々な主体が多様な保育の担い手となり教育・保育の「量」を確保していくことに加え、「質」の確保・向上にもしっかり取り組んでいく必要があります。

#### 主要課題

保育施設待機児童  
ゼロの維持



放課後の  
居場所の確保



教育・保育の  
質の向上



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                               | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|----------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 保育需要に対する待機児童率<br>＊低減目標                             | 0.04%          | 0%                | 0%                |
| 2    | 学童保育室の待機児童率 ＊低減目標                                  | 4.7%           | 0%                | 0%                |
| 3    | 学童保育室の保護者満足度                                       | 64.3%          | 70.0%             | 80.0%             |
| 3    | 指導検査実施施設※ <sup>1</sup> のうち文書指摘<br>を受けた施設数の割合 ＊低減目標 | 21.7%          | 15.0%             | 10.0%             |

※1 子ども・子育て支援法により区から運営費の給付を受けている就学前教育・保育施設。

- ＜ 関連する計画など ＞
- 子ども・子育て支援事業計画
  - 区立保育園・こども園施設更新計画
  - 教育・保育の質ガイドライン
  - 学童保育室整備計画
  - 新・足立区放課後子ども総合プラン

#### 施策の方向

##### 継続的な保育施設待機児童ゼロを実現する

- 人口推計や保育ニーズの詳細な分析により、保育需要の正確な把握に努めます。
- 国・東京都と連動して私立保育施設の経営支援を行うとともに、計画的な保育施設の更新を進めることで、安定的な保育サービスを提供し、継続的な待機児童ゼロの状態を構築していきます。

##### 放課後の安全・安心な居場所を確保する

- 就学人口や保育ニーズに対する詳細な分析を進め、小学校内の学童保育室設置や民設学童保育室の誘致を進め、学童保育室の待機児童解消に取り組みます。
- 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施や連携強化等により、安全・安心に過ごせる放課後の居場所の確保を進めます。

##### 安心で良質な教育・保育サービスを提供する

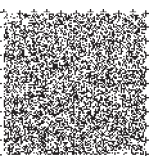
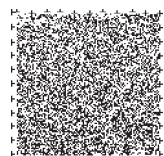
- 就学前教育・保育施設や学童保育室において、良質な教育・保育を提供していくため、人材確保・定着や職員育成を支援します。
- 就学前教育・保育施設への指導検査のほか、各施設に対して区の専門職が実地調査や巡回訪問を行うことで、継続的な教育・保育の質の向上を図り、良質で適切な教育・保育を子どもたちに提供します。

#### 主な取組

- 保育需要の分析
- 私立保育施設への支援
- 保育施設の更新

- 公設学童保育室の整備
- 民設学童保育室の誘致
- 放課後子ども教室の充実

- 保育士確保・定着支援
- 就学前教育・保育施設の指導検査・巡回訪問
- 学童保育施設の実地調査・巡回支援





## 施策 2-3

### 配慮を要する子育て家庭への支援

#### 施策の目指す姿

子育て家庭の困難や悩みに応じた支援が届いている。



#### 足立区の現状

1

- 全国的に児童虐待通告件数は増加傾向にあり、足立区においても同様の状況となっています。
- 子どもが安全・安心に暮らすことができるように、関係機関や分野を超えた連携を図っていく必要があります。

2

- 令和4年 国民生活基礎調査によると、ひとり親家庭の相対的貧困率は44.5%と、国民全体の相対的貧困率を大きく上回っています。
- 困難を抱えるひとり親家庭では、生活困窮のみならず、経済的要因による子どもの教育格差や体験格差が拡大するおそれがあります。

3

- 様々な困難を抱えるひとり親家庭やヤングケアラーなど、子ども・家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。
- 子育て家庭が抱える課題を把握・整理し、適切な支援につなげるため、分かりやすく相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

#### 主要課題

児童虐待件数の増加



ひとり親家庭の経済的自立



要支援者の把握と適切な支援



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                                            | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-----------------------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 虐待対応終結率※1                                                       | 59.1%          | 70.0%             | 70.0%             |
| 2    | 児童扶養手当受給率 ＊低減目標                                                 | 80.5%          | 75.0%             | 70.0%             |
| 3    | ポピュレーションアプローチによる子育て家庭訪問事業で、対象世帯の子育てに関する相談に応じた件数のうち、関係機関等につないだ割合 | —              | 8.0%              | 8.0%              |

※1 虐待解決数（訪問指導や関係機関との連携により、虐待を起こす要因が解消された数）÷虐待件数

＜関連する計画など＞ ■ 地域保健福祉計画 ■ 子ども・子育て支援事業計画 ■ 子どもの貧困対策実施計画

#### 施策の方向

##### 児童虐待の要因を早期に発見し、解消する

- 支援が必要な子ども・家庭を早期に発見し、関係機関と連携したきめ細かい支援を行い、虐待の発生予防に取り組みます。特に、虐待の危険性が高いとされる乳幼児がいる家庭への支援を強化します。
- 虐待に関する高い対応力を備えた職員の育成に加え、足立児童相談所への分室の設置を含めた虐待事案への体制強化を進めます。

##### ひとり親家庭の経済的自立を支援する

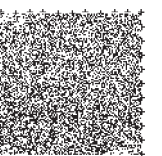
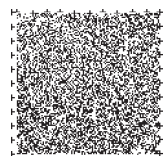
- 児童扶養手当の支給や医療費助成のほか、資格取得やセミナー・講座の開催など、就労に関する支援を進め、困難を抱えるひとり親家庭の経済的自立と貧困の連鎖の解消に取り組みます。
- 養育費に関する情報提供や養育費の確保・取り決めに関する支援を充実させ、ひとり親家庭の経済的困窮に伴う生活困窮や教育格差・体験格差などの解消を支えていきます。

##### 子ども・家庭の悩みを把握し支援につなぐ

- 窓口・電話相談に加え、情報交換や体験活動を通じた交流機会の提供やポピュレーションアプローチなどを活用することで、支援が届きにくい子育て家庭の困りごとや悩みごとを把握し、個々のケースに適した支援制度につないでいきます。

#### 主な取組

- 児童虐待相談の実施
- 養育困難家庭への支援（養育支援訪問事業など）
- 児童相談所との連携強化
- 手当・医療費に関する支援
- ひとり親家庭への就職・転職・資格取得に関する支援
- 養育費の確保・取り決めに関する支援
- ポピュレーションアプローチによる子育て家庭訪問事業
- ひとり親家庭の相談・交流・情報交換の支援（豆の木相談室、サロン豆の木など）
- 子どもと家庭の相談窓口の運営





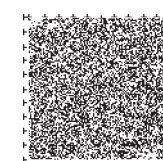
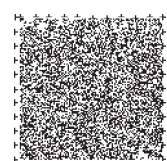
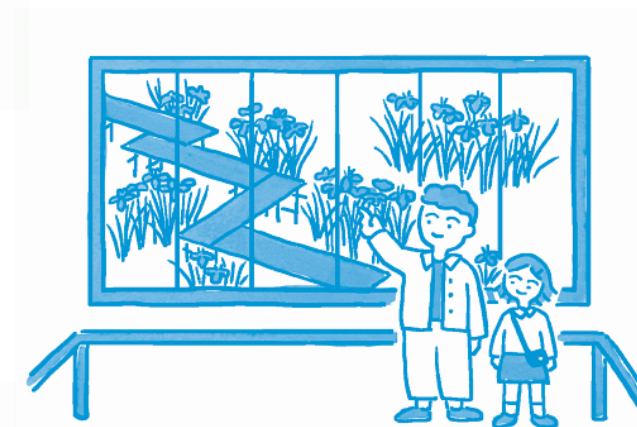
## 施策群③

# 生涯にわたる 学習・文化・スポーツ活動を 実践できる仕組みをつくる

施策3-1 生涯学習活動の充実と地域における学びの循環

施策3-2 文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援

施策3-3 生涯スポーツ活動の充実と地域還元





施策群③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる



## 施策3-1

### 生涯学習活動の充実と地域における学びの循環

施策の目指す姿

学びを通じて  
心豊かな人生を  
送れる。



#### 足立区の現状

#### 主要課題

#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 講座や講演会、サークル活動などに参加した区民の割合           | 8.5%           | 12.1%             | 15.0%             |
| 2    | 区政に関する世論調査で、「最近1か月に本を読んだ」と回答した区民の割合 | 42.1%          | 55.0%             | 60.0%             |
| 3    | 図書館の利用登録を行っている区民の割合                 | 22.9%          | 27.0%             | 30.0%             |

＜ 関連する計画など ＞ ■ 文化芸術推進計画 ■ 読書活動推進計画 ■ 運動・スポーツ推進計画 ■ 図書館サービスデザインアクションプラン

#### 施策の方向

#### 主な取組

1

- 個人のライフスタイルが多様化する現代社会において、人生100年時代を心豊かに生きていくためには、生涯を通じて学ぶ意欲を持つことが重要です。
- 楽しさに気づき、生きがいを持てる自主的な活動につなげられるよう、区民に様々な講座やイベント等の学習機会を提供していく必要があります。

生涯を通じた  
学ぶ意欲の向上



2

- 令和3年度文化・読書・スポーツに関するアンケート調査の結果によると、保護者の読書習慣が子どもの読書活動に影響していることが分かりました。
- 子どもが読書習慣を身につけていくには、子どもだけでなく周囲の大人も読書の楽しさや大切さに気づく必要があります。

読書の楽しさへの  
気づき



3

- 図書館は、学びのスペースの提供や本・資料の貸出サービスによって「地域の社会教育施設」としての役割を果たしてきましたが、現在では、単に本を借りたり、情報を消費する場ではなく、利用者の活動や交流を促進する「新たな居場所」としての役割が求められています。

新たな図書館の  
コンセプト確立



#### 生涯学び、支え合う学習活動を充実させる

- 趣味・教養的な講座に加え、ニーズを捉えた専門的な学習などを充実させていくことで、誰もがやりたいことを見つけ、チャレンジできる区民の学び直しを進めていきます。
- 地域のつながりの中で学びの成果が還元され、新たな交流や多様な自主的活動に発展していく、「学びの循環」を生み出していきます。

#### 読書習慣につながる機会を創出する

- 身近な場所で本に親しむ機会を創出することで、読書習慣を身につけ、国語力の向上と人生をより深く生きる力を育みます。
- 乳幼児期から絵本に親しむ機会を提供することで、大人と子どもがともに読書の楽しさに気づくきっかけを創出します。

#### 居心地の良い魅力ある図書館をつくる

- 足を向けたいようなイベントや居心地の良い空間を創出し、多くの区民が集まることで、読書機会を提供するだけでなく、利用者同士の交流も生まれる図書館づくりを行います。
- 図書館協議会をはじめとする外部の意見を取り入れ、選書や展示、PRを含む多様な面で図書館サービスを見直し、充実させていきます。

■ オンライン講座の開催

■ 地域に向けた情報発信  
(SNS、ミニコミ紙の発行)

■ 多様な主体との連携強化

■ あだちはじめてえほん事業

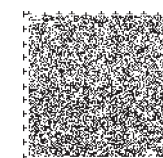
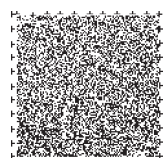
■ おはなし会・映画会などの  
子どもの読書習慣につながる  
機会創出

■ あだち絵本シアターの開催

■ 図書館協議会の開催

■ 居心地の良い空間づくり

■ 選書・展示のリニューアル



施策群③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる

## 施策3-2

### 文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援

施策の目指す姿

文化や芸術、  
歴史を身近に感じ、  
心豊かに過ごせる。



#### 足立区の現状

1

- 令和3年度 文化・読書・スポーツに関するアンケート調査の結果では、文化芸術に関心のある区民の割合は67.0%でしたが、そのうち「過去一年間に文化芸術を観たり、聴いたりした」と回答した割合は27.2%にとどまり、関心と行動に差が生じています。

2

- 区内では様々なジャンルのアーティストや伝統ある文化芸術団体、民間の文化施設など、文化芸術に関する専門的な知識や技術を持つ人や団体が活躍しています。
- 令和3年度 文化・読書・スポーツに関するアンケート調査の結果では、文化芸術関連事業への参加や活動を行った区民の割合は22.9%にとどまり、さらなる文化芸術活動の活性化の支援が必要です。

3

- 令和4年度 区政モニターアンケートの結果では、伝統芸能や文化財に関心ある区民の割合は82.0%でしたが、そのうち「伝統芸能や文化財に触れたことがある」と回答した割合は44.5%にとどまり、関心はあっても実際に触れたことのある区民は少ないことが分かっています。

#### 主要課題

文化芸術活動の  
きっかけづくり



文化芸術活動の  
活性化



文化財等に触れる  
きっかけづくり



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                       | 現状値                | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|----------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 1・2  | 文化芸術関連事業への参加や活動を行った区民の割合   | 22.9%※1<br>(令和3年度) | 54.0%             | 62.0%             |
| 3    | 足立区の文化財や伝統芸能に触れたことがある区民の割合 | 37.7%※1<br>(令和3年度) | 72.0%             | 76.0%             |

※1 令和3年度 文化・読書・スポーツに関するアンケート調査

< 関連する計画など > ■ 文化芸術推進計画 ■ 読書活動推進計画 ■ 運動・スポーツ推進計画

#### 施策の方向

##### 文化・芸術の魅力に気づくきっかけをつくる

- 親子で参加しやすいイベントなど、世代を超えて文化・芸術の魅力や楽しさに気づく機会を充実させ、文化・芸術との出会いを創出します。
- 子どもの成長過程に応じた文化体験の機会を提供し、想像力や思考力などを育むとともに、文化・芸術の新たな担い手の育成につなげていきます。

##### 協創による文化・芸術活動を活性化する

- 身近な場所で活動をスタートできる講座や継続して活動できる発表の場の提供などを通じて、自発的な活動を支援していきます。
- 文化芸術に関する専門的な知識や技術を持つ人や団体が、ゆるやかに連携し交流することを支え、文化芸術のさらなる発展を推進していきます。

##### 文化資源を守り、次世代へ継承する

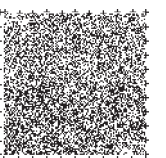
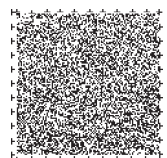
- 歴史的な文化財や文化遺産の発見と積極的な活用により、子どもの頃から地域の文化資源に触れる機会を増やすとともに、転入者や来訪者に対しても区の魅力ある文化資源を発信していきます。
- 区に根付く地域の祭事など、魅力的な伝統文化の継承・活性化を支援することで、地域への愛着や誇りを醸成します。

#### 主な取組

- ギャラクシティ事業
- 東京藝術大学連携事業
- 芸術鑑賞体験事業

- あだち区展の開催
- サークルフェア・ふれあいまじりの開催
- あだちエンターテインメントチャレンジャー支援事業

- 郷土博物館 電子展覧会の開催
- 文化財デジタルマップの公開
- 郷土芸能大会の開催





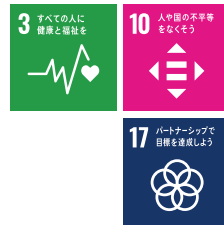
施策群③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる

## 施策 3-3

### 生涯スポーツ活動の充実と地域還元

施策の目指す姿

スポーツを通じて  
心豊かに暮らせる。



#### 足立区の現状

- 令和3年度 文化・読書・スポーツに関するアンケート調査の結果では、運動・スポーツに関心のある区民の割合は69.9%となっているものの、スポーツ実施率<sup>※1</sup>は35.2%にとどまり、関心と行動に差が生じています。
- 幼少期の運動習慣や保護者のスポーツへの関心の程度が高いほど、子どもの運動・スポーツに対する関心・行動が高くなる傾向が見られます。

- 区内の公共スポーツ施設や学校開放事業で区立小・中学校の体育館や校庭を利用する登録団体は、1,686 団体と非常に多くなっています（令和5年4月時点）。
- 一方、新たにグループを作って活動したい場合や、個人で「テニス」「ヨガ」などの運動・スポーツを実施したい場合に、利用場所・参加場所の確保が難しいといった状況があります。

- 令和5年1月に実施した障がい者福祉関連計画のためのアンケート調査の結果では、障がい者のスポーツ実施率<sup>※1</sup>は23.6%と、区民全体のスポーツ実施率より低くなっています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、パラスポーツの普及啓発として、スペシャルライフコートという「場」やスポーツコンシェルジュというスポーツの「機会」をつなぐ相談窓口を設置しました。

#### 主要課題

##### スポーツ習慣の定着



##### 運動・スポーツの活動場所の充実



##### 障がい者スポーツ実施率の向上



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号  | 成果指標                                            | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|-------|-------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2   | 週1回以上運動・スポーツをする区民の割合                            | 45.2%          | 65.0%             | 70.0%             |
| 1・2・3 | スペシャルライフコートフェスティバル、スポーツカーニバル、パラスポーツ体験会の参加者数(年間) | 6,544人         | 6,800人            | 7,100人            |
| 2・3   | 障がい者のうち、週1回以上運動・スポーツをする割合 <sup>※2</sup>         | 23.6%          | 30.0%             | 35.0%             |

※2 18歳未満を含み、学校の授業での運動・スポーツを除く。

＜関連する計画など＞ ■ 運動・スポーツ推進計画 ■ 文化芸術推進計画  
■ 読書活動推進計画

#### 施策の方向

##### 運動・スポーツ習慣を自然に定着させる

- 運動・スポーツを身近に感じてもらうことができる事業を展開し、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている環境をつくりまします。
- 保護者世代が子どもと気軽に一緒に楽しく継続して身体を動かす機会を提供することで、親子のコミュニケーションの機会の増加や子どもへのスポーツ習慣の定着を進めていきます。

##### スポーツを支える人材と場を充実させる

- 民間スポーツ施設や公園の健康遊具をはじめとした身近で活動できる場を確保するとともに、学校開放など区施設の活用を進めることで、広く平等にスポーツの場を利用できる仕組みを構築します。
- 運動・スポーツ活動を支えるための人材を確保することに加え、育成する仕組みを構築します。

##### パラスポーツを通じて共生社会を実現する

- パラスポーツ推進協議会を中心に、パラスポーツの理解を深め、パラスポーツにより人々がつながれるよう検討を進めていきます。
- 合理的配慮や理解、安全に関する知識を持ったスポーツ関係者や団体を増やし、障がい者だけでなく、多様な立場の人がスポーツを通じて理解し合える共生社会の実現を目指します。

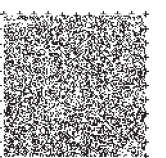
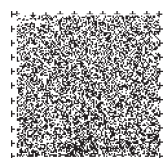
#### 主な取組

- ウォーキング事業
- パークで筋トレの開催
- 親子野球教室の開催

- 総合型地域クラブとの連携
- スポーツ推進委員との連携
- ささえる人材マッチング制度の活用

- パラスポーツ推進協議会の開催
- スペシャルライフコートの運営
- スポーツコンシェルジュの設置

※1 週に1回以上運動・スポーツをする人の割合（障がい者のスポーツ実施率は、18歳未満を含み、学校の授業での運動・スポーツを除く）。



施策群④

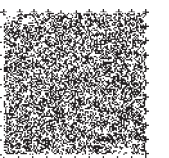
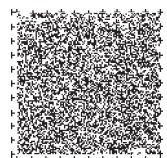
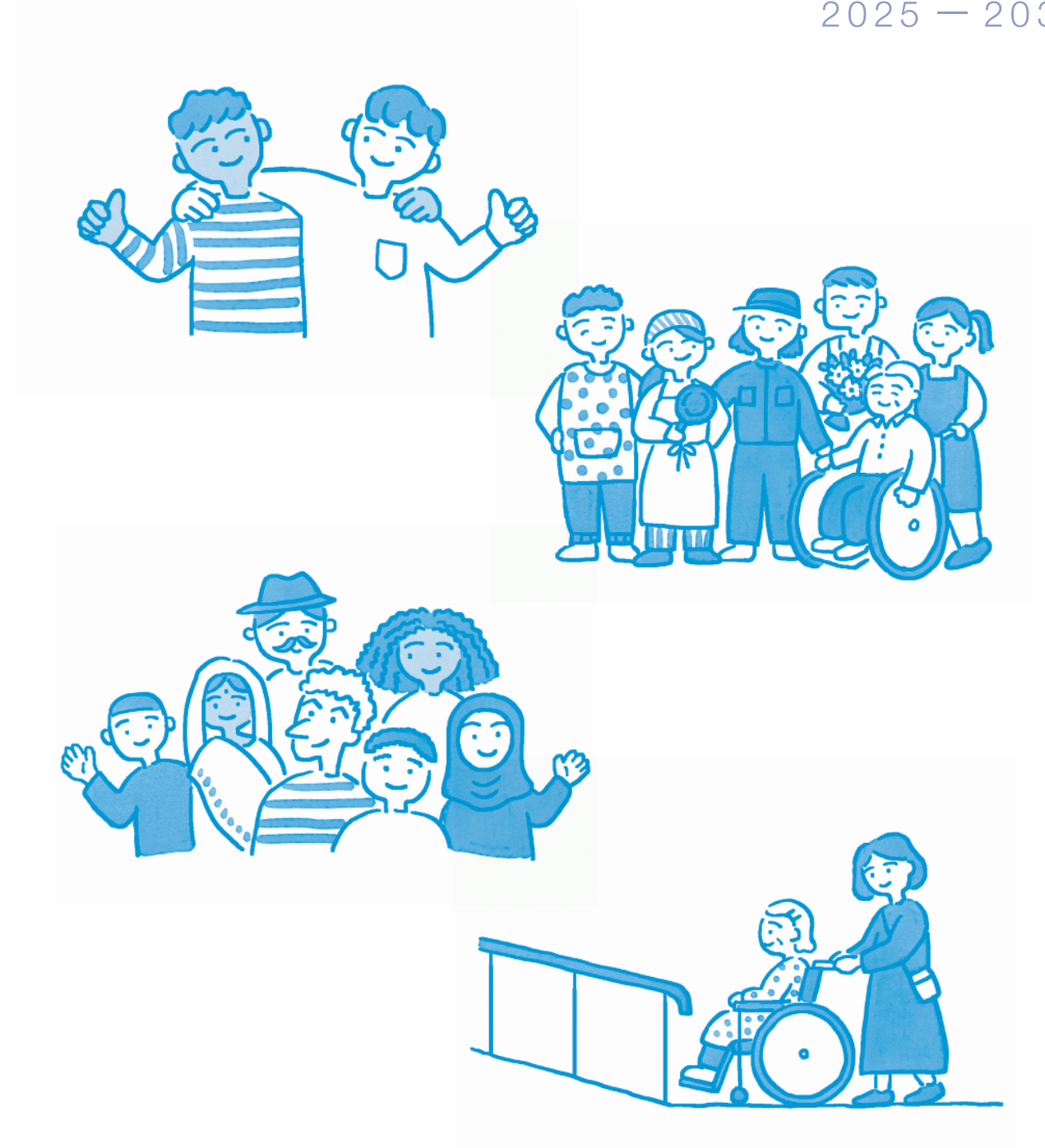
# 人権と多様な個性を 認め合う社会を実現する

施策4-1 人権尊重社会の推進

施策4-2 ジェンダー平等社会の推進

施策4-3 多文化共生社会の実現

施策4-4 ユニバーサルデザインの推進





施策群④ 人権と多様な個性を認め合う社会を実現する

## 施策 4-1

### 人権尊重社会の推進

施策の目指す姿

互いを尊重し、  
認め合える。



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号  | 成果指標                                               | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|-------|----------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2・3 | 日常の中で人権が守られていると感じる区民の割合                            | —              | 57.0%             | 60.0%             |
| 1・2・3 | 「障がい者」「子ども」「女性」「インターネット上での人権」について偏見や差別がないと感じる区民の割合 | 28.0%          | 32.1%             | 36.1%             |

< 関連する計画など >

- 人権推進指針 ■ 男女共同参画行動計画
- 多文化共生推進計画 ■ ユニバーサルデザイン推進計画
- LGBT ガイドライン

#### 足立区の現状

1

- 令和4年7月に足立区人権推進指針を改定し、区民や民間事業者などの役割や目標、各人権課題に対する取組など、区の人権施策に関する基本的な考えを改めてまとめました。

2

- 平成30年度 区政モニターアンケートによると、人権が守られていると思う区民の割合は55.9%、思わない区民の割合は40.2%でした。
- 「障がい者」「子ども」「女性」「インターネット上での人権侵害」※1について、偏見や差別がないと感じている区民の割合は28.0%と、未だに多くの区民が偏見や差別があると感じています。

3

- 外国人人口の増加や性の多様性への関心の高まりから、これまで以上に互いの個性や価値観を認め合うことが求められています。
- 一方で、ヘイトスピーチやマイノリティに対する誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症に関連する差別など、社会状況の変化によって顕在化する問題や新たな人権侵害も発生しています。

#### 主要課題

##### 人権尊重 理念の浸透



##### 人権への正しい 知識・理解



##### 人権課題の 複雑化・多様化



#### 施策の方向

##### 人権と多様性を意識した行政運営を行う

- 指針に基づき、各所管や関係団体等の人権に関わる多様な主体と連携し、全庁的に「人権尊重」と「多様性を認め合う」視点を取り入れていくとともに、有識者や区民などに意見を聞き反映するPDCAサイクルの体制を整備することで、人権施策を総合的・効果的に推進していきます。

##### 協創により人権が尊重されるまちを実現する

- 人権啓発講座の実施や学校における人権教育、様々な広報物を通じた人権啓発により、生涯を通じた人権意識の啓発と教育を推進します。
- 関係機関と連携して相談体制を整備するとともに、区民・企業・関係団体等との協創による啓発事業等を実施することで、地域社会全体で「人権が尊重されるまち」を築いていきます。

##### 新たな人権課題を把握し、理解を促進する

- 国内外の人権問題の把握や区民に対する意識調査の実施により、人権問題に対する関心の高さや区民の問題意識を的確に把握します。
- 把握した課題から周知・啓発をはじめとする対策に取り組み、人権に対する理解の促進及び人権意識の高揚を図ります。

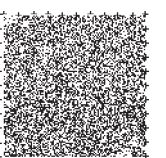
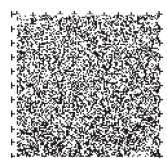
#### 主な取組

- 庁内の人権推進体制の整備
- 職員に対する人権研修の実施
- 人権施策推進懇談会の開催

- 人権啓発講座の開催
- 企業向け人権研修の実施
- 人権擁護委員との連携

- パートナースhip・ファミリーシップ制度の創設
- 人権推進指針の見直し
- 区民の人権意識調査の実施及び調査結果を踏まえた人権施策の見直し

※1 平成30年度 区政モニターアンケートで、守られていないと感じる割合の高かった人権問題の上位4つ。



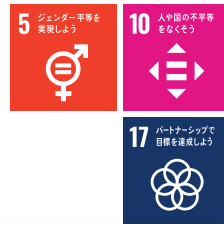
施策群④ 人権と多様な個性を認め合う社会を実現する

## 施策 4-2

### ジェンダー平等社会の推進

施策の目指す姿

性別に関係なく  
活躍できる。



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                                        | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-------------------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 「男女が対等な立場で意思表示や活動<br>をすることができ、また責任も分かち<br>あっている」と感じている区民の割合 | 27.0%          | 40.0%             | 50.0%             |
| 2    | 仕事と仕事以外の生活の調和が取れ<br>ていると思う区民の割合                             | 34.8%          | 43.0%             | 50.0%             |
| 3    | 身体的暴力以外のDV(精神的・経済的・<br>社会的・性的)の認知度                          | 63.7%          | 70.0%             | 80.0%             |

< 関連する計画など > ■ 人権推進指針 ■ 男女共同参画行動計画

#### 足立区の現状

1

- 「固定的な性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」は、ジェンダー・ギャップを埋めていくために不可欠な視点であり、気づきの機会を提供し理解を促すことで、その解消を図っていかねばなりません。

2

- 「固定的な性別役割分担意識」にとらわれず、家事・育児・介護等を対等に分かち合う関係づくりと個人のライフステージやニーズに応じた多様な働き方や暮らしができるように、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくりが必要です。

3

- DV（ドメスティック・バイオレンス）は重大な人権侵害であり、予防と被害者支援への取組を進め、暴力の根絶を図っていく必要がありますが、区民の身体的暴力以外のDV（精神的・社会的・経済的・性的）の認知度は約6割にとどまり、さらなる理解の促進が必要です。

#### 主要課題

ジェンダー・  
ギャップの解消



ワーク・ライフ・  
バランスの推進



DV 防止と  
被害者支援の充実



#### 施策の方向

##### ジェンダーへの偏見・思い込みを解消する

- 区民・企業・関係団体等への啓発事業や幼少期からの他者理解の啓発などを通じて、「固定的な性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス」を解消するとともに、様々な分野における女性の参画拡大と活躍を推進し、ジェンダー平等社会を実現していきます。

##### ワーク・ライフ・バランスを実現する

- 性別にかかわらず、個性や能力を発揮できる企業・職場の環境づくりを支援するとともに、育児・介護等と仕事を両立するための支援サービスを充実させることで、ワーク・ライフ・バランスの推進を通じた持続可能な社会の構築を目指します。

##### DV を防止し、安全・安心な暮らしを実現する

- 「何が暴力にあたるのか」という正しい理解を促進することでDV防止を図るとともに、「自身が当事者かもしれない」と気づく機会の提供や相談窓口の周知強化により、誰もが気軽に相談でき、支援につながる仕組みづくりを進めていきます。

#### 主な取組

■ 男女共同参画啓発講座、イベントの開催

■ 教員向け人権啓発普及事業

■ あだち公的表現ガイドによる地域・関係団体向け啓発

■ 育児・介護休業制度の理解促進事業

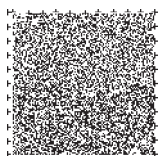
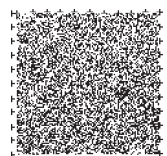
■ 男性の家事・育児促進講座の開催

■ 保育コンシェルジュの設置

■ 配偶者暴力相談支援センターの運営

■ 配偶者暴力対策基本計画推進会議の開催

■ DV 防止啓発事業







## 施策 4-3

### 多文化共生社会の実現

#### 施策の目指す姿

多様な文化を  
尊重し合えるまちに  
なっている。



#### 足立区の現状

- 令和6年4月に区内の外国人人口は40,000人を超えて過去最大となり、今後も外国人人口は増加していくことが見込まれています。
- 令和3年度に実施した外国人実態調査の結果によると、日本人と親しく付き合っている外国人の割合は13.7%にとどまり、交流しない理由として「付き合うきっかけがない」と回答した割合が最も高くなっています。

- グローバル化が進む現代社会において、異なる価値観や文化を理解・尊重し、寛容さを育む国際教育の重要性がますます高まっています。
- 区立小・中学校に通学する外国籍や外国にルーツを持つ子どもたちの中には、日本に来たばかりで日本語への理解が不足し、学校生活への適応が困難なケースがあります。

- 令和3年度に実施した外国人実態調査の結果によると、困りごとの相談相手として、「家族・親戚（62.7%）」や「同国人の友人・知人（46.1%）」を挙げる割合が高い一方、「区の相談窓口（8.0%）」を挙げる割合は低くなっています。
- 家族や同国人のコミュニティの中だけで困りごとの解決が図られることにより、正確な行政情報に辿り着けていない可能性があります。

#### 主要課題

##### 異文化の尊重と 交流の促進



##### 学校における 異文化理解の促進



##### 相談しやすい 行政窓口



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                               | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・3  | 国籍、文化等が異なる人々がともに暮らしやすいまちだと感じる区民の割合 | 38.1%          | 43.0%             | 47.0%             |
| 2    | 国際理解教育を実施した小・中学校における異文化への関心度       | 53.0%          | 60.0%             | 65.6%             |

< 関連する計画など > ■ 人権推進指針 ■ 多文化共生推進計画

#### 施策の方向

##### 多様な文化が交流する地域社会を実現する

- 国際交流イベントをはじめとする日本人と外国人・外国にルーツを持つ人などが交流するきっかけづくりや、コミュニケーションを円滑にする日本語学習支援等を行い、住民交流と相互理解を促進します。
- 住民同士の交流をきっかけとして外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現を推進します。

##### 子どもの異文化を理解・尊重する態度を養う

- 国際教育に対する計画的な講師派遣や児童・生徒の関心が高いプログラム等の実施によって、外国への関心を高め、国際社会を生きる人材として必要な実践的な態度・能力を育みます。
- 外国籍や外国にルーツを持つ児童・生徒のうち、日本語への理解が不足し、学校生活への適応が困難なケースに対しては、ボランティアによる講師派遣等によって、学校生活への適応支援を実施します。

##### 誰にとっても相談しやすい行政窓口をつくる

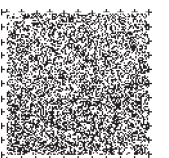
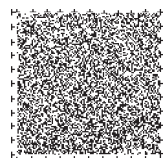
- 多言語化による情報発信、やさしい日本語の活用など、日本語が不得意な方へも正確な情報提供を行うとともに、外国人相談窓口の活用を含めた相談しやすい環境づくりを進めていきます。
- ボランティアグループなどを通じ、外国人コミュニティと連携することで、行政につながる人が少ない人々に対しても正確な情報を伝えていきます。

#### 主な取組

- 多文化共生推進会議の開催
- 国際交流フェアの開催
- 日本語教室の支援

- 国際教育の推進
- 外国にルーツを持つ子どもへの支援（日本語適応指導講師派遣など）
- ベルモント市交流事業

- 多言語での情報発信による支援
- やさしい日本語の活用
- 外国人コミュニティとの連携



施策群④ 人権と多様な個性を認め合う社会を実現する

## 施策 4-4

### ユニバーサルデザインの推進

施策の目指す姿

まさに  
思いやりの行動が  
あふれている。



足立区の現状

主要課題

施策の方向

主な取組

1

- ユニバーサルデザインが実現したまちをつくるには、施設の整備と同時に、区に関わる全ての人々が「心のバリアフリー※1」を理解し、実践していく必要がありますが、「自らを含めた地域の人々が日常生活の中で高齢者・障がい者等の様々な人々に配慮している」という区民の割合は、30%台で推移しています。

2

- 「思いやりのこころ」が根付き、「心づかい」があふれるまちづくりを推進するためには、幼少期からユニバーサルデザインの理念に触れるとともに、ユニバーサルデザインを身近に感じ、学ぶことのできる機会の提供が必要です。

3

- 多くの人が訪れる公共建築物や公園などには、誰もが安全・安心に利用できるユニバーサルデザイン化が求められます。
- バリアフリー整備が進んでいない道路や建築物については、構造上の課題や用地の制約等により着手まで時間を要することなどが課題となっています。

心のバリアフリーへの理解



ユニバーサルデザイン教育の機会提供



バリアフリー整備の推進



心のバリアフリーによる共生社会を実現する

- イベントや講演会などの様々な場を活用し、ユニバーサルデザインの理念を広く周知・共有することで、区に関わる全ての人々が「心のバリアフリー」に配慮した共生社会を実現していきます。
- 真に必要とする人がバリアフリー設備（トイレのバリアフリー設備、視覚障がい者誘導用ブロック等）を確実に利用できるように、設置目的等を含めた普及啓発を強化していきます。

学校と連携し、ユニバーサルデザインを広げる

- 学校と連携した出張講座や教材によりユニバーサルデザインに関する啓発を実施し、子どもの頃から「心のバリアフリー」への理解を深めていくとともに、子どもを介した保護者世代へもアプローチを行い、世代を超えてユニバーサルデザインの理念を浸透させていきます。

多様な人々が利用しやすい施設をつくる

- 高齢者や障がい者等の当事者の意見を反映した、誰もが円滑に移動できる施設整備や公共施設等のユニバーサルデザインを進め、多様な人々に配慮したまちづくりを実現していきます。
- 多くの人が利用する民間建築物では、東京都福祉のまちづくり条例や環境整備基準等に適合した、ユニバーサルデザインの施設整備を誘導・支援し、多様な人々が利用しやすい環境づくりを進めます。

- ユニバーサルデザイン講演会等の開催

- ユニバーサルデザイン関係パンフレットの作成・配付

- 人権啓発講座の開催

- ユニバーサルデザイン出張講座の充実

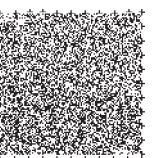
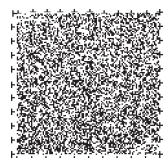
- 国際教育の推進

- 施設内の案内サインの整備

- ホームドア等整備の推進

- 建築物バリアフリーに関する補助制度の整備

※1 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。





## 施策群⑤

# 区民の命や財産を守り、 くらしの安全を確保する

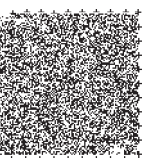
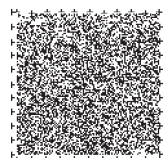
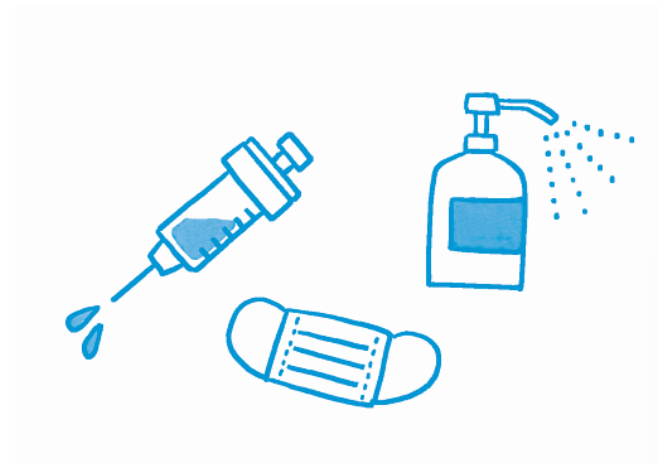
施策5-1 感染症対策の充実

施策5-2 良好な生活環境づくりの推進

施策5-3 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防ぎ、区民の暮らしを守る

施策5-4 ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進

施策5-5 反社会的団体等の排除



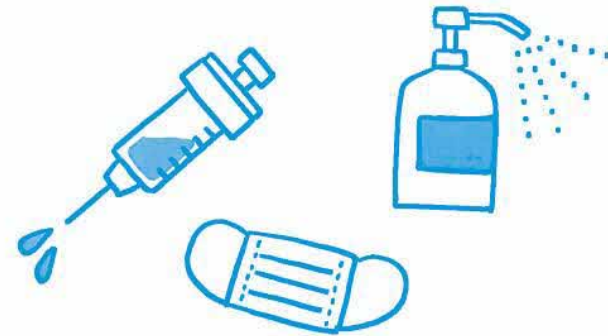


## 施策 5-1

### 感染症対策の充実

#### 施策の目指す姿

感染症への対応力が  
高まっている。



#### 足立区の現状

1

- 令和5年度の足立区の結核罹患率（人口10万対）は12.2ですが、全国（8.1）や特別区（9.3）と比較すると、依然として高水準にあり、高齢化率が高いことや外国人比率が高まっていることが要因の一つと考えられます。
- 感染症の流行状況は常に変化していくため、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、性感染症をはじめとした様々な感染症の流行状況を確認していく必要があります。

2

- 感染症のまん延を最小限に抑えるため、予防接種の適切な展開に加え、高齢者や生活習慣病患者などのリスクが高い層や子どもの保護者に対する正しい知識の普及啓発等を行っています。
- 麻しん・風しんは感染力が強く、予防接種による感染予防が最も有効ですが、小学校入学前の1年間を対象とする2期定期接種は、1歳児を対象とする1期定期接種に比べて接種率が下がる傾向にあります。

3

- 感染症発生時の地域医療の確保や感染拡大防止には、行政だけでなく、医師会や医療機関等との連携が不可欠なため、平時から関係機関との連携協力を進めています。
- 感染対策における高度な専門知識や実践力を持つ感染管理認定看護師等（ICN）の配置を促進し、区内の感染対策実務者のネットワークの強化を図る必要があります。

#### 主要課題

感染状況の把握と  
ハイリスク者への  
アプローチ



適切な予防接種の  
推進



感染症拡大時への  
備え



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                          | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1.2  | 結核罹患率(人口10万人対)<br>＊低減目標       | 12.2           | 10以下              | 10以下              |
| 2    | MR 混合(麻しん・風しん)ワクチン<br>接種率     | 91.2%          | 94.0%             | 95.0%             |
| 3    | 感染管理認定看護師等(ICN)を<br>配置している病院数 | 5 病院           | 7 病院              | 15 病院             |

＜ 関連する計画など ＞ ■ 地域保健福祉計画 ■ 感染症予防計画  
■ 新型インフルエンザ等対策行動計画

#### 施策の方向

##### 感染状況を捉え、効果的な感染症対策を進める

- 結核の発症・重症化リスクが高い高齢者や医療へのアクセスが困難になりやすい外国人など、ハイリスク者に対する情報発信・支援をはじめとした効果的なアプローチを実施し、結核のまん延を防止します。
- 結核以外の感染症についても、流行状況を的確に把握し、周知・啓発をはじめとした感染拡大防止に向けた対応を進めていきます。

##### 予防接種への理解を広げ、感染予防を促進する

- 各予防接種の接種傾向を把握し、未就学児や高齢者など接種対象者の行動や様々な機会を捉えた効果的なアプローチを強化することで、予防接種に関する正しい情報の提供・啓発を進めるとともに、予防接種率を向上させていきます。

##### 関係機関と連携し、感染拡大防止を進める

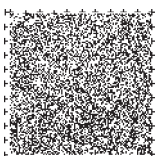
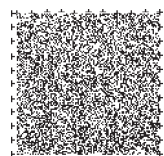
- 足立区医師会をはじめとする関係機関との情報共有や感染対策実務者の連絡会での知見の共有、実践型訓練を通じて地域の連携協力体制を強化し、区内の感染症対応力の向上を進めていきます。
- ICN 資格取得や処遇改善への支援を通じ、ICN の区内医療機関への配置と定着を促進し、高度な医療人材の増加による保健・医療体制の強化を進めていきます。

#### 主な取組

- 外国人に対する感染症対策の推進  
(日本語学校への健康診断など)
- 結核患者支援に係る検討会の実施
- 保健所 DX の推進

- 予防接種に関する勧奨事業  
(幼稚園・保育園等を通じた勧奨実施、未接種者への個別勧奨など)
- 予防接種ナビを通じた情報発信の実施

- 実践型訓練実施による感染症対応力の向上
- ICN 育成・定着支援事業
- 感染症対策実務担当者会議の開催





## 施策 5-2

### 良好な生活環境づくりの推進

#### 施策の目指す姿

衛生的で快適な生活環境が確保されている。



#### 足立区の現状

1

- 食品・水・薬品等の取扱施設に対して、法令等に定められた基準に適合しているか否か検査を実施していますが、検査への適合率は、平成29年度から上昇してきているものの、100%とはなっていません。
- 検査不適合施設の事業者や新規開設事業者に対し、施設に適した衛生管理指導を行うとともに、その他の事業者に対しても助言・指導を進めていく必要があります。

2

- 工場・指定作業場については、申請・届出時に法令違反のないことを確認し、公害発生の未然防止を図っています。
- 認可工場数は、平成30年度から年々減少する一方、工場・指定作業場の苦情相談件数は横ばいで推移しています。令和5年度の内訳では、騒音（37件）、悪臭（22件）が多くなっています。

3

- 犬猫などの動物に関する苦情は、毎年1,000件前後で推移しています。
- 飼い主のいない猫に関するトラブルを解消するため、地域猫活動の担い手となる地域猫活動協力員を、さらに増やしていく必要があります。

#### 主要課題

##### 食品・水・薬品等の検査適合率向上



##### 工場等への苦情の減少



##### 動物に関する苦情の減少



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                     | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|--------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 食品・水・薬品及び関連施設等の検査適合率     | 93.6%          | 100%              | 100%              |
| 2    | 工場・指定作業場の苦情相談件数<br>＊低減目標 | 75 件           | 65 件              | 60 件              |
| 3    | 地域猫活動協力員数                | 86名            | 250名              | 430名              |

< 関連する計画など > ■ 地域保健福祉計画 ■ 食品衛生監視指導計画

#### 施策の方向

##### 食品・水・薬品等の良好な衛生環境を実現する

- 検査不適合施設の事業者へ改善指導を行うとともに、新規開設事業者へ HACCP などの衛生管理に関する知識習得を促し、事業者が衛生上の危害要因を正しく認識し、適切な衛生管理を実施する環境をつくります。
- その他の事業者に対しても、定期的な実地指導や実務講習会等を通じて適正管理の進展に向けた助言・指導を行っていくことで、良好な衛生環境の維持・向上を進めていきます。

##### 公害を未然に防止し、良好な生活環境を実現する

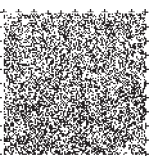
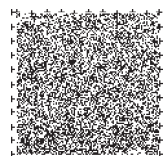
- 工場認可時に法令に基づく調査及び適切な指導の徹底と、指定作業場に対する届出時の公害防止の確認により、公害の未然防止を進めていきます。
- 立入調査や指導をはじめとした権限行使により、悪臭・騒音をはじめとした工場・指定作業場に対する新規の苦情を減少させ、良好な生活環境を維持・向上させます。

##### 地域猫活動を通じて動物愛護を広げる

- 地域猫活動の周知・啓発の強化に加え、団体・地域住民などと協働して活動を広げることで、区民一人ひとりが動物愛護と適正飼育への理解を深め、人と動物が共生できるまちづくりを進めていきます。
- 活動の担い手となる地域猫活動協力員をさらに増やすための支援を行い、増員につなげていきます。

#### 主な取組

- 一斉監視指導の実施
- 実務講習会の開催
- 適切な自主管理に向けた啓発
- 公害相談の実施
- 法令に基づく書類審査・指導の実施
- 騒音計・振動計の貸出
- NPO との連携による「動物愛護相談支援窓口」の運営
- 地域猫不妊去勢手術費用の助成
- 捕獲用ケージ貸出事業





## 施策 5-3

### 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防ぎ、区民の暮らしを守る

#### 施策の目指す姿

## 消費者トラブルなどから身を守れる。



#### 足立区の現状

1

- 全世代でインターネットやスマートフォン等が普及したことにより、インターネットを介した契約が日常化し、関連の消費生活相談が多く寄せられています。
- 物価高騰による収入減等、社会生活への不安から副業や投資関連等への相談も増加し、その内容も世相を反映して多様化・複雑化しています。

2

- 区内の特殊詐欺の発生件数・被害額は増加傾向にあり、令和5年の発生件数は130件（前年比3件増）、被害総額は約2億円（前年比約2,400万円増）となっています。
- サポート詐欺など、特殊詐欺の手口が多様化・巧妙化しており、幅広い年齢層で被害が増加しています。

3

- 消費者被害・特殊詐欺被害の未然防止や早期発見のためには、日頃から家族や身近な人と特殊詐欺について話し合い、お互いに気軽に相談できる環境をつくるとともに、地域社会全体で見守り、支援することが求められています。

#### 主要課題

##### 多様化・複雑化する消費者被害



##### 特殊詐欺被害の増加



##### 地域社会での見守り



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                          | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1.3  | 消費生活相談解決率 ※1 ※2               | 98.0%          | 98.0%             | <b>98.0%</b>      |
| 2.3  | 区内における特殊詐欺の被害件数<br>(年間) ※低減目標 | 130件           | 100件              | <b>89件</b>        |

※1 消費生活相談：契約トラブル、クーリング・オフ、商品の品質に関することなど、消費生活に関する相談。

※2 消費生活相談解決率：相談対応件数（処理不要・未解決除く）のうち、助言・あっせん等により解決に導いた件数の占める割合。

＜ 関連する計画など ＞ ■ 地域経済活性化基本計画

#### 施策の方向

##### 多様化・複雑化する消費者被害を減少させる

- 様々な世代に向けた消費者被害に関する情報提供・啓発を図ることで早期相談につなげる一方、研修や事例検討などによって消費生活相談員の知識向上及び体制を充実させ、消費者被害の深刻化を防止します。
- 学校や地域における消費者教育を進め、自らの利益を擁護し、合理的に行動できる能力を身につけた自立した消費者を増加させます。

##### 巧妙化・多様化する特殊詐欺の被害対策を強化する

- 巧妙化・多様化する特殊詐欺被害の手口や発生状況を的確に把握し、効果的な広報・啓発等を強化していきます。
- 加えて、特に被害に遭いやすい高齢世帯をターゲットにした実効性の高い取組を推進することで、特殊詐欺被害の未然防止・拡大防止を進めます。

##### 地域で消費者被害・特殊詐欺被害を防ぐ

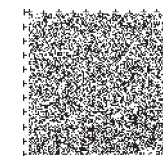
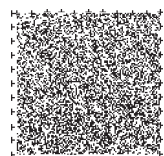
- 詐欺被害等の防止に取り組む区民・団体を後押しし、身近な啓発活動や声掛けを広げていきます。
- 孤立ゼロプロジェクトをはじめとした地域のつながりを支援する活動によって、地域社会全体での見守りや相談ができる関係の構築を進め、被害の未然防止と早期発見を図っていきます。

#### 主な取組

- 消費者相談事業
- 消費者センターだよりの発行による啓発の実施
- 消費者教室の開催

- 特殊詐欺被害対策の推進  
(自動通話録音機の無償貸与、無人ATMへの携帯電話抑止装置の設置、防犯機能強化型ドアホン購入・設置費用の助成など)

- くらしのおたすけ隊と連携した身近な啓発活動
- ながら見守りの推進
- 青色防犯パトロールの実施







## 施策 5-4

### ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進

#### 施策の目指す姿

美しいまちは  
安全なまち。



#### 足立区の現状

1

- 令和5年度 区政に関する世論調査では、「治安が良い」と思う区民は59.5%となった一方、令和5年度 足立区に対するイメージ調査では、区外在住者が「治安が良い」と思う割合は7.4%となり、区民の実感と区外からの評価にギャップが生じています。
- 令和3年度に実施した転出入者アンケート調査では、区の治安を低く評価した理由として住民のマナーに起因するものが多くありました。

2

- 区内刑法犯認知件数は、平成13年の16,843件をピークとして、令和3年には約8割減少して3,212件となりましたが、令和5年には1,010件増加して4,222件となりました。
- 区内刑法犯認知件数を罪種・手口別に見ると、依然として自転車盗が最も多く、全体の約3割を占めています。

3

- 「美しいまち」を印象付けることで犯罪を抑止していくため、不法投棄対策や落書き対策などに関する取組を進めています。
- 不法投棄処理個数は、年2回実施している不法投棄防止キャンペーン等の啓発活動により、ピーク時と比較して約60%減少しました。落書きは通報に加え、職員による年2回の点検を行い、早期発見と管理者への促しや支援により消去を進めた結果、年々減少傾向にあります。

#### 主要課題

##### 体感治安の改善



##### 区内刑法犯認知件数の減少



##### まちの美化推進



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                   | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 体感治安が「良い」と感じる区民の割合     | 59.5%          | 66.7%             | 73.0%             |
| 2    | 区内刑法犯認知件数(年間)<br>＊低減目標 | 4,222 件        | 3,606件            | 3,180件            |
| 3    | 不法投棄処理個数(年間)<br>＊低減目標  | 7,032個         | 5,441個            | 4,432個            |
| 3    | 落書き消去率※1               | 91.7%          | 100%              | 100%              |

※1 消去件数÷(前年度以前の継続案件数+当該年度の発見・通報件数)

＜ 関連する計画など ＞ ■ ビューティフル・ウィンドウズ運動推進アクションプログラム

#### 施策の方向

##### 体感治安を改善し、安全・安心なまちを実現する

- 区内外に対する正しい情報の発信とイメージアップに関する取組を強化することで、根強く残る治安に対するマイナスイメージを払拭していきます。
- 犯罪抑止だけでなく、住民のマナー向上に関する取組を推進することで、体感治安と住環境を改善し、安全で住みやすいまちを実現していきます。

##### 刑法犯認知件数減少に向けた対策を強化する

- 区内地域別の犯罪発生動向や各施策の効果を分析し、ターゲットを明確にした事業や防犯に関する新たな取組を創出していきます。
- 最新の犯罪手口や時代とともに変化する犯罪に対しても、効果的な対策・啓発を打ち出すことで、刑法犯認知件数を着実に減少させ、体感治安の向上につなげていきます。

##### 多様な主体と連携して美しいまちを実現する

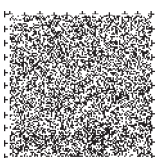
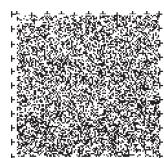
- ビューティフル・パートナーをはじめとした区民・団体の「まちを守る」という想いを後押しし、関係機関とのネットワーク構築を進めることで、まちの美化と犯罪抑止の活動を広げていきます。
- 「不法投棄・落書き110番」を通じて、不法投棄・落書きの早期発見・早期対応と美化に対する意識の啓発を進め、不法投棄や落書きを一掃し、着実に美しいまちを実現していきます。

#### 主な取組

- 足立区客引き行為等の防止に関する条例に基づく指導・警告
- 自転車マナーへの街頭指導の実施
- 「ながら見守り」の推進

- 防犯対策補助金の充実
- 集合住宅駐輪場向け防犯カメラ無償貸与の実施
- 高校生対象「自転車カギかけありがとうキャンペーン」の実施

- ビューティフル・パートナーとの連携強化
- 不法投棄通報協力員との連携
- 落書き消去支援の実施



## 施策 5-5

### 反社会的団体等の排除

施策の目指す姿

安全と平穏が  
確保された暮らしが  
できる。



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                               | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|----------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2  | 足立区反社会的団体の規制に関する条例の対象となる団体が所有及び賃貸している施設の数<br>※低減目標 | 3施設            | 2施設               | 0施設               |

※1 暴力団事務所使用差止め申立てを行うにあたっては事案の発生が前提となるため、施策の方向3については成果指標を設定しない。

< 関連する計画など >

#### 足立区の現状

1

- 足立区反社会的団体の規制に関する条例の対象団体に、条例に基づく報告請求や行政処分を行っていますが、強制的に解散・撤退させる方策がなく、地域住民の不安や恐怖を解消するには至っていません。

2

- オウム真理教後継団体に関する対策を行っている25自治体で組織する「オウム真理教対策関係市区町連絡会」に加盟し、関係市区町が連携して情報収集や情報共有を行うとともに、国に対しオウム真理教後継団体の規制強化に関する法整備の要請などを行っています。

3

- 暴力団の撤退を目指し、警察と連携して事務所使用差止めの申し立てなど法的対処を行っていますが、撤退には至っていません。

#### 主要課題

反社会的団体の  
排除



国への要請行動の  
推進



暴力団事務所の  
排除



#### 施策の方向

##### 反社会的団体を排除し、平穏な暮らしを確保する

- 足立区反社会的団体の規制に関する条例の対象団体の自主的な解散や撤退に向けて、住民協議会の抗議活動・啓発活動に対する支援や若年者への注意喚起を推進するとともに、継続して条例に基づく対応を実施します。

##### 他自治体と連携し、国へ要請行動を行う

- 「オウム真理教対策関係市区町連絡会」に加盟している自治体と連携し、情報交換や公安調査庁との意見交換を行うことに加え、地域住民の不安解消を図るため、国に対し、オウム真理教後継団体の活動に対する規制強化や活動停止・解散に向けた法整備、その他適切な措置を行うように求める要請行動を継続して実施していきます。

##### 警察と連携し、暴力団を排除する

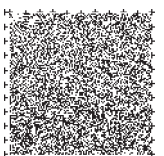
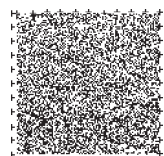
- 暴力団の排除を推進し、安全な暮らしを確保するため、足立区暴力団排除条例に基づく各種の措置に加え、警察と連携して、暴力団排除に向けた法的措置などに取り組んでいきます。

#### 主な取組

- 条例に基づく報告請求の実施
- 住民協議会の活動支援の実施
- 若年者への注意喚起の実施  
(区内大学・新成人への注意喚起チラシ配布など)

- オウム真理教対策関係市区町連絡会総会の開催
- 法務大臣・公安調査庁長官への要請行動
- 加盟自治体との情報交換

- 使用差し止めの申し立ての実施
- 警察と連携した使用差し止め事務所の監視
- 職員向け不当要求防止責任者講習会の開催





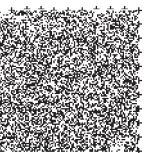
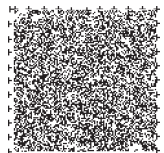


## 施策群⑥

# 環境負荷が少ないくらしを 実現する

施策6-1 地球温暖化対策の推進と環境学習の充実

施策6-2 ごみの減量・資源化の推進



施策群⑥ 環境負荷が少ない暮らしを実現する

## 施策 6-1

### 地球温暖化対策の推進と環境学習の充実

施策の目指す姿

地球環境を守る  
区民意識が高まっている。



足立区の現状

主要課題

施策の方向

主な取組

1

- 区内の CO<sub>2</sub> 排出量の最新実績（令和3年度）209.8 万トンのうち、家庭部門が 41.7%と最も大きく、次いで業務部門が 22.2%、自動車部門が 18.7%となっています。
- 足立区の CO<sub>2</sub> 排出量に占める家庭部門の割合は 41.7%と特別区における家庭部門の割合である 33.7%より高く、足立区の CO<sub>2</sub> 排出の特徴となっています。

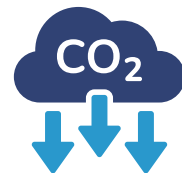
2

- 区内の再生可能エネルギーの導入容量は順調に増加していますが、区の太陽光発電導入ポテンシャル<sup>※1</sup>を十分に活かしきれていないことや電力買取価格の下落など、設備導入に対する不安要素があることが課題となっています。
- 太陽光発電設備の設置拡大と併せ、設備の設置が困難な家庭や小規模事業所向けの電気使用に伴う CO<sub>2</sub> の排出抑制策も求められています。

3

- 環境への負荷を減らし、多様な生き物と共存できる地球環境を保全していくため、区では体験プログラムや自然観察会など様々な機会を通じて、一人ひとりが環境問題や生物多様性に対する理解を深め、具体的な行動を起こすきっかけづくりを進めています。

まち全体での  
地球温暖化対策



再生可能エネルギー  
利用拡大



環境問題への  
理解促進



実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                                                | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|---------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 家庭部門における世帯あたりの二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量(年間) <sup>※2</sup><br>＊低減目標 | 2.44t          | 1.95t             | 1.56t             |
| 2    | 区内の再生可能エネルギー導入量<br>(累計)                                             | 45,429kW       | 55,980kW          | 65,612kW          |
| 3    | 自然環境を大切にすることを<br>心がけている区民の割合                                        | 23.9%          | 44.0%             | 48.0%             |

※2 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による算定値は翌々年度に公表されるため、現状値及び目標値は前々年度の数値を使用。

＜ 関連する計画など ＞ ■ 環境基本計画 ■ 脱炭素ロードマップ  
■ 建築物再生可能エネルギー利用促進計画

多様な主体と地球温暖化対策を進める

- 全ての区民や事業者・団体に、地球温暖化を身近な問題として捉え、行動変容を起こしてもらうための啓発策を講じるとともに、国や東京都の施策と連動し、脱炭素化を進めていきます。
- 身近で簡単に取り組める省エネ行動に関する情報発信に加え、家庭向けの住宅の断熱性能を向上させるリフォームへの補助や、工場向けの省エネ設備導入への補助などの支援を充実させていきます。

再生可能エネルギーの導入を拡大する

- 再生可能エネルギーの中でも区の地勢等に最も適した太陽光発電の活用を促進するため、助成制度による設備の導入支援を強化していきます。
- 太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた電気の自家消費拡大や、再生可能エネルギー 100%電力プランへの電力契約の見直しなどに関する情報発信・誘導策の充実を図ります。

行動につながる環境学習を充実させる

- 積極的な環境情報の発信や自然体験学習の開催により、自然環境や生物多様性についての関心を高めるとともに、区民が自ら環境や自然について学ぶ機会を提供します。
- 生き物の生育環境を保全するため、特定外来生物などに関する情報提供と注意喚起を行います。

イベント・講座を活用した環境保全に関する情報発信

省エネ設備導入に関する支援  
(省エネルギーフォーム補助制度、省エネルギー対策工場設備更新補助制度など)

太陽光発電設備設置等に関する支援  
(太陽光発電システム設置費補助制度、蓄電池設置費補助制度など)

再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金の支給

- 自然観察会の開催
- 小・中学校向け出前講座の開催
- 一般向け環境講座の開催

※1 再生可能エネルギーの中でも太陽光発電の導入可能性を示す指標で、土地利用、法律、規制、建設などの制約要因による設備設置の可否を考慮した資源量のこと。



施策群⑥ 環境負荷が少ない暮らしを実現する

## 施策 6-2

### ごみの減量・資源化の推進

#### 施策の目指す姿

ごみの少ない  
循環型社会を  
実現している。



#### 足立区の現状

1

- 令和6年1月時点の区内総人口は693,000人を超えましたが、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ量は減少傾向にあります。
- 令和5年度 区政に関する世論調査の結果によると、「繰り返し使えるものは使うなど、ごみになるものを減らすよう心がけている」区民の割合は41.5%となっています。

2

- 区内のごみ排出量のうち、家庭ごみは減少傾向にありますが、事業系ごみは新型コロナウイルス感染症拡大の社会的要因を除くとほぼ横ばいで推移しています。
- 事業系ごみのうち、高い割合となっている生ごみの減量のほか、リサイクル可能なオフィスペーパーや雑がみがごみとして排出されているといった課題があります。

3

- 令和5年度 区政に関する世論調査の結果によると、「環境のために心がけていること」の上位は「ごみと資源の分別を実行している(84.4%)」「マイバッグを使うなどして、不要なレジ袋を断っている(74.8%)」「雑がみを燃やすごみではなく、資源として出している(54.0%)」となっていますが、いずれも30代以下の世代では意識が低くなっています。

#### 主要課題

##### 家庭ごみの削減



##### 事業系ごみの削減とごみの分別



##### 若年層のリサイクル意識向上



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                     | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 区民一人1日あたりの家庭ごみ排出量<br>＊低減目標               | 496.3g         | 480.0g            | <b>465.0g</b>     |
| 2    | 区内のごみ量<br>(区収集ごみ量+事業系持込ごみ量)<br>(年間)＊低減目標 | 165,809t       | 165,071t          | <b>161,990t</b>   |
| 3    | 区民一人1日あたりの資源回収量<br>(行政回収量+集団回収量)         | 114.3g         | 150g以上            | <b>150g以上</b>     |

＜関連する計画など＞ ■ 環境基本計画 ■ 一般廃棄物処理基本計画  
■ 一般廃棄物処理実施計画

#### 施策の方向

##### 燃やすごみの減量から家庭ごみを減らす

- 燃やすごみとして焼却処理しているプラスチックの分別回収や生ごみの水切り、食品ロス削減の啓発により、燃やすごみの減量などの取組を広げ、日常的にごみを出さない「リデュース」を進めていきます。
- 家庭で余った食品をフードドライブで集め、子ども食堂などに提供することで、より一層のごみ減量に取り組んでいきます。

##### 排出指導の徹底と食品ロス削減で事業者ごみを減らす

- 事業者への排出指導により、分別を徹底させるとともに、過剰包装抑制やレジ袋削減などの小規模事業者の取組を支援し、区内事業者から排出されるごみの削減を進めていきます。
- AIを利用した食品ロス削減システムの活用・普及を促進することで、食品ロスを抑制し、事業者が排出する生ごみの減量につなげていきます。

##### ターゲットに合わせて効果的な資源化を促進する

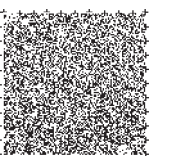
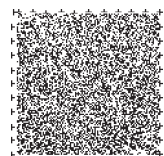
- 分別方法やごみ出しルールなどの様々な情報を分かりやすく発信し、意識啓発を進め、区民や事業者をはじめとする全ての主体がごみ問題を正しく理解し、行動する風土を醸成します。
- リサイクルへの関心が低い若年層や増加する外国人をターゲットに、アプリ・SNSを活用した情報提供や「やさしい日本語」を活用した情報発信を進め、世代や属性を超えて資源化に取り組む環境づくりを進めます。

#### 主な取組

- プラスチック分別回収の促進
- 家庭における食品ロス削減の啓発の実施
- 生ごみの水切りによるごみの減量の推進

- 事業者への排出指導の強化
- オフィスペーパー削減の推進
- AIを利用した食品ロス削減の推進

- ごみの分別・資源化に関する誰にでも分かりやすい情報提供の実施
- ごみ・資源の排出に関する指導・支援（ふれあい指導、ふれあい訪問収集など）

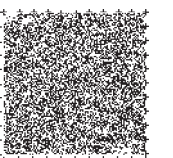
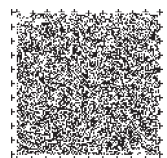
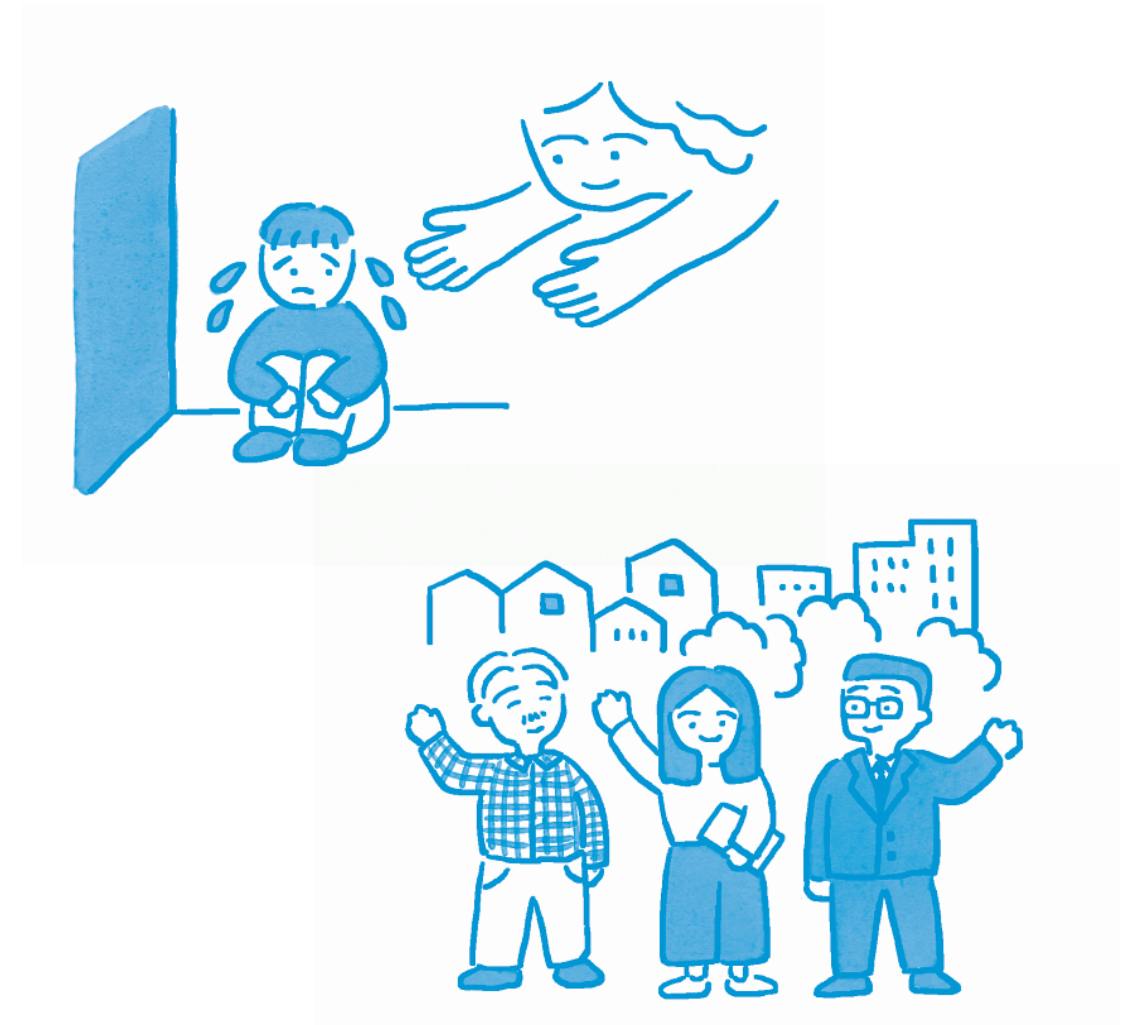


施策群⑦

# 地域でつながり、支え合う 地域共生社会を実現する

施策7-1 重層的支援体制整備と支え合う地域づくりの推進

施策7-2 町会・自治会、NPO等の活動支援の推進





施策群⑦ 地域でつながり、支え合う地域共生社会を実現する

施策 7-1

重層的支援体制整備と支え合う地域づくりの推進

施策の目指す姿

誰一人取り残さない  
地域や支援体制が  
つくられている。



足立区の現状

- 1
- 8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、制度や分野の狭間で支援の届きにくい複数の困りごとが重なり、抱える課題が複合・複雑化しています。
  - 従来の分野別の支援体制では、複合的な課題への支援や狭間のニーズに対応できなくなっていることから、庁内や関係機関が連携して支援を行う必要があります。
- 2
- 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、課題を抱えながらも支援につながっていないケースや相談窓口を通してだけでは見えない潜在的な支援ニーズも多く存在しています。
  - 支援そのものに対する抵抗感や表面化していない困りごと・ニーズを把握し、アウトリーチにより支援していく体制づくりや地域での気づきが必要になっています。
- 3
- 複合的な課題や狭間のニーズに対して、これまでの分野別の公的支援では、個々に寄り添ったきめ細やかな支援に必ずしもなってはいません。
  - 複合的な課題に対する原因・要因の解きほぐしや、関係各課・関係機関が組織横断的に連携して支援を実現するためには、まずは職員の意識改革から進めていく必要があります。

主要課題

抱える課題の  
複合・複雑化

潜在的な  
支援ニーズへの対応

職員の  
意識改革

実現度を測る主な成果指標

| 対応<br>番号 | 成果指標                                        | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|----------|---------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1-3      | 包括的相談窓口の認知度                                 | —              | 65.0%             | 75.0%             |
| 1-3      | 支援会議、コア支援会議での<br>庁外機関との連携割合                 | —              | 55.0%             | 65.0%             |
| 2-3      | 地域住民や地域活動団体等の気づきにより<br>アウトリーチ相談につながった<br>割合 | —              | 13.0%             | 18.0%             |
| 2-3      | 地域福祉活動を行っている区民の割合                           | —              | 9.5%              | 11.5%             |

＜ 関連する計画など ＞ ■ 地域保健福祉計画

施策の方向

重層的支援で複合・複雑化する課題を解決する

アウトリーチと地域づくりで潜在的な支援ニーズを把握する

職員の意識改革で重層的支援を押し進める

主な取組

- 包括的相談支援事業の推進
- 多機関協働による支援  
(支援会議・重層的支援会議の開催など)
- アウトリーチによる相談支援事業
- ひきこもり支援事業
- 地域福祉コーディネーターの配置
- オンライン研修の開催
- 多機関協働事業による課題解決の推進
- 外部講師講演会の開催



## 施策 7-2

### 町会・自治会、NPO 等の活動支援の推進

#### 施策の目指す姿

多様な主体が地域で活躍し、つながりが広がっている。



#### 足立区の現状

#### 主要課題

#### 施策の方向

#### 主な取組

1

- 町会・自治会は、地域社会の安全・安心のために様々な活動を行っており、住民自治や地域社会の共助を支える役割を果たしています。
- 全国的に町会・自治会の衰退が進み、足立区においても単身者の増加や価値観の多様化等によって加入率が低下し、高齢化による担い手不足なども顕在化しています。

#### 町会・自治会加入率の低下



2

- 複合・複雑化する地域課題の解決は、行政だけでは実現することが難しくなっています。
- 一方で、地域課題に対して自主的・自発的に解決を試みる区民団体やNPO 等も多く、NPO 活動支援センターの登録団体数は増加傾向にあります。

#### NPO 等の活動支援と協創



3

- 超高齢社会の進行をはじめとした社会環境の変化に伴い、地縁団体の担い手不足が進む一方で、インターネットの普及などにより趣味・関心でつながる目的別コミュニティの活動は広がっています。
- 地域活性化を進めるためには、既存団体との協創に加え、個人の関心を引き付け、活動の担い手となる人材を新たに発掘していく必要があります。

#### 新たな活動の担い手の育成



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                        | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-----------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 町会・自治会加入世帯率                 | 44.44%         | 50.00%            | 50.00%            |
| 2・3  | NPO 活動支援センター<br>新規登録団体数(年間) | 37団体           | 40団体              | 45団体              |

< 関連する計画など > ■ 地域保健福祉計画

#### 町会・自治会の持続可能な運営を支援する

- 町会・自治会の持続可能な運営に向けて、運営助成や負担軽減のみならず、デジタル活用を含めた運営支援や相談サポート等を実施し、安全・安心な地域社会を実現していきます。
- 町会・自治会の行事に加入者だけでなく、未加入者など多様な住民を巻き込む活動を支援することで、町会・自治会との接点を創出していきます。

#### NPO 等の活動を支援し、協創を広げる

- 新規団体設立や活動の伴走支援により、区民の社会貢献による充実感や価値観の実現を後押しし、「協創」の輪をさらに広げていきます。
- NPO 活動支援センターが令和9年度にオープンする梅田八丁目複合施設へ移転することに伴い、多様な主体の交流拠点としての機能を持たせ、あらゆる人々が地域活力の向上にチャレンジできる環境づくりを進めていきます。

#### 一人ひとりの想いを地域活動につなぐ

- 区内外に向けて地域活動を発信し、受け手一人ひとりの関心・意欲を掘り起こすことに加え、身近な関心を地域活動につなげる講座などを通じて、一人ひとりの想いを具体化していきます。
- スキルアップに向けた講座の提供や専門家への活動相談事業などを通じて、一人ひとりの想いを活動へ具現化していくとともに、新たな活動の担い手となる人材を発掘・支援していきます。

- 町会・自治会の運営に関する支援(町会・自治会運営費助成制度、掲示板設置費用助成制度など)

- 町会・自治会オンライン加入申込みの実施

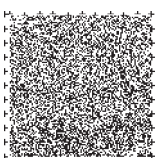
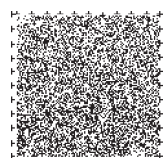
- 公益活動げんき応援事業助成金制度

- あだち協働パートナーサイトを通じた情報発信

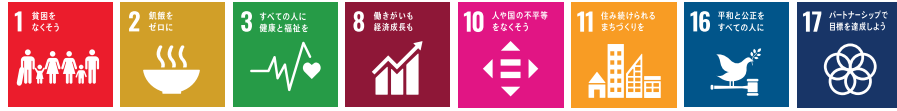
- NPO フェスティバルの開催

- 皆援隊(区民向け)講座の開催

- NPO 活動支援センター相談事業







## 施策群⑧

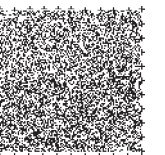
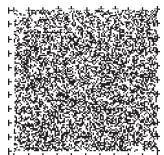
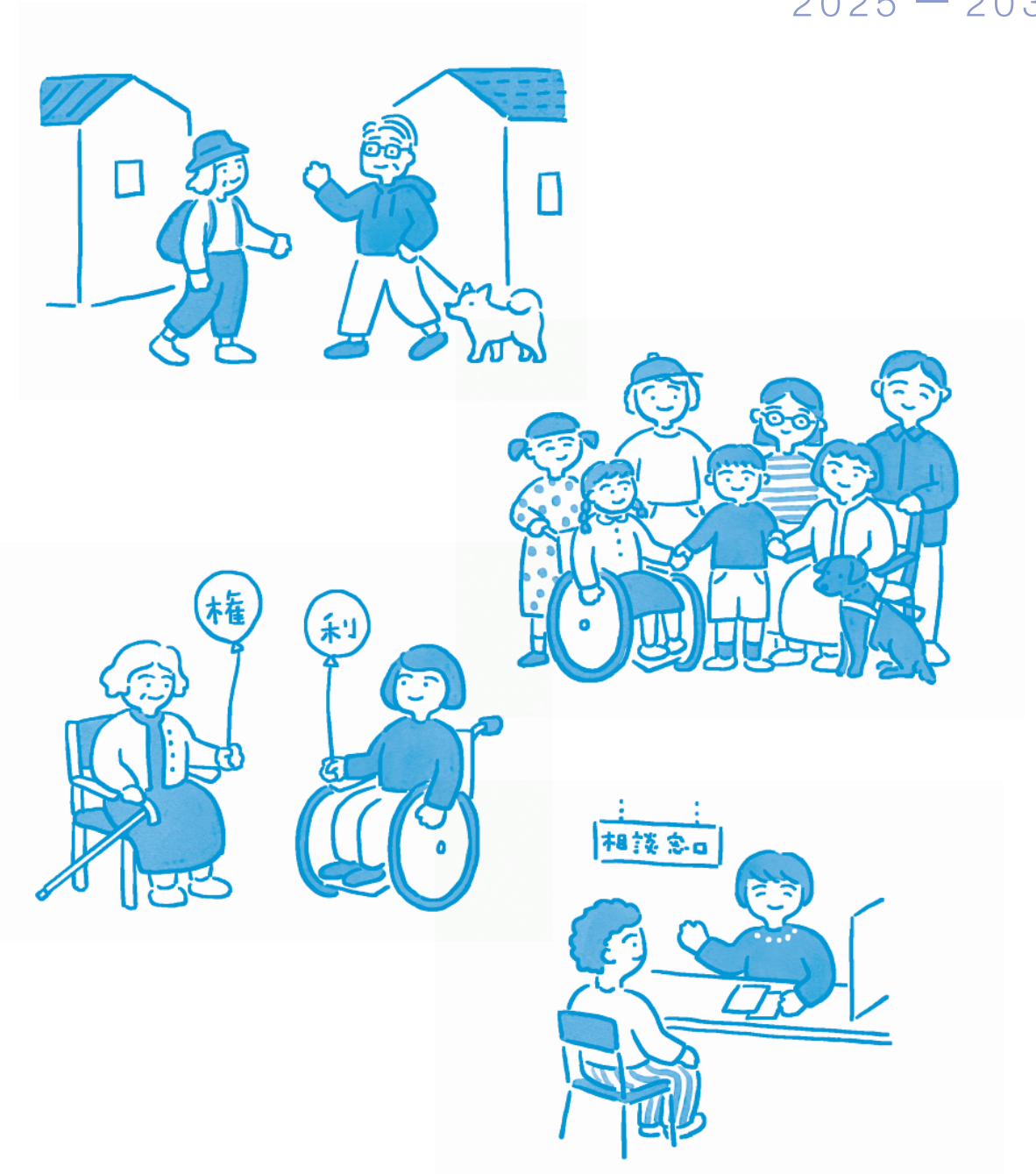
# 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する

施策8-1 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実

施策8-2 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実

施策8-3 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護

施策8-4 ぐらしやしごとに困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実



施策群⑧ 高齢者、障がい者などの生活の  
サポート体制を充実する

## 施策 8-1

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、  
地域包括ケアシステムなどの体制の充実

施策の目指す姿

高齢者が安心して  
暮らし続けられる。



### 足立区の現状

1

- 令和4年度 介護予防・日常生活圏ニーズに関する調査の結果によると、高齢単身世帯の増加とともに、「運動器の機能低下があった」と回答した割合は前回調査より5.1ポイント増加し、フレイル・介護予防の重要性が高まっています。
- 令和7年の認知症有病率は12.9%と推計※<sup>1</sup>され、足立区にあてはめた場合、約22,400人となります。

2

- 令和4年度 介護予防・日常生活圏ニーズに関する調査の結果によると、「現在の住まいに住み続けたい」と回答した割合は81.1%、また、介護が必要となった場合でも自宅での生活を希望する割合は71.7%といずれも最も高くなっています。
- 自宅での生活意向が高い一方、加齢に伴う身体機能の変化や住宅のバリアフリー化が不十分など、様々な理由で住まいの維持・確保が困難な高齢者が増加しています。

3

- 東京都の推計によると、区内の訪問診療件数は令和7年に約7,500人/日となり、平成25年と比較して約1.5倍となる見込みです。
- 令和4年度 要介護認定者に関する実態調査によると、「最期を自宅で迎えたい」と回答した割合は54.0%となっていますが、在宅医療・介護サービス利用者の増加に対応するためには、在宅療養を支える関係機関の連携強化や人材の確保が必要です。

### 主要課題

要介護者・認知症  
有病者の増加



在宅生活の  
維持



在宅医療・  
介護体制の確保



### 実現度を測る主な成果指標

| 対応<br>番号 | 成果指標                                   | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|----------|----------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2・3    | 介護が必要になっても今の生活圏域で安心して暮らし続けられると思う高齢者の割合 | 69.2%          | 74.0%             | 78.0%             |
| 1・2・3    | 高齢者における地域包括支援センターの認知度                  | 80.6%          | 85.0%             | 89.0%             |

< 関連する計画など > ■ 地域保健福祉計画 ■ 高齢者保健福祉計画 ■ 介護保険事業計画

### 施策の方向

#### フレイル・介護予防や認知症ケアを充実させる

- 運動・栄養・口腔・社会参加を中心に、健康維持の取組や人・地域とつながるための機会を充実させることで、フレイル・介護予防と社会的孤立の防止を図り、高齢者の自立した生活を支援します。
- 認知症への正しい知識・理解を深めるための普及啓発を強化するとともに、早期診断・早期対応を充実させ、認知症の人や家族が安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

#### 安心して住み続けられる支援を広げる

- 介護保険サービスのほか、高齢者サービスなど在宅生活の支援を充実させることで、区内の住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みを構築し、高齢者にとって安心なまちを実現していきます。
- 生活の基盤となる住まいの確保に向けた相談機能の強化に加え、関係機関や事業者と連携した入居までの寄り添い支援を実施し、高齢者の住宅セーフティネットの構築を進めていきます。

#### 介護人材確保と医療介護連携で在宅療養を支える

- 医療・介護関係機関の連携を強化し、高齢者の在宅療養を支える医療・介護サービスの提供体制の充実を図ることで、今後、さらに増加が見込まれる在宅療養ニーズに対応していきます。
- 介護人材の確保・定着を推進するとともに、スキルアップを支援していくことで、介護サービスの安定的な供給を図っていきます。

### 主な取組

■ フレイル・介護予防事業の  
推進（はつらつ測定会、ばく増し  
事業など）

■ 認知症施策の推進  
（認知症検診、もの忘れ相談など）

■ 介護保険外高齢者サービス  
の充実（高齢者緊急通報システム、  
高齢者住宅改修給付など）

■ 住宅確保要配慮者※<sup>2</sup>への支  
援（あだちお部屋さがしサポート  
事業など）

■ 多職種連携研修の開催

■ 医療介護スキルアップ研修  
の開催

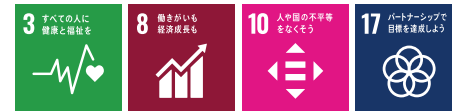
■ 介護人材雇用創出事業

※1 「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授）

※2 様々な事情で、住宅の確保に配慮を必要とする方。



施策群⑧ 高齢者、障がい者などの生活の  
サポート体制を充実する



## 施策 8-2

### 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実

施策の目指す姿

障がいがあっても  
安心して暮らす  
ことができる。



#### 足立区の現状

#### 主要課題

#### 施策の方向

#### 主な取組

1

- 令和5年1月に実施した障がい福祉関連計画のためのアンケート調査の結果によると、「障がい者支援施策に満足している」と回答した障がい者の割合は、令和元年度に実施した調査から1.6ポイント上昇したものの、36.2%にとどまっています。

障がいサービスの  
量と質の向上



2

- 新規に開設した障がい福祉サービスの相談支援事業所がある一方、事業休止や廃止した相談支援事業所もあることから、相談支援事業所の不足が継続しています。
- 令和6年4月の計画相談支援・障がい児相談支援の利用割合は、前年度の55.0%から1.7ポイント低下し、53.3%となりました。

相談支援事業所の  
増加



3

- 福祉施設から一般就労への移行実績を令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍にするという目標を定めていましたが、実績値は約1.3倍となり目標達成に至りませんでした。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正により、令和6年4月から障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられることとなりました。

障がい者の  
社会参加促進



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号  | 成果指標                                                    | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|-------|---------------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2・3 | 区の障がい者支援施策に満足している障がい者の割合                                | 36.2%          | 45.0%             | 50.0%             |
| 2     | 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用者のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用する障がい者・児の割合 | 55.0%          | 70.0%             | 82.0%             |
| 3     | 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数(年間)                            | 120人           | 145人              | 165人              |

< 関連する計画など > ■ 地域保健福祉計画 ■ 障がい者計画  
■ 障がい福祉計画 ■ 障がい児福祉計画

#### 障がいサービスの量の確保と質の向上を進める

- 増加する障がい児・者への支援ニーズに対して、必要なサービス量の確保を図るとともに、事業者指導体制の強化による質の向上を進めることで、障がい福祉サービスを必要とする区民が安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

#### 相談拠点を増やし、相談支援体制を充実させる

- 国に相談支援事業の報酬の見直しを働きかけるとともに、計画相談支援事業所未設置の法人への設置の働きかけや未従事の相談支援専門員有資格者の活用を進め、相談支援体制を充実させます。
- 相談支援事業所のネットワークを強化することで、質の面でも相談支援事業所のサポートを充実していきます。

#### 障がい者の社会参加と活躍を促進する

- 地域自立支援協議会はたらく部会や区内就労系サービス事業所のネットワークを通じた連携と就労に向けた取組を充実させ、障がい者それぞれの特性や希望に合わせた就労を支援していきます。
- 障がいに応じた意思疎通支援や合理的配慮に関する理解浸透を進めることで、障がいがあっても社会参加しやすい環境づくりを進めていきます。

■ 利用者ニーズに合致した事業所の増加

■ 区独自の実地検査体制の強化

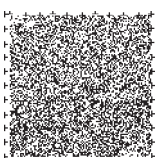
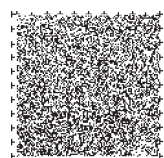
■ 相談事業所の増加に向けた仕組みの構築

■ ネットワーク会議の拡充

■ 相談事業所が作成する計画の検証実施

■ 就労選択支援事業の創設に伴う就労支援体制の再構築

■ 民間事業者への合理的配慮の理解促進



施策群⑧ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する

## 施策 8-3

### 高齢者、障がい者のセーフティネット (虐待対応等) と権利擁護

施策の目指す姿

## 高齢者・障がい者の 権利が守られている。



### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                              | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|---------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 高齢者に対する虐待があったと行政機関が判断した件数※ <sup>1</sup><br>＊低減目標  | 205件           | 200件以下            | <b>200</b> 件以下    |
| 2    | 障がい者に対する虐待があったと行政機関が判断した件数※ <sup>2</sup><br>＊低減目標 | 7件             | 6件以下              | <b>5</b> 件以下      |
| 3    | 区民の成年後見制度利用者数                                     | 1,233 人        | 1,330人            | <b>1,410</b> 人    |

※1 高齢者（65歳以上）を対象とする虐待事例。 高齢者人口：169,260人（令和6年1月1日時点）

※2 障害者手帳所持者（身体・知的・精神）を対象とする虐待事例。 障害者手帳所持者数：33,881人（令和5年4月1日時点）

＜関連する計画など＞ ■ 地域保健福祉計画 ■ 高齢者保健福祉計画 ■ 介護保険事業計画  
■ 障がい者計画 ■ 障がい福祉計画 ■ 障がい児福祉計画

#### 足立区の現状

#### 主要課題

#### 施策の方向

#### 主な取組

1

- 養護者による高齢者虐待と判断した事例の件数は、高止まりしており、虐待を未然に防ぐためにも、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者への支援を開始する必要があります。
- 高齢者施設では、従事者による暴力・暴言のほか、柵や用具による行動制限が虐待と認定されています。各施設での権利擁護の意識向上と就労環境や業務の改善について、指導・助言を行う必要があります。

#### 高齢者虐待の 早期発見・対応



2

- 障がい者福祉施設従事者等による虐待の相談・通報件数は、やや増加傾向にあり、そのうち約2割が虐待と認定されています。権利擁護を意識した支援ができるよう、各施設への支援を進める必要があります。
- 養護者による虐待の相談・通報件数は横ばいとなっていますが、年度を超える案件もあり、対応は困難化しています。早期発見・対応のためには、関係機関と一層連携を深めていく必要があります。

#### 障がい者虐待の 早期発見・対応



3

- 区民の成年後見制度利用者数は横ばいで推移しており、区民への成年後見制度に関する情報提供の不足や、必要な区民に必要な支援が行き届いていない可能性があります。

#### 成年後見制度の 利用促進



#### 高齢者虐待の未然防止と対応力強化を進める

- 養護者による高齢者虐待については、虐待防止に関する普及啓発や地域との協力体制の構築に加え、地域包括支援センターへの相談体制整備などを進めることで、虐待対応力強化に取り組んでいきます。
- 施設従事者等による高齢者虐待については、職員による実地調査や関係自治体との連携強化により、介護事業者への指導力を向上させていきます。

#### 障がい者虐待を未然に防ぐ支援を強化する

- 障がい者福祉施設従事者等による虐待については、従事者が気軽に相談・通報できる仕組みづくりを進めるとともに、適切な支援ができるよう各施設の組織力を向上させます。
- 養護者による虐待については、虐待対応に加えて、養護者や家庭が抱える個別の問題に寄り添い、支援することで、虐待の未然防止・再発防止に取り組んでいきます。

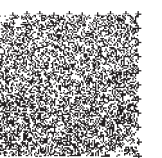
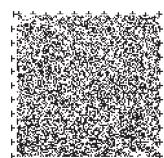
#### 成年後見制度の利用を促進し、支援を広げる

- 成年後見制度を必要とする区民が制度を利用できるように周知・PRを強化するとともに、相談窓口を充実していくことで、区民の権利擁護を図っていきます。
- 支援者のネットワークを広げていくことで、確実に意思決定を含めた権利擁護支援につなげていきます。

- 老人福祉法に基づく措置の実施
- 高齢者虐待防止法に基づく調査・改善指導の実施
- 介護保険法に基づく運営指導・集団指導の実施

- 事業者向け虐待防止研修会の開催
- 小規模学習会の開催
- 関係機関とのネットワーク強化

- じぶんノートの活用
- 弁護士・司法書士等相談会の開催
- 職員・ケアマネージャー向け研修会の開催





施策群⑧ 高齢者、障がい者などの生活の  
サポート体制を充実する

## 施策 8-4

くらしやしごとに困っている人が、

状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実

施策の目指す姿

生活に困っても  
必要な支援を受けられる。



## 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                      | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 生活困窮者における就労・進路決定率                         | 68.2%          | 72.3%             | 73.5%             |
| 2    | 生活保護受給世帯の「その他の世帯」の<br>就労率(稼動収入認定のある世帯の割合) | 33.3%          | 40.0%             | 45.0%             |
| 3    | 生活保護受給世帯の子どもの<br>高等学校等の中退率 ※低減目標          | 4.4%           | 4.0%              | 3.3%              |

< 関連する計画など > ■ 地域保健福祉計画

### 足立区の現状

1

- 生活困窮世帯が抱える問題は、離職や減収といった経済的な課題だけでなく、傷病・障がい、精神疾患やDV、虐待、多重債務、元ホームレスなど多岐に渡っています。
- 一人の相談者が複数の課題を抱えた相談や家族を含めた相談ケースなどが増加していることから、さらに庁内外の関係機関と連携した支援を実施していく必要があります。

2

- 就労準備支援事業の外部委託を行うとともに、ハローワーク等の関係機関との連携により就労支援を実施しています。
- 生活保護受給世帯の「その他の世帯<sup>※1</sup>」の就労率(稼動収入認定のある世帯の割合)は、令和5年度は33.3%にとどまっており、国が目標値として定めている45%を下回っています。

3

- 生活保護受給世帯の高等学校中退率は、全国3.3%に対して足立区は4.4%と高くなっています。<sup>※2</sup>
- 子どもの成長や家庭が抱える課題に対して適切に対応していくためには、学校等との連携強化のほか、ノウハウの蓄積や子どもの支援に関する専門的な役割を担う職員が必要です。

### 主要課題

生活困窮者が  
抱える課題の  
複合・複雑化



就労率の  
向上



子どもがいる  
世帯への  
適切な支援



### 施策の方向

#### 生活困窮世帯への重層的な支援を強化する

- 弁護士などの専門家や社会福祉協議会をはじめとした関係機関との連携によって、一人ひとりが抱える複合・複雑化した課題に対する適切な支援を提供していくとともに、各事業の効果検証と改善を進め、効果的・効率的な事業展開と組織体制の整備を進めていきます。

#### 就労支援の強化で生活困窮からの自立を支える

- 就労準備支援事業の事業スキームの効果検証と継続的な事業改善を進めることに加え、就労支援が長期化する方へのアプローチやハローワークをはじめとした関係機関との連携強化により、生活困窮者の就労による自立を支援します。
- 生活保護受給世帯に対しては、早期に自立できる可能性の高い「その他の世帯」を中心に、きめ細かい就労支援を実施していきます。

#### 貧困の連鎖を断ち切る支援を強化する

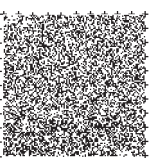
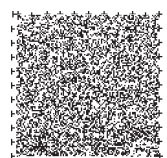
- 子ども一人ひとりの課題に応じ、関係機関と連携して就学継続に関する支援や学習機会の提供を進めていくことで、子どもの自立と貧困の連鎖の解消に取り組みます。
- 専門的役割を担う職員の育成やノウハウの蓄積を進め、子どもだけでなく、保護者も含めた継続的な支援を実施することで、学習・生活環境の改善を図っていきます。

### 主な取組

- 包括的相談支援の実施
- 自宅訪問等によるアウトリーチ支援の展開
- ワンストップ型総合相談会の開催
- NPO との協働による若年者支援の推進
- 専門事業者による包括的就労支援の実施
- ハローワークとの連携による就労支援の展開
- 子どもがいる世帯を専門に支援する係の設置と支援技術の蓄積
- 学校・SSW<sup>※3</sup>・YSW<sup>※4</sup>との連携による支援の展開
- 子どもの未来応援プログラムの展開

※1 「高齢者世帯」「母子世帯」「障害者世帯・傷病者世帯」のいずれにも該当しない世帯。  
※2 全国は令和4年4月時点、足立区は令和6年4月時点。

※3 スクールソーシャルワーカー  
※4 ユースソーシャルワーカー



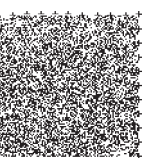
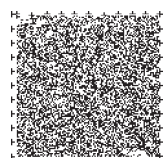
## 施策群⑨

# 健康寿命の延伸を実現する

施策9-1 住んでいるだけで自ずと健康になれる仕組みの構築

施策9-2 地域における保健・医療体制の充実

施策9-3 持続可能な医療保険制度の運営





施策群⑨ 健康寿命の延伸を実現する

## 施策 9-1

### 住んでいるだけで自ずと健康になれる仕組みの構築

施策の目指す姿

健康で  
QOL(生活の質)の高い  
暮らしができる。



足立区の現状

主要課題

施策の方向

主な取組

1

- 令和2年までの10年間で、区民の健康寿命は約2歳延伸した一方、国民健康保険被保険者に占める糖尿病患者の割合(令和4年度)は、特別区のうち最も少ない区の約1.6倍となっています。
- 18～39歳を対象とした区の健診結果では、糖尿病要指導者の割合は増加傾向にあり、若年者の中にも糖尿病リスクを抱える状態の人が一定数存在しています。

2

- 令和4年度特定健診の結果、男性は40歳時点で肥満・腹囲基準超過者が4割を超えています。
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の新規透析導入者数は、毎年200名を超えており、男性の人工透析治療者数は女性の2倍以上となっています。また、男性の生活習慣病の一人あたり医療費は入院・外来ともに女性を上回っており、男性は症状が悪化してから受療していることが推察されます。

3

- 女性がん(子宮頸がん・乳がん)は、30～40代からり患率が上昇するため、若年層へ検診の重要性を伝え、受診率を向上させていく必要があります。
- その他のがん検診受診率についても、令和4年度では、胃がん検診7.3%、肺がん検診4.2%、大腸がん検診17.5%(職域の検診を除いた区のがん検診のみ)と、東京都全体の数値を下回っており、受診率を向上させていく必要があります。

糖尿病リスクのある区民の増加



主体的な健康管理意識の向上



がん検診受診率の向上



実現度を測る主な成果指標

| 対応番号  | 成果指標                       | 現状値                             | 中間目標値<br>(令和10年度)    | 最終目標値<br>(令和14年度)    |
|-------|----------------------------|---------------------------------|----------------------|----------------------|
| 1・2・3 | 区民の健康寿命※1※2                | 男 78.41歳<br>女 82.99歳<br>(令和2年度) | 男 79.47歳<br>女 83.97歳 | 男 80.53歳<br>女 84.95歳 |
| 1・2・3 | 自分が健康だと思う区民の割合<br>(主観的健康観) | 63.0%<br>(令和5年度)                | 70.0%                | 70.0%                |

※1 厚生労働科学研究の健康寿命算定プログラムにより区が算出。

※2 全国：男性 80.12 歳・女性 84.48 歳、東京都：男性 80.24 歳・女性：84.60 歳(令和2年)

< 関連する計画など >

- 地域保健福祉計画
- 健康あだち21行動計画
- データヘルス計画
- 特定健康診査等実施計画

住んでいるだけで自ずと健康行動がとれるまちをつくる

- 区民自身が糖尿病リスクに気づき、野菜摂取や運動・スポーツをはじめとした発症予防の行動をとれる仕組みづくりを推進し、意識せずに生活習慣病を予防する力を向上させていきます。
- 今後、増加が見込まれる壮年期単身者※3を含め、働き世代の健康づくりを推進し、良好な生活習慣を定着させていきます。

生活習慣病の発症・重症化を予防する

- 定期的な健康診断による生活習慣病の早期発見から、特定保健指導による生活改善や早期治療につなげることで、生活習慣病の重症化を予防します。
- 医療機関と連携して、生活習慣病のおそれがある医療機関未受診者や糖尿病治療中断者へ受診を促し、早期治療につなげていきます。

若年層・女性へのがん検診勧奨を強化する

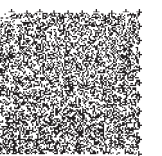
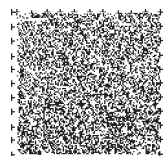
- 女性がんへの正しい知識と検診受診の大切さへの理解を広げ、女性がん検診の受診率を向上させるため、様々な機会を捉えた啓発活動や積極的な検診受診勧奨に取り組んでいきます。
- 各種がん検診の受診率向上を図るため、特に受診率の低いがん検診の対象となったばかりの年代をターゲットとした受診啓発・勧奨を強化し、がんの早期発見・治療につなげていきます。

- 糖尿病予防対策の推進  
(あだちベジタベライフ、食育月間・糖尿病月間など)
- 健康行動の推進(ベジチェック、運動習慣の定着など)
- 健康経営の支援

- 健康診断の定期受診の推進  
(特定健診、40歳前の健康づくり健診など)
- 生活習慣改善の推進  
(特定保健指導など)
- 糖尿病重症化予防の推進

- がん検診受診勧奨の強化  
(SNSを活用した勧奨など)
- 女性がん検診の啓発・勧奨  
(無料クーポン事業、ピンクリボンあだちの開催、二十歳の集い配布冊子での勧奨など)

※3 35歳～64歳の単身者。



## 施策 9-2

### 地域における保健・医療体制の充実

#### 施策の目指す姿

## 良質な 保健・医療サービスを受けられる。



#### 足立区の現状

1

- 高齢者人口の増加に伴って在宅医療のニーズは高まっており、在宅療養者が安心して医療を受けられる体制の強化が求められています。
- 救急医療体制の充実を図るには、足立区医師会をはじめとした関係機関から医療従事者を安定的に確保するなど、休日・夜間の医療提供体制を充実させていく必要があります。

2

- 誰一人取り残さない健康づくりを効果的に進めていくためには、行政だけでなく、ヘルスポランティアや企業・団体などと協力して取り組んでいく必要があります。
- 生活習慣病予防などの健康づくりは若年期から継続的に取り組む必要があるため、職域保健と連携して健康課題に取り組むことが不可欠です。

3

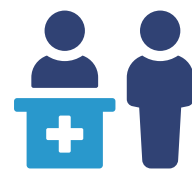
- 新型コロナウイルス感染症拡大への対応の際に、保健所業務のデジタル化の必要性が改めて認識されました。
- 複合・複雑化する区民ニーズへの対応と区民サービスの向上を両立していくには、保健所の DX (デジタル・トランスフォーメーション) が不可欠です。

#### 主要課題

##### 医療提供体制の確保



##### 協創による健康づくりの推進



##### 保健所 DX の推進



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                                  | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-------------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 医療が必要な時にかかりたいと思う医療機関が身近にあると感じる割合                      | —              | 70.0%             | <b>70.0%</b>      |
| 2    | 健康づくりに関する協定の締結または糖尿病対策アクションプラン健康応援部会に参加している団体・企業数(年間) | 9団体・企業         | 11団体・企業           | <b>13</b> 団体・企業   |
| 3    | デジタルを活用して業務プロセスの再構築や新たな区民サービスを創出できた数(累計)              | 1              | 2                 | <b>4</b>          |

< 関連する計画など > ■ 地域保健福祉計画 ■ 健康あだち 21 行動計画

#### 施策の方向

##### 医療サービスへのアクセスを充実させる

- 足立区医師会と協力し、在宅医療を実施する医療機関を増やしていくことに加え、オンライン診療に関する情報提供などを進め、在宅療養者の生活を支援していきます。
- 各師会※<sup>1</sup>などと協働し、休日・夜間の医療提供体制を確保するとともに、一般の歯科診療所で治療が受けられない障がい児が通院できる場の提供などを進め、区民の医療不安を軽減していきます。

##### 多様な主体と地域の健康づくりを進める

- 民間企業と連携した生活習慣病予防やがん予防など、多様な主体とともに地域の健康課題に取り組むことに加え、ヘルスポランティアの育成を進めることで、協創による健康づくりを実現していきます。
- 区内事業所に対する健康経営の支援を強化していくことで、企業から働き世代に対する健康へのアプローチを充実させていきます。

##### 保健所 DX で保健サービスを強化する

- 各業務のデジタル化やデジタルツールの積極的な活用を進めることで、複合・複雑化するニーズへ効率的・効果的に対応するとともに、新たな感染症への対応力も備えた保健所の実現を目指します。
- 母子カードの電子化や母子相談予約システムの導入をはじめ、デジタルを活用した業務プロセスの改善と新たな区民サービスの創出を進めていきます。

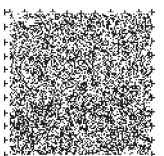
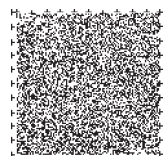
#### 主な取組

- 休日応急診療所の開設
- 平日夜間小児初期救急診療所の開設
- 医療介護スキルアップ研修の開催

- 健康あだち 21 専門部会の開催
- 糖尿病対策アクションプラン健康応援部会の開催
- こころといのちの相談支援ネットワークの充実

- 母子カード電子化による妊産婦支援の充実
- 母子相談予約システムの導入
- 災害や感染症拡大時における Web 会議体制の充実と広域化

※1 足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会、足立区柔道整復師会。







施策 9-3  
持続可能な医療保険制度の運営

施策の目指す姿

医療保険制度が  
適正に運営されている。



実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                             | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|----------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2  | 医療費地域差指数 ※1 (国民健康保険)<br>＊低減目標    | 106.7          | 103.2             | 100.0             |
| 1・2  | 医療費地域差指数 ※1 (後期高齢者医療制度)<br>＊低減目標 | 104.3          | 102.3             | 100.0             |
| 3    | 国民健康保険料収納率<br>＊施策⑭ - 4 の再掲       | 78.28%         | 86.50%            | 89.50%            |
| 3    | 後期高齢者医療保険料収納率<br>＊施策⑭ - 4 の再掲    | 98.93%         | 99.08%            | 99.10%            |

※ 1 1 人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違分を補正し、東京都平均を 100 としたもの。

＜ 関連する計画など ＞  
■ 地域保健福祉計画 ■ 健康あだち 21 行動計画  
■ データヘルス計画 ■ 特定健康診査等実施計画

足立区の現状

- 1
- 令和 5 年度の医療費地域差指数（対東京都）は、国民健康保険では 106.7、後期高齢者医療制度では 104.3 と東京都を上回っています。
  - 国民健康保険総医療費の約 8 割を生活習慣病が占め、後期高齢者医療制度総医療費では、男性は生活習慣病が多いのに対し、女性では筋骨格系の疾患も多くなっています。
- 2
- 足立区のジェネリック医薬品使用率は年々上昇し、令和 5 年度は国民健康保険では 81.8%、後期高齢者医療制度では 81.9%と、国が掲げる目標値である 80%を超えています。
  - 国民健康保険における重複・多剤服薬者は、国が示す傾向と同様に年齢とともに増加しており、薬剤数が急激に増加する 60 歳以上の加入者が多い足立区においては医療費削減効果額も大きいことが見込まれます。
- 3
- 国民健康保険料の現年度分収納率は、急激な物価高騰等の影響により、令和 5 年度は例年の対同月比をいずれも下回るなど厳しい状況が続いています。
  - 後期高齢者医療保険料収納率も、令和 4 年度から団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入したことによって被保険者数が大幅に増加し、徴収環境が厳しくなっています。

主要課題

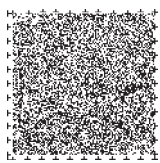
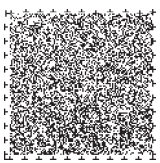
- 生活習慣病の  
早期発見・治療
- 薬剤費の  
適正化
- 医療保険の  
収納率向上

施策の方向

- 病気の早期発見・重症化予防で医療費適正化を進める
- 特定健診・後期高齢者医療健診ともに受診率が低い年代等に対する重点的な再勧奨による受診率の向上や、特定保健指導の利用率向上を図ることで、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防を進めていきます。
  - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進することで、後期高齢者の医療費や介護費の適正化を推進していきます。
- ジェネリック医薬品・適正服薬で薬剤費適正化を進める
- 足立区薬剤師会・足立区医師会と連携したジェネリック医薬品の普及啓発に加え、重複・多剤服薬者に対して改善を促す通知を送付することで、薬剤費の適正化と健康被害の防止に取り組んでいきます。
  - マイナンバーカードの保険証利用を活用したジェネリック医薬品普及促進や重複・多剤服薬対策への対応を進めていきます。
- 持続可能な運営に向けて収納率向上対策を強化する
- 国民健康保険料については、現年度分収納率の納期内納付の促進を行っていくとともに、差押え・執行停止・即時欠損等の対応強化を行っていきます。
  - 後期高齢者医療保険料については、納付忘れ防止となる口座加入の勧奨を重点的に実施するとともに、未納となった場合には差押え・執行停止・即時欠損等の対応を行い、収納率の向上及び繰越債権の減少に努めていきます。

主な取組

- 特定健診・特定保健指導による生活習慣病の早期発見と生活習慣改善の推進
- 糖尿病性腎症重症化予防事業の推進
- ジェネリック医薬品差額通知の送付
- 重複・多剤服薬指導の実施
- 口座振替加入キャンペーンの実施
- SNS を活用した口座振替勧奨の実施
- 高額滞納者への差押え等処分の徹底



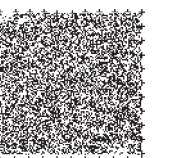
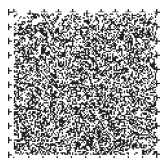
## 施策群⑩

# 災害に強いまちをつくる

施策10-1 災害に強い都市整備の推進

施策10-2 災害に備えた区民意識の向上

施策10-3 災害に備えた地域防災力の強化





施策群⑩ 災害に強いまちをつくる

## 施策 10-1

### 災害に強い都市整備の推進

施策の目指す姿

防災力の高い  
都市基盤が  
整備されている。



足立区の現状

主要課題

施策の方向

主な取組

1

- 過去の地震による死傷者は建築物などの倒壊によるものが多く、道路の遮断や隣家への影響、火災発生といった二次被害を誘発する危険性もあります。
- 建築物のさらなる耐震改修を促進するため、令和5年度から3年間限定で耐震化助成制度の拡充を行い、初年度は年間約400件の耐震診断や約300件の耐震改修工事等へ助成を行いました。

2

- 震災・火災の危険度が高い地域では、不燃化推進特定整備地区制度（不燃化特区制度）の活用をはじめ、密集市街地整備事業、細街路整備事業などにより、老朽木造建築物の建替えや道路拡幅、公園整備などを行い、防災性の向上や住環境の改善を進めています。
- 建設コストの上昇、高齢化や狭小な残地における再建の困難性をはじめとした権利関係者の将来への不安などにより、建替え工事・用地買収などが進まず、不燃領域率の上昇が年1%程度にとどまっています。

3

- 区内には、東京湾の平均満潮位より低いゼロメートル地帯などの低地帯が存在しており、大雨による川の増水によって堤防決壊などが発生すると、川の水が市街地へ大量に流れ込むことが想定されています。
- 水害被害を軽減するためには、大規模なハード整備を進める必要があります、その整備には国や東京都との連携が欠かせません。

建築物の  
耐震化



建築物・地域の  
防災性向上



水害に備えた  
ハード整備



耐震化をはじめとする建築物の震災対策を強化する

- 耐震化に関する情報発信や啓発活動等に加え、耐震化助成制度の利用促進を図ることで、建築物の耐震性を高め、震災による建築物の被害を最小限に抑えていきます。
- 道路沿いへの生垣の新設や既存ブロック塀から生垣への誘導、無接道家屋の建替え、空き家・老朽建築物対策などを進め、建築物レベルの震災対策を進めていきます。

建築物の不燃化と地域の防災性向上を進める

- 建築物の不燃化を推進するため、令和7年度の不燃化特区制度終了や助成内容拡充を周知徹底し、取組を加速させていきます。また、令和8年度以降の同制度延長に向けて、東京都と協議を進めていきます。
- 地域の防災性向上を図るため、地権者等一人ひとりと丁寧な対話を重ねて個々の課題を解決することで、密集市街地整備事業や細街路整備事業による道路拡幅や公園の整備等を進めていきます。

国・東京都と連携し、治水対策を進める

- 河川や下水道の管理者である国や東京都に対して、高規格堤防などの堤防整備のほか、荒川中流部で実施中の調節池の早期整備を働きかけるとともに、開発事業者等への情報提供や事業協力を促し、水害被害に備えたまちづくりを推進していきます。
- 国や東京都、荒川沿川6区と連携し、「高台まちづくり」を推進していくことで緊急避難場所となる高台を確保していきます。

- 建築物の耐震助成制度
- 老朽建築物対策の推進
- 無接道家屋の建替えの推進

- 解体工事等の助成制度
- 地権者等への相談支援の実施
- 細街路の整備支援の実施

- 調節池の早期整備要請の実施
- 京成荒川橋りょう架替えの早期整備要請の実施
- 高台まちづくりの推進

実現度を測る主な成果指標

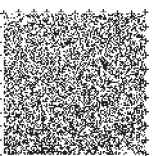
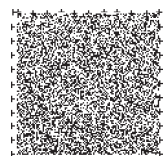
| 対応番号 | 成果指標                               | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 旧耐震基準の住宅※1の耐震化率                    | 93.3%          | 96.8%             | 98%以上             |
| 2    | 重点的に取り組む木造住宅密集市街地(不燃化特区区域)※2の不燃領域率 | 65.2%          | 70%以上             | 70%以上             |

※1 昭和56年5月以前に建築された住宅。 ※2 西新井駅西口周辺地区、足立区中南部一帯地区。

※3 昭和56年6月1日～平成12年5月31日に建築確認を受けた2階建て以下の木造建築物(グレーゾーン住宅)の耐震化率については、耐震改修促進計画の改定に併せて現状値の推計及び目標値の設定を行う。

※4 施策の方向3については、河川管理者である国や東京都が主体となって実施するため、成果指標は設定しない。

＜関連する計画など＞ ■ 都市計画マスタープラン ■ 防災まちづくり基本計画  
■ 耐震改修促進計画



施策群⑩ 災害に強いまちをつくる



## 施策 10-2

### 災害に備えた区民意識の向上

#### 施策の目指す姿

区民一人ひとりの  
防災意識が  
高まっている。



#### 足立区の現状

#### 主要課題

#### 施策の方向

#### 主な取組

1

- 大災害が発生した際には、電気やガス、水道、通信などのライフラインが止まってしまう可能性があることから、普段から飲料水や非常食を備蓄しておくことが重要です。
- 令和5年度 区政に関する世論調査の結果によると、水や食料等の備蓄や防災用具等の用意をしている区民の割合は69.6%にとどまっています。

#### 日常からの 災害への備え



2

- 令和5年度 区政に関する世論調査の結果によると、ハザードマップを見て、自宅の浸水深を確認した区民の割合は32.0%にとどまっており、さらなる周知・啓発が必要です。
- 防災アプリのダウンロード総数は、36,651件（令和5年度末時点）ですが、災害時の正確・迅速な情報提供のため、防災アプリを普及させていく必要があります。

#### 災害に備えた 情報収集



3

- 水害時にあらかじめ避難する場所や避難行動を確認することで、落ち着いて行動することができます。
- 令和5年度 区政に関する世論調査の結果によると、水害時に備えて、あらかじめ避難する場所を決めている区民の割合は68.6%にとどまっており、ピーク時である令和3年度から9.3ポイント減少しています。

#### 避難場所・避難 行動の確認



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                 | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|--------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 水や食料等の備蓄や防災用具等の用意をしている区民の割合          | 69.6%          | 75.0%             | 80.0%             |
| 2    | ハザードマップを見て、自宅の浸水深を確認した区民の割合          | 32.0%          | 36.0%             | 40.0%             |
| 2    | 足立区防災アプリのダウンロード数（累計）                 | 36,651件        | 76,000 件          | 108,000件          |
| 3    | 河川がはん濫するおそれがある際に避難する場所を事前に決めている区民の割合 | 68.6%          | 80.0%             | 90.0%             |

＜ 関連する計画など ＞ ■ 地域防災計画 ■ 都市復興マニュアル

#### 日常から防災に備える意識を高める

- 水・食料品・簡易トイレなど災害時に必要となる備蓄や、家具の転倒・移動防止による安全な空間の確保など、区民一人ひとりが事前に災害へ備えて自分の身を守る行動がとれるように普及啓発を強化することで、日常から災害に備える「自助」の意識を高めていきます。

#### 災害前・災害時に情報活用できる環境をつくる

- ハザードマップの全戸配付など、これまでの普及啓発活動に加え、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）を活用した体験型の新たな啓発活動を実施し、災害・避難に関する意識・理解度を向上させます。
- 災害時には、防災アプリや災害ポータルサイトを通じ、正確で迅速な情報提供に努めていきます。

#### 災害時に避難行動がとれる支援を進める

- 防災講演会や広報などを通じ、自宅の浸水深の確認や分散避難の必要性、あらかじめ避難先などの避難行動を決めておくことの重要性など、災害に備えた意識を啓発し、災害時にも落ち着いた行動で身の安全を確保することができるよう支援をしていきます。
- 災害時に自分ひとりでは避難できない方への啓発や適切な支援を行うことができるよう実効性の高い仕組みを整備していきます。

#### 防災用品あっせんの実施

#### 家具等転倒防止工事・窓ガラス飛散防止工事助成制度

#### 災害時備蓄の普及啓発

#### ハザードマップの配付、周知・啓発

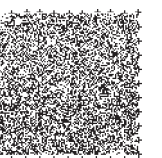
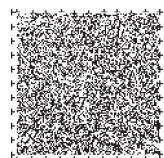
#### AR・VRを活用した災害体験イベントの開催

#### 防災アプリ・災害ポータルサイトの普及啓発

#### 防災講演会の開催

#### 浸水深表示の周知・啓発

#### 水害時個別避難計画書の作成支援の実施





施策群⑩ 災害に強いまちをつくる

## 施策 10-3

### 災害に備えた地域防災力の強化

施策の目指す姿

災害に強い地域が  
つくられている。



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                            | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|---------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 実践型の避難所運営訓練※1の実施率               | 60%            | 70%               | 80%               |
| 2    | 女性防災士のいる避難所運営会議の割合              | 35%            | 45%               | 55%               |
| 3    | コミュニティタイムラインを策定した荒川沿川地区数(全12地区) | 3地区            | 8地区               | 12地区              |

※1 避難者の受付・誘導、段ボールベッドやマンホールトイレの設置、備蓄倉庫の確認などの避難所開設・運営を想定した実践的な訓練。

＜ 関連する計画など ＞ ■ 地域防災計画 ■ 都市復興マニュアル

#### 足立区の現状

1

- 区立小・中学校や都立高校、一部の大学ごとに地域の町会・自治会で組織された避難所運営会議では、いざというときに備えて避難所運営訓練を実施していますが、訓練における平均参加者数が90人程度にとどまっています。

2

- 防災に対する知識や技能を持つ防災士は、避難や救助・救命、避難所運営にあたって重要な役割を果たしますが、区内では防災士の人数は増えているものの、防災士のいない避難所運営会議が数か所あります。
- 地域の防災対策を進めるには、女性ならではの視点や配慮が重要ですが、女性防災士のいる避難所運営会議は約4割にとどまっています。

3

- 風水害の予報や河川水位情報等を基に、地域住民の取るべき防災行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・何をするか」を定めたコミュニティタイムラインは、地域住民のスムーズな防災行動を促しますが、コミュニティタイムラインを策定している地区は4地区にとどまっています。

#### 主要課題

##### 地域の災害対応力の向上



##### 地域で活躍する防災士の増加



##### コミュニティタイムライン策定地区の増加



#### 施策の方向

##### 地域連帯とデジタル活用で災害対応力を強化する

- 学校の児童・生徒や外国人、障がい者をはじめとする要配慮者など、幅広い住民・団体の避難所運営訓練への参加を促進し、一人ひとりが災害発生時に冷静かつ迅速に行動できる準備を整えることで、地域全体の防災力を高めていきます。
- 避難所運営への支援をはじめ、積極的にデジタル技術を活用することで、地域防災力を効果的に高めていきます。

##### 防災士と連携して地域防災力を高める

- 地域防災力を高める活動に積極的に取り組む意思がある区民に対し、防災士資格の取得費用助成を行うとともに、防災士を避難所運営会議につないでいくことで、地域で活躍する防災士を増加させていきます。
- 避難所運営会議に参加していない女性や女性団体に対して、防災士資格取得の働きかけを行い、避難所運営に女性の視点を反映していきます。

##### コミュニティタイムラインで水害対応力を高める

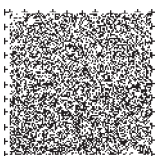
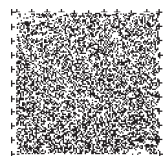
- 荒川沿川12地区のうち、コミュニティタイムライン未策定の地区に対して、策定の働きかけと支援を行うことに加え、コミュニティタイムラインに沿った訓練を実施していくことで、水害時のスムーズな避難行動を促していきます。
- 荒川沿川地区以外の地域についても、策定を希望する地域に対しては策定の支援を行い、地域防災力を高めていきます。

#### 主な取組

- 避難所運営訓練の実施
- 防災区民組織活動助成制度
- 災害情報システムの活用

- 防災士資格取得費用助成制度
- 防災士研修会の実施
- あだち防災リーダーの認定

- コミュニティタイムライン策定支援の実施
- コミュニティタイムラインに沿った訓練実施の支援
- あだち防災リーダーの認定

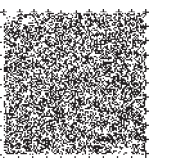
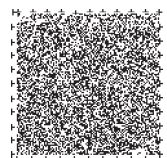


施策群⑪

# 便利で快適な 道路・交通網をつくる

施策11-1 スムーズに移動できる交通環境の整備

施策11-2 安全に利用できる道路環境の整備







## 施策 11-1

### スムーズに移動できる交通環境の整備

施策の目指す姿

地域との協働で  
公共交通を  
支えている。



#### 足立区の現状

1

- 少子高齢化の進行などに伴い、公共交通利用者の減少や慢性的なバス運転士不足が生じ、全国的にバス路線の維持が困難になっています。
- 令和6年4月から適用された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」によって運転士の労働時間が見直され、バス運転士不足がさらに深刻化し、区内でもバス路線の減便や運行終了が生じています。

2

- 社会情勢の大きな変化などによって、電車やバスなどの既存公共交通機関だけに依存することには限界がきています。
- 一方、それらに代わる新たな交通サービスやモビリティ等が全国的に普及しつつあり、移動手段が多様化してきています。

3

- 超高齢社会が進行し、介護保険制度における要支援・要介護認定者が増加することで、移動に制約を抱える人が増えていきます。
- 高齢者や障がい者、子育て世帯などをはじめとした移動に制約がある人も含め、全ての公共交通機関を利用する人々に安全で快適な移動環境を提供することが必要となっています。

#### 主要課題

「はるかぜ」路線の  
維持



新たな交通導入の  
支援



移動制約者に  
配慮した交通環境の  
整備



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応<br>番号 | 成果指標                               | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|----------|------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・3      | 「はるかぜ」路線維持事業対象路線<br>ひと月当たりの利用者指数※1 | 100            | 95.0              | 90.0              |
| 2・3      | 地域内交通導入サポート制度<br>活用地区の件数(累計)       | 0か所            | 5か所               | 10か所              |

※1 令和5年度を100として指数化。

＜ 関連する計画など ＞ ■ 都市計画マスタープラン ■ 地域公共交通計画

#### 施策の方向

##### 「はるかぜ」路線の維持に向けた事業を展開する

- 今後、さらにバス運転士不足が深刻化していく中、区民の移動手段を支えていくため、「はるかぜ」路線の一部を区とバス事業者による協働事業へ変更するとともに、補助金制度の見直しを含めた施策を充実させ、利用者の多い「はるかぜ」路線の維持に取り組んでいきます。

##### 持続可能な地域内交通手段を構築する

- 令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正された主旨を捉えながら、今後のバス路線の縮小を踏まえた地域交通課題に対応していくため、住民等が主体となって取り組む地域内交通の活動等に対して技術的助言や財政的支援を行うことで、交通課題の解消に取り組んでいきます。

##### 移動制約者への視点を持った交通施策を進める

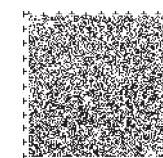
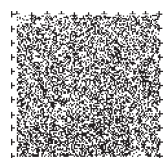
- 交通事業者や地域住民と協働し、高齢者や障がい者、子育て世帯などの移動制約者をはじめとする多様な人々の移動実態に応じた交通環境整備を進め、誰もが安全で快適に移動できる環境を実現していきます。

#### 主な取組

- 「はるかぜ」路線の維持に向けた事業の展開（はるかぜ路線の一部協働事業化の実施、はるかぜ車両等購入費補助制度など）

- 地域内交通導入サポート制度による技術的助言・財政的支援の実施

- 路線バス停留所環境整備費補助制度
- 交通情報のデジタル化の推進
- 移動制約者への費用助成の実施（福祉タクシー、自動車燃料助成券の交付など）





## 施策 11-2

### 安全に利用できる道路環境の整備

施策の目指す姿

安全な道路・  
交通環境が  
整備されている。



#### 足立区の現状

#### 主要課題

#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                  | 現状値<br>(令和5年度)    | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 区内の都市計画道路整備延長の割合      | 76.2%<br>(約123km) | 81.0%<br>(約131km) | 83.0%<br>(約134km) |
| 2・3  | 交通事故死傷者数(年間)<br>*低減目標 | 2,075人            | 1,850人            | 1,600人            |

#### < 関連する計画など >

- 都市計画マスタープラン
- 東京における都市計画道路の整備方針
- 無電柱化推進計画
- 道路維持補修計画
- バリアフリー推進計画
- バリアフリー地区別計画
- 交通安全計画
- 自転車活用推進計画

#### 施策の方向

#### 主な取組

1

- 区内には、広くて安全な歩行空間が確保されていない道路や緊急車両の通行に課題を抱えた道路があります。
- 無電柱化を含む道路の整備は、安全な道路環境の確保のほか、災害時の避難経路や延焼遮断帯としての機能、電柱の倒壊による道路閉塞の防止とライフラインの安定供給の確保など、防災機能の強化としての側面があります。

#### 道路整備の拡充 無電柱化の促進



2

- 道路の老朽化が進むことで、陥没や道路付属物の落下・倒壊、ブロック系舗装のがたつきなどが発生し、事故につながる危険性を生じますが、道路の維持管理経費が増大しているなどの課題があります。そのほかにも、歩道がない道路など、歩行者が危険に感じる道路があります。

#### 安全な道路環境の 維持・管理



3

- 令和5年は交通事故発生件数、死傷者数ともに都内ワースト1位となっており、道路を利用する人への交通安全意識の普及啓発を進めていく必要があります。
- 交通事故全体に占める自転車関与事故の割合（自転車関与率）は53.6%と、東京都平均（46.3%）より高くなっています。

#### 交通安全意識の 普及啓発



#### 道路網の拡充と防災機能の強化を進める

- 東京都と特別区で推進する「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、計画的に都市計画道路の整備を実施し、道路ネットワークの拡充を進めるとともに、防災性の向上を図っていきます。
- 無電柱化・ケーブル地中化と既存道路の大規模改良を進め、防災機能強化や安全な歩行空間の確保、景観の向上を推進していきます。

#### 安全に利用できる道路環境を整備する

- 橋りょう等の定期点検のほか、道路パトロールや路面下空洞調査、路面性状調査を実施することで、異常の早期発見と緊急での維持補修対応を実施するとともに、計画的な改修を進めていきます。
- 歩行空間のバリアフリー化を進め、歩行者等が安全・安心に通行できる道路整備を進めます。

#### 多様な主体と連携し、交通安全を推進する

- 関係機関・団体と連携・協創を進めるとともに、道路環境の整備と幅広い世代に対する各種交通安全教室や自転車に関するキャンペーンの実施などを充実させることで、交通安全意識を普及・徹底し、交通事故を減少させていきます。
- 警察署と連携した交通秩序の維持や安全運転・車両の安全確保などについても取組を充実させていきます。

#### 都市計画道路の整備

#### 無電柱化の推進

#### 既存道路の大規模改良の実施

#### 道路施設の定期点検の実施

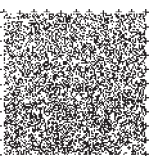
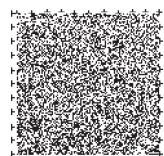
#### 区公式LINEによる通報システムの活用

#### 通学路点検の実施

#### 自転車教室の開催

#### 保育園などへの交通安全教室の開催

#### 自転車走行環境整備の実施





## 施策群⑫

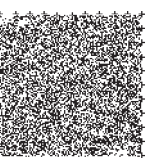
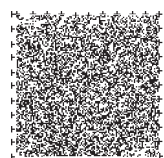
# 地域の特性を活かした まちづくりを進める

施策12-1 良好な景観の形成と快適なまちづくりの推進

施策12-2 エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開

施策12-3 安心して住み続けられる住宅環境の整備

施策12-4 緑のある空間の創出や自然環境の保全





## 施策 12-1

### 良好な景観の形成と快適なまちづくりの推進

#### 施策の目指す姿

魅力ある  
快適なまちが  
つくられている。



#### 足立区の現状

1

- 個々の建築物の形態意匠、色彩等の質を高め、周辺とのつながりやまともに配慮した良好な景観の形成を図るため、届出や事前協議を通じた建築物や屋外広告物の規制・誘導を行っています。
- 地域の特性を活かした景観形成を図るため、景観形成地区と特別景観形成地区における調和のとれたまち並み誘導に取り組む必要があります。

2

- 景観に対する社会情勢の変化や新たな行政ニーズ等に対応し、計画の進行管理を行いながら実効性のある施策を推進するため、令和3年1月に「協創」の理念を反映させた上で、第二次足立区景観計画を策定しました。
- 区民や事業者など、景観に関わる様々な人々や団体とともに良好な景観形成の施策を進めていく必要があります。

3

- 快適なまちづくりを進めていくには、区民や事業者等との協働・協創により、地域の特性を活かしたまちのルールを策定し、用途地域や地区計画等に基づく規制・誘導を行うことで、良好な市街地を形成していく必要があります。

#### 主要課題

調和のとれた  
まち並みの整備



協創による  
まちの魅力向上



良好な  
市街地形成



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                    | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 「景観・街並みが良好である」と思う区民の割合  | 50.2%          | 53.0%             | 57.0%             |
| 2    | 「足立まちの風景資産」の選定数<br>(累計) | —              | 30件               | 50 件              |
| 3    | 「快適で安全なまちである」と思う区民の割合   | 60.2%          | 62.5%             | 65.0%             |

< 関連する計画など > ■ 都市計画マスタープラン ■ 景観計画 ■ 地区環境整備計画

#### 施策の方向

##### 周辺と調和を図った良好な景観を形成する

- 景観法に基づく届出を通じて、建築物や屋外広告物の規制・誘導と履行状況の確認により、良好な景観形成を進めていきます。
- 大規模開発やエリアデザインなどに際しては、関係機関と景観形成についての共通認識を図るとともに、事業者による景観ガイドライン作成や足立区景観条例に基づく事前協議制度の活用などにより、統一感ある景観形成を誘導します。

##### 協創によって魅力ある景観を守る

- まち歩きやワークショップなど、魅力ある景観資源を探す機会の提供や重要な景観資源を選定した「足立まちの風景資産」などの取組を進め、協創による魅力ある景観の発見・創出を進めていきます。
- 景観資源や景観重要公共施設の魅力に気づくきっかけづくりとして、SNSを活用した情報発信やパンフレットの発行などにより、区内外の関心を高めていきます。

##### 良好な市街地を形成し、快適に暮らせるまちをつくる

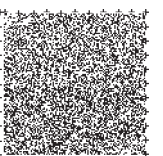
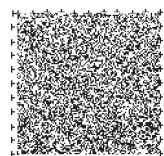
- 区民及び事業者など様々な主体との協働・協創により、足立区都市計画マスタープランに基づく、用途地域や地区計画等の規制・誘導による土地利用施策や市街地開発事業等を着実に進め、駅周辺のにぎわいづくりや木造密集市街地の解消などに取り組んでいきます。

#### 主な取組

- 景観法に基づく届出の実施
- 足立区景観条例に基づく事前協議制度
- 景観ガイドラインの作成

- 足立まちの風景資産の選定
- 景観に関する普及啓発イベントの開催
- パンフレット発行による景観の魅力発信

- 地域住民などとの丁寧な合意形成の実施
- 都市計画手続の実施
- まちづくりに関する情報発信







施策 12-2

エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開

施策の目指す姿

エリアの魅力と  
活力が高まっている。



実現度を測る主な成果指標

| 対応<br>番号 | 成果指標                                 | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|----------|--------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2・3    | エリアデザイン計画策定地域内における拠点開発着手数(累計)        | 6か所            | 14か所              | 16か所              |
| 1・2・3    | エリアデザイン計画策定地域内の拠点開発に伴う道路・公園整備着手数(累計) | 14か所           | 21か所              | 27か所              |
| 1・2・3    | エリアデザイン計画策定地域内の拠点開発に伴う駅前広場等整備着手数(累計) | 2か所            | 4か所               | 6か所               |

＜ 関連する計画など ＞ ■ エリアデザイン計画

足立区の現状

1

- 拠点開発を進めるには、行政による開発に頼ることなく、地域活性化の起爆剤となる民間企業等を誘導する手法などの検討が必要です。
- 区では、魅力的なまちの将来像を描き、民間活力の誘導や区有地等の活用を効果的に行い、区内外に広く発信することで、区のイメージアップや地域の活性化を図るエリアデザインのまちづくりの取組を進めています。

2

- エリアデザイン計画の策定にあたっては、各エリアの特徴やまちの強み・弱みの分析を進めるとともに、地域住民をはじめとした地域に関わる人々の意見を聴き、十分に考慮していく必要があります。
- また、区内の開発状況を把握し、エリアの状況に応じた手法を検討していく必要があります。

3

- エリアデザイン計画に基づく拠点開発を遅滞なく着実に進めるためには、開発関係者や庁内関係部署と調整を行い、一体となって連携を図りながら、プロジェクトを推進していく必要があります。
- 開発した拠点の機能を十分に発揮させるために、道路や公園、交通広場などの整備を進めています。

主要課題

まちの魅力や  
個性の創出



地域と一体となった  
まちづくりの推進



計画的な  
整備の実施



施策の方向

住みたくなる・訪れたくなるまちをつくる

- エリアデザイン計画に基づき、エリアに必要な機能を担うことができる民間企業等を誘導することで、拠点施設を中心とした地域活性化のうねりを生み出していきます。
- これに伴って、まちの魅力や個性が創出され、さらに高まっていくことで、区内外から住みたくなる・訪れたくなるまちを実現していきます。

区民意見を反映したエリアデザイン計画をつくる

- エリアデザイン計画の策定や開発にあたっては、無作為抽出アンケートやオープンハウス型説明会などの多様な方法を活用して、将来イメージを見せながら地域住民の意見を幅広く聴取していきます。
- 地域住民の意見を十分に考慮した計画を策定することで、地域住民と一体となったまちづくりを進めていきます。

エリアデザイン計画に基づき着実に整備を進める

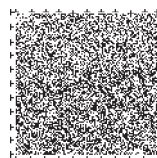
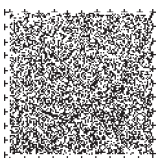
- 拠点開発に関わる事業関係者等と定期的に情報共有を図り、個々の事業及び事業間の調整を行うことで、徹底した進捗管理に取り組み、着実な整備を進めていきます。
- 個々の拠点開発に平行して公共インフラ等の周辺環境の整備を行うことで、エリアの魅力をさらに高めていきます。

主な取組

- サウンディング調査の実施
- 商業施設・大学等の誘致
- 公共施設の再編の実施

- 住民説明会等の開催
- 道路等公共空間活用の実証実験
- 地域への情報発信

- 各エリア計画の進捗管理と事業間調整の実施
- 地区計画の策定
- 駅前広場等の整備





施策 12-3

安心して住み続けられる住宅環境の整備

施策の目指す姿

住み続けられる  
住まいを確保できる。



足立区の現状

- 第6部  
各施策の内容
- 1
- 区営住宅においては、単身高齢者の申込倍率が高いことに加え、現在居住している方も高齢かつ単身・少人数世帯が増えています。
  - 区営住宅の建替えにあたっては、これまで全てファミリー向けだった住戸から、単身・小人数世帯向けの住戸も増やしています。
- 2
- 足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例に基づく指導や不動産・建築の専門相談により、老朽家屋の解消と空き家の適正管理に取り組むとともに、老朽家屋や空き家の状況把握のため実態調査を行いました。
  - 令和5年度よりマンション管理計画認定制度を開始し、分譲マンションの適正な管理の推進に取り組んでいます。
- 3
- 不動産協会と連携し、住み慣れた区内での住み替えを希望している高齢者や子育て世帯等に民間賃貸住宅の入居サポート等を行っています。
  - 住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>は複数の課題を抱えているため、部屋さがしにあたっては、個々の課題を紐解き、寄り添った支援体制を構築していく必要があります。

主要課題

- 多様な  
住宅ニーズへの対応
- 老朽家屋の解消と  
マンションの  
適正管理
- 住宅確保要配慮者の  
サポート

実現度を測る主な成果指標

| 対応<br>番号 | 成果指標                               | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|----------|------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2・3    | 公共住宅の再生など<br>住環境対策に関する満足度          | 4.8%           | 5.0%              | 5.3%              |
| 2        | 老朽化した空き家の残存件数<br>＊低減目標             | 1,217件         | 1,052件            | 920件              |
| 2        | 管理不全の兆候のあるマンションの<br>割合 ＊低減目標       | 1.8%           | 1.7%              | 1.6%              |
| 3        | あだちお部屋さがしサポート事業を<br>通じて、住宅確保に至った割合 | 48.2%          | 50.0%             | 65.0%             |

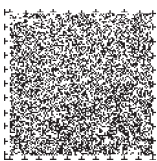
＜ 関連する計画など ＞ ■ 都市計画マスタープラン ■ 住生活基本計画  
■ 区営住宅等長寿命化計画 ■ マンション管理適正化推進計画

施策の方向

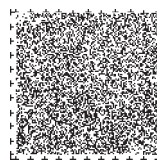
- 多様な世帯が住める公共住宅を供給する
- 区営住宅は、限られた財源で長期にわたり良好な状態を保つことができるように、集約及び建替えを着実に進めていきます。
  - 都営住宅は、東京都と協議の上、セーフティネット住宅としての役割を保ちながらも、多様な世帯が住むことができる住宅への転換を進めていきます。
- 老朽家屋と管理不全マンションの発生を抑制する
- 最優先に既存の老朽家屋の解消に取り組むことに加え、老朽家屋の予備軍となる空き家の所有者へ相談会の活用を促すなど、早期の働きかけを行い、適正管理や空き家の抑制につなげていきます。
  - マンション管理計画認定制度の浸透を図ることで、管理不全に陥るマンションの発生を抑制し、良質なマンションストックの形成につなげていきます。
- 地域で住み続けられるための支援を充実させる
- 住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、居住支援協議会で様々な課題について協議を行うとともに、不動産協会や居住支援法人などとの連携を通じ、地域に住み続けられる居住支援に取り組んでいます。

主な取組

- 区営住宅の集約建替え更新の  
推進
- 都営住宅等の団地建替え協議  
の実施
- 空き家対策の推進  
(空き家無料相談会)
- 分譲マンションの適正管理  
の推進 (マンション管理士アドバ  
イザー派遣制度、マンション管理  
計画認定制度など)
- 居住支援体制の推進  
(居住支援協議会の開催、あだちお  
部屋さがしサポート事業、住宅セー  
フティネット制度の充実)



※1 様々な事情で、住宅の確保に配慮を必要とする方。





施策群⑫ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める

## 施策 12-4

### 緑のある空間の創出や自然環境の保全



施策の目指す姿

自然や緑が  
豊かなまちに  
なっている。



足立区の現状

主要課題

施策の方向

主な取組

1

- 緑が充実したまちを実現するには、緑や公園を守り育むために自ら行動し活動する人を増やすとともに、その活動を広げつなぐ仕組みを作ることが必要です。
- 緑化活動に参加した区民や、花や緑に関心のある区民を増やしていくため、緑と関わるきっかけづくりを進めていく必要があります。

2

- 緑は環境・景観だけでなく、防災・減災や人口減少・高齢化に対応した地域づくりなど、地域課題の解決に資する緑の効果（グリーンインフラ）があります。
- 緑が充実したまちづくりを進めるには、農地、大木、樹林の保全のほか、樹木被覆地・緑被地の5割以上が分布する民有地の緑を充実させていく必要があります。

3

- 区は、特別区中2位（令和6年4月現在）の区立公園面積（約225ha）ですが、地域によって公園が偏在している状況があります。
- 限られた財源を有効に活用し、公園の魅力向上や安全・安心・快適な公園につながる整備を進めていくため、計画的な改修や維持管理を行っていく必要があります。

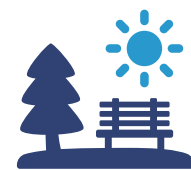
緑を育むひとの増加



まちの緑の充実



魅力ある公園環境づくり



緑を育むひとづくりを進め、協創を生み出す

- 緑を育むひとを増やしていくため、身近な緑について知り、関わるきっかけとなる情報提供や普及啓発の機会を提供するとともに、未来の担い手である子どもたちが緑について学び、体験する機会を創出していきます。
- 関連事業に関わる人材の交流を活発化する仕組みづくりを進め、緑化活動を通じた協創の推進を進めていきます。

魅力ある緑が実感できるまちをつくる

- 身近な生活空間に緑を増やすため、建築や開発事業の際の緑化の誘導や助成制度による支援を行うことで、建築行為に伴う確実な緑化や緑地創出を推進していきます。
- まちの歴史とともに受け継がれてきた農地、大木、樹林を守り育て、活用する取組を進め、次世代に確実に引き継いでいきます。

持続可能な魅力ある公園づくりを進める

- 公園が不足する地域においては、密集事業やまちづくり事業を通じて公園の設置を進め、公園の偏在解消に取り組んでいきます。
- 誰もが安全・安心・快適に利用でき、魅力と個性ある公園を実現するため、地域の特性や目的に合わせて選べる公園づくりや樹木・花の維持管理を計画的・効率的に推進していきます。

緑と関わるきっかけづくりの推進

- 「緑の効果」の普及啓発
- 緑を育む協創事業の展開

優良緑化認定制度

- 保存樹木・樹林の指定
- 特定生産緑地制度

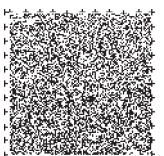
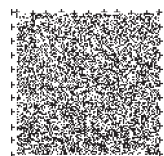
公園施設の長寿命化

- 公園樹木の維持管理の実施
- パークイノベーションの考えに基づく公園の改修・整備

実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                             | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|----------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 緑化活動に参加した区民の割合                   | 16.5%          | 18.6%             | 19.8%             |
| 2    | まちなかに花や緑が多いと感じている区民の割合           | 60.0%          | 66.4%             | 68.4%             |
| 3    | パークイノベーションの考え方に基づく、公園の改修・整備数（累計） | 69か所           | 129か所             | 169か所             |

＜関連する計画など＞ ■ 都市計画マスタープラン ■ 緑の基本計画 ■ 公園樹木維持管理指針 ■ 公園（大型施設）長寿命化計画 ■ あだち都市農業振興プラン

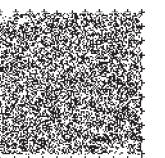
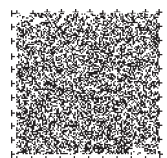


## 施策群⑬

# 地域経済の活性化を進める

施策13-1 区内事業者の持続的な発展と創業者支援の充実

施策13-2 就業支援と人材確保支援の充実





## 施策 13-1

### 区内事業者の持続的な発展と創業者支援の充実

#### 施策の目指す姿

区内事業者が活躍し、  
地域経済が  
活性化している。



#### 足立区の現状

1

- 売上げを伸ばすことができている事業者は多くない中、それぞれの事業者の課題に応じて、販路開拓や先進技術の導入、商品価値向上などの支援により、売上げ向上を後押しすることが必要です。

2

- 物価高騰や円安などにより事業環境の厳しさが増していますが、ITツール導入等による業務の効率化が進んでいない企業も多く、事業環境の大きな変化への対応力に課題があります。

3

- 産業構造の変化・高齢化等による事業者数の減少や地域の活力の低下が懸念される状況の中、地域社会を活性化し、地域経済の新たな担い手を生み出すため、若者をはじめとする創業希望者を支援し、起業を促進していくことが必要です。

#### 主要課題

区内事業者の  
売上げ向上



事業環境変化への  
課題解決



地域を活性化する  
創業の促進



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                     | 現状値                | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 区の支援を受けて売上げが向上した事業者数(累計)                 | 682社<br>(令和5年度)    | 2,332社            | <b>3,739社</b>     |
| 2    | 中長期的な経営方針を「現状維持」と答えた事業者の割合※1 ※低減目標       | 48.0%※2<br>(令和3年度) | 30.0%             | <b>22.0%</b>      |
| 3    | 創業支援事業の支援終了時(支援期間3年以内)に事業として成立している事業者の割合 | 100%<br>(令和5年度)    | 100%              | <b>100%</b>       |

※1 持続的な発展を目指し、経営意欲を向上させることで、「現状維持」と回答する事業者の減少を目指す指標。

※2 令和3年度 産業実態等アンケート調査

< 関連する計画など > ■ 地域経済活性化基本計画 ■ 創業支援等事業計画

#### 施策の方向

##### リーディングカンパニーを育成する

- 見本市への出展による国内・海外への販路拡大や先進技術の導入など、ニーズにあった効果的な支援を推進するとともに、新たな製品の開発等につながる異業種間の交流・協業を促進することで、区内経済を先導する事業者の育成と挑戦に意欲的な区内事業者の売上げ向上の後押しに取り組みます。

##### 区内事業者の経営課題解決を支援する

- マッチングクリエイターをはじめとする各種相談員が連携し、利用者に合わせた丁寧な支援を行うことで、区内事業者の経営課題解決と環境変化に対する対応力向上に取り組みます。
- 区内事業者の経営改善や設備の向上などに必要な補助金や融資制度の活用を促し、ICT・IoTなどの新たな技術の導入・活用を支援することで、区内事業者の経営環境の刷新を進めていきます。

##### 創業・起業を促進し、地域を活性化する

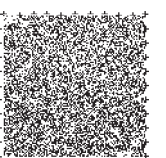
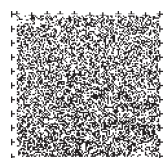
- 起業家支援塾などを通じて起業家マインドの醸成を図り、スタートアップ期から事業拡大期までの継続的な支援を行うことで、創業希望者に選ばれる区を実現し、地域経済の活力と地域の個性・持続可能性を高めていきます。

#### 主な取組

- 見本市等助成事業
- 販路拡大支援事業
- 足立ブランドの発信

- 各種相談員による支援の実施  
(マッチングクリエイター、ウェブ活用アドバイザー、事業者なんでも相談員など)

- 創業支援施設かがやき・かけはしの活用促進
- 経営力アップ支援事業
- 起業家支援塾





## 施策 13-2

### 就業支援と人材確保支援の充実

#### 施策の目指す姿

仕事を通じて活躍し、  
地域経済を  
支えている。



#### 足立区の現状

1

- 従業員の高齢化の進行により業務スキルの承継・定着が課題となっていることに加え、DX（デジタル・トランスフォーメーション）をはじめとした事業環境の変化への対応が求められており、従業員の育成や資格取得に取り組む企業が年々増加しています。
- 就労者や求職者においても、自らの市場価値の向上や新たなチャレンジへの第一歩のため、リスキリングを含めたスキルアップのニーズが高まっています。

2

- 区内中小企業では、人材募集を行ってもなかなか採用につながらず、人手不足が深刻化していることに加え、若い人材に関しては、採用に至っても就職後3年以内の離職率が高く、人材の定着に課題を抱えています。
- このような状況の中、人材の確保・定着の対策に時間や費用を費やす余裕がない区内中小企業が多くなっています。

3

- 求職者の希望業種と人材確保が課題となっている業種のミスマッチなど、人手不足の解消を画一的な取組で解消することは難しくなっています。
- 就労意欲のあるシニア人材の活用や区内企業での就業を望む求職者への支援による就労促進等を進めていく必要があります。

#### 主要課題

##### 就労者・求職者のスキルアップ



##### 人材の確保・定着



##### 求職・求人のミスマッチ解消



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                      | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 就業(継続的な就職)に必要な資格を取得できた人数(年間)              | 233人           | 260人              | 300人              |
| 2    | 補助金を活用して人材を採用できた、または就業規則を整備できた企業数の合計(年間)  | 21社※1          | 210社              | 230社              |
| 3    | マンスリー就職面接会やシニア人材マッチング等を通して、就業につながった人数(年間) | 60人            | 80人               | 100人              |

※1 区内中小企業の人材採用に係る費用助成制度は、令和6年度から開始したため、就業規則作成に係る費用助成を活用した企業数のみの数値。

＜関連する計画など＞ ■ 地域経済活性化基本計画

#### 施策の方向

##### 就労者・求職者のスキルアップを支援する

- 区内中小企業を対象として、従業員への研修や資格取得に対する支援を充実させることで、区内中小企業の経営力向上と働く従業員のスキルアップを図っていきます。
- スキルアップを望む就労者・求職者に対し、国や東京都との施策と連動して、専門的な知識やノウハウの習得に関する機会の提供や支援制度の周知を進めていきます。

##### 企業経営を支える人材の確保・定着を支援する

- コンサルティングやセミナーを通じて、区内中小企業に人材確保・定着に必要なノウハウを蓄積させることで、人材確保・定着の面から区内中小企業の経営力向上を図っていきます。
- 積極的な人材採用活動や職場のルールブックとなる就業規則の整備に対し助成を行うことで、区内中小企業の人材獲得と働きやすい職場環境の実現を進めていきます。

##### 就業支援により雇用の安定化を進める

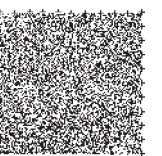
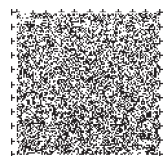
- 就労意欲の高いシニア人材の活用や区内企業での就業を望む求職者に対する就業支援を進め、区内企業と求職者間のミスマッチを解消することで、一人ひとりの強みや能力を活かせる区内企業への就業を後押しし、区内企業の人手不足解消と区内における雇用の安定化を図っていきます。

#### 主な取組

- 中小企業人材育成・資格取得研修費補助金
- デジタル人材育成講座の開催
- 産学公技術連携促進事業

- 区内中小企業人材採用支援助成金
- 就業規則作成助成金
- 専門相談員によるコンサルティング支援の実施

- マンスリー就職面接会の開催
- シニア人材マッチング支援事業
- シニア・女性向け就労支援セミナー





## 施策群⑭

# 戦略的かつ効果的な 行財政運営を行う

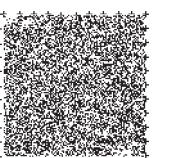
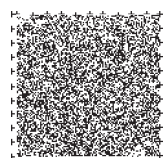
施策14-1 効果的かつ効率的な区政運営の推進

施策14-2 戦略的な人事管理・組織運営の推進

施策14-3 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

施策14-4 適正な賦課と収納対策の推進

施策14-5 公有財産の活用と公共施設マネジメントの推進



施策群⑭ 戦略的かつ効果的な行財政運営を行う

## 施策 14-1

### 効果的かつ効率的な区政運営の推進

施策の目指す姿

区の安心と活力が高まっている。



足立区の現状

1

- 基本構想に掲げる将来像を実現するには、区が抱えるボトルネック的課題をはじめとする重要課題の早期解決が必要です。
- 刻々と変化する課題に柔軟に対応するため、特に優先的かつ集中的に推進していく「重点プロジェクト」を設定し、全庁を挙げた取組を推進しています。

2

- 行政評価制度を通じた基本計画の進捗管理を行っており、各施策・重点プロジェクト・事務事業の評価を毎年度実施しています。
- 特に、重点プロジェクトについては、自己評価に加えて、一般公募区民を含めた第三者機関である「足立区区民評価委員会」による評価を実施しています。

3

- 経常収支比率が適正水準を維持し、実質収支額は黒字となっていますが、公共施設の更新に伴う工事費の増加やさらなる超高齢社会の進行に伴う社会保障費の増加など、区の財政を取り巻く環境は予断を許さない状況です。

主要課題

重点プロジェクトによる地域課題の解決



行政評価によるPDCA サイクルの推進



健全な財政運営の推進



実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                  | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|---------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2  | 足立区区民評価委員会による重点プロジェクト事業評価結果の平均点(全体評価) | 3.65点          | 3.98点             | 4.25点             |
| 3    | 経常収支比率※1                              | 78.6%          | 80%以下             | 80%以下             |
| 3    | 実質収支比率※2                              | 6.7%           | 3～5%              | 3～5%              |
| 3    | 将来負担比率※3                              | —※3 (問題なし)     | —※3 (問題なし)        | —※3 (問題なし)        |

※1 生活保護費等の扶助費、職員の人件費、特別区債の返済にあてる公債費等の必ず支払う経費が、特別区税など毎年度定期的に入ってくる収入でどの程度賄われているかを示した割合を表したもので、財政構造の弾力性を測る指標。70%～80%が適正水準とされる。

※2 自治体の財政規模に対する黒字もしくは赤字の割合のことで、財政の健全性を測る指標。3%～5%が望ましいとされる。

※3 現在抱えている負債の大きさを、地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。早期健全化基準は350%とされる。算定数値がマイナスとなる場合は、「—」と表示している。

＜ 関連する計画など ＞ ■ 中期財政計画 ■ 公共施設等総合管理計画

施策の方向

重点プロジェクトで地域課題を解決する

- 急激に変化する社会情勢を正確に捉え、地域課題の解決を進める重点プロジェクトを構築することで、ボトルネック的課題の早期解決と迅速かつ的確な区民ニーズへの対応を進めていきます。
- 同じ目標やSDGs ゴールを共通項に分野・部署を超えた連携を促進することで、施策全体の最適化や新たなサービスの創出などを進めていきます。

行政評価で継続的な事業改善を促進する

- 庁内による評価だけでなく、外部評価を取り入れた行政評価を実施することで、多様な視点を反映した事業改善を実施するとともに、透明性の高い区政運営に取り組んでいきます。
- 組織的な施策・事業評価を実施することで、継続的な事業の効果検証と職員一人ひとりの改善意識の向上を進め、PDCA サイクルをより強固にしていきます。

次世代につなげる持続可能な財政運営を進める

- 将来にわたり区民の安全・安心を守り、区民生活を支えていくため、将来コストを見据えた計画的な予算編成・予算執行を進めるとともに、既存事業の見直し、多額の費用が見込まれる公共施設をはじめとした投資的コストの縮減・平準化を進め、健全な財政運営を実現していきます。

主な取組

- 重点プロジェクトの選定による資源の重点配分

- 重点プロジェクトの継続的な見直し

- 分野・部署横断的なプロジェクトの推進

- 足立区区民評価委員会による外部評価の実施

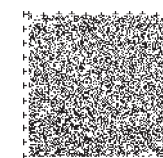
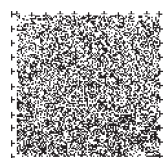
- 施策評価の実施

- 事務事業評価の実施

- 基金と起債の計画的な活用

- 中期財政計画に基づく予算執行

- 行政評価による事業の精査





施策群⑭ 戦略的かつ効果的な行財政運営を行う

## 施策 14-2

### 戦略的な人事管理・組織運営の推進

#### 施策の目指す姿

職員が笑顔で働き、まちを支えている。



#### 足立区の現状

1

- 社会経済情勢の急激な変化に柔軟かつ弾力的に対応するには、公務員として当然の倫理意識を心に深く浸透させることに加え、資質のより一層の向上を図り、その可能性・能力を最大限引き出すことで、「安心と活力」の実現に貢献できる職員の育成を進めていく必要があります。

2

- 少子高齢化や価値観の多様化が進む中、区が求める人材の確保と定着を進めるためには、働き方改革やダイバーシティ<sup>※1</sup>を推進するとともに、職員が成長に応じて能力を発揮できる環境を整えることで、全ての職員が働きやすいと思える職場を実現していく必要があります。

3

- 職員が心身ともに健康であり、意欲的に職務を遂行するためには、職場環境の改善に加え、職員の健康増進やメンタルヘルスを支援する仕組みづくりなどを多面的に実施する必要があります。
- ストレスチェックにおける健康リスクが120を超えるとハイリスクとされ、何らかの対応が必要となりますが、令和5年度は19所属で健康リスクが120を超えました。

#### 主要課題

##### 職員の育成



##### 働きやすい職場環境



##### 職員の健康増進



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                                 | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|------------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 研修やジョブローテーションを通じて自己成長を感じた職員の割合                       | 71.0%          | 75.0%             | 75.0%             |
| 2    | 職員(入区10年間)の定着率                                       | 78.0%          | 80.0%             | 82.0%             |
| 3    | ストレスチェックにおける健康リスク(職場内の支援)の平均値 <sup>※2</sup><br>*低減目標 | 100点           | 99点               | 98点               |

※2 ストレスチェックにおける「上司支援」「同僚支援」についての回答を点数化し、全国平均を100点として比較し、上回るほどハイリスクとなる。

< 関連する計画など > ■ 人材育成基本方針 ■ 特定事業主行動計画

#### 施策の方向

##### 自ら学び、区民と共に考え、行動する職員を育成する

- 主体的に学び、考え、行動できる職員の育成を推進するため、人材の採用・育成・配置・評価を連動させるとともに、キャリア意識向上や自己啓発をはじめとした多岐にわたる取組を強化することで、職員のエンゲージメント<sup>※3</sup>を高め、組織のパフォーマンスを向上させていきます。

##### 全ての職員が活躍できる働きやすい職場環境をつくる

- 職員一人ひとりの個性を尊重し、多様な働き方を推進するための取組を充実させるとともに、ハラスメント防止に向けた取組を強化することで、全ての職員が能力を最大限発揮でき、誰もが働きやすい職場環境を実現していきます。

##### 職員のこころとからだを支える健康経営を進める

- 職員が健康でいきいきと働き続けることができるよう、定期健康診断や有所見者に対する個別指導の積極的な受診を勧めるとともに、職員の健康に悪影響を及ぼす長時間労働の縮減に努めます。
- ストレスチェックの結果に応じた取組や職員支援プログラム(EAP)等の相談窓口支援を充実させ、職員のメンタルヘルスをサポートしていきます。

#### 主な取組

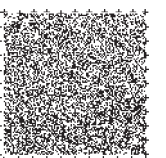
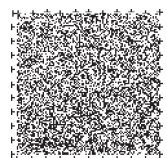
- 職層ごとに求められる能力の向上を図る研修の強化
- キャリア形成支援  
(研修・キャリアサポートブック)
- 職務に応じた自己啓発や職場研修支援

- テレワークの推進
- 生活状況(育児・介護等)に応じた働き方の支援
- ハラスメント研修等による意識啓発

- 定期健康診断・個別指導
- ストレスチェック・EAP
- メンタルヘルス研修の実施

※1 多様な人材が活躍できる職場環境。

※3 区に対する「愛着心」や「思い入れ」。





## 施策 14-3

### DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

#### 施策の目指す姿

業務を効率化して  
快適なサービスを  
提供している。



#### 足立区の現状

1

- デジタル技術の進展によりサービスのデジタル化が飛躍的に高まる中、地方自治体の住民サービスについてもデジタル化の推進に本格的に取り組むことが求められています。
- 区では、区民サービスの向上を目的として、各種手続のデジタル化や支払いに関するデジタル化などを進めています。

2

- 将来的に人口減少による労働力不足が深刻化する中で、現在の業務を従来通りのやり方で高い品質を維持することには限界があるため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推し進め、さらなる業務効率化を実現することが必要です。

3

- 限られた労働力や財源の中で適切に経営資源を投資していくには、これまで以上にデータに基づく精緻な現状把握や課題分析による効果的な政策立案・評価が必要となります。
- 庁内データの利活用や EBPM（証拠に基づく政策立案）を進めています。

#### 主要課題

デジタルによる  
区民サービスの向上



デジタルによる  
業務効率化



データ利活用の  
推進



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号  | 成果指標                       | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|-------|----------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・2・3 | 「ICT を活用した区民サービス向上」に関する満足度 | 4.8%           | 6.3%              | 7.7%              |
| 1     | オンラインで申請・届出ができる手続※1の割合     | 23.2%          | 100%              | 100%              |
| 2     | RPA で効率化して生み出した時間(年間)      | 5,328時間        | 8,880時間           | 9,300時間           |
| 3     | EBPM の考え方を身につけた職員の割合       | 97.8%          | 100%              | 100%              |

※1 法令等によりオンライン化が困難な手続を除く。

＜ 関連する計画など ＞ ■ デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

#### 施策の方向

##### デジタル技術により区民サービスを向上させる

- デジタル技術を活用した「書かないワンストップ窓口」の実現やオンライン申請手続の拡充を進めることに加え、新たなデジタルツールの効果的な活用に取り組むことで、住民と行政の接点であるフロントヤードの改革を推進し、区民の利便性や行政サービスの質を高めていきます。

##### DX による業務効率化を進める

- RPA ※2 や AI-OCR ※3 などの自動化ツールの活用拡大に加え、業務プロセスの再構築・最適化を進めることで業務効率化を実現し、コア業務への集中とサービス向上のための時間を創出していきます。
- 生成 AI をはじめとする最先端のデジタル技術の適切かつ効果的な活用を進め、バックヤード業務の改革に取り組んでいきます。

##### データを活用し、戦略的な行政運営を進める

- 区保有データの見える化による地域課題の早期発見や課題共有を進め、庁内に分散したデータの連携と分析に取り組むことで、EBPM の推進と戦略的かつ効果的な行政運営を実現していきます。
- 専門家の知見を活用し、行政課題を解決するため、大学・研究機関などとの連携に取り組んでいきます。

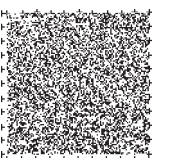
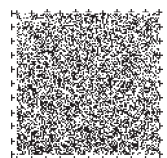
#### 主な取組

- オンライン申請可能手続の拡充
- 電子通知ツールの導入・拡充
- 書かない窓口の拡充

- RPA の拡充※2
- AI-OCR の推進※3
- 先端技術の研究・活用

- BI ツール※4 の活用
- データ利活用推進会議の開催
- EBPM の推進

※2 Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略で、作成したシナリオを基に業務を自動化するツール。  
 ※3 OCR（Optical Character Recognition/ 光学文字認識）に、AI（人工知能）技術を融合させたツール。  
 ※4 Business Intelligence（ビジネス・インテリジェンス）の略で、企業などが持つ様々なデータを分析・見える化して、より良い意思決定をサポートするツール。





施策群⑭ 戦略的かつ効果的な行財政運営を行う

## 施策 14-4

### 適正な賦課と収納対策の推進

#### 施策の目指す姿

税・保険料が公平に負担されている。



#### 足立区の現状

1

- 区が自らの権能を行使して調達することができる自主財源のうち、約半分を特別区民税が占めています。
- 令和5年度の滞納繰越分収納率の順位は特別区中10位ですが、現年分収納率は特別区中23位となっており、収納率向上が課題となっています。

2

- 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度の安定的運営と被保険者間の負担の公平性を保つために、保険料の収納率向上は極めて重要です。
- 各制度では、収納率の向上に向けた取組を進めていますが、対象者の年齢や各制度の特性などに応じた課題が発生しており、さらなる取組の強化が必要です。

3

- 庁内に収納率向上対策委員会<sup>※1</sup>を設置し、4公金（特別区民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）に対する横断的な滞納整理の取組やノウハウの共有・蓄積を図っています。
- 滞納整理業務等に精通した人材の確保や育成のため、組織的な対応を進めていく必要があります。

#### 主要課題

##### 特別区民税 現年分収納率の向上



##### 医療・介護保険料 滞納対策の強化



##### 人材育成と 組織的対応



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標          | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|---------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1・3  | 特別区民税収納率      | 96.95%         | 98.08%            | <b>98.32%</b>     |
| 2・3  | 国民健康保険料収納率    | 78.28%         | 86.50%            | <b>89.50%</b>     |
| 2・3  | 後期高齢者医療保険料収納率 | 98.93%         | 99.08%            | <b>99.10%</b>     |
| 2・3  | 介護保険料収納率      | 97.20%         | 97.60%            | <b>97.80%</b>     |

#### < 関連する計画など >

- 滞納対策アクションプラン（特別区民税収納率向上3年計画）
- 滞納対策アクションプラン（国民健康保険料収納率向上3年計画）

#### 施策の方向

##### 特別区民税の現年分収納率を向上させる

- 口座振替をまだ申し込んでいない納税者など、ターゲットを絞った周知・啓発を強化するとともに、スマホ決済など納付しやすい環境づくりを進めることで、納期内納付の定着と特別区民税の現年分収納率の向上に取り組んでいきます。
- 滞納者個々の実情に応じた差押え、執行停止等の適切な滞納整理とともに、滞納発生後の早期対応の強化を図ります。

##### 医療・介護保険制度の安定的な運営を確保する

- 国民健康保険料は、現年分収納率向上のため納期内納付の促進を行っていくとともに、差押え・執行停止等の対応強化を進めます。
- 後期高齢者医療保険料は、納付忘れ防止となる口座振替の重点的な勧奨と未納となった際の繰越債権の減少に努めていきます。
- 介護保険料は、口座振替勧奨による滞納予防や初期滞納者への早期対応、長期滞納者への差押え等の滞納整理を進めていきます。

##### 組織的な徴収体制の強化と人材育成を進める

- 税務署出身者をはじめ、多様な人材を滞納整理の専門員として配置することで、人材の多様化を図り、OJTや研修を通じてノウハウの共有・蓄積を進めることで、人材の育成を進めていきます。
- 収納率向上対策委員会では、各債権所管課の収納率向上策や好事例を共有し、徴収知識の庁内全体への蓄積を図りながら、全庁的な収納率向上に取り組んでいきます。

#### 主な取組

- 口座振替勧奨の実施
- 預貯金等の電子照会の実施
- 差押え等滞納整理の早期着手

- 口座振替勧奨の実施
- 預貯金等の電子照会の実施
- 差押え等滞納整理の早期着手

- 専門員によるOJTの実施
- 専門員による4課合同研修の開催
- 収納率向上対策委員会の開催

※1 4公金のほか、生活保護費返還金、保育料などの未収金についても対策の検討を行う。



## 施策 14-5

### 公有財産の活用と公共施設マネジメントの推進

#### 施策の目指す姿

将来を見据えた  
計画的な施設運営を  
している。



#### 足立区の現状

1

- 区の将来人口は、令和52年には現在より約11万人（16%）減少し、人口割合も0～64歳が減少する一方で、65歳以上人口の割合は大きく増加すると推計しています。
- 築60年以上の公共施設が出現するなど老朽化が進行し、今後多くの施設で建替えの検討が必要となります。

2

- 多くの公共施設で建替え時期が到来することで財源不足が見込まれるため、改修・更新コストの削減や平準化が必要です。
- 現在提供している行政サービスの水準を維持しながら、コスト削減や平準化を実現するためには、工事の進め方の工夫や改善が必要です。

3

- 区として利活用が見込めない低・未利用の公有財産は、定期借地等による貸付や売却を進め、自主財源の確保に努めています。
- 持続可能な行政サービスを提供していくためには、民間活力のさらなる活用を検討していく必要があります。

#### 主要課題

人口減少・人口構造を  
踏まえた  
行政サービスの提供



将来の公共施設に  
かかる維持管理コスト  
の増大



持続可能な  
行政サービスの提供に  
向けた財源の確保



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                             | 現状値              | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値                   |
|------|----------------------------------|------------------|-------------------|-------------------------|
| 1    | 令和4年度末に対する施設総面積の割合 ＊低減目標         | 100%<br>(令和4年度)  | 100%              | <b>89%</b><br>(令和44年度)  |
| 2    | 一般施設の工事計画(別冊)のうち、大規模改修工事の履行率     | 15.8%<br>(令和5年度) | 89.5%             | <b>100%</b><br>(令和14年度) |
| 3    | 低・未利用の公有財産(土地・建物)の利活用目標の達成件数(累計) | 13件<br>(令和5年度)   | 23件               | <b>31件</b><br>(令和14年度)  |

#### < 関連する計画など >

- 公共施設等総合管理計画
- 区有地等利活用基本方針
- 一般施設のマネジメント計画
- 一般施設の工事計画（別冊）

#### 施策の方向

##### 区民ニーズの変化に応じた施設配置の最適化を進める

- 学校をはじめとする身近な場所で利用する「地域分散型」と広範囲からの来館が見込まれる「駅周辺型」の2つの視点から施設配置を進めていきます。
- 新たな施設の建設や建替えの際に施設総量を抑制するための基本的な方針を設定するとともに、施設の特性や各地域のニーズを踏まえながら施設のさらなる複合化に取り組みます。

##### 将来の財政状況を見据えた効率的な施設管理を行う

- 施設の建替えの際には、他の施設への転用や将来的な改修工事を行いやすい設計などを検討することに加え、建物の予防保全をより効率的に行うための仕組みづくりを進めていきます。
- 大規模改修や建替えの際に仮設建物を作らない仕組みを検討するとともに、工事の実施時期を公共施設全体で調整し、財政負担の分散化・平準化を図ります。

##### 区の資産や民間活力を活用して財源を確保する

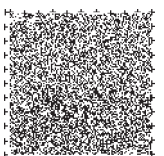
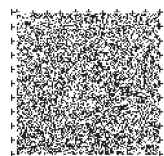
- 財産特性（立地・市場性・希少性）に応じた区有地や建物の利活用のほか、施設の複合化で空いた土地を活用し、長期的に安定した財源の確保を目指していきます。
- リースやPFIなど、民間事業者の資金やアイデアを活用した公共施設の整備・運営手法の導入を進めていきます。

#### 主な取組

- 公共施設の適正配置
- デジタル技術を活用した行政サービス提供方法の多様化
- 公共施設の総量抑制と複合化の推進

- 建築物の長寿命化
- 建築物の予防保全の実施
- 工事方法の工夫や改善

- サウンディング型市場調査
- 公有財産の売却・貸付
- PPP/PFIの活用



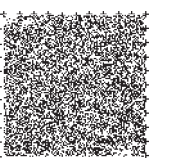
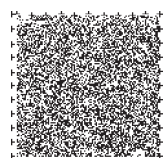


施策群⑮

# 区のイメージを高め、 選ばれるまちになる

施策15-1 効果的な情報発信と区政情報の透明化

施策15-2 魅力の発掘・創出とプラスイメージへの転換





## 施策 15-1

### 効果的な情報発信と区政情報の透明化

施策の目指す姿

区政が  
信頼されている。



#### 足立区の現状

1

- 区政情報を透明化し、区政への信頼を高めるために、区にプラスの印象を与える情報とマイナスの情報を選別することなく情報発信を行っています。
- 令和5年度 区政に関する世論調査の結果では、区に関する情報の入手先として「あだち広報」と回答する割合が最も高く、次いでインターネット（ホームページ、LINE、SNS等）となっています。

2

- 令和5年度 区政に関する世論調査の結果では、「必要なときに必要とする区の情報が得られている」と回答した割合は74.1%となっています。
- 「得られていない」と回答した区民は、「情報の探し方が分からない（37.4%）」、「情報が探しにくい（26.4%）」を理由の上位に挙げています。

3

- 区では、区政についての意見・要望を今後の施策に反映していくことを目的として、個別広聴である「区民の声」のほか、集団広聴、調査広聴を実施しています。
- 「区民の声」は、区長が全て対応方針・回答内容を確認の上、申出者や担当所管へフィードバックを行っています。

#### 主要課題

##### 情報発信力の強化



##### 区政情報への アクセシビリティの 向上



##### 区民意見への フィードバックの 実施



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応番号 | 成果指標                                    | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和10年度) | 最終目標値<br>(令和14年度) |
|------|-----------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1    | 区の情報提供に「満足している」区民の割合                    | 38.0%          | 50.0%             | 50.0%             |
| 2    | 「必要なときに必要とする情報が得られない」と答えた区民の割合<br>＊低減目標 | 11.2%          | 9.0%              | 8.0%              |
| 3    | 「区民の声」に対して<br>区長が確認の上で回答した割合            | 100%           | 100%              | 100%              |

＜ 関連する計画など ＞ ■ シティプロモーション戦略方針  
■ よりよい区民の声対応のための指針

#### 施策の方向

##### 正確な情報を伝え、区の魅力を届ける

- 読者が求める情報を的確に把握し、区の魅力を伝える広報紙を発行することに加え、ニーズが高まっているSNSやLINEなどのデジタル媒体を活用したタイムリーな情報発信を進めていきます。
- 研修やワークショップを通じ、職員の情報発信スキルを向上させるとともに、積極的な実践により情報発信ノウハウの蓄積を進めていきます。

##### 情報へのアクセシビリティを向上させる

- 多様な情報メディア・手法の活用に加え、明快な見出しやレイアウトの工夫、平易な表現や使いやすさなど、情報へのアクセシビリティを向上させることで、誰にとっても、見つけやすく・分かりやすい情報発信を進めていきます。
- デジタルを活用した情報検索やコールセンターの活用を促進し、「情報が得られない」ことの解消を進めていきます。

##### 区民の声を聞き、区政運営に活かす

- 届いた意見・要望に対する三現主義を徹底することに加え、迅速な現場確認や実現が困難なケースでも代替案を検討するなど、区民に寄り添った対応を実施します。
- 寄せられる「区民の声」などの対応結果を分析し、サービスアップや対応力の向上につなげるとともに、区政運営に活かしていきます。

#### 主な取組

■ あだち広報の発行による区の魅力や正確な情報の発信

■ デジタル媒体を活用した情報発信の推進

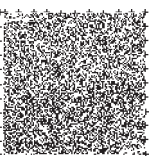
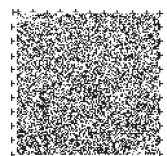
■ 情報発信力強化研修の実施

■ 区ホームページの多言語化による情報へのアクセシビリティ向上

■ 保有データのオープンデータ化の推進

■ 意見表明機会の提供の推進  
（「区民の声」制度、「きかせて！みんなのいけん」の実施など）

■ 区政に関する世論調査の実施







## 施策 15-2

### 魅力の発掘・創出とプラスイメージへの転換

施策の目指す姿

さらに誇れる  
まちへ。



#### 足立区の現状

1

- 区に「愛着はある」が「誇りを持ってない」というギャップを縮めるため、マイナスイメージの払拭とイメージアップの取組を進めています。
- 令和2年度に「区に誇りをもっている」区民の割合は過去最高となりましたが、以降は減少に転じています。

2

- 「プラス」プロモーション推進のため、区に対する「誇りに思う気持ち」などを高めるだけでなく、「まちへの関わり」にステップアップさせていくための取組を進めています。
- 「良いまちにするために何かしたいと思う」区民の割合は令和2年度に過去最高を記録して以降減少しており、「良いまちにするために何かの行動をした」区民の割合は調査開始時点（令和3年度）から減少しています。

3

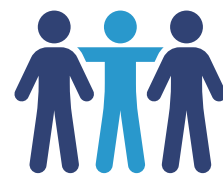
- 令和3年度から開始した足立区近郊在住のWebモニターを対象とした足立区に対するイメージ調査の結果では、区のイメージが「悪い」と思う割合が「良い」と思う割合を大きく上回っています。
- 区民がさらに誇れるまちを実現していくため、区内へのプロモーションに加え、区外からの評価を高めるプロモーションも推進していく必要があります。

#### 主要課題

マイナスイメージ払拭・  
プラスイメージ創出



区民参画総量の  
増加



区外への  
プロモーション



#### 実現度を測る主な成果指標

| 対応<br>番号 | 成果指標                                            | 現状値<br>(令和5年度)                     | 中間目標値<br>(令和10年度)                  | 最終目標値<br>(令和14年度)                  |
|----------|-------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 1・2・3    | 区に「愛着をもっている」「誇りをもっている」「人に勧めたいと思う」区民の割合          | 愛着 68.0%<br>誇り 37.6%<br>勧めたい 39.6% | 愛着 73.5%<br>誇り 47.0%<br>勧めたい 47.0% | 愛着 78.0%<br>誇り 55.8%<br>勧めたい 54.0% |
| 1・2      | 区を「良いまちにするために何かしたいと思う」「良いまちにするために何かの行動をした」区民の割合 | 何かしたい 45.5%<br>行動した 24.6%          | 何かしたい 53.5%<br>行動した 28.0%          | 何かしたい 60.0%<br>行動した 30.0%          |
| 3        | 足立区のイメージが「良い」と思う<br>足立区外の人との割合                  | 20.7%                              | 37.0%                              | 50.0%                              |

＜ 関連する計画など ＞

- シティプロモーション戦略方針
- 区外へ向けたシティプロモーション 広報・メディア戦略

#### 施策の方向

##### 区への気持ちを高めるプロモーションを強化する

- 区民が誇れるまちを創るため、各所管課の事業においてシティプロモーション的視点を強化することで、ボトルネック的課題の解決に向けた取組や区のプラスイメージ創出に向けた取組を加速させ、区民のまちに対する気持ちを高めていきます。

##### まちへの関わりを増加・加速させる

- 区に対する気持ちを「まちに関わる行動」につなげるため、まちで輝く人の取組や助成などの情報を積極的に発信していきます。
- これに加え、活動やつながりの場を創出するとともに、区民・企業・団体の「やりたい」をコーディネートすることで、「まちへの関わり」を加速させていきます。

##### 区外からの評価を高めるプロモーションを進める

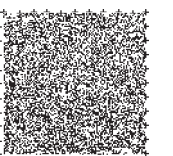
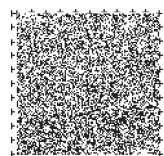
- 区外に向けて区の「先進性」やまちの「魅力」などの「プラスイメージ」に寄与する情報を発信・拡散するとともに、区民・企業・団体も巻き込んだムーブメントを醸成することで、区外在住者の足立区に対するイメージ向上を図っていきます。

#### 主な取組

- 職員の情報発信力の向上
- 協働・協創による新たな魅力創出
- 戦略的な広報・報道の実施

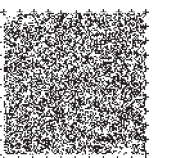
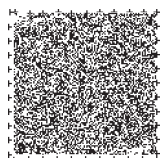
- ビューティフル・パートナーとの連携
- NPO等への活動支援の実施
- 自治体SDGsモデル事業

- 戦略に基づくメディア・SNSの活用
- プレスリリースサイトを活用した情報発信・拡散
- 区民意見等の募集・発信



## 資料編

ADACHI  
BASIC  
PLAN  
2025 — 2032

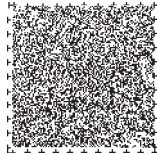
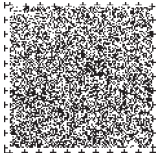




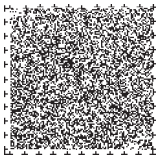
1 各施策とSDGs17のゴールとの関係

| 施策群 |                                 | 施策 |                                              | 1<br>貧困をなくそう | 2<br>飢餓をゼロに | 3<br>すべての人に健康と福祉を |
|-----|---------------------------------|----|----------------------------------------------|--------------|-------------|-------------------|
| ①   | 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む           | 1  | 児童・生徒の心身の健全な発達支援                             | ●            |             | ●                 |
|     |                                 | 2  | 確かな学力の定着に向けた、就学前からの取組                        | ●            |             |                   |
|     |                                 | 3  | 子どもの状況に応じた学びの充実                              | ●            |             |                   |
|     |                                 | 4  | 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実                     |              |             |                   |
|     |                                 | 5  | 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援                  | ●            |             |                   |
| ②   | 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える            | 1  | 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実                       | ●            | ●           | ●                 |
|     |                                 | 2  | 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実                  | ●            |             |                   |
|     |                                 | 3  | 配慮を要する子育て家庭への支援                              | ●            |             | ●                 |
| ③   | 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる | 1  | 生涯学習活動の充実と地域における学びの循環                        |              |             |                   |
|     |                                 | 2  | 文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援                        | ●            |             |                   |
|     |                                 | 3  | 生涯スポーツ活動の充実と地域還元                             |              |             | ●                 |
| ④   | 人権と多様な個性を認め合う社会を実現する            | 1  | 人権尊重社会の推進                                    |              |             |                   |
|     |                                 | 2  | ジェンダー平等社会の推進                                 |              |             |                   |
|     |                                 | 3  | 多文化共生社会の実現                                   |              |             |                   |
|     |                                 | 4  | ユニバーサルデザインの推進                                |              |             |                   |
| ⑤   | 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する          | 1  | 感染症対策の充実                                     |              |             | ●                 |
|     |                                 | 2  | 良好な生活環境づくりの推進                                |              |             | ●                 |
|     |                                 | 3  | 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防ぎ、区民の暮らしを守る                 |              |             |                   |
|     |                                 | 4  | ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進                      |              |             |                   |
|     |                                 | 5  | 反社会的団体等の排除                                   |              |             |                   |
| ⑥   | 環境負荷が少ないくらしを実現する                | 1  | 地球温暖化対策の推進と環境学習の充実                           |              |             |                   |
|     |                                 | 2  | ごみの減量・資源化の推進                                 |              |             |                   |
| ⑦   | 地域でつながり、支え合う地域共生社会を実現する         | 1  | 重層的支援体制整備と支え合う地域づくりの推進                       |              |             | ●                 |
|     |                                 | 2  | 町会・自治会、NPO等の活動支援の推進                          |              |             |                   |
| ⑧   | 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する       | 1  | 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実      |              |             | ●                 |
|     |                                 | 2  | 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実                |              |             | ●                 |
|     |                                 | 3  | 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護                |              |             | ●                 |
|     |                                 | 4  | くらしやしごとによって困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実 | ●            | ●           | ●                 |

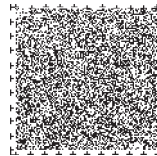
| 4<br>質の高い教育をみんなに | 5<br>ジェンダー平等を達成しよう | 6<br>安全な水とトイレを世界中に | 7<br>エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8<br>働きがいも経済成長も | 9<br>産業と技術革新の基盤をつくろう | 10<br>人や国の不平等をなくそう | 11<br>住み続けられるまちづくりを | 12<br>つくる責任 つかう責任 | 13<br>気候変動に具体的な対策を | 14<br>海の豊かさを守ろう | 15<br>陸の豊かさも守ろう | 16<br>平和と公正をすべての人に | 17<br>パートナーシップで目標を達成しよう |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|-----------------|----------------------|--------------------|---------------------|-------------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------------|-------------------------|
| ●                |                    |                    |                         |                 |                      |                    |                     | ●                 |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| ●                |                    |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| ●                |                    |                    |                         |                 |                      | ●                  |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| ●                |                    |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| ●                |                    |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  | ●                  |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                   |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| ●                | ●                  |                    |                         | ●               |                      |                    |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  |                    |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                   |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| ●                |                    |                    |                         |                 |                      |                    | ●                   |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| ●                |                    |                    |                         |                 |                      |                    | ●                   |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  |                    |                    |                         |                 |                      | ●                  |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  | ●                  |                    |                         |                 |                      | ●                  |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  |                    |                    |                         |                 |                      | ●                  | ●                   |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  |                    |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                   |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
|                  |                    |                    |                         |                 |                      |                    | ●                   |                   |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
|                  |                    |                    |                         |                 |                      |                    | ●                   |                   |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| ●                |                    |                    | ●                       |                 | ●                    |                    | ●                   | ●                 | ●                  | ●               | ●               |                    | ●                       |
|                  |                    | ●                  |                         |                 | ●                    |                    | ●                   | ●                 | ●                  | ●               |                 |                    | ●                       |
|                  |                    |                    |                         |                 |                      | ●                  | ●                   |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  |                    |                    |                         |                 |                      |                    | ●                   |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  |                    |                    |                         | ●               |                      | ●                  |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  |                    |                    |                         | ●               |                      | ●                  |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |
|                  |                    |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                   |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
|                  |                    |                    |                         | ●               |                      | ●                  |                     |                   |                    |                 |                 |                    | ●                       |



| 施策群 |                     | 施策 |                          | 1<br>健康を<br>なくす | 2<br>健康を<br>ゼロに | 3<br>すべての人に<br>健康と福祉を |
|-----|---------------------|----|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| ⑨   | 健康寿命の延伸を実現する        | 1  | 住んでいるだけで自ずと健康になれる仕組みの構築  |                 |                 | ●                     |
|     |                     | 2  | 地域における保健・医療体制の充実         |                 |                 | ●                     |
|     |                     | 3  | 持続可能な医療保険制度の運営           |                 |                 | ●                     |
| ⑩   | 災害に強いまちをつくる         | 1  | 災害に強い都市整備の推進             |                 |                 |                       |
|     |                     | 2  | 災害に備えた区民意識の向上            |                 |                 |                       |
|     |                     | 3  | 災害に備えた地域防災力の強化           |                 |                 |                       |
| ⑪   | 便利で快適な道路・交通網をつくる    | 1  | スムーズに移動できる交通環境の整備        |                 |                 |                       |
|     |                     | 2  | 安全に利用できる道路環境の整備          |                 |                 | ●                     |
| ⑫   | 地域の特性を活かしたまちづくりを進める | 1  | 良好な景観の形成と快適なまちづくりの推進     |                 |                 |                       |
|     |                     | 2  | エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開   |                 |                 |                       |
|     |                     | 3  | 安心して住み続けられる住宅環境の整備       |                 |                 |                       |
|     |                     | 4  | 緑のある空間の創出や自然環境の保全        |                 |                 |                       |
| ⑬   | 地域経済の活性化を進める        | 1  | 区内事業者の持続的な発展と創業者支援の充実    |                 |                 |                       |
|     |                     | 2  | 就業支援と人材確保支援の充実           |                 |                 |                       |
| ⑭   | 戦略的かつ効果的な行財政運営を行う   | 1  | 効果的かつ効率的な区政運営の推進         |                 |                 |                       |
|     |                     | 2  | 戦略的な人事管理・組織運営の推進         |                 |                 |                       |
|     |                     | 3  | DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 |                 |                 |                       |
|     |                     | 4  | 適正な賦課と収納対策の推進            |                 |                 | ●                     |
|     |                     | 5  | 公有財産の活用と公共施設マネジメントの推進    |                 |                 |                       |
| ⑮   | 区のイメージを高め、選ばれるまちになる | 1  | 効果的な情報発信と区政情報の透明化        |                 |                 |                       |
|     |                     | 2  | 魅力の発掘・創出とプラスイメージへの転換     |                 |                 |                       |



| 4<br>開かれた社会を<br>みんなに | 5<br>ジェンダー平等を<br>実現しよう | 6<br>安全な水とトイレを<br>世界中に | 7<br>エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに | 8<br>働きがいも<br>経済成長も | 9<br>産業と技術革新の<br>基盤をつくろう | 10<br>人や国の不平等を<br>なくそう | 11<br>住み続けられる<br>まちづくりを | 12<br>つくる責任<br>つかう責任 | 13<br>気候変動に<br>具体的な対策を | 14<br>海の豊かさを<br>守ろう | 15<br>陸の豊かさも<br>守ろう | 16<br>平和と公正を<br>すべての人に | 17<br>パートナーシップで<br>目標を達成しよう |
|----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|---------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|----------------------|------------------------|---------------------|---------------------|------------------------|-----------------------------|
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        |                         |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        |                         |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        |                         |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        | ●                       |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        | ●                       |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        | ●                       |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        | ●                       |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        | ●                       |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
| ●                    |                        |                        |                             |                     |                          |                        | ●                       |                      | ●                      |                     | ●                   |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             | ●                   | ●                        |                        |                         | ●                    |                        |                     |                     |                        | ●                           |
| ●                    |                        |                        |                             | ●                   |                          |                        |                         |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        |                         |                      |                        |                     |                     | ●                      | ●                           |
|                      | ●                      |                        |                             | ●                   |                          | ●                      |                         |                      |                        |                     |                     | ●                      | ●                           |
|                      |                        |                        |                             | ●                   |                          |                        |                         |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        |                         |                      |                        |                     |                     | ●                      | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        | ●                       |                      |                        |                     |                     |                        | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        |                         |                      |                        |                     |                     | ●                      | ●                           |
|                      |                        |                        |                             |                     |                          |                        |                         |                      |                        |                     |                     | ●                      | ●                           |

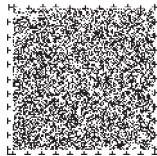
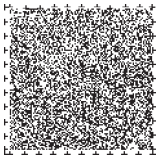




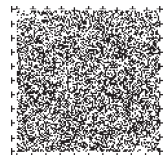
2 分野別計画等一覧

| 施策群                    | 関連する計画名※1                      | 所管部局※2                            |
|------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| ① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支える | 足立区教育大綱                        | 政策経営部 政策経営課                       |
|                        | 足立区子どもの貧困対策実施計画※3              | 政策経営部 あだち未来創造室<br>子どもの貧困対策・若年者支援課 |
|                        | 足立区地域保健福祉計画                    | 福祉部 福祉管理課                         |
|                        | 足立区障がい児福祉計画                    | 福祉部 障がい福祉課                        |
|                        | 健康あだち 21 行動計画                  | 衛生部<br>こころとからだの健康づくり課             |
|                        | 足立区教育振興ビジョン                    | 教育指導部 教育政策課                       |
|                        | 足立区「使える英語力」育成<br>グランドデザイン      | 教育指導部 学力定着推進課                     |
|                        | 足立区立学校における教員の働き方改革実施方針         | 学校運営部 学校支援課<br>教育指導部 教育指導課        |
|                        | 足立区学校施設の個別計画<br>(足立区版長寿命型改修計画) | 学校運営部 学校施設管理課                     |
|                        | 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の<br>ガイドライン | 学校運営部<br>学校適正配置担当課                |
|                        | 足立区子ども・子育て支援事業計画               | 子ども家庭部 子ども政策課                     |
|                        | あだち幼保小接続期カリキュラム                | 子ども家庭部<br>子ども施設指導・支援課             |
| ② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える | 足立区子どもの貧困対策実施計画※3              | 政策経営部 あだち未来創造室<br>子どもの貧困対策・若年者支援課 |
|                        | 足立区子育てサロン整備計画                  | 地域のちから推進部 住区推進課                   |
|                        | 足立区地域保健福祉計画                    | 福祉部 福祉管理課                         |
|                        | 健康あだち 21 行動計画                  | 衛生部<br>こころとからだの健康づくり課             |
|                        | 足立区子ども・子育て支援事業計画               | 子ども家庭部 子ども政策課                     |
|                        | 足立区教育・保育の質ガイドライン               | 子ども家庭部<br>子ども施設指導・支援課             |
|                        | 足立区立保育園・こども園施設更新計画             | 子ども家庭部 保育・入園課                     |
|                        | 足立区学童保育室整備計画                   | 子ども家庭部 学童保育課                      |
|                        | 新・足立区放課後子ども総合プラン               | 子ども家庭部 学童保育課<br>学校運営部 青少年課        |

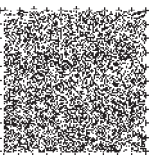
| 施策群                               | 関連する計画名※1                        | 所管部局※2                                 |
|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------|
| ③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる | 足立区文化芸術推進計画                      | 地域のちから推進部<br>生涯学習支援室 地域文化課             |
|                                   | 足立区運動・スポーツ推進計画                   | 地域のちから推進部<br>生涯学習支援室 スポーツ振興課           |
|                                   | 足立区読書活動推進計画                      | 地域のちから推進部<br>生涯学習支援室 中央図書館             |
|                                   |                                  | 地域のちから推進部<br>生涯学習支援室<br>図書館サービスデザイン担当課 |
|                                   | 足立区図書館サービス<br>デザインアクションプラン       | 地域のちから推進部<br>生涯学習支援室 中央図書館             |
|                                   |                                  | 地域のちから推進部<br>生涯学習支援室<br>図書館サービスデザイン担当課 |
| ④ 人権と多様な個性を認め合う社会を実現する            | 足立区人権推進指針                        | 総務部 総務課                                |
|                                   | 足立区多文化共生推進計画                     | 地域のちから推進部<br>地域調整課                     |
|                                   | 足立区LGBTガイドライン                    | 地域のちから推進部<br>多様性社会推進課                  |
|                                   | 足立区男女共同参画行動計画                    | 地域のちから推進部<br>多様性社会推進課                  |
|                                   | 足立区都市計画マスタープラン                   | 都市建設部 都市建設課                            |
|                                   | 足立区バリアフリー推進計画                    | 都市建設部 都市建設課                            |
|                                   | 足立区バリアフリー地区別計画                   | 都市建設部 都市建設課                            |
|                                   | 足立区ユニバーサルデザイン推進計画                | 都市建設部 都市建設課                            |
| ⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する          | 足立区新型インフルエンザ等対策行動計画              | 危機管理部 危機管理課<br>衛生部 足立保健所 感染症対策課        |
|                                   | ビューティフル・ウィンドウズ運動推進<br>アクションプログラム | 危機管理部 危機管理課                            |
|                                   | 足立区地域経済活性化基本計画                   | 産業経済部 産業政策課                            |
|                                   | 足立区地域保健福祉計画                      | 福祉部 福祉管理課                              |
|                                   | 足立区食品衛生監視指導計画                    | 衛生部 足立保健所 生活衛生課                        |
|                                   | 足立区感染症予防計画                       | 衛生部 足立保健所 感染症対策課                       |
|                                   | 足立区環境基本計画                        | 環境部 環境政策課                              |
|                                   | 足立区脱炭素ロードマップ                     | 環境部 環境政策課                              |
| ⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する                | 足立区一般廃棄物処理基本計画                   | 環境部 足立清掃事務所                            |
|                                   | 足立区一般廃棄物処理実施計画                   | 環境部 足立清掃事務所                            |



| 施策群                         | 関連する計画名※ <sup>1</sup> | 所管部局※ <sup>2</sup>           |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------------|
| ⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する          | 足立区分別収集計画             | 環境部 足立清掃事務所                  |
|                             | 足立区建築物再生可能エネルギー利用促進計画 | 都市建設部 建築室 建築審査課              |
| ⑦ 地域でつながり、支え合う地域共生社会を実現する   | 足立区再犯防止推進計画           | 福祉部 福祉管理課                    |
|                             | 足立区地域保健福祉計画           | 福祉部 福祉管理課                    |
| ⑧ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する | 足立区地域保健福祉計画           | 福祉部 福祉管理課                    |
|                             | 足立区高齢者保健福祉計画          | 福祉部 高齢者施策推進室<br>高齢者地域包括ケア推進課 |
|                             |                       | 福祉部 高齢者施策推進室<br>医療介護連携課      |
|                             | 足立区介護保険事業計画           | 福祉部 高齢者施策推進室<br>介護保険課        |
|                             | 足立区障がい児福祉計画           | 福祉部 障がい福祉課                   |
|                             | 足立区障がい者計画             | 福祉部 障がい福祉課                   |
|                             | 足立区障がい福祉計画            | 福祉部 障がい福祉課                   |
| ⑨ 健康寿命の延伸を実現する              | 足立区地域保健福祉計画           | 福祉部 福祉管理課                    |
|                             | 足立区データヘルス計画           | 衛生部 データヘルス推進課                |
|                             | 足立区特定健康診査等実施計画        | 衛生部 データヘルス推進課                |
|                             | 足立区の「生きる支援」自殺対策計画     | 衛生部<br>こころとからだの健康づくり課        |
|                             | 健康あだち 21 行動計画         | 衛生部<br>こころとからだの健康づくり課        |
| ⑩ 災害に強いまちをつくる               | 足立区国土強靱化地域計画          | 政策経営部 政策経営課                  |
|                             | 足立区地域防災計画             | 危機管理部 防災戦略課                  |
|                             | 足立区災害廃棄物処理計画          | 環境部 ごみ減量推進課                  |
|                             | 足立区都市計画マスタープラン        | 都市建設部 都市建設課                  |
|                             | 足立区都市復興マニュアル          | 都市建設部 都市建設課                  |
|                             | 足立区防災まちづくり基本計画        | 都市建設部 都市建設課                  |
|                             | 足立区耐震改修促進計画           | 都市建設部 建築室 建築防災課              |



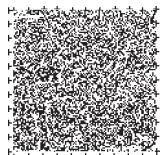
| 施策群                   | 関連する計画名※ <sup>1</sup>        | 所管部局※ <sup>2</sup>               |
|-----------------------|------------------------------|----------------------------------|
| ⑪ 便利で快適な道路・交通網をつくる    | 足立区都市計画マスタープラン               | 都市建設部 都市建設課                      |
|                       | 足立区バリアフリー推進計画                | 都市建設部 都市建設課                      |
|                       | 足立区バリアフリー地区別計画               | 都市建設部 都市建設課                      |
|                       | 足立区無電柱化推進計画                  | 都市建設部 都市建設課                      |
|                       | 東京における都市計画道路の整備方針            | 都市建設部 都市建設課                      |
|                       | 足立区交通安全計画                    | 都市建設部 交通対策課                      |
|                       | 足立区自転車活用推進計画                 | 都市建設部 交通対策課                      |
|                       | 足立区地域公共交通計画                  | 都市建設部 交通対策課                      |
|                       | 足立区道路維持補修計画                  | 都市建設部<br>道路公園整備室 道路維持課           |
| ⑫ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める | エリアデザイン計画                    | 政策経営部 エリアデザイン推進室<br>エリアデザイン計画担当課 |
|                       | あだち都市農業振興プラン                 | 産業経済部 産業振興課                      |
|                       | 足立区景観計画                      | 都市建設部 都市建設課                      |
|                       | 足立区地区環境整備計画                  | 都市建設部 都市建設課                      |
|                       | 足立区都市計画マスタープラン               | 都市建設部 都市建設課                      |
|                       | 足立区公園（大型施設）長寿命化計画            | 都市建設部 道路公園整備室<br>パークイノベーション推進課   |
|                       | 足立区緑の基本計画                    | 都市建設部 道路公園整備室<br>パークイノベーション推進課   |
|                       | 公園樹木維持管理指針                   | 都市建設部 道路公園整備室<br>公園維持課           |
|                       | 足立区住生活基本計画                   | 都市建設部 建築室 住宅課                    |
|                       | 足立区マンション管理適正化推進計画            | 都市建設部 建築室 住宅課                    |
|                       | 足立区区営住宅等長寿命化計画               | 都市建設部 建築室<br>区営住宅更新担当課           |
| ⑬ 地域経済の活性化を進める        | 足立区地域経済活性化基本計画               | 産業経済部 産業政策課                      |
|                       | 足立区創業支援等事業計画                 | 産業経済部 企業経営支援課                    |
|                       | あだち都市農業振興プラン                 | 産業経済部 産業振興課                      |
| ⑭ 戦略的かつ効果的な行財政運営を行う   | 足立区地域ビジョン・総合戦略               | 政策経営部 政策経営課                      |
|                       | 足立区デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画 | 政策経営部<br>ICT 戦略推進担当課             |
|                       | 足立区中期財政計画                    | 政策経営部 財政課                        |
|                       | 足立区 SDGs 未来都市計画              | 政策経営部 あだち未来創造室<br>SDGs・協創推進課     |
|                       | 足立区職員障がい者活躍推進計画              | 総務部 人事課                          |
|                       | 足立区人材育成基本方針                  | 総務部 人事課                          |



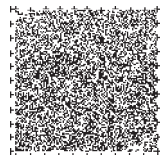
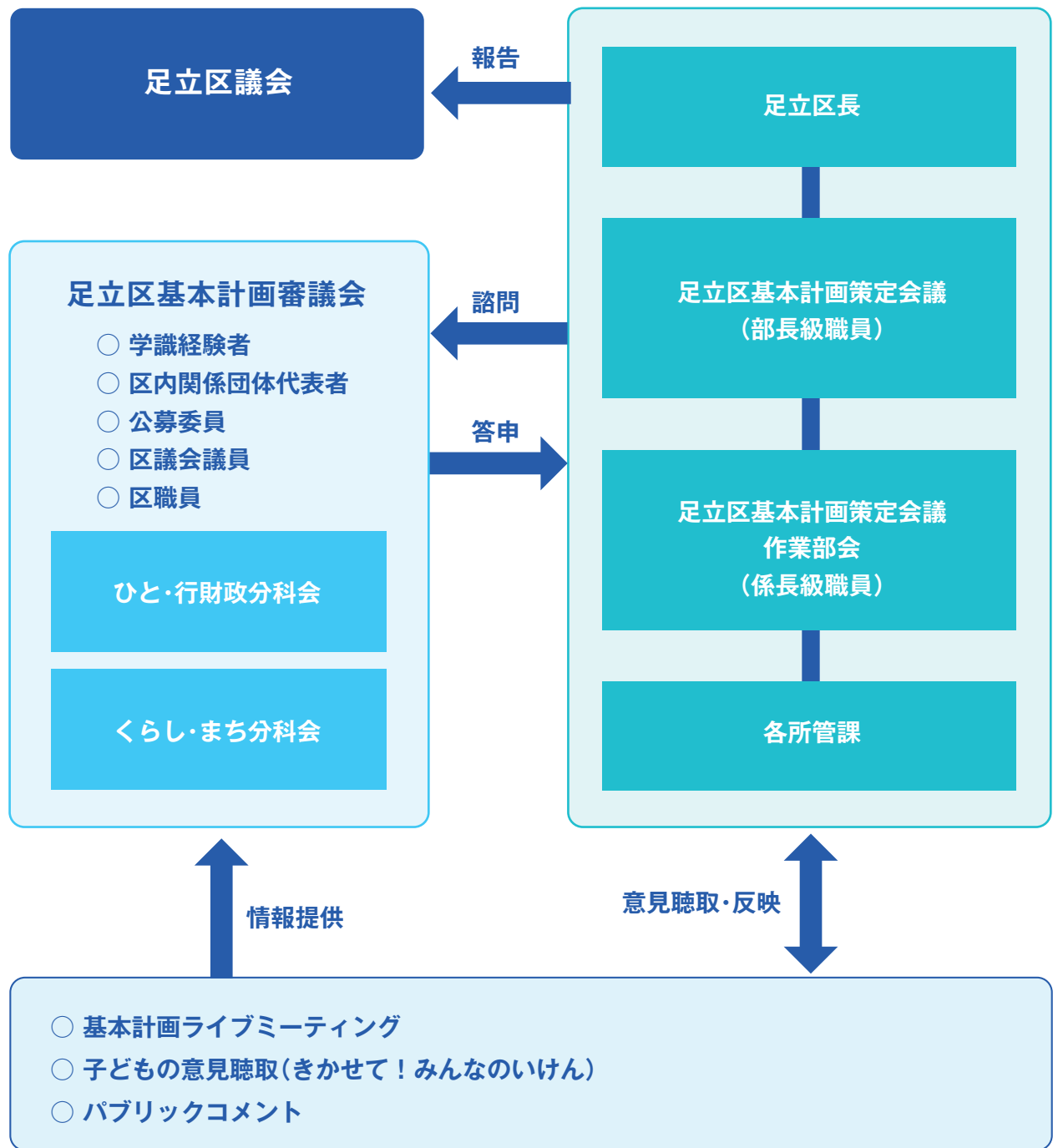


| 施策群                   | 関連する計画名※1                             | 所管部局※2                         |
|-----------------------|---------------------------------------|--------------------------------|
| ⑭ 戦略的かつ効果的な行財政運営を行う   | 足立区特定事業主行動計画                          | 総務部 人事課                        |
|                       | 足立区における内部統制基本方針                       | ガバナンス担当部<br>ガバナンス担当課           |
|                       | 足立区コンプライアンス基本方針                       | ガバナンス担当部<br>コンプライアンス推進担当課      |
|                       | 足立区国民保護計画                             | 危機管理部<br>災害対応力強化担当課            |
|                       | 足立区業務継続計画（地震編）                        | 危機管理部 防災戦略課                    |
|                       | 足立区業務継続計画（水害編）                        | 危機管理部 防災戦略課                    |
|                       | 足立区区有地等利活用基本方針                        | 資産活用部 資産管理課                    |
|                       | 足立区一般施設の工事計画（別冊）                      | 資産活用部<br>公共施設マネジメント推進課         |
|                       | 足立区一般施設のマネジメント計画                      | 資産活用部<br>公共施設マネジメント推進課         |
|                       | 足立区公共施設等総合管理計画                        | 資産活用部<br>公共施設マネジメント推進課         |
|                       | 足立区滞納対策アクションプラン<br>（特別区民税収納率向上3年計画）   | 区民部 納税課                        |
|                       | 足立区滞納対策アクションプラン<br>（国民健康保険料収納率向上3年計画） | 区民部 国民健康保険課                    |
|                       | 足立区道路維持補修計画                           | 都市建設部<br>道路公園整備室 道路維持課         |
|                       | 足立区橋梁更新基本計画                           | 都市建設部 道路公園整備室<br>道路整備課         |
|                       | 足立区橋梁長寿命化修繕計画                         | 都市建設部 道路公園整備室<br>道路整備課         |
|                       | 足立区公園（大型施設）長寿命化計画                     | 都市建設部 道路公園整備室<br>パークイノベーション推進課 |
|                       | 足立区緑の基本計画                             | 都市建設部 道路公園整備室<br>パークイノベーション推進課 |
|                       | 足立区区営住宅等長寿命化計画                        | 都市建設部 建築室<br>区営住宅更新担当課         |
|                       | 足立区学校施設の個別計画<br>（足立区版長寿命型改修計画）        | 学校運営部 学校施設管理課                  |
|                       | 足立区外へ向けたシティプロモーション<br>広報・メディア戦略       | 政策経営部<br>シティプロモーション課           |
| ⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる | 足立区シティプロモーション戦略方針                     | 政策経営部<br>シティプロモーション課           |
|                       | よりよい区民の声対応のための指針                      | 政策経営部 区民の声相談課                  |

※1 複数の施策群に関連しているものは、重複して掲載している。  
※2 令和7年4月1日現在。  
※3 令和7年度中に「子どもの貧困対策」「子ども・若者支援」「少子化社会対策」を盛り込んだ「足立区こども計画」として新たに策定予定。



### 3 策定体制



4 足立区基本計画審議会

(1) 審議会委員名簿

敬称略、会長・副会長を除き選出区分ごとの50音順。

|            | 役職  | 氏名       | 所属・役職等            | 分科会       |
|------------|-----|----------|-------------------|-----------|
| 経験者<br>学識者 | 会長  | 宮本 みち子   | 放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授 | くらし・まち分科会 |
|            | 副会長 | 石阪 督規    | 埼玉大学キャリアセンター長・教授  | ひと・行財政分科会 |
| 区内関係団体     | 委員  | 市村 智     | 足立区民生・児童委員協議会会長   | ひと・行財政分科会 |
|            | 委員  | 遠藤 章     | 東京商工会議所足立支部副会長    | くらし・まち分科会 |
|            | 委員  | 笠井 健     | 足立区立中学校PTA連合会会計監査 | ひと・行財政分科会 |
|            | 委員  | 片野 和恵    | 足立区女性団体連合会会長      | ひと・行財政分科会 |
|            | 委員  | 加藤 和明    | 足立区町会・自治会連合会会長代行  | くらし・まち分科会 |
|            | 委員  | 國井 幹雄    | 竹の塚防犯協会会長         | くらし・まち分科会 |
|            | 委員  | 山下 俊樹    | 足立区医師会副会長         | くらし・まち分科会 |
|            | 委員  | 山下 友美※1  | 足立区立小学校PTA連合会副会長  | ひと・行財政分科会 |
|            | 委員  | 渡部 郁子    | 足立区障害者団体連合会役員     | くらし・まち分科会 |
| 公募         | 委員  | 秋山 知子    |                   | ひと・行財政分科会 |
|            | 委員  | 小柳 真太    |                   | くらし・まち分科会 |
|            | 委員  | 森元 隼人※2  |                   | ひと・行財政分科会 |
| 区議会議員      | 委員  | 大竹 さよこ※3 | 足立区議会議員           | くらし・まち分科会 |
|            | 委員  | ぬかが 和子   | 足立区議会議員           | ひと・行財政分科会 |
|            | 委員  | 野沢 てつや   | 足立区議会議員           | ひと・行財政分科会 |
|            | 委員  | 渡辺 ひであき  | 足立区議会議員           | くらし・まち分科会 |
| 区職員        | 委員  | 中村 明慶※4  | 足立区教育委員会教育長       | ひと・行財政分科会 |
|            | 委員  | 長谷川 勝美   | 足立区副区長            | くらし・まち分科会 |

※1 令和6年6月28日をもって足立区立小学校PTA連合会副会長を退任

※2 令和6年2月13日から任期

※3 令和6年6月10日から任期

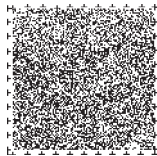
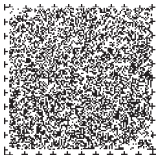
※4 令和6年4月1日から任期

前委員 大山 日出夫（前足立区教育委員会教育長） 令和6年3月31日まで

前委員 岡安 たかし（足立区議会議員） 令和6年6月9日まで

(2) 審議経過

| 会議名              | 開催日          | 議題                                                                                                                                                                                     |
|------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回全体会           | 令和5年8月31日(木) | 1 会長・副会長選出<br>2 諮問<br>3 新たな基本計画の策定と審議内容（案）について<br>4 足立区基本計画審議会の運営について<br>5 審議会及び分科会のスケジュールについて<br>6 現行計画の総括評価について<br>7 足立区基本計画策定のための検討素材について<br>8 「安心と活力」の事業について<br>9 区の現状・課題等に関する意見交換 |
| 第1回<br>くらし・まち分科会 | 令和5年9月7日(木)  | 1 分科会長・副分科会長選出<br>2 今後の討議の進め方                                                                                                                                                          |
| 第1回<br>ひと・行財政分科会 | 令和5年9月8日(金)  | 3 現状と将来に向けた課題等に関する意見交換                                                                                                                                                                 |
| 第2回<br>くらし・まち分科会 | 令和5年11月6日(月) | 1 現状と将来に向けた課題等に関する意見交換                                                                                                                                                                 |
| 第2回<br>ひと・行財政分科会 | 令和5年11月8日(水) | 2 足立区における転出入者、壮年期単身者の状況                                                                                                                                                                |
| 第2回全体会           | 令和6年1月16日(火) | 1 各分科会での討議内容の報告<br>2 各分科会での討議内容に関する意見交換<br>3 次期計画の方向性に関する意見交換                                                                                                                          |
| 第3回<br>ひと・行財政分科会 | 令和6年2月13日(火) | 1 足立区基本計画の各施策に関する意見交換                                                                                                                                                                  |
| 第3回<br>くらし・まち分科会 | 令和6年2月14日(水) | 2 次期計画で高めていくテーマ（案）に関する意見交換                                                                                                                                                             |
| 第4回<br>くらし・まち分科会 | 令和6年3月28日(木) | 1 足立区基本計画策定のための多様な意見聴取について                                                                                                                                                             |
| 第4回<br>ひと・行財政分科会 | 令和6年3月29日(金) | 2 基本計画における施策に関する変更内容について                                                                                                                                                               |
| 第3回全体会           | 令和6年6月10日(月) | 1 基本計画ライブミーティングの開催結果について<br>2 子どもの意見聴取の経過について<br>3 足立区の人口推計結果について<br>4 答申の検討                                                                                                           |





# 5 基本計画ライブミーティング

多様な意見を新たな基本計画に反映していくため、来場者とライブ配信視聴者がパネリストと意見交換を行う「基本計画ライブミーティング」を開催しました。

## 開催日時・会場

- ① 開催日時 令和6年5月26日（日曜） 午後2時から午後4時まで
- ② 会場 足立区生涯学習センター 4階 講堂

## プログラム

- ① 基本計画に関するご説明
- ② 近年の足立区の姿のご紹介
- ③ 足立区基本計画審議会での議論のご紹介
- ④ ディスカッション
- ⑤ まとめ
- ⑥ 写真撮影

## パネリスト

- ① 長谷川 勝美 副区長
- ② 宮本 みち子氏（足立区基本計画審議会 会長）
- ③ 石阪 督規氏（足立区基本計画審議会 副会長）
- ④ 勝田 実 政策経営部長

## 来場者・視聴者数

- ① 来場者数 23名
- ② ライブ視聴者数 349名 ※ 最大同時視聴者数 69名

## 視 聴

当日の様子は、区公式 YouTube チャンネル「動画 de あだち」からご覧いただくことができます。また、会場で取り上げることができなかった意見については、区ホームページに回答を掲載しました。

| 項 目                                            | 二次元コード                                                                              |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本計画ライブミーティングを視聴<br>（区公式YouTubeチャンネル「動画deあだち」） |  |
| 会場で取り上げることができなかった意見と回答<br>（区ホームページ）            |  |

基本計画ライブミーティング当日の様子

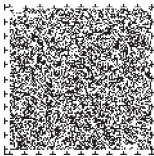
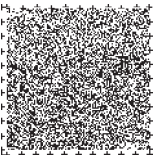


足立区基本計画審議会 宮本みち子 会長

足立区基本計画審議会 石阪督規 副会長



パネルディスカッションの様子



6 子どもの意見聴取（きかせて！みんなのいけん）

これまで区に声を届ける機会の少なかった子どもたちの意見を拾い上げるため、区立小・中学校の児童・生徒から「将来、どんな足立区になってほしいか」などについて意見をいただきました。また、行政相談委員と共に、洺江小学校で出前授業を実施しました。

意見募集期間

令和6年4月19日（金曜）～令和6年7月31日（水曜）

対象者

区立小・中学校の児童・生徒

実施方法

- ① 回答方法 児童・生徒のタブレット端末から回答
- ② 周知方法 C4th Home&Schoolを通じ、保護者に対して児童・生徒へ回答を促すよう協力を依頼しました。

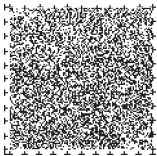
回答者数

335名

回答結果の概要

回答結果の概要は、区ホームページからご覧いただくことができます。

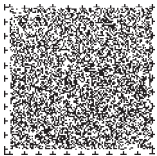
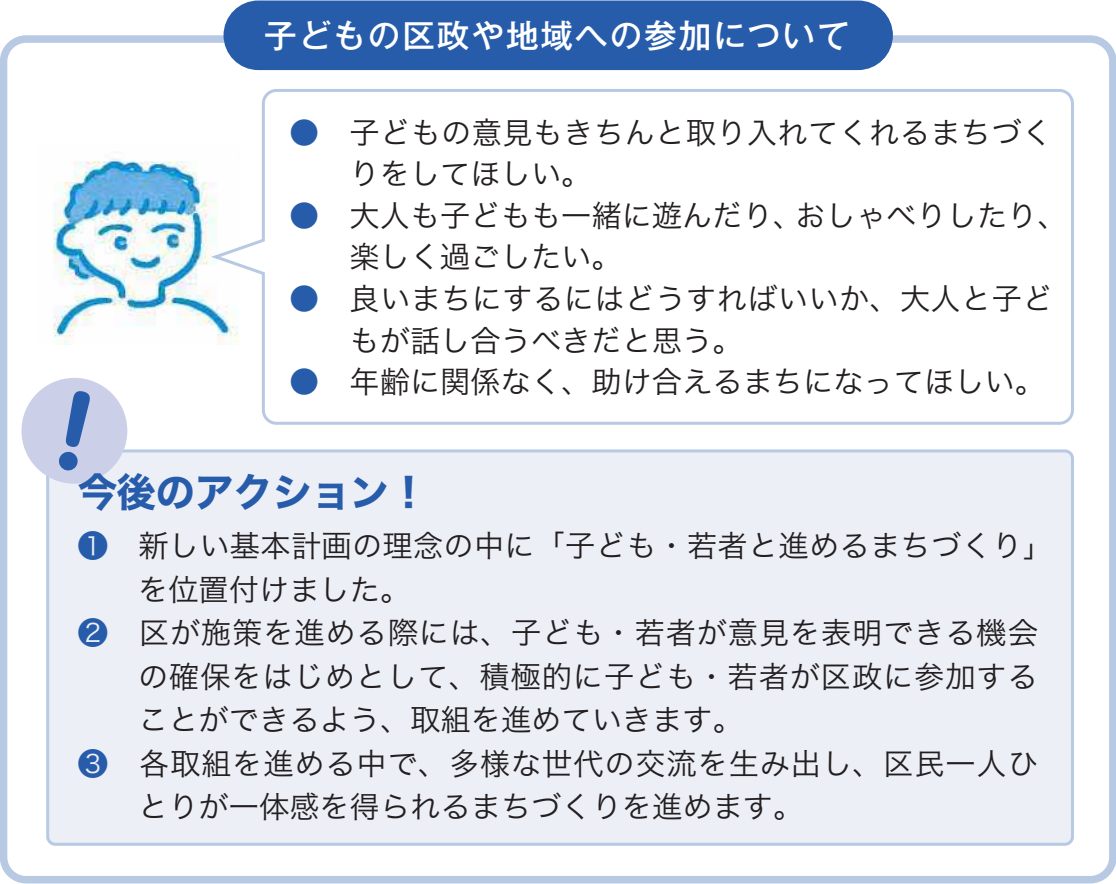
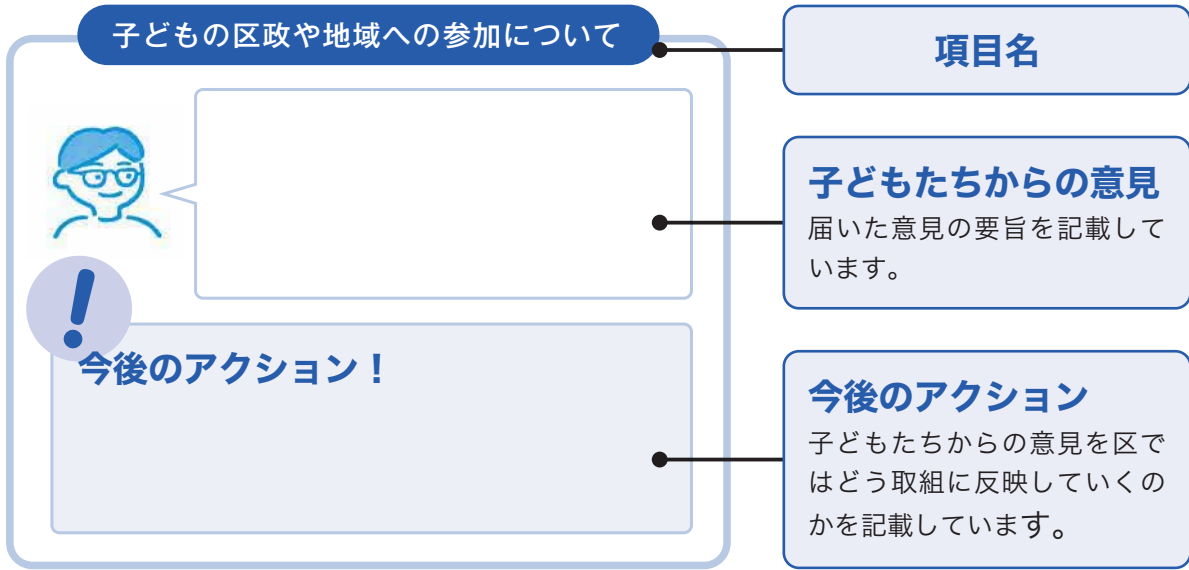
| 項目                               | 区ホームページ<br>(二次元コード)                                                                   |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの意見聴取<br>(みんなでまちの未来をえがいてみよう！) |  |



みんなの意見と今後のアクション

みんなの意見と区の取組へ反映した内容のうち、一部をご紹介します。ここで取り上げられなかった意見についても大切に受け止め、区の取組に反映できるように検討を進めていきます。

各項目の見方





### 足立区のイメージアップについて



- 住んでいるところが足立区だと隠さなくてもいいまちになってほしい。
- 昔の足立区より良くなっていることを伝えたい。
- 足立区に住んでいて羨ましいと思ってもらえるまちになってほしい。



#### 今後のアクション！

- ① 令和6年度から、区内だけでなく区外からのイメージをアップさせるため、マイナスイメージを逆手に取った「ワケあり区、足立区。」のコピーのもと、大きく変わった足立区の「今」と、多くの人から選ばれ、愛される「ワケ」を広く区外へ発信する取組を始めました。
- ② 今後も、区外に向けて、区民・企業・団体などを巻き込みながら、区の「進んでいるところ」や「魅力」などを発信することで、足立区に関わるみんながマイナスイメージをプラスイメージに変えていきます。

### まちの人々の活躍について



- 一人ひとりが「こんなことをしたい」ということを実現させるまちになってほしい。
- 子どもが活躍できる場所を増やしてほしい。



#### 今後のアクション！

- ① 新しい基本計画の理念の中に「やりたいことが叶う」を位置付けました。
- ② 区民一人ひとりの「やってみたい」ことを後押しすることで、多くの人々の活躍がまちを彩り、区の魅力や個性を高めていくまちづくりを進めていきます。
- ③ 自分の可能性に気づき、活躍することができるように、子どもたちへ多様な体験機会を提供していきます。

### 一人ひとりを大切にすることについて



- 人を見ただ目で判断せず、偏見をなくしてほしい。
- 自分らしく生きることを受け入れてほしい。
- 差別やいじめがないまちになってほしい。



#### 今後のアクション！

- ① 新しい基本計画の理念の中に「人権・多様性の尊重と地域共生社会の実現」を位置付けました。
- ② 性別や年齢、国籍をはじめとしたあらゆる違いを認識し、一人ひとりの個性を大切にする考えを共通理念として、各取組を進めていきます。
- ③ 多様な一人ひとりがお互いを尊重して、交流していくことができるまちづくりを進めます。

### 夢やチャレンジについて

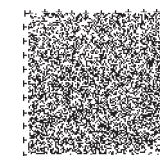
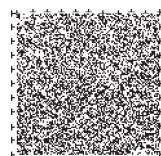


- お金がなくても進学をあきらめなくていいまちになってほしい。
- 夢を持てるようなまちになってほしい。
- 学力をつけるためにお金がかからないようにしてほしい。



#### 今後のアクション！

- ① 家庭の状況や経済的な理由によって、進学をあきらめなくていいように、学習塾の利用や大学進学のための給付型奨学金などの支援を行います。
- ② 誰もが夢に向かってチャレンジできるような環境づくりを進めるほか、悩みを抱えた人を支える支援も行います。



まちの治安・住民のマナーについて



- 犯罪がなく、治安が良い平和なまちになってほしい。
- 歩きタバコをする人がいないまちになってほしい。
- 大人が信号無視をすると、子どもが真似をしてしまう。



今後のアクション！

- ① 新しい基本計画でも、「美しいまち」を印象付けることで犯罪を抑止しようとする区独自の運動「ビューティフル・ウィンドウズ運動」をさらに推進することを位置付けました。
- ② 犯罪抑止だけでなく、住民のマナー向上に関する取組を進め、体感治安と住む環境を良くしていきます。

公園や自然について



- 公園があってもダメなことがたくさん書いてあって、自由に遊べない。
- 自然が多い、暮らしやすいまちになってほしい。
- 自然の中で遊べる環境がほしい。



今後のアクション！

- ① 誰もが「お気に入りの公園」を見つけられるように公園を変えていく「パークイノベーション」を着実に進めていきます。
- ② 子どもたちが緑について学び、体験する機会をつくり、緑を育む人を増やしていきます。
- ③ 身近な自然である公園の緑やまちの歴史とともに受け継がれてきた緑を守り、育てることで、魅力ある緑が実感できるまちづくりを進めます。

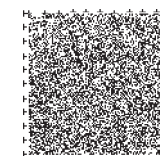
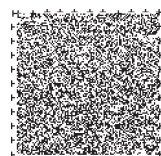
足立区基本計画 こども版

みんなが区に関心を持ち、もっと積極的に区に関わってもらうため、この基本計画をもっと分かりやすくした「こども版」を作成しました。基本計画の最終年度にあたる2032年からきた未来の自分が「将来の足立区はどうなっているか」を教えてくれるストーリーです。

ぜひ読んでみて、「将来の足立区はどうなっているのか？」「そのために区はどんなことをがんばるのか」といったことを感じてください。

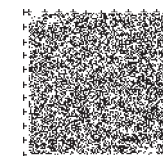
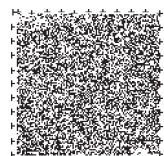
足立区基本計画 こども版は区ホームページからご覧いただくことができます。

| 項目           | 区ホームページ<br>(二次元コード) |
|--------------|---------------------|
| 足立区基本計画 こども版 |                     |





# 足立区地域ビジョン・ 総合戦略



# 足立区地域ビジョン・総合戦略

## 1 はじめに（これまでの経緯）

- (1) 平成 26 年 11 月、国と地方が一体となって、人口減少の克服や地方創生に関する施策を総合的に実施することを目的とした、「まち・ひと・しごと創生法」（以下「法」という。）が施行され、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定しました。
- (2) 法では、総合戦略を勘案した「地方版総合戦略」の策定を地方自治体の努力義務と定めており、本区においても、平成 29 年 2 月に「足立区人口ビジョン※・総合戦略」を策定し、人口の現状と将来展望を踏まえつつ、人口減少、少子・超高齢社会の進行を緩和させるための施策を展開してきました（国の動きにあわせ、令和 3 年に「第二期足立区人口ビジョン・総合戦略」（計画期間：令和 3 年度～令和 6 年度）を策定）。

※ 従前は、「地方版総合戦略」とともに「地方人口ビジョン」（地方自治体における人口の現状と将来の見通しを示すもの）の策定も国から求められていました。

- (3) 令和 4 年 12 月、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、国は第 2 期総合戦略を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。
- (4) こうした国の動きを踏まえ、本区でも「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した、新たな地方版総合戦略の策定が求められています。

## 2 足立区基本計画との一体的策定

足立区基本計画（以下「基本計画」という。）は、地域が目指すべき理想像（地域ビジョン※）と、分野（施策）ごとの目標、基本的方向を示しつつ、デジタル技術を活用した行政運営を行うとしており、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した地方版総合戦略に求められる内容を包含しています。そのため、今回、新たな基本計画を足立区の地方版総合戦略と一体的に策定し、「足立区地域ビジョン・総合戦略」として位置付けることとしました。

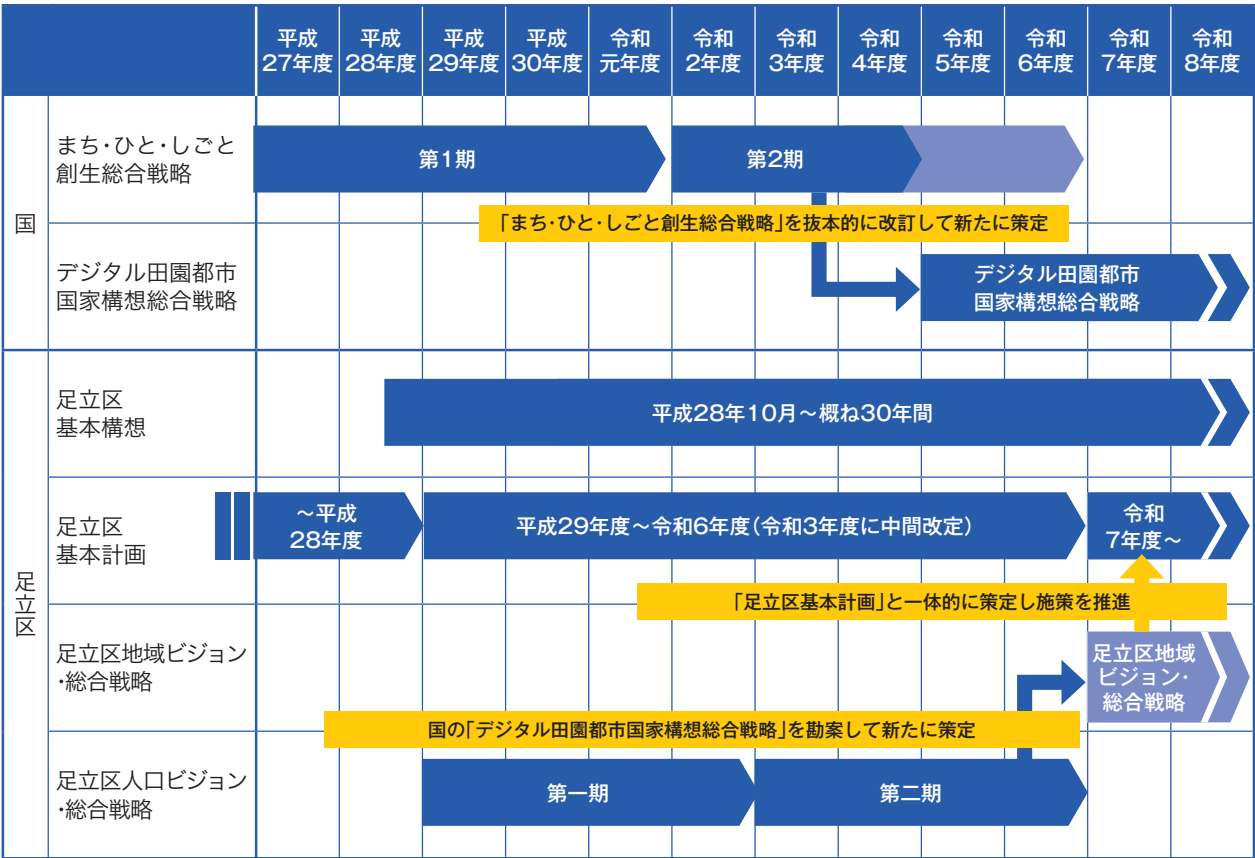
今後、区の人口の推移が、足立区人口推計（令和 6 年 2 月実施）における「高位推計」の水準（令和 12 年以降の合計特殊出生率は 1.3）となるよう、「足立区基本計画」と「足立区地域ビジョン・総合戦略」とを一体的に推進し、各施策を効果的に実施していきます。

※ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」策定に伴い、地方人口ビジョンに代わる「地域ビジョン」の記載を国から求められています。

## 3 進捗管理

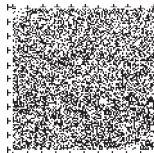
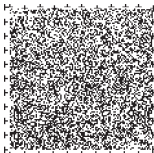
「足立区地域ビジョン・総合戦略」は、行政評価を通じて各施策の達成度を測りながら、基本計画と一体的に進捗管理を行っていきます。

国の総合戦略と足立区基本構想、基本計画、総合戦略との関係



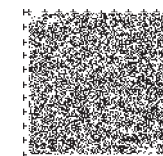
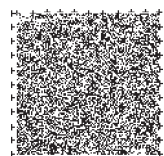
足立区地域ビジョン・総合戦略の概要

| 項 目                      | 足立区基本計画の該当箇所                                                                                             |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域ビジョン<br>(地域が目指すべき理想像)  | 「第1部 計画の策定にあたって」の「第3章 足立区の基本構想」(P.5)                                                                     |
| 人口ビジョン<br>(人口の現状と将来の見通し) | ① 人口の現状について<br>「第2部 策定の背景」の「第1章 足立区ってこんなところ」(P.13)<br>② 将来の見通しについて<br>「第2部 策定の背景」の「第2章 日本の社会状況の変化」(P.29) |
| 目標・基本的方向                 | 「第5部 戦略的な施策体系」(P.79)及び「第6部 各施策の内容」(P.87) ※ 分野（施策）ごとに「目指す姿」（目標）と基本的方向性を示し、重要業績指標（KPI）を設定しています。            |





# 足立区 国土強靱化地域計画



# 第1章 国土強靱化の概要

## 1 国土強靱化地域計画改定の背景

国土強靱化は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施するものです。

足立区では、国の「国土強靱化基本法<sup>※</sup>」（以下「基本法」という。）及び「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）等を踏まえ、令和3年3月に「足立区国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、災害が起きても、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムの構築に取り組んでいます。

今回、令和5年6月に国が基本法を改正、同年7月に基本計画の見直しを行ったことを受け、また、区も新たに「足立区基本計画」を策定したため、地域計画についても改定を行いました。

※ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）

### 【主な改定点】

#### 1 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」の再編

(1) 「事前に備えるべき目標」については、国の基本計画で情報通信機能とライフラインに関する目標が1つに集約され、また、二次災害の発生防止に関する目標が全ての目標の前提条件として整理され目標から除外されました。そこで、「事前に備えるべき目標」を8つから6つに再編するとともに、災害関連死の観点を新たに追加しました。

(2) 上記再編に伴い、「リスクシナリオ」（起きてはならない最悪の事態）についても、24から23に再編しました。

#### 2 新たな「足立区基本計画」の施策との関係の整理

(1) 地域計画は、「事前に備えるべき目標」や「リスクシナリオ」を「足立区基本計画」の施策と関係づけて整理することで、「足立区基本計画」と一体的に推進しています。今回、新たな「足立区基本計画」で施策の一部見直しを行ったことを受け、関係を改めて整理しました。

(2) 国の基本計画の中で「デジタル等新技術の活用」と「地域における防災力の一層の強化」が重点項目に追加されました。新たな「足立区基本計画」でも施策10-3に「地域連帯とデジタル活用で災害対応力を強化する」方向性を盛り込み、効果的な地域防災力の向上を図っていきます。

## 2 足立区における国土強靱化の基本的な考え方

本計画の改定にあたっては、内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」を踏まえ、国の基本計画及び東京都の地域計画との整合を図りつつ、全庁的に検討を行いました。

### (1) 足立区の強靱化における基本目標

足立区の基本構想におけるまちの将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を、強靱化を推進する上での共通の将来像とし、国の基本計画が定める基本目標と整合を図った次の4つを区の基本目標に据え、強靱化を推進していきます。

いかなる災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 区及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 区民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

### (2) 想定されるリスク

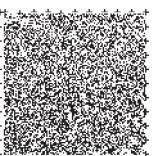
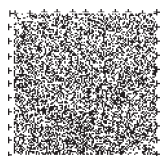
東京都の地域計画に示されている、過去に発生した大規模災害のうち、本区の地域特性を考慮し、「地震」「風水害」の2種類の大規模災害によるリスクを想定します。

### (3) 計画の推進

国土強靱化は、区民、団体、企業、NPO、関係機関など、様々な主体との協働・協創により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制のもと、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら取り組んでいきます。

### (4) 計画の見直し

本計画は、取組の進捗状況や、国の基本計画、東京都の地域計画の見直し状況、社会経済情勢の変化などを考慮しつつ、必要に応じて見直しを行います。





## (5) 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

【第2章／251～252ページ】  
「事前に備えるべき目標」と  
「リスクシナリオ」(起きてはならない最悪  
の事態)の設定

第2章では、強靱化を推進する  
上で重要な目標と、その目標を妨  
げるリスク発生時に起きてはなら  
ない最悪の事態を設定しています。

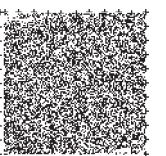
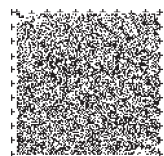
【第3章／253～282ページ】  
脆弱性評価の結果(課題の抽出)

第3章では、「リスクシナリオ」  
に対する脆弱性を分析し、課題を  
抽出しています。

【第4章／284～292ページ】  
強靱化に向けた取組の整理  
(「足立区基本計画」の施策との関係)

第4章では、「事前に備えるべ  
き目標」「リスクシナリオ」と、「足  
立区基本計画」の施策との関係を  
表形式で整理しています。

強靱化に向けた取組 (課題への対応策) は、「足立区基本計画」 の各施策を通じ  
て実施していきます。



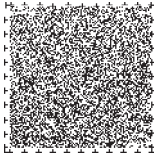
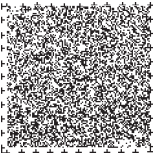
第2章 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」(起きてはならない最悪の事態)の設定

国の基本計画及び東京都の地域計画との整合を図りつつ、本区の特性を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる23の「リスクシナリオ」(起きてはならない最悪の事態)を設定しました。

| 事前に備えるべき目標                                                        | 対象となる災害  | リスクシナリオ<br>(起きてはならない最悪の事態) |                                                   | 掲載ページ |
|-------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------|---------------------------------------------------|-------|
| 1 被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる                                         | 地震       | 1-1                        | 大規模地震に伴う、建物等の複合的で大規模な倒壊による死傷者の発生                  | 253   |
|                                                                   | 地震       | 1-2                        | 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災による死傷者の発生                        | 255   |
|                                                                   | 水害       | 1-3                        | 台風や異常気象など突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による死傷者の発生         | 257   |
|                                                                   | 地震<br>水害 | 1-4                        | 情報伝達の不備などに伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生                     | 259   |
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ | 地震<br>水害 | 2-1                        | 自衛隊、警察、消防が被災することによる救助・救急活動の絶対的不足                  | 261   |
|                                                                   | 地震<br>水害 | 2-2                        | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺 | 261   |
|                                                                   | 地震<br>水害 | 2-3                        | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生    | 264   |
|                                                                   | 地震<br>水害 | 2-4                        | 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止                           | 266   |
|                                                                   | 地震       | 2-5                        | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生と混乱                              | 268   |
|                                                                   | 地震<br>水害 | 2-6                        | 大規模な自然災害と感染症との同時発生                                | 269   |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する                                                 | 地震<br>水害 | 3-1                        | 被災等による治安の悪化                                       | 271   |
|                                                                   | 地震<br>水害 | 3-2                        | 区職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下                           | 271   |

| 事前に備えるべき目標                                          | 対象となる災害  | リスクシナリオ<br>(起きてはならない最悪の事態) |                                                                  | 掲載ページ |
|-----------------------------------------------------|----------|----------------------------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 4 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない                      | 地震<br>水害 | 4-1                        | 経済活動（サプライチェーン*を含む）への甚大な影響の発生                                     | 273   |
|                                                     | 地震<br>水害 | 4-2                        | 有害物質の大規模拡散・流出                                                    | 274   |
| 5 生活・経済活動に必要な最低限の情報通信機能、ライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る | 地震<br>水害 | 5-1                        | 情報通信の麻痺・長期停止等による必要な情報の途絶                                         | 275   |
|                                                     | 地震<br>水害 | 5-2                        | 電気、ガス、上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止                                       | 276   |
|                                                     | 地震<br>水害 | 5-3                        | 沿線・沿道の建物等の倒壊による交通麻痺、地域交通ネットワークの寸断                                | 277   |
| 6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する                        | 地震<br>水害 | 6-1                        | 地域合意の欠如、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態                            | 279   |
|                                                     | 地震<br>水害 | 6-2                        | 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 279   |
|                                                     | 地震<br>水害 | 6-3                        | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態                              | 280   |
|                                                     | 地震<br>水害 | 6-4                        | 住宅再建や道路再整備等の遅延により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                  | 281   |
|                                                     | 地震<br>水害 | 6-5                        | 風評等による不安と混乱の拡大                                                   | 282   |
|                                                     | 地震<br>水害 | 6-6                        | 貴重な文化財の喪失                                                        | 282   |

※ 製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。





第3章 脆弱性評価の結果（課題の抽出）

23の「リスクシナリオ」（起きてはならない最悪の事態）ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出した結果は以下のとおりです。

＊「リスクシナリオ」は「視点」ごとに、「ハード」「ソフト」の順で並んでいます。

【事前に備えるべき目標1】

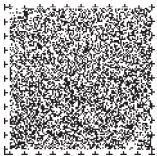
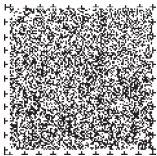
被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる

| 《リスクシナリオ》<br>1-1 大規模地震に伴う、建物等の複合的で大規模な倒壊による死傷者の発生                           |                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①建築物の耐震化の促進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード                      | ・ 旧耐震基準の建築物及び平成12年5月以前の基準で建てられた2階建て以下の木造建築物（いわゆるグレーゾーン住宅）は、大規模地震の際に倒壊等のおそれがあるため、耐震性向上を促進する必要がある。 |
| ②住宅改良による耐震化の促進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード                   |                                                                                                  |
| ③マンションの適正管理の推進、区営住宅の計画的建替えや修繕の促進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード |                                                                                                  |
| ④空き家対策の促進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード                        | ・ 大規模地震時に住宅の扉が開かなくなることを防ぎ、安全な避難路を確保するため、住宅の屋根材の軽量化や玄関扉の耐震化を促進する必要がある。                            |
| ⑤区有施設の耐震対策の促進<br><br>(担当) 施設営繕部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード                    |                                                                                                  |
| ⑥民間高齢者施設や民間保育施設の耐震対策の促進<br><br>(担当) 福祉部<br>子ども家庭部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード  |                                                                                                  |
| ⑦道路に面するブロック塀の安全対策の促進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード             | ・ 区有施設の耐震化及び特定天井の安全対策は完了しているが、不特定多数が集まることに加えて防災上重要な建物でもあるため、定期点検や老朽化対策により施設の安全性を確保し続ける必要がある。     |
| ⑧液状化に関する情報の提供<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 液状化対策／ソフト                       |                                                                                                  |
| ⑨高層建築物の耐震化の促進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード                    |                                                                                                  |

《リスクシナリオ》

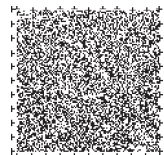
1-1 大規模地震に伴う、建物等の複合的で大規模な倒壊による死傷者の発生

|                                                                            |                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤区有施設の耐震対策の促進<br><br>(担当) 施設営繕部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード                   | ・ 区有施設の耐震化及び特定天井の安全対策は完了しているが、不特定多数が集まることに加えて防災上重要な建物でもあるため、定期点検や老朽化対策により施設の安全性を確保し続ける必要がある。 |
| ⑥民間高齢者施設や民間保育施設の耐震対策の促進<br><br>(担当) 福祉部<br>子ども家庭部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード |                                                                                              |
| ⑦道路に面するブロック塀の安全対策の促進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード            |                                                                                              |
| ⑧液状化に関する情報の提供<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 液状化対策／ソフト                      | ・ 大規模地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀等について、高さを低くする、生垣などへ緑化する等の整備を促進し、通行人などの安全性向上を図る必要がある。                  |
| ⑨高層建築物の耐震化の促進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 建物等の耐震対策／ハード                   |                                                                                              |
| ⑩大規模地震時の避難誘導の促進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 避難対策／ソフト                     |                                                                                              |



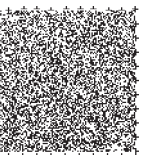
《リスクシナリオ》  
1-2 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災による死傷者の発生

|                     |                                                                                                                                    |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①まちの不燃化の促進          | ・ 火災による延焼防止と避難路の確保に向け、延焼遮断帯となる都市計画道路の整備及び沿道建築物の不燃化促進を図る必要がある。                                                                      |
| (担当) 都市建設部          |                                                                                                                                    |
| (視点) 不燃化、延焼防止／ハード   |                                                                                                                                    |
| ②老朽家屋の建替えや除却の促進     | ・ 適正に管理されない老朽危険家屋の存在は、震災時における火災の被害拡大の要因となるだけでなく、平時も不審火等による火災の原因となりやすいため、建替えや除却を促進する必要がある。                                          |
| (担当) 都市建設部          |                                                                                                                                    |
| (視点) 不燃化／ハード        |                                                                                                                                    |
| ③樹林、農地の保全           | ・ 密集地域内において延焼防止機能を有し、避難場所にもなる既存の樹林や農地を保全する必要がある。                                                                                   |
| (担当) 産業経済部<br>都市建設部 |                                                                                                                                    |
| (視点) 不燃化／ハード        |                                                                                                                                    |
| ④密集地域での密集市街地整備事業の推進 | ・ 密集地域内の円滑な消防・避難活動を実現するとともに、延焼を防止するため、防災生活道路や公園等の整備を推進する必要がある。                                                                     |
| (担当) 都市建設部          |                                                                                                                                    |
| (視点) 延焼防止／ハード       |                                                                                                                                    |
| ⑤密集地域内の狭あい道路の拡幅整備促進 | ・ 密集地域内の避難路及び緊急車両等の通行確保や、消火・救援活動が円滑に行えるよう、狭あい道路を解消し、道路網の拡幅整備を行う必要がある。                                                              |
| (担当) 都市建設部          |                                                                                                                                    |
| (視点) 円滑な消火活動／ハード    |                                                                                                                                    |
| ⑥消防水利の整備と消火用水の確保    | ・ 密集地域内の消防自動車の出入りが難しい場所には、防火水槽等の消防水利の整備が必要である。<br>・ 震災時に、河川や小・中学校のプール等のあらゆる水利を地域の消火用水として使用可能な状態にしておくために、消防や教育委員会等との連携を密にしていく必要がある。 |
| (担当) 危機管理部<br>学校運営部 |                                                                                                                                    |
| (視点) 円滑な消火活動／ハード    |                                                                                                                                    |



《リスクシナリオ》  
1-2 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災による死傷者の発生

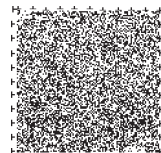
|                        |                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦無電柱化整備の推進             | ・ 災害時の電柱倒壊による緊急輸送道路等の閉塞を防ぎ、都市防災機能の強化を図るため、無電柱化整備を推進する必要がある。                                                                                                                              |
| (担当) 都市建設部             |                                                                                                                                                                                          |
| (視点) 円滑な消火活動／ハード       |                                                                                                                                                                                          |
| ⑧民間高齢者施設の延焼防止          | ・ 宿泊を伴う高齢者施設はスプリンクラーの設置が義務化されており対応済みであるが、通所介護施設で宿泊サービスを実施する際に設置義務が生じる場合があるため、スプリンクラー整備を促進する必要がある。                                                                                        |
| (担当) 福祉部               |                                                                                                                                                                                          |
| (視点) 円滑な消火活動／ハード       |                                                                                                                                                                                          |
| ⑨消防団の活動能力の向上           | ・ 消防団による消火、救出・救助活動等が迅速かつ的確に行えるよう、人員の確保や装備・訓練の充実強化が必要である。                                                                                                                                 |
| (担当) 危機管理部             |                                                                                                                                                                                          |
| (視点) 自助・共助、円滑な消火活動／ソフト |                                                                                                                                                                                          |
| ⑩地域全体の連携による共助の促進       | ・ 共助を促す取組として、防災区民組織等の充実強化や防災士等との連携体制の強化、地区防災計画策定の推進に努め、近隣住民相互による迅速な避難誘導等、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。                                                                                          |
| (担当) 危機管理部             |                                                                                                                                                                                          |
| (視点) 自助・共助／ソフト         |                                                                                                                                                                                          |
| ⑪区民一人ひとりの自助の備えの促進      | ・ 震災時に家具の転倒から自分の身を守るシェイクアウトや火災による煙の中での避難方法について多くの区民に知っていただき、自分の命は自分で守る自助の大切さの周知・啓発を図る必要がある。<br>・ 震災時の火災の被害を最小限にするためには、区民自らが家具類の転倒・落下・移動防止などによる避難路確保や、感震ブレーカー等の設置による出火防止などの取組を行うことが必要である。 |
| (担当) 危機管理部<br>都市建設部    |                                                                                                                                                                                          |
| (視点) 自助・共助／ソフト         |                                                                                                                                                                                          |



## 《リスクシナリオ》

## 1-3 台風や異常気象など突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による死傷者の発生

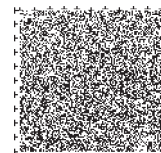
|                                                                   |                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①樹林や農地の保全と雨水流出抑制施設整備の推進<br>(担当) 産業経済部<br>都市建設部<br>(視点) 内水氾濫抑制／ハード | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 集中豪雨による都市型洪水の軽減を図るため、既存の樹林や農地を保全する必要がある。</li><li>・ 民間による開発行為や公共施設等においては、浸水及び貯留施設等の雨水流出抑制施設の整備を推進する必要がある。</li></ul> |
| ②下水道における水害対策の促進<br>(担当) 危機管理部<br>都市建設部<br>(視点) 内水氾濫抑制／ハード         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 近年の降雨災害を踏まえ、下水道の排水能力のレベルアップ等、水害対策の強化を図るよう東京都に働きかける必要がある。</li></ul>                                                 |
| ③河川整備の推進<br>(担当) 都市建設部<br>(視点) 河川氾濫抑制／ハード                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 堤防幅、高さが不足している箇所がある荒川、中川等の築堤や嵩上げ、荒川、隅田川等のスーパー堤防や護岸工事などの河川整備を、河川管理者と連携しながら早期に進めていく必要がある。</li></ul>                   |
| ④荒川第二・三調節池の早期整備<br>(担当) 都市建設部<br>(視点) 河川氾濫抑制／ハード                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 洪水時に荒川の流量を低減し、下流の堤防決壊等のリスクを軽減する、荒川第二・三調節池を早期に整備するよう国に働きかける必要がある。</li></ul>                                         |
| ⑤浸水危険度が高い道路の安全確保<br>(担当) 都市建設部<br>(視点) 水没事故防止／ハード                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地形的に道路冠水が想定される地区のうち、特に車が水没する危険性のあるアンダーパスなどでは、排水ポンプや路面冠水自動検知装置、通行止め電光掲示板等の維持管理や更新等を進める必要がある。</li></ul>              |
| ⑥区営住宅居住者の避難先確保<br>(担当) 都市建設部<br>(視点) 避難先確保／ハード                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 区営住宅を新築する際は、逃げ遅れ等により避難所へ行けなかった居住者の避難対策として、浸水しない階に集会所を設置する必要がある。</li></ul>                                          |



## 《リスクシナリオ》

## 1-3 台風や異常気象など突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による死傷者の発生

|                                                            |                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦民間高齢者施設の水害対策の促進<br>(担当) 福祉部<br>(視点) 避難手段確保／ハード            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水害発生時の避難手段の確保及び避難時間の短縮を図るために、水害対策にかかる施設整備を促進する必要がある。</li></ul>                                           |
| ⑧区民への浸水リスク等の周知・啓発<br>(担当) 危機管理部<br>都市建設部<br>(視点) 自助・共助／ソフト | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 洪水ハザードマップの作成や、周知、出前講座等を通じ、区民が浸水リスクや避難所等について事前に把握し、発災時に適切な避難行動をとれるよう啓発する必要がある。</li></ul>                  |
| ⑨各地域におけるコミュニティタイムライン策定の推進<br>(担当) 危機管理部<br>(視点) 自助・共助／ソフト  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各地域で、水害時の避難のタイミングや取るべき防災行動等を前もって話し合い、「いつ・誰が・何をするのか」をあらかじめ定めておく「コミュニティタイムライン」の策定を推進する必要がある。</li></ul>     |
| ⑩避難行動要支援者の避難行動支援の推進<br>(担当) 福祉部<br>(視点) 避難行動要支援者／ソフト       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等（避難行動要支援者）の逃げ遅れを防ぎ、命を救うために、水害時個別避難計画を作成し、避難場所や避難方法をあらかじめ計画立てて実行する必要がある。</li></ul> |





## 《リスクシナリオ》

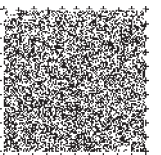
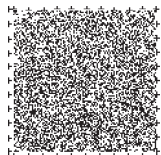
## 1-4 情報伝達の不備などに伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生

|                                |                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①防災行政無線の聞こえの悪い地域の解消            | ・ 災害時に区民が正確な情報を得られるよう、防災行政無線の聞こえの悪い地域の解消に向けて、防災アプリとの連携による区民への情報発信等を進めていく必要がある。                                                                                                                                              |
| (担当) 危機管理部                     |                                                                                                                                                                                                                             |
| (視点) 区民等への情報発信／ハード・ソフト         |                                                                                                                                                                                                                             |
| ②活用可能なあらゆる媒体を用いたタイムリーな情報発信     | ・ 河川の水位情報や避難に関する情報など、区民が必要とする災害情報が確実に伝わるよう、防災アプリ、ホームページ、A-メール、LINE、X（旧Twitter）等のSNS、あだち安心電話・FAX、デジタルサイネージ、災害情報共有システム（Lアラート）など、活用可能なあらゆる媒体を用いて、的確な情報をタイムリーかつ確実に提供できる体制の整備が必要である。<br>・ 外国人にも配慮し、「やさしい日本語」や多言語での情報発信に努める必要がある。 |
| (担当) 政策経営部<br>危機管理部            |                                                                                                                                                                                                                             |
| (視点) 区民等への情報発信／ソフト             |                                                                                                                                                                                                                             |
| ③多くの人が集まる駅周辺における情報発信           | ・ 区民や来街者等、多くの人が集まる北千住駅、綾瀬駅の周辺では、特に混乱等を避ける必要があり、区が設置するデジタルサイネージ等を活用し、広範囲に災害情報等の提供を行う体制の整備が必要である。                                                                                                                             |
| (担当) 危機管理部                     |                                                                                                                                                                                                                             |
| (視点) 区民等への情報発信／ソフト             |                                                                                                                                                                                                                             |
| ④関係機関等との通信手段の多様化               | ・ 区内部における情報連絡や、東京都、外郭団体、協力機関等との情報連絡の通信手段を多様化する必要がある。                                                                                                                                                                        |
| (担当) 危機管理部                     |                                                                                                                                                                                                                             |
| (視点) 情報連絡体制／ハード                |                                                                                                                                                                                                                             |
| ⑤避難行動要支援者情報に基づく対応策の検討と避難支援者の発掘 | ・ 災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等の要支援者情報に基づく対応策を検討し、警察・消防・消防団との情報共有を図るとともに、避難支援の担い手の新たな発掘が必要である。                                                                                                                                    |
| (担当) 福祉部                       |                                                                                                                                                                                                                             |
| (視点) 避難行動要支援者／ソフト              |                                                                                                                                                                                                                             |

## 《リスクシナリオ》

## 1-4 情報伝達の不備などに伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生

|                |                                                                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥区民の防災意識の向上    | ・ 平時から区民に対して発災時の避難先や避難判断の目安、避難方法、区が発令する避難情報、通信事業者が提供する安否確認ツール等について周知し、発災時に冷静な避難行動等が取れるよう区民の防災意識を向上させる必要がある。 |
| (担当) 危機管理部     |                                                                                                             |
| (視点) 自助・共助／ソフト |                                                                                                             |



【事前に備えるべき目標 2】

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ

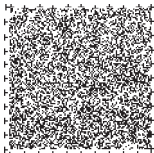
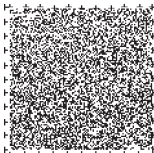
| 《リスクシナリオ》<br>2-1 自衛隊、警察、消防が被災することによる救助・救急活動の絶対的不足 |                                                                                                 |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①消防団の活動能力の向上                                      | ・ 消防団による消火、救出・救助活動等が迅速かつ的確に行えるよう、人員の確保や装備・訓練の充実強化が必要である。                                        |
| (担当) 危機管理部                                        |                                                                                                 |
| (視点) 自助・共助、円滑な消火活動／ソフト                            |                                                                                                 |
| ②地域全体の連携による共助の促進                                  | ・ 共助を促す取組として、防災区民組織等の充実強化や防災士等との連携体制の強化、地区防災計画策定の推進に努め、近隣住民相互による迅速な避難誘導等、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。 |
| (担当) 危機管理部                                        |                                                                                                 |
| (視点) 自助・共助／ソフト                                    |                                                                                                 |
| ③救出救助機関の受入体制等の整備                                  | ・ 都外からの応援部隊等も含め、救出救助機関の活動拠点の確保に努め、災害時に円滑かつ効率的に活動ができるよう、受入体制を整備する必要がある。                          |
| (担当) 危機管理部                                        |                                                                                                 |
| (視点) 受援体制／ソフト                                     |                                                                                                 |

| 《リスクシナリオ》<br>2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺 |                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①都市計画道路の整備と沿道建築物の不燃化、耐震化の促進                                        | ・ 災害時に重要な物流ルートとなる都市計画道路の整備と沿道建築物の不燃化を進めるとともに、建物倒壊による道路閉塞を防止するため、緊急輸送道路に指定されている都市計画道路沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。 |
| (担当) 都市建設部                                                         |                                                                                                          |
| (視点) 輸送／ハード                                                        |                                                                                                          |

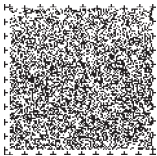
| 《リスクシナリオ》<br>2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②東京 DMAT <sup>※</sup> 等との訓練の実施                                     | ・ 東京DMAT等による迅速な医療救護活動が行えるよう、災害拠点病院を中心に受入医療機関の体制は既に確保されているため、引き続き区医師会や東京消防庁等と連携しながら、災害本番を想定した、より実践的な医療救護訓練を実施していく必要がある。                                                                                                                                  |
| (担当) 衛生部                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (視点) 受援体制／ソフト                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ③医療従事者への活動支援                                                       | ・ 各緊急医療救護所で使用する水や食事、簡易トイレ等は、区の災害備蓄拠点倉庫もしくは協定締結先のスーパーマーケット等から調達し、輸送する想定であるが、休憩用テントの導入など休憩場所の確保についても検討していく必要がある。<br>・ 令和7年度開設予定の「すこやかプラザ あだち」では、災害時でも施設機能を72時間維持できる非常用発電機の設置や、電話・Wi-Fi等のインフラ設備の充実も図るため、応援医療チーム等がすこやかプラザを拠点として効果的な医療救護活動ができるよう支援していく必要がある。 |
| (担当) 危機管理部<br>衛生部                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (視点) 受援体制／ソフト                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ④十分な医薬品の確保                                                         | ・ 区は、災害時に備え医薬品を緊急医療救護所となる病院や避難所へ備蓄し、不足した場合に備えて区内薬剤等卸業者などと医薬品の提供について協定を締結しているが、十分な医薬品を迅速に確保できるよう、区薬剤師会とさらなる連携強化を図っていく必要がある。                                                                                                                              |
| (担当) 危機管理部<br>衛生部                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (視点) 医薬品確保／ハード                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑤緊急医療救護所の電源等確保                                                     | ・ 災害時に、停電や断水等により緊急医療救護所となる病院等が稼働不能とならないよう、電力会社や東京都水道局と、非常時の電力と水の優先確保体制を構築しているが、発災時に迅速に供給体制を確保できるよう訓練等を通じて連携を強化していく必要がある。                                                                                                                                |
| (担当) 危機管理部<br>衛生部                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (視点) 電源対策／ハード                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                         |

※ 被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

(次ページにつづく)

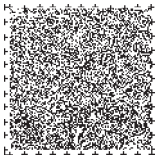


| 《リスクシナリオ》<br>2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺 |                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥医療関係機関等との多様な通信手段の確保<br>(担当) 危機管理部 衛生部<br>(視点) 情報連絡体制／ハード          | ・ 災害時に他自治体の病院やDMAT、消防、警察、自衛隊等の関係機関と、負傷者の搬送や受入等の連携を図るために、防災行政無線や災害情報システム、災害時衛星電話等を導入しているが、引き続き多様な通信手段の確保を図っていく必要がある。 |
| ⑦区内医療機関等との情報連絡体制の強化<br>(担当) 衛生部<br>(視点) 情報連絡体制／ソフト                 |                                                                                                                     |
|                                                                    |                                                                                                                     |



| 《リスクシナリオ》<br>2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①被災者の健康管理体制の構築<br>(担当) 危機管理部 衛生部<br>(視点) 健康管理／ハード・ソフト           | ・ 感染症の流行や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患の多発を防止するとともに、震災のトラウマ等によるメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健師、栄養士、歯科衛生士等が連携し、被災者の中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。                                                         |
| ②区立小・中学校施設の安全確保と防災機能の強化<br>(担当) 危機管理部 学校運営部<br>(視点) 避難所／ハード     |                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
| ③多様な避難者のニーズに対応した避難所の運営<br>(担当) 危機管理部<br>(視点) 避難所／ソフト            | ・ 避難所では不特定多数の人々が数日（場合によってはさらに長期間）にわたり生活することから、安心・安全の確保も含めて要配慮者がどういったことを求めているか、ニーズを正確に把握して必要事項は運営マニュアルに追記するとともに、避難所を運営する従事者も要配慮者への理解を深める必要がある。                                                             |
| ④避難所利用にかかるマニュアルを用いた訓練の実施<br>(担当) 危機管理部<br>(視点) 避難所／ソフト          |                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
| ⑤福祉避難所（第二次避難所）の確保と運営体制の整備<br>(担当) 危機管理部<br>(視点) 避難所／ソフト         | ・ 第一次避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所（第二次避難所）の確保を図っていく必要がある。<br>・ 水害時個別避難計画に基づく避難先となる福祉避難所（令和6年度現在11か所）において避難所運営マニュアルの作成は完了したため、マニュアルを踏まえながら区職員により施設状況や備蓄等について定期的な現地確認を行うことで、適切な避難所運営ができるよう体制を整備していく必要がある。 |
|                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |

（次ページにつづく）



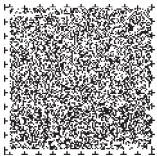
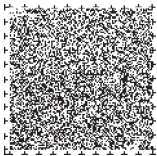


| 《リスクシナリオ》<br>2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥過去の震災で得た教訓等を踏まえた備蓄品目等の見直し                                      | ・ 東日本大震災等の過去の震災で得た教訓等も踏まえ、備蓄品目や必要量の見直しを行う必要がある。                                                                                                                              |
| (担当) 危機管理部                                                      |                                                                                                                                                                              |
| (視点) 備蓄／ハード                                                     |                                                                                                                                                                              |
| ⑦避難所や災害拠点周辺のマンホールを活用したトイレ整備等の促進                                 | ・ 大規模震災時に上下水道の破損等によりトイレが使用できなくなる場合に備え、避難所や災害拠点等周辺のマンホールをトイレとして活用できるよう、部材の備蓄を進めるとともに、災害時に適切に使用できるよう設置等訓練を実施する必要がある。<br>・ 各避難所への簡易トイレの備蓄等、マンホールトイレの整備以外にも災害時のトイレ対策を進めていく必要がある。 |
| (担当) 危機管理部<br>都市建設部                                             |                                                                                                                                                                              |
| (視点) トイレ／ハード・ソフト                                                |                                                                                                                                                                              |

| 《リスクシナリオ》<br>2-4 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①避難者のニーズに応じた物資の確保                        | ・ 区は東京都と連携し、発災後3日分の物資確保に努めるが、多様化する避難者のニーズに留意した内容も考慮する必要がある。                                                                                                                                             |
| (担当) 危機管理部                               |                                                                                                                                                                                                         |
| (視点) 備蓄／ハード                              |                                                                                                                                                                                                         |
| ②区民による応急給水体制の構築                          | ・ 区民による迅速な応急給水体制を構築するために、東京都に対し、応急給水ステーションの充実を引き続き要望していく必要がある。<br>・ 災害時に断水が発生しても簡単な手順で迅速に給水できる応急給水栓は、原則、第一次避難所の各施設に1か所ずつ設置されており、応急給水体制は構築されているが、統廃合による新しい小・中学校など未設置の施設もあるため、東京都と設置に向けた協議・調整を行っていく必要がある。 |
| (担当) 危機管理部                               |                                                                                                                                                                                                         |
| (視点) 備蓄／ハード                              |                                                                                                                                                                                                         |
| ③各家庭や事業所等における備蓄の推進                       | ・ 大規模災害時は道路閉塞や事業者の被災等により物資の供給が困難となる可能性があり、区や東京都による備蓄も限られているため、各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新を推進していく必要がある。                                                                                                |
| (担当) 危機管理部                               |                                                                                                                                                                                                         |
| (視点) 備蓄／ソフト                              |                                                                                                                                                                                                         |
| ④物資等の調達方法の多様化                            | ・ 他自治体や民間団体等とあらかじめ災害時支援協定を締結し、災害時の物資調達方法を多様化しておく必要がある。                                                                                                                                                  |
| (担当) 危機管理部                               |                                                                                                                                                                                                         |
| (視点) 備蓄／ソフト                              |                                                                                                                                                                                                         |
| ⑤道路等の災害対応力強化及び迅速な啓開※                     | ・ 災害時における緊急支援物資輸送等の機能確保及び早期復旧のため、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、国や東京都、警視庁、東京消防庁等との連携体制を構築していく必要がある。                                                                                     |
| (担当) 都市建設部                               |                                                                                                                                                                                                         |
| (視点) 輸送／ハード                              |                                                                                                                                                                                                         |

※ 道路等の「啓開」とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

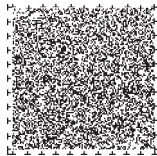
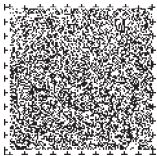
(次ページにつづく)



| 《リスクシナリオ》<br>2-4 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止                   |                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥河川輸送路の確保<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 輸送／ハード             | ・ 足立区は四方を河川で囲まれており、災害により寸断された陸上輸送の補完として河川輸送路を確保するため、護岸整備や防災船着場の整備を国や東京都と協力しながら進めていく必要がある。                                           |
| ⑦関係機関との連携による物資輸送体制の強化<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 輸送／ソフト |                                                                                                                                     |
| ⑧効率的な輸送体制の整備<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 輸送／ソフト          |                                                                                                                                     |
| ⑨救援物資の受け入れや配送等の体制整備<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 輸送／ソフト   | ・ 地域内輸送拠点における物資の効率的な配置、避難所への効率的な輸送ルート、輸送手段について具体化を進める必要がある。<br>・ 地域内輸送拠点の運営や物資輸送手段の確保にあたっては、協定や備蓄管理委託契約に基づき民間物流事業者との連携体制を強化する必要がある。 |
|                                                            |                                                                                                                                     |
|                                                            |                                                                                                                                     |

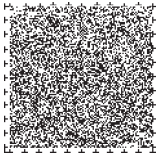
| 《リスクシナリオ》<br>2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生と混乱                                     |                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①一斉帰宅抑制と連絡手段の事前確保の周知徹底<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 一斉帰宅抑制／ソフト           | ・ 「東京都帰宅困難者対策条例」が求める「一斉帰宅抑制」と「発災時における家族等との連絡手段の事前確保」について、区民や事業者へ周知徹底を図る必要がある。               |
| ②事業者による施設内待機に係る計画の作成と水・食料等の備蓄の推進<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 一斉帰宅抑制／ソフト |                                                                                             |
| ③一時滞在施設の確保及び備蓄の充実<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 帰宅困難者対応／ハード               |                                                                                             |
| ④徒歩帰宅者等への支援体制の充実<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 帰宅困難者対応／ソフト                | ・ 多数の帰宅困難者のため、一時滞在施設の確保、備蓄の充実にさらに進める必要がある。<br><br>・ 民間事業者との協定締結等により、徒歩帰宅者を支援する体制を充実する必要がある。 |
| ⑤駅前滞留者対策推進協議会による現地本部体制の早期整備<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 駅前滞留者対策／ソフト     |                                                                                             |
|                                                                           |                                                                                             |

(次ページにつづく)

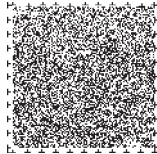


| 《リスクシナリオ》<br>2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生と混乱 |                                                                         |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ⑥災害用定点カメラ及びデジタルサイネージを活用した訓練の実施        | ・ 駅前滞留者対策として、北千住駅及び綾瀬駅等周辺に整備した災害用定点カメラやデジタルサイネージを活用した情報収集・提供の訓練等が必要である。 |
| (担当) 危機管理部                            |                                                                         |
| (視点) 駅前滞留者対策／ソフト                      |                                                                         |
| ⑦東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用した訓練の実施      | ・ 駅前滞留者対策として、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用した情報収集・一時滞在施設との情報伝達訓練等を行う必要がある。    |
| (担当) 危機管理部                            |                                                                         |
| (視点) 駅前滞留者対策／ソフト                      |                                                                         |

| 《リスクシナリオ》<br>2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |                                                                  |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ①感染症対策を踏まえた備蓄品目等の見直し                | ・ 感染症対策を踏まえ、備蓄品目や必要量の見直しを行う必要がある。                                |
| (担当) 危機管理部                          |                                                                  |
| (視点) 感染症予防／ハード                      |                                                                  |
| ②平時からの感染症予防対策の促進                    | ・ 平時から予防接種の促進や手洗い、咳エチケットの励行など、感染症の発生や蔓延を防止するための健康指導等や啓発を行う必要がある。 |
| (担当) 衛生部                            |                                                                  |
| (視点) 感染症予防／ソフト                      |                                                                  |
| ③感染症を踏まえた避難所運営訓練の実施                 | ・ 感染症対策を盛り込んだマニュアルを用いて、適切な避難所運営ができるよう避難所運営従事者に訓練を実施する必要がある。      |
| (担当) 危機管理部                          |                                                                  |
| (視点) 感染症予防／ソフト                      |                                                                  |



| 《リスクシナリオ》<br>2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |                                                                                      |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ④上下水道の耐震化での都区連携                     | ・ 地震などによる上下水道施設の損壊を防ぐため、東京都では施設の耐震化を進めており、都区が連携・協力し、区民等の理解を得ながら、早期の施設整備を進めていく必要がある。  |
| (担当) 都市建設部                          |                                                                                      |
| (視点) 衛生環境／ハード                       |                                                                                      |
| ⑤広域的な火葬実施の検討                        | ・ 都内火葬施設のみで火葬処理を行う場合、相当の期間が必要となるため、一時的な遺体安置所の設置及び、都内火葬場の被害状況に応じて、都外での広域火葬を検討する必要がある。 |
| (担当) 危機管理部<br>地域のちから推進部             |                                                                                      |
| (視点) 衛生環境／ソフト                       |                                                                                      |
| ⑥避難所におけるペット等の適正な飼養の周知促進             | ・ 避難所にペットとともに避難される方向けに、避難所における動物の適正な飼養に関するマニュアルの整備と実践を想定した訓練を実施する必要がある。              |
| (担当) 危機管理部<br>衛生部                   |                                                                                      |
| (視点) 衛生環境／ソフト                       |                                                                                      |

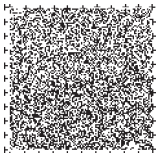




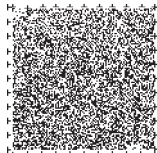
【事前に備えるべき目標 3】  
必要不可欠な行政機能を確保する

| 《リスクシナリオ》<br>3-1 被災等による治安の悪化 |                                                                                                  |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区民の防犯意識の向上                  | ・ 災害時の治安悪化を防ぐには、日頃から区民の防犯意識を高め、一人ひとりが犯罪にあわないための知識を習得し、日常生活の中で実践していくことが必要である。                     |
| (担当) 危機管理部                   |                                                                                                  |
| (視点) 自助・共助／ソフト               |                                                                                                  |
| ②町会・自治会や関係機関等との連携            | ・ 災害時は様々な社会的混乱が起きることが予測されるため、平時から警察署や町会・自治会、関係機関が連携し、区民の生命の安全確保や各種犯罪の予防、取締りや見守り等の体制を構築しておく必要がある。 |
| (担当) 危機管理部<br>地域のちから推進部      |                                                                                                  |
| (視点) 自助・共助／ソフト               |                                                                                                  |

| 《リスクシナリオ》<br>3-2 区職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |                                                                                                           |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①本庁舎の防災機能向上                              | ・ 発災時に応急対策の要となる本庁舎は、現時点で内水氾濫、高潮水害への対策や耐震性は確保されているが、水位の高い河川氾濫にも対応できるよう、北館屋上に非常用発電機や設備機器を移設する工事を進めていく必要がある。 |
| (担当) 施設営繕部                               |                                                                                                           |
| (視点) 区有施設／ハード                            |                                                                                                           |
| ②区有施設の防災機能向上                             | ・ 新たに整備する区有施設は、耐震性だけでなく、浸水対策を含めた防災機能を備える必要がある。                                                            |
| (担当) 施設営繕部                               |                                                                                                           |
| (視点) 区有施設／ハード                            |                                                                                                           |
| ③関係機関等との通信手段の多様化                         | ・ 区内部における情報連絡や、東京都、外郭団体、協力機関等との情報連絡の通信手段を多様化する必要がある。                                                      |
| (担当) 危機管理部                               |                                                                                                           |
| (視点) 情報連絡体制／ハード                          |                                                                                                           |

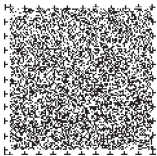


| 《リスクシナリオ》<br>3-2 区職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |                                                                                                                    |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④BCP（業務継続計画）の継続的な見直し                     | ・ 区のBCPについて、発災時の実効性を担保するため、継続的な見直しが必要である。                                                                          |
| (担当) 危機管理部                               |                                                                                                                    |
| (視点) BCP／ソフト                             |                                                                                                                    |
| ⑤遠隔地の自治体との相互応援協定締結の推進                    | ・ 広範囲に被災し、自区や近郊自治体による相互応援のみでは対応が困難な場合に備え、遠隔地の市町村等との相互応援協定締結をさらに推進する必要がある。                                          |
| (担当) 危機管理部                               |                                                                                                                    |
| (視点) 受援体制／ソフト                            |                                                                                                                    |
| ⑥必要な支援を明確にした応援要請                         | ・ 過去の事例から、支援側の自治体と被災地の自治体のニーズのマッチングには困難が伴い、他自治体から派遣される職員は短期間で交替し、業務の継続性の確保に支障が生じるおそれが高いため、必要な支援を明確にし、応援要請を行う必要がある。 |
| (担当) 危機管理部                               |                                                                                                                    |
| (視点) 受援体制／ソフト                            |                                                                                                                    |



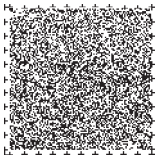
【事前に備えるべき目標 4】  
経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

| 《リスクシナリオ》<br>4-1 経済活動（サプライチェーンを含む）への甚大な影響の発生 |                                                                                                          |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①都市計画道路の整備と沿道建築物の不燃化、耐震化の促進                  | ・ 災害時に重要な物流ルートとなる都市計画道路の整備と沿道建築物の不燃化を進めるとともに、建物倒壊による道路閉塞を防止するため、緊急輸送道路に指定されている都市計画道路沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。 |
| （担当）都市建設部                                    |                                                                                                          |
| （視点）物流／ハード                                   |                                                                                                          |
| ②橋梁の架け替えや新設整備及び維持補修の促進                       | ・ 発災時の交通や輸送、物流ルートの分断を防ぐため、「足立区橋梁更新基本計画」等に基づき、老朽化や耐震性確保等に伴う橋梁の架け替えや、橋梁点検・維持補修を計画的に進めていく必要がある。             |
| （担当）都市建設部                                    |                                                                                                          |
| （視点）物流／ハード                                   |                                                                                                          |
| ③主要道路の道路啓開の迅速な実施                             | ・ 各道路管理者及び交通管理者との協議を進め、災害時の各々の活動体制を確立するとともに、相互に連携・協力し、主要道路等の道路啓開を迅速に進めていく必要がある。                          |
| （担当）都市建設部                                    |                                                                                                          |
| （視点）物流／ハード                                   |                                                                                                          |
| ④再生可能エネルギーの活用促進                              | ・ 災害による長期間の停電時にも、事業活動の完全な停止のリスクを軽減・緩和するために、再生可能エネルギー設備の導入を促進する必要がある。                                     |
| （担当）環境部                                      |                                                                                                          |
| （視点）中小事業者／ハード                                |                                                                                                          |
| ⑤ BCP（事業継続計画）策定の促進                           | ・ 中小事業者が被災後速やかに重要な機能を再開し、事業を継続できるようにするため、各事業者のBCP策定を促進する必要がある。                                           |
| （担当）産業経済部                                    |                                                                                                          |
| （視点）中小事業者／ソフト                                |                                                                                                          |
| ⑥中小事業者への支援                                   | ・ 被災した中小事業者向けの融資や助成をはじめ、中小事業者に対するきめ細かい支援策等を講じる必要がある。                                                     |
| （担当）産業経済部                                    |                                                                                                          |
| （視点）中小事業者／ソフト                                |                                                                                                          |



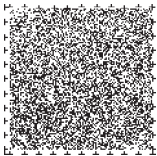
| 《リスクシナリオ》<br>4-1 経済活動（サプライチェーンを含む）への甚大な影響の発生 |                                                                              |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦区内金融機関に関する情報の発信                             | ・ 金融サービスの機能停止による商取引等への影響が少なくなるよう、区内金融機関の被害状況や被災者に対する臨時措置等の情報収集に努め、広報する必要がある。 |
| （担当）政策経営部<br>産業経済部                           |                                                                              |
| （視点）金融／ソフト                                   |                                                                              |

| 《リスクシナリオ》<br>4-2 有害物質の大規模拡散・流出 |                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①毒物・劇物、化学物質等の拡散・流出の未然防止        | ・ 区が毒物・劇物、化学物質などの取り扱い事業者に対して監視指導や現場確認等を行う際に、発災時の流出防止に必要な対策の啓発を継続していく必要がある。                                                                            |
| （担当）衛生部<br>環境部                 |                                                                                                                                                       |
| （視点）毒物・劇物／ソフト                  |                                                                                                                                                       |
| ②アスベスト飛散リスクの低減                 | ・ 区は、区内建築物所有者によるアスベストの調査、除去等を促進し、発災時における飛散リスクを低減する必要がある。<br>・ 地震等で倒壊などの被害を受けた建築物等の所有者、解体等工事の施工者がアスベストの飛散防止のため適切な措置が取れるよう、状況に応じて、措置の方法等の助言、指導を行う必要がある。 |
| （担当）環境部<br>都市建設部               |                                                                                                                                                       |
| （視点）アスベスト／ソフト                  |                                                                                                                                                       |



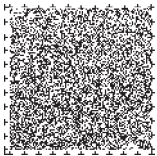
【事前に備えるべき目標 5】  
生活・経済活動に必要最低限の情報通信機能、ライフライン、交通ネットワーク  
を確保し、早期復旧を図る

| 《リスクシナリオ》<br>5-1 情報通信の麻痺・長期停止等による必要な情報の途絶                             |                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①無電柱化整備の推進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 通信インフラ／ハード                   | ・ 災害時の電柱倒壊に伴う電線や光ケーブル等の切断による情報通信の麻痺を防ぎ、都市防災機能の強化を図るため、無電柱化整備を推進する必要がある。                                                                                       |
| ②電気や通信会社等との連携による通信設備の早期復旧<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 通信インフラ／ソフト    |                                                                                                                                                               |
| ③関係機関等との通信手段の多様化<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 情報連絡体制／ハード             |                                                                                                                                                               |
| ④臨時災害用 FM 放送の活用方法等の検討<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 区民等への情報発信／ハード・ソフト | ・ 情報通信が停止した際でも使用できる防災行政無線の聞こえの悪い地域の解消のため、防災アプリとの連携による区民への情報発信等を進めていくほか、発災後に区が設置する臨時災害用FM放送の活用方法など発信体制の整備を促進する必要がある。<br>・ 情報通信技術 (ICT) を活用した新しい通信手段を研究する必要がある。 |
| ⑤地域コミュニティの活性化の推進<br><br>(担当) 危機管理部<br>地域のちから推進部<br><br>(視点) 自助・共助／ソフト |                                                                                                                                                               |
|                                                                       |                                                                                                                                                               |



| 《リスクシナリオ》<br>5-2 電気、ガス、上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止                |                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①無電柱化整備の推進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 電気／ハード            | ・ 災害時の電柱倒壊に伴う電線や光ケーブル等の切断を防ぎ、都市防災機能の強化を図るため、無電柱化整備を推進する必要がある。                                                                           |
| ②再生可能エネルギーの活用促進<br><br>(担当) 環境部<br><br>(視点) 電気／ハード         |                                                                                                                                         |
| ③民間高齢者施設のライフラインの確保<br><br>(担当) 福祉部<br><br>(視点) 電気・上下水道／ハード |                                                                                                                                         |
| ④上下水道の耐震化での都区連携<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 上下水道／ハード     | ・ 災害発生時の施設機能を維持するために、非常用自家発電や給水設備等の整備を促進する必要がある。<br>・ 地震などによる上下水道施設の損壊を防ぐため、東京都では施設の耐震化を進めており、都区が連携・協力し、区民等の理解を得ながら、早期の施設整備を進めていく必要がある。 |
| ⑤区民による応急給水体制の構築<br><br>(担当) 危機管理部<br><br>(視点) 上下水道／ハード     |                                                                                                                                         |
|                                                            |                                                                                                                                         |

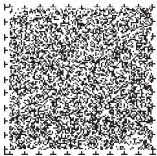
(次ページにつづく)



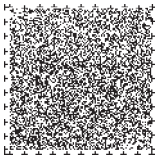


| 《リスクシナリオ》<br>5-2 電気、ガス、上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止 |                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥避難所や災害拠点周辺のマンホールを活用したトイレ整備等の促進             | ・ 大規模震災時に上下水道の破損等によりトイレが使用できなくなる場合に備え、避難所や災害拠点等周辺のマンホールをトイレとして活用できるよう、部材の備蓄を進めるとともに、災害時に適切に使用できるよう設置等訓練を実施する必要がある。<br>・ 各避難所への簡易トイレの備蓄等、マンホールトイレの整備以外にも災害時のトイレ対策を進めていく必要がある。 |
| (担当) 危機管理部<br>都市建設部                         |                                                                                                                                                                              |
| (視点) 上下水道／ハード・ソフト                           |                                                                                                                                                                              |
| ⑦簡易トイレや水の備蓄の周知徹底                            | ・ 災害により上下水道が機能停止した際の在宅避難に備え、簡易トイレや水の家庭内備蓄について周知徹底する必要がある。                                                                                                                    |
| (担当) 危機管理部                                  |                                                                                                                                                                              |
| (視点) 上下水道／ソフト                               |                                                                                                                                                                              |
| ⑧ライフライン事業者との連携による早期復旧                       | ・ 電気、ガス、上下水道などのライフラインが被災した場合には、区及び関係機関がそれぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や区民への対応等を迅速に実施する必要がある。                                                                              |
| (担当) 危機管理部                                  |                                                                                                                                                                              |
| (視点) 電気・ガス・上下水道／ソフト                         |                                                                                                                                                                              |

| 《リスクシナリオ》<br>5-3 沿線・沿道の建物等の倒壊による交通麻痺、地域交通ネットワークの寸断 |                                                                                              |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①橋梁の架け替えや新設整備及び維持補修の促進                             | ・ 発災時の交通や輸送、物流ルートの分断を防ぐため、「足立区橋梁更新基本計画」等に基づき、老朽化や耐震性確保等に伴う橋梁の架け替えや、橋梁点検・維持補修を計画的に進めていく必要がある。 |
| (担当) 都市建設部                                         |                                                                                              |
| (視点) 橋梁／ハード                                        |                                                                                              |
| ②道路の老朽化に伴う安全対策                                     | ・ 道路施設が耐用年数を迎え、劣化や損傷による老朽化が進行していることから、防災安全対策として適切な改修及び改良等を進める必要がある。                          |
| (担当) 都市建設部                                         |                                                                                              |
| (視点) 道路全般／ハード                                      |                                                                                              |



| 《リスクシナリオ》<br>5-3 沿線・沿道の建物等の倒壊による交通麻痺、地域交通ネットワークの寸断 |                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③都市計画道路沿道建築物の耐震化の促進                                | ・ 緊急輸送道路に指定されている都市計画道路は、発災時の建物倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。                                                 |
| (担当) 都市建設部                                         |                                                                                                                     |
| (視点) 沿道建築物／ハード                                     |                                                                                                                     |
| ④無電柱化整備の推進                                         | ・ 災害時の電柱倒壊による緊急輸送道路や区の主要道路等の閉塞を防ぎ、都市防災機能の強化を図るため、無電柱化整備を推進する必要がある。                                                  |
| (担当) 都市建設部                                         |                                                                                                                     |
| (視点) 沿道建築物／ハード                                     |                                                                                                                     |
| ⑤迅速な道路啓開に向けた関係機関との連携体制の構築                          | ・ 交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路の道路啓開に向けて、国や東京都、警視庁、東京消防庁等との連携体制を構築していく必要がある。                 |
| (担当) 都市建設部                                         |                                                                                                                     |
| (視点) 道路啓開／ソフト                                      |                                                                                                                     |
| ⑥民間団体との連携強化                                        | ・ 災害時の道路障害物除去等の協力体制を構築するために、足立建設業協会や東京土建一般労働組合足立支部、区内建設事業者等と協定を締結しているが、さらに多くの事業者や団体等と協定締結に向けた協議を進め、協力体制の拡充を図る必要がある。 |
| (担当) 危機管理部<br>都市建設部                                |                                                                                                                     |
| (視点) 道路啓開／ソフト                                      |                                                                                                                     |



【事前に備えるべき目標 6】

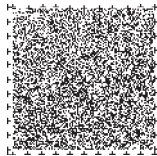
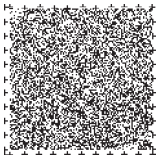
地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

| 《リスクシナリオ》<br>6-1 地域合意の欠如、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態        |                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①地域コミュニティの活性化の推進<br>(担当) 危機管理部<br>地域のちから推進部<br>(視点) 地域づくり／ソフト | ・ 防災区民組織や地域の防災活動に区民の積極的な参画を促す等、平時から地域コミュニティの活性化対策を講じ、災害後の復旧・復興に向けて地域が協力して取り組む体制を推進していく必要がある。      |
| ②多様な存在を認めあい、支え合える地域づくりの推進<br>(担当) 各部<br>(視点) 人づくり・地域づくり／ソフト   | ・ 災害時に女性、性的マイノリティ、子ども、高齢者、障がい者、外国人などへの配慮や適切な対応ができるよう、平時から多様な存在を認めあえる、思いやりや寛容さのある地域づくりを進めていく必要がある。 |

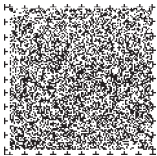
| 《リスクシナリオ》<br>6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①ボランティアの受け入れと支援体制の整備<br>(担当) 総務部<br>危機管理部<br>(視点) ボランティア／ソフト                      | ・ 避難所の運営支援やがれき除去といった様々な役割を果たすことが期待されているボランティアについて、円滑かつ効果的に活動が行えるよう受援計画を定め、支援体制を整備する必要がある。 |
| ②専門知識等を有する区民が活動するための体制整備<br>(担当) 危機管理部<br>(視点) 専門家／ソフト                            | ・ 地域住民の力を十分に引き出すために、防災士等として専門的な知識・技能(災害時の避難誘導、初期消火、救出・救助等)を有する区民が有効に活動できる体制の整備が必要である。     |

| 《リスクシナリオ》<br>6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③事業者、民間団体等との協定の拡充<br>(担当) 危機管理部<br>(視点) 民間・労働者／ソフト                                | ・ 現在、様々な業種の事業者や民間団体等と、災害時の応援協定を締結しているが、一層の拡充を進める必要がある。                                               |
| ④応急対策を行うために必要な人員等の輸送手段の確保<br>(担当) 危機管理部<br>(視点) 輸送／ソフト                            | ・ 災害時の応急対策を行うために必要な人員等の輸送について、既に協定を締結しているバス事業者やタクシー事業者等との連携を強化するとともに、新たな協定先を開拓し、輸送手段の多様化を図っていく必要がある。 |

| 《リスクシナリオ》<br>6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態      |                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①災害廃棄物処理計画に基づくマニュアルを用いた訓練の実施<br>(担当) 環境部<br>(視点) 体制整備／ソフト | ・ 大量に発生するがれき、被災ごみ、避難所から排出される生活ごみの収集運搬について、災害廃棄物処理計画に基づくマニュアルを用いた訓練を実施し、計画の実効性を担保する必要がある。                                         |
| ②広域的な災害廃棄物処理体制の整備<br>(担当) 環境部<br>(視点) 体制整備／ソフト            | ・ 大規模災害時は大量の災害廃棄物が発生すると予測されるため、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都、特別区、応援協定を締結している自治体や民間団体等と連携した広域的処理体制を構築しているが、二次仮置き場候補地の選定など、実施体制をさらに整備する必要がある。 |

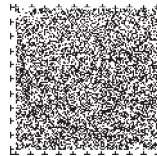


| 《リスクシナリオ》<br>6-4 住宅再建や道路再整備等の遅延により復旧・復興が大幅に遅れる事態           |                                                                                |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ①住宅再建に向けた早期対応<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 住宅／ソフト         | ・ 復旧・復興に向け、住宅再建が迅速かつ円滑に行えるよう、国及び東京都と連携して「被災住宅の応急修理」「応急仮設住宅の供給」の体制を整備しておく必要がある。 |
| ②地籍調査の推進<br><br>(担当) 都市建設部<br><br>(視点) 住宅／ソフト              |                                                                                |
| ③住家被害認定調査の早急な実施<br><br>(担当) 地域のちから推進部<br><br>(視点) り災証明／ソフト |                                                                                |
| ④り災証明の迅速な発行<br><br>(担当) 地域のちから推進部<br><br>(視点) り災証明／ソフト     | ・ 大規模災害には、り災証明の発行対象となる家屋が膨大な数になると想定されるため、住家被害認定調査を早急に実施する体制整備が必要である。           |
| ⑤義援金等の迅速な配布<br><br>(担当) 地域のちから推進部<br><br>(視点) 義援金／ソフト      |                                                                                |
|                                                            |                                                                                |

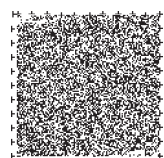


| 《リスクシナリオ》<br>6-5 風評等による不安と混乱の拡大                                              |                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①正確かつタイムリーな情報発信<br><br>(担当) 政策経営部<br>危機管理部<br><br>(視点) 区民等への情報発信<br>／ハード・ソフト | ・ 災害時は区民に不安や混乱が生じると予測されるため、防災アプリ、ホームページ、A-メール、LINE、X（旧Twitter）等のSNS、あだち安心電話・FAX、デジタルサイネージ、災害情報共有システム（Lアラート）など、活用可能なあらゆる媒体を用いて、正確な情報をタイムリーに発信し、不安や混乱を解消する必要がある。<br>・ 外国人にも配慮し、「やさしい日本語」や多言語での情報発信に努める必要がある。 |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                            |

| 《リスクシナリオ》<br>6-6 貴重な文化財の喪失                        |                                            |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ①文化財の保存<br><br>(担当) 地域のちから推進部<br><br>(視点) 文化財／ソフト | ・ 貴重な文化財の被災を防ぐため、文化財の保存に関する行動計画を策定する必要がある。 |
|                                                   |                                            |
|                                                   |                                            |







## 第4章 強靱化に向けた取組の整理 （「足立区基本計画」の施策との関係）

### 1 強靱化の推進に向けた分野の設定

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、「足立区基本計画」の4つの視点に基づき、分野を設定します。

<設定する分野>

- 1 ひと
- 2 暮らし
- 3 まち
- 4 行財政

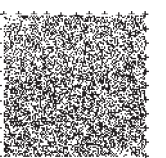
### 2 各分野の強靱化に向けた取組

1で設定した各分野における施策と、23のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）との関係を次ページからの表のとおり整理しました。強靱化の推進に向けた取組については、各施策を通じて実施していきます。

### 3 取組の重点化（優先順位づけ）

限られた資源と財源を効率的かつ効果的に活用して国土強靱化を推進するため、取組の重点化を図ります。

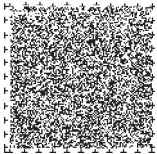
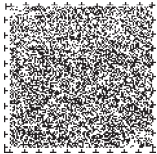
重点化する取組は、本区の特性を踏まえ、影響の大きさや緊急性、国の支援制度の有無など様々な角度から検討し、別途定めます。



施策分野ごとの強靱化の取組

| 事前に備えるべき目標                            | 1                           |     |     |     | 2                                                               |     |     |     |     |     |
|---------------------------------------|-----------------------------|-----|-----|-----|-----------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|                                       | 被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる     |     |     |     | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ |     |     |     |     |     |
| リスクシナリオ                               | 1-1                         | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 2-1                                                             | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 |
| 区の施策                                  |                             |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 視点：ひと                                 |                             |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 柱：自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人                 |                             |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む           |                             |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ①-1                                   | 児童・生徒の心身の健全な発達支援            |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ①-4                                   | 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実    | ●   | ●   |     |                                                                 |     | ●   |     |     |     |
| ①-5                                   | 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援 |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える            |                             |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ②-2                                   | 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実 | ●   |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ②-3                                   | 配慮を要する子育て家庭への支援             |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 柱：自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人                |                             |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる |                             |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ③-2                                   | 文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援       |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：④ 人権と多様な個性を認め合う社会を実現する            |                             |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ④-1                                   | 人権尊重社会の推進                   |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ④-2                                   | ジェンダー平等社会の推進                |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ④-3                                   | 多文化共生社会の実現                  |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ④-4                                   | ユニバーサルデザインの推進               |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |

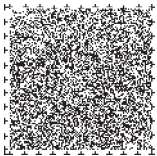
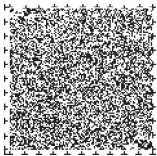
| 3               |     | 4                            |     | 5                                                 |     |     | 6                          |     |     |     |     |     |
|-----------------|-----|------------------------------|-----|---------------------------------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 必要不可欠な行政機能を確保する |     | 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |     | 生活・経済活動に必要な最低限の情報通信機能、ライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る |     |     | 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する |     |     |     |     |     |
| 3-1             | 3-2 | 4-1                          | 4-2 | 5-1                                               | 5-2 | 5-3 | 6-1                        | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6-5 | 6-6 |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 | ●   |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     | ●   |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |



施策分野ごとの強靱化の取組

| 事前に備えるべき目標                      | 1                                       |     |     |     | 2                                                               |     |     |     |     |     |
|---------------------------------|-----------------------------------------|-----|-----|-----|-----------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|                                 | 被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる                 |     |     |     | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ |     |     |     |     |     |
| リスクシナリオ                         | 1-1                                     | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 2-1                                                             | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 |
| 区の施策                            |                                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 視点：くらし                          |                                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 柱：地域とともに築く、安全なくらし               |                                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する    |                                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑤-1                             | 感染症対策の充実                                |     |     |     |                                                                 |     | ●   |     |     | ●   |
| ⑤-2                             | 良好な生活環境づくりの推進                           |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     | ●   |
| ⑤-4                             | ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進                 |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑤-5                             | 反社会的団体等の排除                              |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する          |                                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑥-1                             | 地球温暖化対策の推進と環境学習の充実                      |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑥-2                             | ごみの減量・資源化の推進                            |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 柱：いつまでも住み続けられる安心なくらし            |                                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：⑦ 地域でつながり、支え合う地域共生社会を実現する   |                                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑦-1                             | 重層的支援体制整備と支え合う地域づくりの推進                  |     |     | ●   |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑦-2                             | 町会・自治会、NPO等の活動支援の推進                     |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：⑧ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する |                                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑧-1                             | 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実 | ●   | ●   | ●   | ●                                                               |     |     |     |     |     |
| ⑧-2                             | 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実           |     |     | ●   | ●                                                               |     |     |     |     |     |
| ⑧-3                             | 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護           |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |

| 3               |     | 4                            |     | 5                                                 |     |     | 6                          |     |     |     |     |     |
|-----------------|-----|------------------------------|-----|---------------------------------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 必要不可欠な行政機能を確保する |     | 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |     | 生活・経済活動に必要な最低限の情報通信機能、ライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る |     |     | 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する |     |     |     |     |     |
| 3-1             | 3-2 | 4-1                          | 4-2 | 5-1                                               | 5-2 | 5-3 | 6-1                        | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6-5 | 6-6 |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              | ●   |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
| ●               |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
| ●               |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     | ●                            |     |                                                   | ●   |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     | ●   |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
| ●               |     |                              |     | ●                                                 |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   | ●   |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |





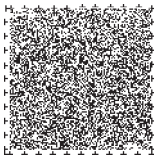
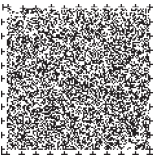
|  |            |
|--|------------|
|  | れる住環境の整備   |
|  | 緑・水・太陽光・斜土 |

|  |            |
|--|------------|
|  | れる住環境の整備   |
|  | 緑・水・太陽光・斜土 |

施策分野ごとの強靱化の取組

| 事前に備えるべき目標                | 1                       |     |     |     | 2                                                               |     |     |     |     |     |
|---------------------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|                           | 被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる |     |     |     | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ |     |     |     |     |     |
| リスクシナリオ                   | 1-1                     | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 2-1                                                             | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 |
| 区の施策                      |                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 視点：まち                     |                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 柱：活力とにぎわいのあるまち            |                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：⑬ 地域経済の活性化を進める        |                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑬-1                       | 区内事業者の持続的な発展と創業者支援の充実   |     | ●   | ●   |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 視点：行財政                    |                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 柱：区民の活躍とまちの活力を支える行財政      |                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：⑭ 戦略的かつ効果的な行財政運営を行う   |                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑭-2                       | 戦略的な人事管理・組織運営の推進        |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑭-5                       | 公有財産の活用と公共施設マネジメントの推進   | ●   |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| 施策群：⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる |                         |     |     |     |                                                                 |     |     |     |     |     |
| ⑮-1                       | 効果的な情報発信と区政情報の透明化       |     |     | ●   |                                                                 | ●   |     |     |     |     |

| 3               |     | 4                            |     | 5                                                 |     |     | 6                          |     |     |     |     |     |
|-----------------|-----|------------------------------|-----|---------------------------------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 必要不可欠な行政機能を確保する |     | 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |     | 生活・経済活動に必要な最低限の情報通信機能、ライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る |     |     | 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する |     |     |     |     |     |
| 3-1             | 3-2 | 4-1                          | 4-2 | 5-1                                               | 5-2 | 5-3 | 6-1                        | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6-5 | 6-6 |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     | ●                            |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     | ●                          |     |     |     |     |     |
|                 | ●   |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 |     |                              |     |                                                   |     |     |                            |     |     |     |     |     |
|                 | ●   | ●                            |     | ●                                                 |     |     |                            |     |     |     | ●   |     |



▶「変わりゆくまち、進化するあだち。」撮影協力 東京電機大学 東京千住キャンパス  
タカラ湯  
株式会社 福澤製作所

足立区基本計画  
足立区地域ビジョン・総合戦略  
足立区国土強靱化地域計画

令和7年2月発行  
発行 足立区  
編集 足立区 政策経営部 基本計画担当課、政策経営課  
足立区中央本町一丁目17番1号  
03-3880-5811



ADACHI  
BASIC  
PLAN  
2025 — 2032

